

学 生 便 覧

2020(令和2)年度版



静岡大学人文社会科学部

目 次

I	静岡大学人文社会科学部学術憲章	
	及び学位授与方針並びに教育課程編成・実施の方針	1
1	静岡大学人文社会科学部学術憲章	3
2	学位授与方針	5
3	教育課程編成・実施の方針	8
II	静岡大学人文社会科学部規則及び授業科目履修における関連規則	11
1	静岡大学人文社会科学部規則	13
	別表第Ⅰ 学科別授業科目表	16
	社会学科	16
	言語文化学科	21
	法学科（昼間コース）	30
	法学科（夜間主コース）	34
	経済学科（昼間コース）	36
	経済学科（夜間主コース）	39
	社会学科（ABP留学生コース）	41
	言語文化学科（ABP留学生コース）	46
	法学科（ABP留学生コース）	54
	経済学科（ABP留学生コース）	58
	別表第Ⅱ 卒業所要単位数	61
	別表第Ⅲ 教職に関する科目表	64
2	静岡大学全学教育科目規程	65
	別表Ⅰ	67
	別表Ⅱ	74
	別表Ⅲ（第13条関係）	77
3	静岡大学における履修科目の登録単位数の上限に関する規則	79
4	静岡大学における履修科目の登録単位数の上限に関する規則における人文社会科学部内規	80
5	留学生科目に関する申し合わせ	80
6	夜間主コース学生の昼間コース開講の教養科目の履修及び修得単位に関する内規	81
7	夜間主コース学生の昼間コース開講の専門科目の履修及び修得単位に関する内規	82
III	諸 規 則	83
1	国立大学法人静岡大学学則	85
	別表Ⅰ 学生収容定員表	93

別表Ⅱ 正規の課程	94
2 静岡大学学部共通細則	95
3 静岡大学学位規程	97
別表	100
4 静岡大学学生懲戒規程	101
5 副専攻プログラムの履修について	103
6 教員免許状取得に関する単位履修要領	108
教員免許状取得に関する「教科に関する専門的事項に関する科目」一覧	112
社会学科（中一種免（社会））	112
社会学科（高一種免（地理歴史））	114
社会学科（高一種免（公民））	115
言語文化学科（中一種免／高一種免（国語））	116
言語文化学科（中一種免／高一種免（英語））	117
言語文化学科（中一種免／高一種免（ドイツ語））	118
法学科（昼間コース）（中一種免（社会））	119
法学科（昼間コース）（高一種免（公民））	121
法学科（夜間主コース）（中一種免（社会））	123
法学科（夜間主コース）（高一種免（公民））	124
経済学科（昼間コース）（中一種免（社会））	125
経済学科（昼間コース）（高一種免（公民））	127
経済学科（夜間主コース）（中一種免（社会））	129
経済学科（夜間主コース）（高一種免（公民））	130
7 学芸員資格取得に関する単位履修要領	131
8 公認心理師資格取得に関する単位履修要領	132
9 「海外研修Ⅰ」「海外研修Ⅱ」「海外研修Ⅲ」「海外研修Ⅳ」「海外研修Ⅴ」の単位認定に関する要項	133
10 他の大学等において修得した単位の認定に関する規程	135
11 大学以外の教育施設等における学修の単位の認定に関する規程	136
12 入学前の既修得単位等の単位の認定に関する規程	138
13 人文社会科学部入学前既修得単位の認定基準に関する取り扱い要項	139
14 追試験及び再試験に関する内規	140
15 試験等において不正行為をした学生の取扱いに関する内規	140
16 社会学科の諸内規	142
16－1 社会学科進級基準に関する内規	142
16－2 社会学科卒業論文に関する内規	142
17 言語文化学科の諸内規	144
17－1 言語文化学科卒業論文に関する内規	144

18	経済学科の諸内規	145
18-1	経済学科進級基準に関する内規	145
18-2	転学部、転学科による経済学科進級基準の特例	146
18-3	経済学科卒業論文に関する内規	146
19	「卒業見込証明書」発行に関する基準	148
20	転入学及び編入学に関する内規	148
21	転学科等に関する内規	149
22	転学部生の既修得単位の認定に関する内規	149
23	転学科生の既修得単位の認定に関する内規	150
24	3年次編入学生の教育課程に関する内規	150
25	前学期末における卒業（9月卒業）に関する内規	152
26	静岡大学授業料等免除及び徴収猶予の取扱いに関する規則	152
27	長期にわたる教育課程の履修に関する規程	156
28	静岡大学研究生規程	157
29	人文社会科学部研究生に関する内規	158
30	静岡大学科目等履修生規程	159
31	人文社会科学部科目等履修生に関する内規	159
32	静岡大学特別聴講学生規程	160
33	静岡大学外国人学生規程	161
34	人文社会科学部棟管理・使用等要項	162
35	人文社会科学部庁舎管理・使用等要項細目	164
36	法政資料室利用規程	165
37	経済資料室利用規程	166
38	静岡大学大谷地区構内交通規制要項	166
39	静岡大学学生の海外渡航時の手続に関する規則	168
IV	履修の手引き	171
1	大学生としての心がまえ	173
2	静岡大学で学ぶ準備	174
3	相談したいときは…	174
4	静岡大学で学ぶための基本用語	176
5	履修登録までに必要な申請手続き	184
6	履修登録手続	185
7	抽選履修登録	187
8	授業履修の方法（学科別）	190
9	資格取得に向けて	203

10 留学、進路変更など	208
11 就職支援について	211
12 快適な大学生活のために	213
V 人文社会科学部のあゆみ	217
VI 人文社会科学部教員名簿	221
VII 付 録	227
1 静岡地区建物配置図（静岡キャンパス）	229
2 人文社会科学部A、B、C棟平面図	230
3 共通教育A、B、L、P棟、人文社会科学部E棟平面図	232

I 静岡大学人文社会科学部 学術憲章及び学位授与方 針並びに教育課程編成・ 実施の方針

1 静岡大学人文社会科学部学術憲章

——教育と研究の発展のために——

2004年4月1日

2012年4月1日 改正

2014年2月13日 改正

2016年11月10日 改正

前 文

静岡大学人文社会科学部は、旧制静岡高等学校の伝統を引き継いで戦後発足した文理学部の改組により、1965年に人文学部として設置され、2012年4月からさらなる発展を目指し、人文社会科学部に学部名称を変更した。この間、国立大学のなかでも最大規模の文科系総合学部に至り発展し、日本および国際社会で活躍する数多くの有為な人材を世に送り出してきた。新生人文社会科学部が新たな一歩を踏み出すこの機にあたって、日本国憲法、教育基本法、世界人権宣言、高等教育に関するユネスコの宣言・勧告等の理念をふまえ、教育研究活動を通じて世界の平和、人類の福祉とその持続可能な発展に貢献するという使命を自覚し、ここに「静岡大学人文社会科学部学術憲章」を定める。

わたしたちは20世紀文明の巨大な発展を引き継いで、新世紀へと踏み込んだ。科学技術の発達にはわたしたちに大きな発展の可能性をもたらすとともに、同時に前例のない難問と数多くの課題を突きつけている。「グローバル経済」のもとでの富の集中と貧困化、いのちの存立基盤である地球生態系の危機、戦争とテロリズムに見られる暴力の無限連鎖、「豊かさ」のなかでの人間性の衰退等々、わたしたちの前には容易ならざる課題が山積している。科学技術が牽引する現代文明のこうした展開に、大学は「知の拠点」として貢献してきた。いまその「知」のあり方が根本から問い直されている。

科学技術が道具化するとき、そこに個別の「使用説明書」はついていても、その究極の目的に関わる規範の説明はない。技術知の一人歩きが懸念される今日、「なんのための学問研究・教育なのか」をたえず問い直していかなければならない。人類社会のこれまでの歴史的発展をふまえ、豊かな人間性を基盤にした持続可能な、さらなる発展を保障する道はなにか？ こうした問いが、人文科学・社会科学に関する教育研究に携わるわたしたち教職員と学生に提起されている。断片化された知ではなく、総合知が必要とされる時代に、静岡大学が総合大学としての力量を発揮していく上で、人文社会科学部の果たすべき役割は大きいと言わなければならない。このような人類史的・地球的規模の課題は同時に身近な地域社会においても出現している。地域社会をグローバルな課題の生きた現場としてとらえ、地域の特徴に根ざした教育研究の独創的展開を目指していかなければならない。

こうした創造的な学問研究・教育の発展を保障するためには、教育と研究における自由が不可欠である。その自由はしかし同時に、他者の自由の尊重と不可分であり、自己の社会的義務についての深い自覚に裏打ちされたものでなければならない。セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメントなどあらゆる暴力を排除し、人間の尊厳と憲法に保障された基本的諸権利が尊重されなければならない。

以上の精神の上に立って、人文社会科学部において展開される教育・研究のあり方を明らかにする。

一. 教育の目標

1. 静岡大学人文社会科学部は、自由な知的活動が展開される知の共同体であり、次代を担う次のような市民が育っていく学びの場でなければならない。
 - 人文・社会科学の各分野の専門的知識を身につけるとともに、自身の専門と職業の意味を幅広い視野から見据えることのできる教養を兼ね備えた市民。

- 地域社会の多元的な発展に寄与しうるとともに、国際社会にも通用しうる力量をもった多彩な市民。
 - 現実の諸問題の核心をとらえるための総合的な理解力、さらに問題解決の道を切り拓く実践的な応用力を身につけた市民。
 - 倫理感覚と責任意識をもった市民社会の担い手。
2. 社会の多様な教育ニーズに応えるため、社会人学生を広く受け入れ、リカレント教育を提供し、地域社会の多元的な発展に貢献する。
 3. 外国人留学生を広く受け入れ、各分野における専門的教育を提供するとともに、日本の文化や社会事情を理解するための教育を提供する。異なる文化の相互理解を通じて国際的友好関係の発展に努める。

二. 教育目標の実現にむけて

1. 少人数教育と卒業論文の作成によって修学を集大成する教育を実施する。
2. 学生自身が「学びたい」という欲求にもとづき、能動的に学習できるよう努める。その一環として、実社会を体験しながら学び、地域に学び現場で考える「臨床型」思考を重視する。
3. 幅広い教養の修得を基盤として、問題発見能力と課題解決能力が養われ、論理的思考力が鍛えられ、聴く力・対話力・表現力が身につく教育を展開する。
4. 各学科の専門的な基本的教育を重視するとともに、社会学科・言語文化学科・法学科・経済学科からなる四学科の連携によって総合的な視野が涵養される教育を提供する。
5. 自己点検評価、外部評価、学生による授業評価とそれへの教員の応答によって教育システムを系統的・継続的に自己点検し、教育改善に努める。
6. 教育面での国際交流を推進し、国際化した社会における文化と個の多様性を理解するとともに、そのなかで適切に自己を発信するための教育を提供する。

三. 研究の目標

1. 静岡大学人文社会科学部は人文・社会科学の各分野において、創造的な研究活動を展開し、世界の平和と人類の福祉、学術文化の創造的発展に貢献する。
2. 研究成果を社会に還元し、人類社会の持続可能な発展に貢献する。それはけっして一方的関係ではなく、社会への応答（アカウンタビリティ）は新たな質の研究課題を設定し研究を活性化の上でも不可欠である。その点からも、とりわけ地域社会との連携を密にし、地域社会から研究活動のエネルギーを頂きながら、その成果をフィードバックしていく。
3. 未来にむけて現代の諸課題に取り組むためには、過去にも眼差しを向けなければならない。現在直面している問題が由来する歴史的な背景を理解し、過去の知的遺産をふまえてこそ、新たな知の創造も可能となる。人類文化の歴史と伝統を軽視することなく、未来を見据えて、現在の課題に取り組む。特にアジア諸国などとの交流を図るために、戦争責任問題の意味を理解し、偏狭なナショナリズムに陥ることのない国際性豊かな研究に注意を払う。

四. 研究目標の実現にむけて

1. 個別分野ごとの研究を高度に発展させるとともに、多様な専門分野の力を結集して、問題の理解と諸課題の解決をめざす分野融合的研究を展開し、基礎学と課題解決型研究とが補完的に発展するよう努める。そのために各研究スタッフは狭い専門分野に閉じこもることなく、「世界を読む」眼を鍛え、多様な研究領域の意味と連関を理解できるだけの広い視点を養うよう努力する。
2. 研究成果を社会に還元するとともに、地域社会のニーズに応える研究活動を推進し、地域発信型の文化と科学の創造的な発展をめざす。大学と地域との相乗的な活性化を支える拠点として、地域社会文化研究のための知のネットワークを構築する。
3. 研究成果は各分野の学会や学術誌に発表するだけでなく、公開講座などさまざまな機会を活用して公表し、地域文化の啓発に努める。

4. 研究活動内容をたえず自己点検・自己評価しつつ、その内容を社会に公開して評価を受け、研究活動の改善に努める。

五. 倫理規定

わたしたちは、教育と研究のあらゆる場面で以下の項目を遵守し、質の高い教育と研究をめざす。

1. 日本国憲法、教育基本法をはじめとした関連法規を遵守します。
2. 学生の人格権、学習を通じて発達する権利などの基本的人権を守ります。
3. すべての構成員が国籍、民族、性別、言語、宗教、政治的意見、出身、財産、門地その他の地位、性的指向（同性愛など）、婚姻上の地位、家庭における地位、障害、疾患、経歴、年齢などの事由によって差別されないことを保障します。
4. セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメントのない教育・研究環境を構築し、それを維持します。
5. 構成員の安全と健康に留意した教育・研究環境を構築し、それを維持します。
6. 研究にあたっては真理の探究と人類の平和的発展という価値に従います。
7. 研究活動を通じた人権侵害をおこないません。

2 学位授与方針

静岡大学 学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

静岡大学は、教職員、学生の主体性の尊重と相互啓発の上に立ち、平和で幸福な未来社会の建設への貢献をめざす「自由啓発・未来創成」のビジョンを掲げ、教育・研究に携わっている。このようなビジョンのもとで、国際感覚と高い専門性を有し、チャレンジ精神にあふれ、豊かな人間性を有する教養人を育成することが本学の教育目標であり、下記に示すそれぞれの資質・能力を身につけていることを学位授与の条件とする。

1. 専門分野についての基本的な知識を習得し、これを社会の具体的文脈のなかで活用することができる。
2. 外国語を含む言語運用能力、情報処理、キャリア形成等の基本的スキルを身につけている。
3. 多様性を認め、幅広い視点から物事を考え、行動することのできる国際感覚と深い教養を身につけている。
4. 主体的に問題を発見し、自らのリーダーシップと責任のもとで、様々な立場の人々と協同して、その解決にあたることができる。

人文社会科学部 学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

人文社会科学部は、静岡大学が定める学位授与方針並びに「人文社会科学部学術憲章」に従い、豊かな人間性を基礎にした総合知を体得した個人を育成することを教育目標とし、学位授与の条件として学生に以下のことを求める。

1. 論理的思考力、問題発見力、課題解決力を伴う深い専門性を備えている。
2. 専門的な知識や技能を社会の具体的な場面で展開するための幅広い教養と学際的総合力を備えている。
3. 文化と個の多様性を理解し、国際化した社会のなかで活躍するための基礎的な力を備えている。
4. 社会を構成する市民としての自覚を備え、他者と協力して課題に取り組むことができる。

○社会学科 学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

社会学科は、哲学・倫理学、心理学、社会学、文化人類学、歴史学・考古学の専門分野から構成され、学生はこれらの分野を横断的に学びつつ、いずれかの分野を専攻し、学修成果を卒業論文にまとめます。

各種専門科目の履修を通して、下記に示すそれぞれの資質・能力を身につけていることを学士（社会学）の学位を授与する条件として重視しています。

1. 各専門分野で蓄積された知識と探究方法を身につけ、それを地域社会や職場などの現場で、課題を見出しその解決に向けて活用できる力を修得している。
2. 多様な人間・社会について、歴史・民族・文化・制度といったさまざまな条件を学際的に考慮し、深く理解することができる。同時に、地域社会・国際社会を構成する一員としての自覚をもち、寛容と共生への志向を尊重できる。
3. 確かな論理的思考力、情報リテラシーを有し、他者の主張を的確に理解し、自らの思考を伝達しうるコミュニケーション能力を含めた協働的対人能力を修得している。

○言語文化学科 学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

言語文化学科は、静岡大学が定める方針並びに「人文社会科学部学術憲章」に従い、所定の科目を履修し、学修成果を卒業論文にまとめ、適切な知識・技能が身につけていることを示した者に学士（文学）の学位を授与する。その判断の目安として、以下の項目を重視する。

1. 人間・社会・自然について調和の取れた教養を備え持ち、多様な課題を発見、分析、解決できる情報リテラシーを修得している。
2. 高度な日本語表現能力を有することはもちろん、外国語を高いレベルで学習し、外国文化を深く理解することによって、グローバル社会に対応できる国際的感覚とコミュニケーション能力を身につけている。
3. 個々の専門分野の立場から自らの研究課題を設定し、その解決に向けて情報を収集・分析できる探究力と、批判的かつ論理的思考によって独自の見解を導き出せる問題解決力と、自己の見解を文字媒体あるいは口頭で適切かつ的確に伝える表現力を身につけている。

○法学科 学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

法学科は、静岡大学及び人文社会科学部の学位授与の方針に従い、以下の能力を修得した者に学士（法学）の学位を授与する。

1. [知識・理解] 法律学、政治学の基本的素養及び幅広い教養を身につけている。
2. [分析・思考力] 現代社会に生じる法的・政治的諸事象を分析し、一定の解決を導く能力を身につけている。
3. [態度・志向性] 学内外における主体的な活動を通して、他者との協働性や自らの考えを提示する能力を身につけている。
4. [市民性] 社会を構成する主体性を持った市民として、よき公共性の実現に貢献する力を身につけている。
5. [地域理解] 地域社会の創造的な発展のために、よきガバナンスを構想し、リーダーシップを発揮する力を身につけている。
6. [国際感覚] 国際社会に存在する文化、価値、利害等の多様性を理解し、そのなかで適切に自己を発信する力を身につけている。

○経済学科 学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

経済学科は、静岡大学及び人文社会科学部の学位授与の方針に従い、以下の各項目で設定された知識や能力に関する基準を満たした者に学士（経済学）の学位を授与する。

基準1：専門的知識に関する基準

社会科学のうち、経済・経営分野に関する総合的・基礎的な知識を修得している。経済理論、経済政策、経済史、経営学、会計学といった関連諸分野のうち、各人の興味・関心に基づいてより専門的・発展的・実践的な知識を修得している。

基準 2：問題処理能力に関する基準

問題発見・解決能力、コミュニケーション力（協調性、独創性、国際性）を身につけている。

基準 3：社会的実践に関する基準

現代の経済・社会的諸問題の所在を的確に認識したうえで、それらに対して自発的に学習・行動し、その成果を社会に還元していこうとする積極的姿勢を備えている。

基準 4：地域社会との連携に関する基準

地域のさまざまなアクターとも積極的に関わりを持ち、地域社会における多様な意見・ニーズを吸収できる。

基準 5：一般的な教養に関する基準

幅広い分野でさまざまな知識と教養を身につけ、それらを専門的知識のより深い理解と社会的実践に活用している。

3 教育課程編成・実施の方針

静岡大学 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

静岡大学は、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、下記の方針に従って教育課程を編成し実施する。

1. 全学教育科目においては、基礎的な学習方法、外国語の運用能力、情報処理、キャリア形成等の基本的スキルを身につけるために「基軸教育科目」を、国際感覚と教養を身につけるために「現代教養科目」を、理系の基礎的知識習得や教職等の資格取得のために「理系基礎科目」及び「教職等資格科目」をおく。
2. 専門科目においては、各学部の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、それぞれの専門分野についての主体的な学びを促し、基本的知識・方法を身につけるための系統的な授業配置を行う。
3. 自ら問題を発見し、その解決のために他者と協同して行動できるようにするため、学生参加型授業、フィールドワーク、実験・実習等の授業を配置すると共に、地域社会との交流や国際交流の機会を積極的に提供する。
4. すべての授業について十分な学習時間を確保すると共に、客観的な評価基準に基づく成績評価を行う。

人文社会科学部 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

人文社会科学部は、静岡大学が定める教育課程の編成・実施の方針並びに「人文社会科学部学術憲章」に従い、学生の主体的判断を尊重しつつ、学習の系統性に配慮して、以下のような方針で教育課程を編成し実施する。

1. 人文社会科学分野の専門教育と調和する教養の修得を図る。
2. 人文社会科学部を構成する四学科の連携によって総合的な視野が涵養される教育を提供する。
3. 各学科の特質を活かした専門教育を重視し、十分な質と量を備えた「学科専門科目」を展開する。
4. 教育システムを系統的・継続的に自己点検し、教育改善に努め、質の高い教育実践を行う。成績評価は、学生の各授業への取り組み姿勢を適正に反映したものとする。

○社会科学部 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

社会科学部は、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、以下の方針に従って教育課程を編成し実施する。

1. 各専門分野の基礎となる知識と方法を身につけるために、基盤科目を開講し、より専門的な知識を身につける講義科目として発展科目を開講します。
2. 各専門分野のより高度な方法論的知を身につけるための演習・実習型科目として専門コア科目を開講します。
3. 専門的知識と方法を総合することで、諸領域で課題を発見し、解決しうる能力を養成するために、研究演習、卒業演習を開講し、卒業論文の執筆を指導します。
4. 各専門分野の知見に基づく多様な講義科目である基盤科目、発展科目を開講し、それらを相互に関連づけることを通して、様々な人間・社会への学際性を伴った深い理解を促します。また、教養科目における個別分野科目、学際科目、専門科目における学部共通科目によってさらに学際的な視点が開かれることを促します。
5. 基盤科目・発展科目を通して、様々な背景を持つ他者への寛容と共生への志向を醸成し、地域社会・国際社会の一員としての自覚を高めます。学部共通科目、教養科目における英語・初修外国語科目等語学科目、キャリア形成科目もまたこの基礎を形成します。
6. 基盤科目および専門コア科目には、文献講読の他にグループワークも必要とする演習科目、そして地域等での実習が多く含まれます。これらの科目によって、論理的思考能力と情報リテラシーを錬成し、加えて高いコミュニケーション能力、協働的な対人能力を涵養します。なお、教養科目における情報

処理、英語・初修外国語科目等語学科目は、こうした汎用的能力・スキルの礎となります。

○言語文化学科 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

言語文化学科は、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、以下の方針に従って教育課程を編成し実施する。

1. 教養科目では、専門教育を履修するための基礎と幅広い教養の修得を図る。「基軸教育科目」においては、基礎的な学習方法、外国語の運用能力、情報処理、キャリア形成等に関する科目、「現代教養科目」では学際科目の他に自然科学分野の科目履修を指定する。
2. 学部を構成する四学科の連携により、総合的な視野の涵養を図る「学部共通専門科目」として提供する。
3. 専門科目として1年次には、市民社会で共生していくための基礎的な知識・教養・日本文化への理解を促す科目を設置する。また国際社会で自己を発信するための語学力と異文化理解を涵養する基礎科目を適宜配置する。
4. 2年次より、専門科目の基礎となる文学と言語学を中心に専門知識の深化と蓄積を求めるコア科目を設置する。また言語文化一般における視野の拡大を目指し、学際的視点に基づく横断型科目を配置する。
5. 3～4年次には、講義と演習のバランスを十分に考慮し、知的探究力・分析力を発展的に高め、知を実生活で発信できることを目指す発展的・応用的な科目を配置する。また卒業論文関連科目を設置し、修得した知を総合化して、学習の集大成としての卒業論文執筆に導く。

○法学科 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

法学科は、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、以下の方針に従って教育課程を編成し実施する。

1. [知識・理解] 教養科目においては、「基軸教育科目」において、英語・初修外国語の運用能力の修得を重視するとともに、「現代教養科目」において、学際科目の他に自然科学分野の科目履修を指定して、幅広い教養の修得を図る。
専門科目においては、1年次において、法律学と政治学の入門科目及び専門必修科目（夜間主コースは専門選択科目）として法律科目のうち憲法、民法、刑法の総論部分を開講し、これにより、法律学・政治学の基礎的素養と専門知識を修得させ、2年次以降の効果的な学習成果の発展を担保する。
2. [分析・思考力] 1年次から4年次まで一貫して、法律学・政治学の専門科目を選択科目として広く開講し、法律的・政治的問題を探究する力や分析する力を養う。
その際、隣接する分野を学ぶことにより、これらの問題をより深く探究・分析する能力を身につけさせる。
3. [態度・志向性] 1年次から4年次まで一貫して、議論と協働に重点を置く少人数教育を行ない、双方向授業を展開する。1年次においては新入生向けの演習科目を開講し、2年次以降（夜間主コースは3年次以降）は多彩な専門演習を開講し、学習成果の発表の場を設ける。オフィスアワーを毎週提供し、主体的な学びを保証するためのきめ細やかな支援を行う。
4. [市民性] 市民とは何かという理論的問題及び主体的な市民参加・社会参画をいかにして実現するかという、実践的問題を考えさせることのできる授業を提供する。
5. [地域理解] 将来、地域社会で活躍するために、地域社会が抱える諸問題を的確に把握・分析し、解決策を考えさせる授業やインターンシップを提供する。
6. [国際感覚] 国際社会が抱える主要な問題を分析する授業や、国際社会における日本の役割を考えさせる授業を日本語および英語で提供する。

○経済学科 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

経済学科は、ディプロマポリシーで掲げた五つの基準を卒業までに修得することを目的として別表にあるカリキュラムを配置する。なおこれら五つの基準は、以下に示す七つの能力に具体化し数値化する。

これら七つの能力は、大学卒業生に対して広く社会が求める能力であり、同時に経済学科が定めるディプロマポリシーに合致した具体的な能力を示している。これらの能力とディプロマポリシーとの対応と数値化については別に定める。

能力1：コミュニケーション力

情報収集・発信、相互理解のためのコミュニケーション（協調性、独創性、国際性）に関する能力

能力2：論理的思考力

経済学・経営学の思考法に基づき、筋道を立てて論理的に経済・経営に関するさまざまな事象を理解する能力

能力3：自己管理能力

目標の実現に向けて計画的に自らを律して学習する能力

能力4：専門的知識力

経済学・経営学分野に関する専門的な知識を修得する能力

能力5：継続的学習力

経済学・経営学およびそれらの関連分野における、より専門的・発展的な知識を身に付けようとする能力

能力6：学際的教養力

社会科学における近接領域の学際的な知識や教養を身に付けようとする能力

能力7：一般的教養力

さまざまな分野における知識、技能、教養を身に付けようとする能力

II 静岡大学人文社会科学部 規則及び授業科目履修に おける関連規則

1 静岡大学人文社会科学部規則

(平成4年12月21日全部改正)

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人静岡大学学則（以下「学則」という。）に基づき、静岡大学人文社会科学部（静岡大学地域創造学環を除く。）（以下「本学部」という。）における教育その他必要な事項を定める。

(人材育成に関する目的)

第1条の2 本学部は、人文・社会科学の各分野の専門的知識・能力を身につけるとともに、国際的な視野と幅広い教養を備え、社会の発展に貢献しうる人材を育成することを目的とする。

(学科等)

第2条 本学部は、学則第4条に規定する次の学科で構成し、法学科及び経済学科に夜間主コースを併せ置く。

社会学科

言語文化学科

法学科

経済学科

(履修コース)

第3条 削除

(教育課程)

第4条 本学部の教育課程は、専門科目及び教養科目をもって編成する。

第5条 専門科目の授業及び教養科目の授業は、この規則及び静岡大学全学教育科目規程の定めるところによる。

(単位の計算)

第6条 各授業科目の単位は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、当該授業による教育効果及び授業時間外に必要な学修を考慮して、次に定める基準により計算する。

(1) 専門科目

ア 講義については、1時間の授業に対して2時間の授業時間外の学習を必要とするものとし、

15時間の授業をもって1単位とする。

イ 演習については、授業の内容により、1時間の授業に対して2時間又は0.5時間の授業時間外の学修を必要とするものとし、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。

ウ 実験、実習及び実技については、授業の内容により、1時間の授業に対して0.5時間の授業時間外の学修を必要とするときは30時間、授業時間外の学修を要しないときは45時間の授業をもって1単位とする。

エ 講義、演習、実験、実習又は実技のうち、複数の方法の併用により授業を行う場合は、その組み合わせに応じ、次表の学修時間により計算した総学修時間数が45時間となる授業をもって1単位とする。

授業の種類	授業1時間当たりの学修時間
講義	3時間
演習	授業の内容により1時間又は3時間
実験、実習及び実技	授業の内容により1時間又は1.5時間

(2) 教養科目については、静岡大学全学教育科目規程の定めるところによる。

(3) 卒業論文は、必要な学修等を考慮して単位数を定める。

(授業科目及び履修方法)

第7条 各学科の授業科目及び履修方法は、別表第Iのとおりとする。

(夜間主コースの履修の特例)

第8条 夜間主コースの学生は、昼間コース開講の法学科及び経済学科の専門科目を履修し、単位を修得することができる。

2 前項の規定により修得した単位は60単位を限度として、第15条に規定する卒業所要単位に含めることができる。

3 前2項に定めるもののほか、昼間コース開講の法
学科及び経済学科の専門科目の履修及び修得単位
の扱いについては、別に定める。

4 昼間コースの教養科目の履修及び修得単位の扱い
については、別に定める。

(履修登録)

第9条 学生は、履修しようとする授業科目について、
所定の期日までに所定の手続きに従い登録しなけれ
ばならない。

2 前項の規定により履修登録できる単位数の上限に
ついては、静岡大学における履修科目の登録単位数
の上限に関する規則の定めるところによる。

(履修コースの決定)

第10条 削除

(卒業論文)

第11条 卒業に必要な単位として、卒業論文を課すこ
とができる。

2 卒業論文の提出に必要な要件は、別に定める。

(単位の授与、成績評価)

第12条 履修した授業科目は、授業科目担当教員が試
験の結果及び平常の学習状況を総合して成績を評価
し、合格した者に単位を授与する。

2 成績の評価は、「秀」、「優」、「良」、「可」、及び「不
可」とし、「秀」、「優」、「良」及び「可」を合格、「不
可」を不合格とする。

(試験)

第13条 試験は、各学期ごとに期日を定めて行う。た
だし、授業科目によっては、随時行うことがある。

2 病気その他正当な理由により試験を受けることの
できなかった者は、別に定める手続きにより追試験
を受けることができる。

第14条 削除

(卒業認定)

第15条 卒業の認定を受けるには、別表第Ⅱに定める
単位を修得しなければならない。

(教員免許)

第16条 教育職員免許法に基づく教員の免許状を取得
しようとする者は、教科に関する科目及び別表第Ⅲ
に定める教職に関する科目について、所要の単位を
修得しなければならない。

2 教職に関する科目の単位は、卒業に必要な単位に

含めることができる。

3 修得単位の扱いについては、別に定める。

(他学部における授業科目の履修)

第17条 学生は、別に定めるところにより、他の学部
の授業科目を履修することができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第17条の2 本学部に入學する前に履修した授業科目
について修得した単位(科目等履修生として修得し
た単位を含む。)を卒業に必要な単位として、認定す
ることがある。

2 認定の方法、既修得単位の扱いについては、別に
定める。

(退学等)

第18条 学生が、退学、休学、留学又は転学等をしよ
うとするときは、所定の願書を人文社会科学部長に
提出するものとする。

(編入学、転入学)

第19条 本学部編入学又は転入学を志望する者があ
るときは、選考のうえ、入学を許可することがある。

2 選考の方法、既修得単位の扱い等については、別
に定める。

(再入学)

第20条 再入学を許可された者の在学期間は、残余年
数とする。

(転学部、転学科)

第21条 学生が本学部への転学部又は他学科への転学
科を志望するときは、編入学及び転入学の場合に準
じて、これを取り扱うものとする。なお、転学部及
び転学科を許可された者の既修得単位の認定につい
ては、別に定める。

(研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、短
期交流特別学部学生)

第22条 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学
生及び短期交流特別学部学生について必要な事項は、
別に定める。

(学生指導)

第23条 学生の勉学その他の相談に応ずるため、指導
教員を置く。

2 学生は、学年の初めに、所属する学科の教員のう
ちから指導教員1人を選び、その承認を得て、人文
社会科学部長に届け出るものとする。

(雑則)

第24条 学則、これに基づく別段の定め及びこの規則の定めによるほか、本学部教育課程及び履修方法等について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 平成5年3月31日において現に在学する者については、改正後の静岡大学人文学部規則の規定は適用せず、なお従前の例による。

〈以下、平成7年3月15日から平成16年5月12日までの改正の附則省略〉

附 則 (平成16年11月11日規則)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成16年度以前に入学した学生については、この規則による改正後の静岡大学人文学部規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成18年3月15日規則)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成17年度以前に入学した学生については、この規則による改正後の静岡大学人文学部規則の規定(第12条を除く。)にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成20年4月1日規則)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年4月16日規則)

この規則は、平成21年4月16日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則 (平成22年4月1日規則第1号)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度以前に入学した学生については、この規則による改正後の静岡大学人文学部規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、一部の授業科目については、別に指定するところにより、履修させることができる。

附 則 (平成22年5月19日規則)

この規則は、平成22年5月19日から施行する。

附 則 (平成22年7月8日規則)

- 1 この規則は、平成22年7月8日から施行し、平成22年4月1日から適用する。
- 2 平成21年度以前に入学した学生については、この規則による改正後の静岡大学人文学部規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成23年3月10日規則)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成22年度以前に入学した学生については、この規則による改正後の静岡大学人文学部規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

〈平成23年9月15日の改正の附則省略〉

附 則 (平成23年10月13日規則第20号)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成23年度以前に入学した学生については、この規則による改正後の静岡大学人文社会科学部規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

〈以下、平成24年2月1日から平成24年11月8日までの改正の附則省略〉

附 則 (平成24年12月5日規則第35号)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度以前に入学した学生については、この規則による改正後の静岡大学人文社会科学部規則の規定にかかわらず、第9条第1項の規定を除き、なお従前の例による。ただし、一部の授業科目については、別に指定するところにより、履修させることができる。

〈以下、平成25年2月14日から平成25年7月11日までの改正の附則省略〉

附 則 (平成25年12月12日規則第73号)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度以前に入学した学生については、この規則による改正後の静岡大学人文社会科学部規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成31年1月16日規則第25号)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度以前に入学した学生については、この規則による改正後の人文社会科学部規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (令和元年7月11日規則第103号)

- 1 この規則は、令和元年7月11日から施行し、平成31年4月1日から適用する。
- 2 平成30年度以前に入学した学生については、この規則による改正後の人文社会科学部規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第Ⅰ

学科別授業科目表（第7条関係）

社会科学（ABP留学生コースを除く。）

区 分		授 業 科 目	単位数	講義・演習等の別	年 次	備 考
必	学科専門科目	研 究 演 習 I	2	演	3	
		研 究 演 習 II	2	演	3	
		卒 業 演 習 I	2	演	4	
		卒 業 演 習 II	2	演	4	
		卒 業 論 文	8	演	4	
		小 計	16			
修	教養科目	(授業科目名及び単位数は静岡大学全学教育科目規程別表Ⅰ人文社会科学部(ABP留学生コースを除く。)(教養科目)による)		17		
選	学 科	人 間 学 概 論	2	講	1	《基盤科目》 11科目から6科目12単位以上を選択必修。(別表第Ⅱの「学科共通専門科目」に当たる)
		心 理 学 概 論	2	講	1	
		歴 史 学 概 論	2	講	1	
		社 会 学 概 論	2	講	1	
		文 化 人 類 学 概 論	2	講	1	
		哲 学 概 論	2	講	1	
		臨 床 心 理 学 概 論	2	講	1	
		社 会 心 理 学 概 論	2	講	1	
		日 本 史 概 論	2	講	1	
		外 国 史 概 論	2	講	1	
		考 古 学 概 論	2	講	1	
		フ ィ ー ル ド ワ ー ク 基 礎 演 習	2	演	1	
		社 会 調 査 入 門	2	講	1	
		統計・データ解析Ⅰ(心理学統計法Ⅰ)	2	講	1	
	専 門	統計・データ解析Ⅱ(心理学統計法Ⅱ)	2	演	2	
		Social and Human Studies	2	演	2～4	
	扱 科 目	西 洋 思 想 史	2	講	2～3	《発展科目》
		日 本 宗 教 思 想	2	講	2～3	
		倫 理 学 基 礎 論	2	講	2～3	
		日 本 思 想 概 説	2	講	2～3	
		ギ リ シ ア 語 I	2	講	2～3	
		ギ リ シ ア 語 II	2	講	2～3	
		ラ テ ン 語 I	2	講	2～3	
		ラ テ ン 語 II	2	講	2～3	
		現 代 文 化 論 I	2	講	2～3	
		現 代 文 化 論 II	2	講	2～3	
		地 域 社 会 論 I	2	講	2～3	
		地 域 社 会 論 II	2	講	2～3	
		社 会 学 基 礎 理 論 I	2	講	2～3	
		社 会 学 基 礎 理 論 II	2	講	2～3	
		環 境 共 生 と 地 域 の 社 会 学	2	講	1～3	
		家 族 と ジ ェ ン ダ ー の 社 会 学	2	講	2～3	
		地 域 社 会 と 福 祉	2	講	2～3	

区 分		授 業 科 目	単位数	講義・演習等の別	年 次	備 考
選 択 目	学 科	グ ロー バ ル 化 の 社 会 学	2	講	2～3	
		地 域 社 会 学	2	講	2～3	
		教 育 現 象 の 社 会 学	2	講	2～3	
		自 己 と 関 係 の 社 会 学	2	講	2～3	
		仕 事 の 社 会 学	2	講	2～3	
		男 女 共 同 参 画 論	2	講	2～3	
		地 域 連 携 論	2	講	1～3	
		神 経 ・ 生 理 心 理 学	2	講	2～3	
		知 覚 ・ 認 知 心 理 学	1	講	2～3	
		学 習 ・ 言 語 心 理 学	1	講	2～3	
		社 会 ・ 集 団 ・ 家 族 心 理 学	2	講	2～3	
		感 情 ・ 人 格 心 理 学	2	講	2～3	
		異 常 心 理 学 (障 害 者 ・ 障 害 児 心 理 学 I)	1	講	2～3	
		障 害 児 心 理 学 (障 害 者 ・ 障 害 児 心 理 学 II)	1	講	2～3	
		発 達 心 理 学	2	講	2～3	
		心 理 的 ア セ ス メ ン ト	2	講	2～3	
		心 理 学 的 支 援 法	2	講	2～3	
		コ ミ ュ ニ テ ィ 心 理 学	1	講	2～3	
		健 康 ・ 医 療 心 理 学	1	講	2～3	
	専 門 科	発 達 臨 床 心 理 学 (福 祉 心 理 学 I)	1	講	2～3	
		障 害 ・ 福 祉 心 理 学 (福 祉 心 理 学 II)	1	講	2～3	
		教 育 ・ 学 校 心 理 学	2	講	2～3	
		司 法 ・ 犯 罪 心 理 学	1	講	2～3	
		産 業 ・ 組 織 心 理 学	1	講	2～3	
		精 神 疾 患 と そ の 治 療	2	講	2～3	
		日 本 史 概 説	2	講	2	
		西 洋 史 概 説	2	講	2	
		ア ジ ア 史 概 説	2	講	2	
		考 古 学 概 説	2	講	2	
		比 較 文 明 史	2	講	2～3	
		比 較 地 域 史	2	講	2～3	
		文 化 交 渉 史	2	講	2～3	
		社 会 関 係 史	2	講	2～3	
		日 本 中 世 社 会 史	2	講	3～4	
		日 本 中 世 文 化 史	2	講	3～4	
		日 本 近 世 社 会 史	2	講	3～4	
		日 本 近 世 地 域 史	2	講	3～4	
		ア ジ ア 文 明 史 I	2	講	3～4	
		ア ジ ア 文 明 史 II	2	講	3～4	
	目	ヨ ー ロ ッ パ 文 明 史 I	2	講	3～4	
		ヨ ー ロ ッ パ 文 明 史 II	2	講	3～4	
		ア ジ ア 社 会 史 I	2	講	3～4	
		ア ジ ア 社 会 史 II	2	講	3～4	
		西 洋 社 会 史 I	2	講	3～4	
		西 洋 社 会 史 II	2	講	3～4	
		農 耕 文 化 論	2	講	3～4	
		農 耕 社 会 論	2	講	3～4	
		先 史 文 化 論	2	講	3～4	
		先 史 社 会 論	2	講	3～4	

区 分		授 業 科 目	単位数	講義・演習等の別	年 次	備 考
選 択 目	学 科 専 門 科	民 族 文 化 論 I	2	講	2～3	《専門コア科目》 10単位以上を選択必修（別表第Ⅱの「個別分野専門科目」に当たる）
		民 族 文 化 論 II	2	講	2～3	
		哲 学 の 調 査 と 探 究 I	1	実	2～4	
		哲 学 の 調 査 と 探 究 II	1	実	2～4	
		応 用 倫 理 学 実 習 I	1	実	2～4	
		応 用 倫 理 学 実 習 II	1	実	2～4	
		哲 学 ・ 倫 理 学 基 礎 演 習 I	2	演	2～4	
		哲 学 ・ 倫 理 学 基 礎 演 習 II	2	演	2～4	
		哲 学 ・ 倫 理 学 応 用 演 習 I	2	演	2～4	
		哲 学 ・ 倫 理 学 応 用 演 習 II	2	演	2～4	
		文 化 人 類 学 基 礎 演 習 I	2	演	2～4	
		文 化 人 類 学 基 礎 演 習 II	2	演	2～4	
		文 化 人 類 学 応 用 演 習 I	2	演	2～4	
		文 化 人 類 学 応 用 演 習 II	2	演	2～4	
		文 化 人 類 学 調 査 法 I	2	演	2～4	
		文 化 人 類 学 調 査 法 II	2	演	2～4	
		フ ィ ー ル ド ワ ー ク 実 習 I	2	演	2～4	
		フ ィ ー ル ド ワ ー ク 実 習 II	2	演	2～4	
		社 会 学 基 礎 演 習 I	2	演	2	
		社 会 学 基 礎 演 習 II	2	演	2	
		社 会 学 応 用 演 習 I	2	演	2	
		社 会 学 応 用 演 習 II	2	演	2	
		質 的 調 査 法 演 習 I	2	演	2～4	
		質 的 調 査 法 演 習 II	2	演	2～4	
		計 量 社 会 学 演 習	2	演	2～4	
		量 的 調 査 法 演 習 I	2	演	2～4	
		量 的 調 査 法 演 習 II	2	演	2～4	
		量 的 調 査 法 演 習 III	2	演	2～4	
		社 会 心 理 学 演 習 I	2	演	2～4	
		社 会 心 理 学 演 習 II	2	演	2～4	
		臨 床 心 理 学 演 習 I	2	演	2～4	
		臨 床 心 理 学 演 習 II	2	演	2～4	
		心 理 学 研 究 法 I	2	実	2	
		心 理 学 研 究 法 実 験	2	実	2	
		心 理 学 研 究 法 II	2	実	3	
		心 理 学 研 究 法 III	2	実	3	
		日 本 史 基 礎 演 習 I	2	演	2	
		日 本 史 基 礎 演 習 II	2	演	2	
		世 界 史 基 礎 演 習 I	2	演	2	
		世 界 史 基 礎 演 習 II	2	演	2	
		考 古 学 基 礎 演 習 I	2	演	2	
		考 古 学 基 礎 演 習 II	2	演	2	
		日 本 史 学 史 料 講 読 I	2	演	3～4	
		日 本 史 学 史 料 講 読 II	2	演	3～4	
		ア ジ ア 史 文 献 講 読 I	2	演	3～4	
		ア ジ ア 史 文 献 講 読 II	2	演	3～4	
		西 洋 史 文 献 講 読 I	2	演	3～4	
		西 洋 史 文 献 講 読 II	2	演	3～4	
		ア ジ ア 史 史 料 講 読 I	2	演	3～4	

区 分		授 業 科 目						単位数	講義・演習等の別	年 次	備 考		
選 択	学	アジア史史料講読Ⅱ						2	演	3～4			
		西洋史史料講読Ⅰ						2	演	3～4			
		西洋史史料講読Ⅱ						2	演	3～4			
		考古学資料講読Ⅰ						2	演	3～4			
		考古学資料講読Ⅱ						2	演	3～4			
		古文書実習Ⅱ						2	実	3～4			
		古文書実習Ⅲ						2	実	3～4			
		考古学実習Ⅱ						2	実	3～4			
		考古学実習Ⅲ						2	実	3～4			
	専 門 科	生涯学習概論						2	講	1	《資格等科目》 (学芸員科目)		
		博物館概論						2	講	1			
		博物館経営論						2	講	2			
		博物館資料論Ⅰ						1	講	2			
		博物館資料論Ⅱ						1	講	2			
		博物館展示論						2	講	2			
		博物館情報・メディア論						2	講	2			
		博物館資料保存論						2	講	2～3			
		博物館教育論						2	講	2～3			
		博物館館務実習						1	実	3～4			
		古文書実習Ⅰ－a						1	実	2			
		古文書実習Ⅰ－b						1	実	2			
		考古学実習Ⅰ－a						1	実	2			
		考古学実習Ⅰ－b						1	実	2			
		目	人文地理学						2	講		2～4	(教職地歴)
			自然地理学						2	講		2～4	
			地誌学						2	講		2～4	
	公認心理師の職業論						1	講	2	(公認心理師)			
	関係行政論						1	講	2				
心理演習						2	演	3					
心理実習						3	実	4					
小 計						56以上			56単位を超えて修得した単位は自由科目区分の所要単位数として算定する。				
学部共通専門科目	A 群		人文社会科学の課題と探究Ⅰ						2	講	1～3	A群から2科目4単位を選択必修。 1年次後期以降履修することができ、学期ごとに履修可能な単位は2単位とする。(ただし、「海外研修Ⅰ」～「海外研修Ⅴ」の単位は、履修登録された単位に加えて、申請にもとづき修得することができる。)	
			人文社会科学の課題と探究Ⅱ						2	講	1～3		
		現代社会の変容とキャリア形成						2	講	1～3			
		地域社会と企業活動						2	講	1～3			
		現代社会と経済						2	講	1～3			
		現代社会と企業						2	講	1～3			
		政治学概論						2	講	1～3			
		多元的共生社会論						2	講	1～3			
		地域創造文化論						2	講	1～3			
		地域社会の言語文化						2	講	1～3			
		地域社会と新聞						2	講	1～3			
		地域社会と歴史						2	講	1～3			
		Basic Lecture in Global Japan StudiesⅠ						2	講	1～3			
		Basic Lecture in Global Japan StudiesⅡ						2	講	1～3			
		海外研修Ⅰ						1	実	1～4			
海外研修Ⅱ						1	実	1～4					

区 分		授 業 科 目		単位数	講義・演習等の別	年 次	備 考
選 択	学 部	A 群	海 外 研 修 III	2	実	1～4	A・B群から計8単位（選択必修4単位を含む）の履修を標準とする。
			海 外 研 修 IV	2	実	1～4	
			海 外 研 修 V	4	実	1～4	
	共 通 専 門 科 目	B 群	地 域 メ デ ィ ア 論 I	2	講	1～2	
			地 域 メ デ ィ ア 論 II	2	講	2～3	
			イ ン タ ー ン シ ッ プ I	2	実	2	
			イ ン タ ー ン シ ッ プ II	2	実	3	
			Basic Seminar in Global Japan Studies I	2	演	2～4	
			Basic Seminar in Global Japan Studies II	2	演	2～4	
			Seminar in Global Japan Studies I	2	演	3～4	
			Seminar in Global Japan Studies II	2	演	3～4	
	小 計			4 以上			4 単位を超えて修得した単位は自由科目区分の所要単位数として算定する。
		教 養 科 目		（授業科目名及び単位数は静岡大学全学教育科目規程別表Ⅰ人文社会科学部（ABP留学生コースを除く。）（教養科目）による）	11以上		
自 由 科 目	本学部他学科の学科専門科目、他学部、他大学等の専門科目、及び教養科目区分、専門科目区分で所要単位数を超えた単位数。		20以上			他学部、他大学等の専門科目の履修については、所定の手続きを経て認められたもの。	
合 計 履 修 単 位 数				124単位以上			

言語文化学科（ABP留学生コースを除く。）

区 分		授 業 科 目	単位数	講義・演習等の別	年 次	備 考
必修	学科専門科目	言語学概論Ⅰ	2	講	1	
		言語学概論Ⅱ	2	講	2	
		文学概論Ⅰ	2	講	1	
		文学概論Ⅱ	2	講	2	
		課題研究Ⅰ	2	演	4	
		課題研究Ⅱ	2	演	4	
		卒業論文	8		4	
		小 計	20			
必修	教養科目	（授業科目名及び単位数は静岡大学全学教育科目規程別表Ⅰ 人文社会科学部（ABP留学生コースを除く。）（教養科目）による）	17			
選択	学	地域文学文化基礎論Ⅰ	2	講	1	《基盤科目》 （導入科目） 3科目6単位以上を選択必修。
		地域文学文化基礎論Ⅱ	2	講	1	
		言語学基礎論Ⅰ	2	講	1	
		言語学基礎論Ⅱ	2	講	1	
	科	専門英語基礎	2	演	1～2	（語学科目） 3科目6単位以上を選択必修。 初修外国語（フランス語）入門Ⅰ・Ⅱの単位修得を履修条件とする 初修外国語（フランス語）Ⅰ・Ⅱの単位修得を履修条件とする
		専門ドイツ語基礎Ⅰ	2	演	1～2	
		専門ドイツ語基礎Ⅱ	2	演	1～2	
		専門フランス語基礎Ⅰ	2	演	1	
		専門フランス語基礎Ⅱ	2	演	2	
		専門中国語基礎Ⅰ	2	演	1	
		専門中国語基礎Ⅱ	2	演	1	
		専門スペイン語基礎Ⅰ	2	演	2	
		専門スペイン語基礎Ⅱ	2	演	2	
		専門韓国語基礎Ⅰ	2	演	1	
		専門韓国語基礎Ⅱ	2	演	2	
		専門日本語基礎Ⅰ	2	演	1	
		専門日本語基礎Ⅱ	2	演	1	
	専 門	英会話・作文Ⅰ	2	演	1～2	
		英会話・作文Ⅱ	2	演	1～2	
		ドイツ語会話・作文Ⅰ	2	演	2～4	
		ドイツ語会話・作文Ⅱ	2	演	2～4	
		ドイツ語会話・作文Ⅲ	2	演	2～4	
		ドイツ語会話・作文Ⅳ	2	演	2～4	
		ドイツ語会話・作文Ⅴ	2	演	2～4	
		ドイツ語会話・作文Ⅵ	2	演	2～4	
	目	フランス語会話・作文Ⅰ	2	演	2	留学生対象科目 留学生対象科目
		フランス語会話・作文Ⅱ	2	演	2～4	
		フランス語会話・作文Ⅲ	2	演	2～4	
		フランス語会話・作文Ⅳ	2	演	2～4	
		中国語会話・作文Ⅰ	2	演	1	
		中国語会話・作文Ⅱ	2	演	1	
		オーラルイングリッシュⅠ	2	演	2	
		オーラルイングリッシュⅡ	2	演	2	
選択	目	英語表現法Ⅰ	2	演	2	

区 分		授 業 科 目	単位数	講義・演習等の別	年 次	備 考
選 択 科 目	学	英 語 表 現 法 II	2	演	2	
		英 語 プレゼンテーション I	2	演	3～4	
		英 語 プレゼンテーション II	2	演	3～4	
		アカデミックライティング I	2	演	3～4	
		アカデミックライティング II	2	演	3～4	
		ドイツ語コミュニケーション I	2	演	2～4	
		ドイツ語コミュニケーション II	2	演	2～4	
		フランス語コミュニケーション I	2	演	2～4	
		フランス語コミュニケーション II	2	演	2～4	
		中国語コミュニケーション	2	演	2～4	
		日 本 語 リ テ ラ シ ー I	2	演	1	
		日 本 語 リ テ ラ シ ー II	2	演	1	
	科	芸 能 文 化 論	2	講	2～4	(言語文化共通科目)
		映 像 文 化 論	2	講	2～4	
		伝 承 文 学	2	講	2～4	
		児 童 文 学	2	講	2～4	
		図 書 館 概 論	2	講	2～4	
		書 道 I	2	演	3～4	
		書 道 II	2	演	3～4	
		ア ー ト マ ネ ジ メ ン ト 概 論	2	講	1	
		情 報 意 匠 論	2	講	1	
		地 域 社 会 と 文 学 文 化	2	講	1～4	
		文 化 施 設 概 論	2	講	2～3	
		文 化 施 設 各 論	2	講	2～3	
		演 劇 文 化 論	2	講	2～4	
		文 化 施 設 管 理 運 営 演 習	2	演	3～4	
		ア ー ト マ ネ ジ メ ン ト 各 論	2	講	3～4	
		ア ー ト マ ネ ジ メ ン ト 特 論	2	講	3～4	
	門	小 計	16以上			16単位を超えて修得した単位は自由科目区分の所要単位として算定する。(《基盤科目》は別表第Ⅱの「学科共通専門科目」に当たる)
	科 目	日 本 文 学 概 論 I	2	講	2～4	《専修科目》 (専修基礎科目) 4科目8単位以上を選択必修。
		日 本 文 学 概 論 II	2	講	2～4	
		日 本 語 学 概 論 I	2	講	2～4	
		日 本 語 学 概 論 II	2	講	2～4	
		日 本 言 語 文 化 基 礎 講 読 I	2	講	2～4	
		日 本 言 語 文 化 基 礎 講 読 II	2	講	2～4	
		日 本 言 語 文 化 基 礎 講 読 III	2	講	2～4	
		日 本 言 語 文 化 基 礎 講 読 IV	2	講	2～4	
		日 本 言 語 文 化 基 礎 講 読 V	2	講	2～4	
		日 本 言 語 文 化 基 礎 講 読 VI	2	講	1	
		日 本 言 語 文 化 基 礎 演 習	2	演	1	
		ア ジ ア 言 語 文 化 基 礎 講 読 I	2	講	2～4	
		ア ジ ア 言 語 文 化 基 礎 講 読 II	2	講	2～4	
		ア ジ ア 言 語 文 化 基 礎 講 読 III	2	講	2～4	
		ア ジ ア 言 語 文 化 基 礎 講 読 IV	2	講	2～4	
		ア ジ ア 言 語 文 化 基 礎 演 習 I	2	演	2～4	
		ア ジ ア 言 語 文 化 基 礎 演 習 II	2	演	2～4	

区 分		授 業 科 目	単位数	講義・演習等の別	年 次	備 考
選 択 目	学 科	アジア言語文化基礎演習Ⅲ	2	演	2～4	専門英語基礎の単位修得およびTOEIC550点以上取得していることを履修条件とする。
		アジア言語文化基礎演習Ⅳ	2	演	2～4	
		中国文学概論Ⅰ	2	講	2～4	
		中国文学概論Ⅱ	2	講	2～4	
		中国語学概論Ⅰ	2	講	2～4	
		中国語学概論Ⅱ	2	講	2～4	
		中国文学史Ⅰ	2	講	2～4	
		中国文学史Ⅱ	2	講	2～4	
		中国言語文化基礎講読Ⅰ	2	講	2～4	
		中国言語文化基礎講読Ⅱ	2	講	2～4	
		中国言語文化基礎講読Ⅲ	2	講	2～4	
		中国言語文化基礎演習Ⅰ	2	演	2～4	
		中国言語文化基礎演習Ⅱ	2	演	2～4	
		中国言語文化基礎演習Ⅲ	2	演	2～4	
	専 門	英米言語文化基礎演習	2	演	1	
		英語学概論Ⅰ	2	講	2	
		英語学概論Ⅱ	2	講	2	
		英語学基礎読解Ⅰ	2	演	2	
		英語学基礎読解Ⅱ	2	演	2	
		英米文学史Ⅰ	2	講	2	
		英米文学史Ⅱ	2	講	2	
		英語表象論Ⅰ	2	講	2～4	
		英語表象論Ⅱ	2	講	2～4	
		イギリス文学文化基礎読解Ⅰ	2	演	2	
		イギリス文学文化基礎読解Ⅱ	2	演	2	
		アメリカ文学文化基礎読解Ⅰ	2	演	2	
		アメリカ文学文化基礎読解Ⅱ	2	演	2	
	科 目	ヨーロッパ言語文化入門	2	講	1	
		ドイツ文学概論Ⅰ	2	講	2	
		ドイツ文学概論Ⅱ	2	講	2	
		ドイツ語学概論Ⅰ	2	講	1	
		ドイツ語学概論Ⅱ	2	講	2	
		ドイツ言語文化基礎演習Ⅰ	2	演	2	
		ドイツ言語文化基礎演習Ⅱ	2	演	2	
		ドイツ言語文化基礎演習Ⅲ	2	演	2	
		ドイツ言語文化基礎演習Ⅳ	2	演	2	
		ドイツ言語文化基礎演習Ⅴ	2	演	2	
		ドイツ言語文化基礎演習Ⅵ	2	演	2	
		フランス文学概論Ⅰ	2	講	2	
		フランス文学概論Ⅱ	2	講	2	
		フランス語学概論Ⅰ	2	講	2	
		フランス語学概論Ⅱ	2	講	2	
		フランス言語文化基礎演習Ⅰ	2	演	2	
		フランス言語文化基礎演習Ⅱ	2	演	2	
		フランス言語文化基礎演習Ⅲ	2	演	2～4	
		フランス言語文化基礎演習Ⅳ	2	演	2～4	
		比較文学概論Ⅰ	2	講	2～4	

区 分		授 業 科 目						単位数	講義・演習等の別	年 次	備 考
選	学	比較文学概論Ⅱ	2	講	2～4	言語学基礎演習Ⅰの単位修得を履修条件とする。					
		比較文学概論Ⅲ	2	講	2～4						
		比較文化概論Ⅰ	2	講	2～4						
		比較文化概論Ⅱ	2	講	2～4						
		比較文化概論Ⅲ	2	講	2～4						
		比較文化概論Ⅳ	2	講	2～4						
		比較文学文化基礎講読Ⅰ	2	講	2						
		比較文学文化基礎講読Ⅱ	2	講	2						
		比較文学文化基礎講読Ⅲ	2	講	2						
		比較文学文化基礎講読Ⅳ	2	演	2						
	科	比較文学文化基礎講読Ⅴ	2	演	2						
		比較文学文化基礎講読Ⅵ	2	演	2						
		比較言語文化基礎演習Ⅰ	2	演	2						
		比較言語文化基礎演習Ⅱ	2	演	2						
		言語学基礎講読Ⅰ	2	講	1						
		言語学基礎講読Ⅱ	2	講	1						
		言語学基礎講読Ⅲ	2	講	1						
		言語学基礎講読Ⅳ	2	講	1						
		言語学基礎演習Ⅰ	2	演	2～4						
		言語学基礎演習Ⅱ	2	演	2～4						
択	専	日本文学史Ⅰ	2	講	3～4						
		日本文学史Ⅱ	2	講	3～4						
		日本文学史Ⅲ	2	講	3～4						
		日本文学史Ⅳ	2	講	3～4						
		日本言語文化各論Ⅰ	2	講	2～4						
		日本言語文化各論Ⅱ	2	講	2～4						
		日本言語文化各論Ⅲ	2	講	2～4						
		日本言語文化各論Ⅳ	2	講	2～4						
		日本言語文化各論Ⅴ	2	講	2～4						
		日本言語文化各論Ⅵ	2	講	1						
	門	日本文学講読Ⅰ	2	講	3～4						
		日本文学講読Ⅱ	2	講	3～4						
		日本文学講読Ⅲ	2	講	3～4						
		日本文学講読Ⅳ	2	講	3～4						
		日本文学演習Ⅰ	2	演	3～4						
		日本文学演習Ⅱ	2	演	3～4						
		日本文学演習Ⅲ	2	演	3～4						
		日本文学演習Ⅳ	2	演	3～4						
		日本文学演習Ⅴ	2	演	3～4						
		日本文学演習Ⅵ	2	演	3～4						
科	日本文学演習Ⅶ	2	演	3～4							
	日本文学演習Ⅷ	2	演	3～4							
	日本言語学演習Ⅰ	2	演	3～4							
	日本言語学演習Ⅱ	2	演	3～4							
	アジア事情	2	講	1							
	アジア言語文化各論Ⅰ	2	講	2～4							
	アジア言語文化各論Ⅱ	2	講	2～4							
	アジア言語文化各論Ⅲ	2	講	2～4							

区 分		授 業 科 目						単位数	講義・演習等の別	年 次	備 考
選 択 目	学 科	アジア言語文化各論	IV	2	講	2～4					
		アジア言語文化講読	I	2	講	2～4					
		アジア言語文化講読	II	2	講	2～4					
		アジア言語文化講読	III	2	講	2～4					
		アジア言語文化講読	IV	2	講	2～4					
		アジア言語文化演習	I	2	演	2～4					
		アジア言語文化演習	II	2	演	2～4					
		アジア言語文化演習	III	2	演	2～4					
		アジア言語文化演習	IV	2	演	2～4					
		中国語史		2	講	2～4					
	科	中国語事情		2	講	1					
		中国語文化各論	I	2	講	2～4					
		中国語文化各論	II	2	講	2～4					
		中国語文化各論	III	2	講	2～4					
		中国語文化各論	IV	2	講	2～4					
		中国語文化各論	V	2	講	2～4					
		中国語文化講読	I	2	講	2～4					
		中国語文化講読	II	2	講	2～4					
		中国語文化講読	III	2	講	2～4					
		中国語文化講読	IV	2	講	2～4					
	専 門	中国語文化講読	V	2	講	2～4					
		中国語文化演習	I	2	演	2～4					
		中国語文化演習	II	2	演	2～4					
		中国語文化演習	III	2	演	2～4					
		中国語文化演習	IV	2	演	2～4					
		中国語文化演習	V	2	演	2～4					
		英語学各論	I	2	講	3～4					
		英語学各論	II	2	講	3～4					
		英語学読解	I	2	演	3～4					
		英語学読解	II	2	演	3～4					
	科 目	英語学事情		2	講	2					
		イギリス文学文化各論	I	2	講	3～4					
		イギリス文学文化各論	II	2	講	3～4					
		アメリカ文学文化各論	I	2	講	3～4					
		アメリカ文学文化各論	II	2	講	3～4					
		イギリス文学文化読解	I	2	演	3～4					
		イギリス文学文化読解	II	2	演	3～4					
		アメリカ文学文化読解	I	2	演	3～4					
		アメリカ文学文化読解	II	2	演	3～4					
		ドイツ文学史		2	講	3～4					
		ドイツ事情	I	2	講	2～4					
		ドイツ事情	II	2	講	2～4					
		ドイツ事情	III	2	講	2～4					
		ドイツ事情	IV	2	講	2～4					
		ドイツ事情	V	2	講	2～4					
		ドイツ事情	VI	2	講	2～4					
		ドイツ文学史	I	2	講	3～4					
		ドイツ文学史	II	2	講	3～4					

区 分		授 業 科 目						単位数	講義・演習等の別	年 次	備 考
選 択	学 科	ドイツ文学史 III	2	講	3～4						
		ドイツ文学史 IV	2	講	3～4						
		ドイツ言語文化各論 I	2	講	3～4						
		ドイツ言語文化各論 II	2	講	3～4						
		ドイツ言語文化各論 III	2	講	3～4						
		ドイツ言語文化各論 IV	2	講	3～4						
		ドイツ言語文化各論 V	2	講	3～4						
		ドイツ言語文化各論 VI	2	講	3～4						
		ドイツ言語文化特論 I	2	講	2～4						
		ドイツ言語文化特論 II	2	講	2～4						
		ドイツ言語文化特論 III	2	講	2～4						
		ドイツ言語文化特論 IV	2	講	2～4						
		ドイツ言語文化特論 V	2	講	2～4						
		ドイツ言語文化特論 VI	2	講	2～4						
		ドイツ言語文化演習 I	2	演	3～4						
		ドイツ言語文化演習 II	2	演	3～4						
		ドイツ言語文化演習 III	2	演	3～4						
		ドイツ言語文化演習 IV	2	演	3～4						
		ドイツ言語文化演習 V	2	演	3～4						
		ドイツ言語文化演習 VI	2	演	3～4						
	専 門	ドイツ文学演習 I	2	演	3～4						
		ドイツ文学演習 II	2	演	3～4						
		ドイツ文学演習 III	2	演	3～4						
		ドイツ文学演習 IV	2	演	3～4						
		ドイツ文学演習 V	2	演	3～4						
		ドイツ文学演習 VI	2	演	3～4						
		フランス事情 I	2	講	2～4						
		フランス事情 II	2	講	2～4						
		フランス事情 III	2	講	2～4						
		フランス事情 IV	2	講	2～4						
	科 目	フランス言語文化各論 I	2	講	3～4						
		フランス言語文化各論 II	2	講	3～4						
		フランス言語文化各論 III	2	講	3～4						
		フランス言語文化各論 IV	2	講	3～4						
		フランス言語文化各論 V	2	講	3～4						
		フランス言語文化各論 VI	2	講	3～4						
		フランス言語文化特論 I	2	講	3～4						
		フランス言語文化特論 II	2	講	3～4						
		フランス言語文化特論 III	2	講	3～4						
		フランス言語文化特論 IV	2	講	3～4						
		フランス言語文化特論 V	2	講	3～4						
		フランス言語文化特論 VI	2	講	3～4						
		フランス言語文化演習 I	2	演	3～4						
		フランス言語文化演習 II	2	演	3～4						
		フランス言語文化演習 III	2	演	3～4						
		フランス言語文化演習 IV	2	演	3～4						
		フランス言語文化演習 V	2	演	3～4						
		フランス言語文化演習 VI	2	演	3～4						
		フランス文学演習 I	2	演	3～4						

区 分		授 業 科 目						単位数	講義・演習等の別	年 次	備 考			
選 択	学 科	フ	ラ	ン	ス	文	学	演	習	II	2	演	3～4	一般音声学Ⅰの単位修得を履修条件とする。
		フ	ラ	ン	ス	文	学	演	習	III	2	演	3～4	
		フ	ラ	ン	ス	文	学	演	習	IV	2	演	3～4	
		フ	ラ	ン	ス	文	学	演	習	V	2	演	3～4	
		フ	ラ	ン	ス	文	学	演	習	VI	2	演	3～4	
		比	較	言	語	文	化	各	論	I	2	講	2	
		比	較	言	語	文	化	各	論	II	2	講	2	
		比	較	言	語	文	化	各	論	III	2	講	3～4	
		比	較	言	語	文	化	各	論	IV	2	講	3～4	
		比	較	文	学	各	論	I	2	講	2～4			
	専 門	比	較	文	学	各	論	II	2	講	2～4			
		比	較	文	学	各	論	III	2	講	3～4			
		比	較	文	学	各	論	IV	2	講	3～4			
		比	較	文	学	各	論	V	2	講	3～4			
		比	較	文	化	各	論	I	2	講	2～4			
		比	較	文	化	各	論	II	2	講	2～4			
		比	較	文	化	各	論	III	2	講	3～4			
		比	較	文	化	各	論	IV	2	講	3～4			
		比	較	文	化	各	論	V	2	講	3～4			
		比	較	文	学	各	論	I	2	講	3～4			
	目	比	較	文	学	各	論	II	2	講	3～4			
		比	較	文	学	各	論	III	2	講	3～4			
		比	較	文	学	各	論	IV	2	講	3～4			
		比	較	文	学	各	論	I	2	講	3～4			
		比	較	文	学	各	論	II	2	講	3～4			
		比	較	文	学	各	論	III	2	講	3～4			
		比	較	文	学	各	論	IV	2	講	3～4			
		比	較	文	学	各	論	I	2	講	3～4			
比		較	文	学	各	論	II	2	講	3～4				
比		較	文	学	各	論	III	2	講	3～4				
比		較	文	学	各	論	IV	2	講	3～4				
比		較	文	学	各	論	V	2	講	3～4				
比		較	文	学	各	論	VI	2	講	3～4				
比		較	文	学	各	論	I	2	講	3～4				
比		較	文	学	各	論	II	2	演	3～4				
比		較	文	学	各	論	I	2	講	3～4				

一般音声学Ⅰの単位修得を履修条件とする。

区 分		授 業 科 目						単位数	講義・演習等の別	年 次	備 考	
選 択	学 科 専 門 科 目	言 語 学 原 書 講 読 II						2	講	3 ～ 4		
		言 語 学 原 書 講 読 III						2	講	3 ～ 4		
		言 語 学 原 書 講 読 IV						2	講	3 ～ 4		
		言 語 学 演 習 I						2	演	3 ～ 4		
		言 語 学 演 習 II						2	演	3 ～ 4		
		言 語 学 演 習 III						2	演	3 ～ 4		
		言 語 学 演 習 IV						2	演	3 ～ 4		
		課 題 演 習 I						2	演	3		
		課 題 演 習 II						2	演	3		
	小 計						32以上			32単位を超えて修得した単位は自由科目区分の所要単位として算定する。《専修科目》は別表第Ⅱの「個別分野専門科目」に当たる）		
	学 部 共 通 専 門 科 目	A 群	人文社会科学の課題と探究Ⅰ						2	講	1 ～ 3	A群から2科目4単位を選択必修。1年次後期以降履修することができ、学期ごとに履修可能な単位は2単位とする。（ただし、「海外研修Ⅰ」～「海外研修Ⅴ」の単位は、履修登録された単位に加えて、申請にもとづき修得することができる。）
			人文社会科学の課題と探究Ⅱ						2	講	1 ～ 3	
			現代社会の変容とキャリア形成						2	講	1 ～ 3	
			地 域 社 会 と 企 業 活 動						2	講	1 ～ 3	
			現 代 社 会 と 経 済						2	講	1 ～ 3	
			現 代 社 会 と 企 業						2	講	1 ～ 3	
			政 治 学 概 論						2	講	1 ～ 3	
			多 元 的 共 生 社 会 論						2	講	1 ～ 3	
			地 域 創 造 文 化 論						2	講	1 ～ 3	
			地 域 社 会 の 言 語 文 化						2	講	1 ～ 3	
			地 域 社 会 と 新 聞						2	講	1 ～ 3	
			地 域 社 会 と 歴 史						2	講	1 ～ 3	
			Basic Lecture in Global Japan StudiesⅠ						2	講	1 ～ 3	
			Basic Lecture in Global Japan StudiesⅡ						2	講	1 ～ 3	
			海 外 研 修Ⅰ						1	実	1 ～ 4	
			海 外 研 修Ⅱ						1	実	1 ～ 4	
		B 群	海 外 研 修Ⅲ						2	実	1 ～ 4	A・B群から計8単位（選択必修4単位を含む）の履修を標準とする。
			海 外 研 修Ⅳ						2	実	1 ～ 4	
			海 外 研 修Ⅴ						4	実	1 ～ 4	
			地 域 メ デ ィ ア 論Ⅰ						2	講	1 ～ 2	
			地 域 メ デ ィ ア 論Ⅱ						2	講	2 ～ 3	
			イ ン タ ー ン シ ッ プⅠ						2	実	2	
			イ ン タ ー ン シ ッ プⅡ						2	実	3	
			Basic Seminar in Global Japan StudiesⅠ						2	演	2 ～ 4	
			Basic Seminar in Global Japan StudiesⅡ						2	演	2 ～ 4	
			Seminar in Global Japan StudiesⅠ						2	演	3 ～ 4	
			Seminar in Global Japan StudiesⅡ						2	演	3 ～ 4	
	小 計						4 以上			4 単位を超えて修得した単位は自由科目区分の所要単位数として算定する。		
	教養科目	（授業科目名及び単位数は静岡大学全学教育科目規程別表Ⅰ人文社会科学部（ABP留学生コースを除く。）（教養科目）による）						11以上			11単位を超えて修得した単位は自由科目区分の所要単位数として算定する。	

区 分	授 業 科 目	単位数	講義・演習等の別	年 次	備 考
自由科目	本学部他学科の学科専門科目、他学部、他大学等の専門科目、及び教養科目区分、専門科目区分で所要単位数を超えた単位数。	24以上			他学部、他大学等の専門科目の履修については、所定の手続きを経て認められたもの。
合 計 履 修 単 位 数		124単位以上			

法学科（昼間コース）（ABP留学生コースを除く。）

区 分		授 業 科 目	単位数	講義・演習等の別	年 次	備 考
必	学科専門科目	憲 法 総 論 ・ 統 治 機 構	2	講	1	
		人 民 権 総 論	2	講	1	
		刑 法 総 論 I	4	講	1	
		刑 法 総 論 II	2	講	1	
			2	講	1	
		小 計	12			
修	教養科目	（授業科目名及び単位数は静岡大学全学教育科目規程別表Ⅰ人文社会科学部（ABP留学生コースを除く。）（教養科目）による）		17		
選	学 科 専 門 科 目	法 学 入 門	2	講	1	
		刑 法 各 論 I	2	講	2～4	
		刑 法 各 論 II	2	講	2～4	
		政 治 学 I	2	講	1	
		政 治 学 II	2	講	1	
		法 哲 学	2	講	2～4	
		法 社 会 学	2	講	2～4	
		法 制 史 I	2	講	2～4	
		法 制 史 II	2	講	2～4	
		債 権 総 論 I	2	講	2～4	
		債 権 総 論 II	2	講	2～4	
		不 債 権 行 為 法	2	講	2～4	
		債 権 各 論	2	講	3～4	
		会 社 法 論	4	講	2～4	
		行 政 法 論	2	講	2～4	
		行 政 法 論 Ⅱ	2	講	2～4	
		行 政 法 論 Ⅲ	4	講	2～4	
		行 政 法 論 Ⅳ	4	講	2～4	
		国 際 公 務 労 働 の 世 界	2	講	2	
		人 権 各 論	2	講	2～4	
		行 政 救 済 法	2	講	3～4	
		税 法	2	講	3～4	
		刑 事 訴 訟 法 I	2	講	3～4	
		刑 事 訴 訟 法 II	2	講	3～4	
		刑 事 政 策	2	講	3～4	
		国 際 法 各 論 I	2	講	3～4	
		国 際 法 各 論 II	2	講	3～4	
		国 親 族 ・ 相 続	2	講	3～4	
		物 権 総 論	2	講	2～4	
		担 保 物 権 法	2	講	2～4	
		民 事 訴 訟 法	4	講	3～4	
		商 法 総 則 ・ 商 行 為 法	2	講	3～4	
		商 手 形 小 切 手 法	2	講	3～4	
		金 融 商 品 取 引 法	2	講	3～4	
		保 険 法	2	講	3～4	
		経 済 財 産 法	2	講	3～4	
		知 的 財 産 法	2	講	3～4	

[illegible]

区 分		授 業 科 目						単位数	講義・演習等の別	年 次	備 考
選 択 目	学 科 専 門 科 目	労 働 法 演 習 I a	2	演	2						
		労 働 法 演 習 I b	2	演	2						
		社 会 保 障 法 演 習 I a	2	演	2						
		社 会 保 障 法 演 習 I b	2	演	2						
		国 際 法 演 習 I a	2	演	2						
		国 際 法 演 習 I b	2	演	2						
		政 治 学 演 習 II a	2	演	3						
		政 治 学 演 習 II b	2	演	3						
		国 際 政 治 史 演 習 II a	2	演	3						
		国 際 政 治 史 演 習 II b	2	演	3						
		国 際 関 係 論 演 習 II a	2	演	3						
		国 際 関 係 論 演 習 II b	2	演	3						
		政 治 思 想 演 習 II a	2	演	3						
		政 治 思 想 演 習 II b	2	演	3						
		行 政 学 演 習 II a	2	演	3						
		行 政 学 演 習 II b	2	演	3						
		法 制 史 演 習 II a	2	演	3						
		法 制 史 演 習 II b	2	演	3						
		法 哲 学 演 習 II a	2	演	3						
		法 哲 学 演 習 II b	2	演	3						
		憲 法 演 習 II a	2	演	3						
		憲 法 演 習 II b	2	演	3						
		行 政 法 演 習 II a	2	演	3						
		行 政 法 演 習 II b	2	演	3						
		民 法 演 習 II a	2	演	3						
		民 法 演 習 II b	2	演	3						
		刑 事 法 演 習 II a	2	演	3						
		刑 事 法 演 習 II b	2	演	3						
		商 法 演 習 II a	2	演	3						
		商 法 演 習 II b	2	演	3						
		会 社 法 演 習 II a	2	演	3						
		会 社 法 演 習 II b	2	演	3						
		民 事 訴 訟 法 演 習 II a	2	演	3						
		民 事 訴 訟 法 演 習 II b	2	演	3						
		労 働 法 演 習 II a	2	演	3						
		労 働 法 演 習 II b	2	演	3						
		社 会 保 障 法 演 習 II a	2	演	3						
		社 会 保 障 法 演 習 II b	2	演	3						
		国 際 法 演 習 II a	2	演	3						
		国 際 法 演 習 II b	2	演	3						
		卒 業 論 文	4		4						
		小 計			54以上			54単位を超えて修得した単位は自由科目区分の所要単位数として算定する。			
学 部 共 通 専 門 科 目	A 群	人 文 社 会 科 学 の 課 題 と 探 究 I	2	講	1～3						
		人 文 社 会 科 学 の 課 題 と 探 究 II	2	講	1～3						
		現 代 社 会 の 変 容 と キャ リ ア 形 成	2	講	1～3						
		地 域 社 会 と 企 業 活 動	2	講	1～3						
		現 代 社 会 と 経 済	2	講	1～3						

区 分		授 業 科 目		単位数	講義・演習等の別	年 次	備 考			
選 択	学 部 共 通 専 門 科 目	A 群	現 代 社 会 と 企 業	2	講	1 ～ 3	A 群から1 年次後期以降 2 科目 4 単位を選択必修。学期ごとに履修可能な単位は 2 単位とする。 (ただし、「海外研修Ⅰ」～「海外研修Ⅴ」の単位は、履修登録された単位に加えて、申請にもとづき修得すること)			
			多 元 的 共 生 社 会 論	2	講	1 ～ 3				
			地 域 創 造 文 化 論	2	講	1 ～ 3				
			地 域 社 会 の 言 語 文 化	2	講	1 ～ 3				
			地 域 社 会 と 新 聞	2	講	1 ～ 3				
			地 域 社 会 と 歴 史	2	講	1 ～ 3				
			Basic Lecture in Global Japan StudiesⅠ	2	講	1 ～ 3				
			Basic Lecture in Global Japan StudiesⅡ	2	講	1 ～ 3				
		B 群	海 外 研 修Ⅰ	1	実	1 ～ 4				
			海 外 研 修Ⅱ	1	実	1 ～ 4				
			海 外 研 修Ⅲ	2	実	1 ～ 4				
			海 外 研 修Ⅳ	2	実	1 ～ 4				
			海 外 研 修Ⅴ	4	実	1 ～ 4				
			小 計			4 以上				4 単位を超えて修得した単位は自由科目区分の所要単位数として算定する。
						11以上				11単位を超えて修得した単位は自由科目区分の所要単位数として算定する。
						26以上				他学部、他大学等の専門科目の履修については、所定の手続きを経て認められたもの。
		合 計 履 修 単 位 数		124単位以上						

法学科（夜間主コース）

区 分		授 業 科 目	単位数	講義・演習等の別	年 次	備 考
必修	教養科目	（授業科目名及び単位数は静岡大学全学教育科目規程別表Ⅰ人文社会科学部（ABP留学生コースを除く。）（教養科目）による）	17			
選択	学 科	憲法総論・統治機構	2	講	1～4	
		民法総論	4	講	1～4	
		政治学Ⅰ	2	講	1～4	
		政治学Ⅱ	2	講	1～4	
		刑法総論Ⅰ	2	講	1～4	
		刑法総論Ⅱ	2	講	1～4	
		法入学門	2	講	1～4	
		刑法各論Ⅰ	2	講	1～4	
		刑法各論Ⅱ	2	講	1～4	
		人権総論	2	講	1～4	
		法哲学	2	講	1～4	
		法社会学Ⅰ	2	講	1～4	
		法社会学Ⅱ	2	講	1～4	
		債権総論Ⅰ	2	講	1～4	
		債権総論Ⅱ	2	講	1～4	
		不債権各論	2	講	1～4	
		社会法総論	4	講	1～4	
		行政法総論	2	講	1～4	
		行政法論	2	講	1～4	
	専 門 科 目	国際法論	4	講	1～4	
		税法	2	講	1～4	
		刑事訴訟法Ⅰ	2	講	1～4	
		刑事訴訟法Ⅱ	2	講	1～4	
		刑事政策Ⅰ	2	講	1～4	
		刑事政策Ⅱ	2	講	1～4	
		国際法各論Ⅰ	2	講	1～4	
		国際法各論Ⅱ	2	講	1～4	
		親族・相続総論	2	講	1～4	
		物権総論	2	講	1～4	
		民法訴訟法	4	講	1～4	
		商法総論・商行為	2	講	1～4	
		商法小切手引	2	講	1～4	
		金融商品取引法	2	講	1～4	
		保険法	2	講	1～4	
		知的財産法	2	講	1～4	
		労働法	4	講	1～4	
		社会福祉法	4	講	1～4	
		政治思想Ⅰ	2	講	1～4	
		政治思想Ⅱ	2	講	1～4	
		政治学	4	講	1～4	

区 分		授 業 科 目	単位数	講義・演習等の別	年 次	備 考
選 択 専 門 科 目	学 科	外 国 書 講 読	2	演	1～4	
		法 律 系 特 殊 講 義 I	2	講	1～4	
		法 律 系 特 殊 講 義 II	2	講	1～4	
		政 治 系 特 殊 講 義 I	2	講	1～4	
		政 治 系 特 殊 講 義 II	2	講	1～4	
		専 門 演 習 a	2	演	2～4	
		専 門 演 習 b	2	演	2～4	
		専 門 演 習 c	2	演	2～4	
		専 門 演 習 d	2	演	2～4	
		専 門 演 習 e	2	演	2～4	
		専 門 演 習 f	2	演	2～4	
		専 門 演 習 g	2	演	2～4	
		専 門 演 習 h	2	演	2～4	
		専 門 演 習 i	2	演	2～4	
		専 門 演 習 j	2	演	2～4	
		専 門 演 習 k	2	演	2～4	
		専 門 演 習 l	2	演	2～4	
	科	海 外 研 修 I	1	実	1～4	
		海 外 研 修 II	1	実	1～4	
	目	法 学 ・ 政 治 学 案 内 I	2	講	1	
		法 学 ・ 政 治 学 案 内 II	2	講	1	
択	目	法学科（昼間コース）科目 ※授業科目及び単位数は別表第Ⅰ法学科（昼間コース）（APB留学生コースを除く。）による				本学部の法学科（昼間コース）の別表にある学科専門科目を含めることができる。 ※昼間コース開講の法学科の専門科目の履修及び修得単位の扱いについては、別に定める。
		小 計	66以上			66単位を超えて修得した単位は自由科目区分の所要単位数として算定する。
	教養科目	（授業科目名及び単位数は付表「教養科目」による）	7以上			
自由科目		本学部の法学科及び経済学科で開講する学科専門科目	34以上			
合 計 履 修 単 位 数			124単位以上			

経済学科（昼間コース）（ABP留学生コースを除く。）

区 分		授 業 科 目						単位数	講義・演習等の別	年 次	備 考			
必	学科専門科目	ミ	ク	ロ	経	済	学	I	2	講	1			
		マ	ク	ロ	経	済	学	I	2	講	1			
		基		礎	演		習	I	2	演	1			
		基		礎	演		習	II	2	演	2			
		基		礎	演		習	III	2	演	2			
		小 計						10						
修	教養科目	(授業科目名及び単位数は静岡大学全学教育科目規程別表Ⅰ人文社会科学部(ABP留学生コースを除く。)(教養科目)による)						17						
選	学科専門科目	統		計		学		I	2	講	1	※26単位以上を選択必修		
		日		本		経		済	論	2	講		1	
		企		業		経		済	論	2	講		1	
		簿				記			I	2	講		1	
		統		計		学		II	2	講	2			
		ミ	ク	ロ		経		済	学	II	2			
		マ	ク	ロ		経		済	学	II	2			
		経		済		政		策	I	2	講		2	
		財		政		融		学	I	2	講		2	
		金		融				論	I	2	講		2	
		社		会		保		障	論	I	2		講	2
		簿				記			II	2	講		2	
		経		営		学		I	2	講	2			
		経		営		学		II	2	講	2			
		会		計		学		I	2	講	2			
		経		済		学		説	史	2	講		2	
		専		門		演		習	a	2	演		3	
		専		門		演		習	b	2	演		3	
		専		門		演		習	c	2	演		4	
		専		門		演		習	d	2	演		4	
択	科目	経		済		学		演	習	I	a	2	学期ごとに履修可能な単位は2単位とする。	
		経		済		学		演	習	I	b	2		
		経		済		学		演	習	II	a	2		
		経		済		学		演	習	II	b	2		
		経		済		情		報	処	理	2	1		
		社		会		科		学	情	報	処	理		2
		経		済		数		学	I	2	1			
		経		済		数		学	II	2	2			
		ミ	ク	ロ		経		済	学	III	2	3～4		
		マ	ク	ロ		経		済	学	III	2	3～4		
目	科目	国		際		経		済	学	I	2	3～4		
		国		際		経		済	学	II	2	3～4		
		国		際		統		計	学	2	3～4			
		社		会		統		計	学	2	3～4			
		情		報		経		済	学	I	2	3～4		
		情		報		経		済	学	II	2	3～4		
		計		量		経		済	学	I	2	3～4		
		経		済		情		報	処	理	2	1		
		社		会		科		学	情	報	処	理	2	
		経		済		数		学	I	2	1			

区 分		授 業 科 目	単位数	講義・演習等の別	年 次	備 考
選 択	学 科	計 量 経 済 学 II	2	講	3～4	
		数 量 経 済 分 析 I	2	講	3～4	
		数 量 経 済 分 析 II	2	講	3～4	
		空 間 経 済 学 I	2	講	3～4	
		空 間 経 済 学 II	2	講	3～4	
		理 論 と 情 報 特 論 I	2	講	3～4	
		理 論 と 情 報 特 論 II	2	講	3～4	
		理 論 と 情 報 特 論 III	2	講	3～4	
		理 論 と 情 報 特 論 IV	2	講	3～4	
		日 本 経 済 史 I	2	講	3～4	
	科	日 本 経 済 史 II	2	講	3～4	
		経 済 政 策 史	2	講	3～4	
		地 域 政 策 I	2	講	1～3	
		地 域 政 策 II	2	講	2～4	
		経 済 政 策 II	2	講	3～4	
		財 政 学 II	2	講	3～4	
		金 融 学 II	2	講	3～4	
		国 際 金 融 論	2	講	3～4	
		地 域 金 融 論	2	講	3～4	
		社 会 経 済 論 I	2	講	3～4	
	専 門	社 会 経 済 論 II	2	講	3～4	
		地 方 財 政 論 I	2	講	3～4	
		地 方 財 政 論 II	2	講	3～4	
		現 代 産 業 論	2	講	3～4	
		環 境 政 策	2	講	3～4	
		環 境 と 経 済 策	2	講	1～4	
		都 市 政 策	2	講	2～4	
		政 策 特 論 I	2	講	3～4	
		政 策 特 論 II	2	講	3～4	
		政 策 特 論 III	2	講	3～4	
	目	政 策 特 論 IV	2	講	3～4	
		企 業 倫 理 学	2	講	3～4	
		世 界 経 済 論 I	2	講	3～4	
		世 界 経 済 論 II	2	講	3～4	
		世 界 経 済 論 III	2	講	3～4	
		地 域 経 営 I	2	講	1～3	
		地 域 経 営 II	2	講	2～4	
		マ ー ケ テ ィ ン グ I	2	講	3～4	
		マ ー ケ テ ィ ン グ II	2	講	3～4	
		ス ポ ー ツ マ ー ケ テ ィ ン グ 論	2	講	3～4	
目	目	社 会 保 障 論 II	2	講	3～4	
		ア ジ ア 経 済 論 I	2	講	3～4	
		ア ジ ア 経 済 論 II	2	講	3～4	
		ア ジ ア 経 済 論 III	2	講	3～4	
		経 営 情 報 論	2	講	3～4	
		経 営 戦 略 論	2	講	3～4	
		会 計 学 II	2	講	3～4	
		企 業 経 済 特 論 I	2	講	3～4	
		企 業 経 済 特 論 II	2	講	3～4	

区 分		授 業 科 目					単位数	講義・演習等の別	年 次	備 考	
選 択	学 科 専 門 科 目	企 業 経 済 特 論 III					2	講	3～4	教職免許取得希望者のみ受講可 教職免許取得希望者のみ受講可	
		企 業 経 済 特 論 IV					2	講	3～4		
		政 治 学 I					2	講	2～4		
		政 治 学 II					2	講	2～4		
		経 済 英 語 I					2	演	2～4		
		経 済 英 語 II					2	演	2～4		
		Advanced Business English					2	演	2～4		
		卒 業 論 文					4		4		
	小 計					64以上			64単位を超えて修得した単位は自由科目区分の所要単位数として算定する。		
	学 部 共 通 専 門 科 目	A 群	人文社会科学の課題と探究 I					2	講	1～3	A群から2科目4単位を選択必修。 1年次後期以降履修することができ、学期ごとに履修可能な単位は2単位とする。（ただし、「海外研修Ⅰ」～「海外研修Ⅴ」の単位は、履修登録された単位に加えて、申請にもとづき修得することができる。）
			人文社会科学の課題と探究Ⅱ					2	講	1～3	
			現代社会の変容とキャリア形成					2	講	1～3	
			地 域 社 会 と 企 業 活 動					2	講	1～3	
			政 治 学 概 論					2	講	1～3	
			多 元 的 共 生 社 会 論					2	講	1～3	
			地 域 創 造 文 化 論					2	講	1～3	
			地 域 社 会 の 言 語 文 化					2	講	1～3	
			地 域 社 会 と 新 聞					2	講	1～3	
			地 域 社 会 と 歴 史					2	講	1～3	
			Basic Lecture in Global Japan StudiesⅠ					2	講	1～3	
			Basic Lecture in Global Japan StudiesⅡ					2	講	1～3	
			海 外 研 修Ⅰ					1	実	1～4	
			海 外 研 修Ⅱ					1	実	1～4	
			海 外 研 修Ⅲ					2	実	1～4	
			海 外 研 修Ⅳ					2	実	1～4	
			海 外 研 修Ⅴ					4	実	1～4	
		B 群	地 域 メ デ ィ ア 論Ⅰ					2	講	1～2	A・B群から計8単位（選択必修4単位を含む）の履修を標準とする。
			地 域 メ デ ィ ア 論Ⅱ					2	講	2～3	
			イ ン タ ー ン シ ッ プⅠ					2	実	2	
			イ ン タ ー ン シ ッ プⅡ					2	実	3	
			Basic Seminar in Global Japan StudiesⅠ					2	演	2～4	
			Basic Seminar in Global Japan StudiesⅡ					2	演	2～4	
			Seminar in Global Japan StudiesⅠ					2	演	3～4	
			Seminar in Global Japan StudiesⅡ					2	演	3～4	
	小 計					4 以上			4 単位を超えて修得した単位は自由科目区分の所要単位数として算定する。		
	教 養 科 目	(授業科目名及び単位数は静岡大学全学教育科目規程別表Ⅰ人文社会科学部(ABP留学生コースを除く。)(教養科目)による)					11以上			11単位を超えて修得した単位は自由科目区分の所要単位数として算定する。	
	自 由 科 目	本学部他学科の学科専門科目、他学部、他大学等の専門科目、及び教養科目区分、専門科目区分で所要単位数を超えた単位数。					18以上			他学部、他大学等の専門科目の履修については、所定の手続きを経て認められたもの。	
合 計 履 修 単 位 数						124単位以上					

経済学科（夜間主コース）

区 分		授 業 科 目					単位数	講義・演習等の別	年 次	備 考
必修	学科専門科目	社 会 科 学 基 礎 演 習					2	演	1	
		小 計					2			
必修	教養科目	(授業科目名及び単位数は静岡大学全学教育科目規程別表Ⅰ人文社会科学部(ABP留学生コースを除く。)(教養科目)による)					17			
選択	学 科	経 済 理 論 入 門	2	講	1～2					
		現 代 経 済 入 門	2	講	1～2					
		ミ ク ロ 経 済 学 I	2	講	1～4					
		ミ ク ロ 経 済 学 II	2	講	2～4					
		マ ク ロ 経 済 学 I	2	講	1～4					
		マ ク ロ 経 済 学 II	2	講	2～4					
		国 際 経 済 学 I	2	講	1～4					
		国 際 経 済 学 II	2	講	1～4					
		経 済 学 説 史	2	講	1～4					
		情 報 経 済 学	2	講	2～4					
		統 計 学 I	2	講	1～4					
		統 計 学 II	2	講	2～4					
		経 済 統 計 学	2	講	2～4					
		社 会 統 計 学	2	講	2～4					
	専 門 科 目	計 量 経 済 学 I	2	講	2～4					
		計 量 経 済 学 II	2	講	2～4					
		数 量 経 済 分 析	2	講	2～4					
		空 間 経 済 学 I	2	講	2～4					
		空 間 経 済 学 II	2	講	2～4					
		理 論 と 情 報 特 論 I	2	講	1～4					
		理 論 と 情 報 特 論 II	2	講	1～4					
		理 論 と 情 報 特 論 III	2	講	2～4					
		理 論 と 情 報 特 論 IV	2	講	2～4					
		社 会 経 済 論 I	2	講	1～4					
		社 会 経 済 論 II	2	講	1～4					
		財 政 学 I	2	講	1～4					
		財 政 学 II	2	講	1～4					
		地 方 財 政 論 I	2	講	1～4					
地 方 財 政 論 II	2	講	1～4							
択 目	金 融 論 I	2	講	1～4						
	金 融 論 II	2	講	1～4						
	地 域 金 融 策 論 I	2	講	1～4						
	地 域 金 融 策 論 II	2	講	1～4						
	経 済 保 障 論 I	2	講	1～4						
	経 済 保 障 論 II	2	講	1～4						
	社 会 本 本 経 済 史 I	2	講	1～4						
	社 会 本 本 経 済 史 II	2	講	1～4						
	日 本 代 経 産 業 論	2	講	1～4						
	日 本 代 経 産 業 論 I	2	講	1～4						
	日 本 代 経 産 業 論 II	2	講	1～4						
	日 本 代 経 産 業 論 III	2	講	1～4						
	日 本 代 経 産 業 論 IV	2	講	1～4						
	日 本 代 経 産 業 論 V	2	講	1～4						

区 分		授 業 科 目					単位数	講義・演習等の別	年 次	備 考
選 択 専 門 科 目	学 科	政 策 特 論 II	2	講	1～4					
		政 策 特 論 III	2	講	1～4					
		政 策 特 論 IV	2	講	1～4					
		世 界 経 済 論 I	2	講	1～4					
		世 界 経 済 論 II	2	講	1～4					
		ア ジ ア 経 済 論 I	2	講	1～4					
		ア ジ ア 経 済 論 II	2	講	1～4					
		企 業 倫 理 学	2	講	1～4					
		経 営 学 I	2	講	1～4					
		経 営 学 II	2	講	1～4					
		経 営 情 報 論	2	講	1～4					
		会 計 学 I	2	講	1～4					
		会 計 学 II	2	講	1～4					
		マ ケ テ ィ ン グ I	2	講	1～4					
		マ ケ テ ィ ン グ II	2	講	1～4					
	専 門 科	企 業 経 済 特 論 I	2	講	1～4					
		企 業 経 済 特 論 II	2	講	1～4					
		企 業 経 済 特 論 III	2	講	1～4					
		企 業 経 済 特 論 IV	2	講	1～4					
		政 治 学 I	2	講	1～4					
		政 治 学 II	2	講	1～4					
		外 国 書 講 読 I	2	演	2～4					
		外 国 書 講 読 II	2	演	2～4					
		外 国 書 講 読 III	2	演	2～4					
		経 済 学 演 習 I a	2	演	3					
		経 済 学 演 習 I b	2	演	3					
		演 習 研 究 論 文 I a	4		3					
		経 済 学 演 習 II a	2	演	4					
		経 済 学 演 習 II b	2	演	4					
		卒 業 論 文	4		4					
	海 外 研 修 I	1	実	1～4						
	海 外 研 修 II	1	実	1～4						
	目 的	経済学科（昼間コース）科目 ※授業科目及び単位数は別表第Ⅰ経済学科（昼間コース）（APB留学生コースを除く。）による								本学部の経済学科（昼間コース）の別表にある学科専門科目を含めることができる。 ※昼間コース開講の経済学科の専門科目の履修及び修得単位の扱いについては、別に定める。
小 計						64以上		64単位を超えて修得した単位は自由科目区分の所要単位数として算定する。		
教養科目		（授業科目名及び単位数は静岡大学全学教育科目規程別表Ⅰ人文社会科学部（ABP留学生コースを除く。）（教養科目）による）						7 以上		
自由科目	本学部の法学科及び経済学科で開講する学科専門科目						34以上			
合 計 履 修 単 位 数							124単位以上			

社会科学 (ABP留学生コース)

区 分		授 業 科 目	単位数	講義・演習等の別	年 次	備 考
必修	学科専門科目	研究演習Ⅰ	2	演	3	
		研究演習Ⅱ	2	演	3	
		卒業演習Ⅰ	2	演	4	
		卒業論文	6	演	4	
		小 計	12			
修	教養科目	(授業科目名及び単位数は静岡大学全学教育科目規程別表Ⅰ人文社会科学部(ABP留学生コース)(教養科目)による)	30			
選択	学 科	人間学概論	2	講	1	《基盤科目》 11科目から6科目12単位以上を選択必修。 (別表第Ⅱの「学科共通専門科目」に当たる)
		心理学概論	2	講	1	
		歴史学概論	2	講	1	
		社会学概論	2	講	1	
		文化人類学概論	2	講	1	
		哲学概論	2	講	1	
		臨床心理学概論	2	講	1	
		社会心理学概論	2	講	1	
		日本史概論	2	講	1	
		外国史概論	2	講	1	
		考古学概論	2	講	1	
		フィールドワーク基礎演習	2	演	1	
		社会調査入門	2	講	1	
		統計・データ解析Ⅰ(心理学統計法Ⅰ)	2	講	1	
		統計・データ解析Ⅱ(心理学統計法Ⅱ)	2	演	2	
		Social and Human Studies	2	演	2～4	
	専 門 科 目	西洋思想史	2	講	2～3	《発展科目》
		日本宗教思想	2	講	2～3	
		倫理学基礎論	2	講	2～3	
		日本思想概説	2	講	2～3	
		ギリシア語Ⅰ	2	講	2～3	
		ギリシア語Ⅱ	2	講	2～3	
		ラテン語Ⅰ	2	講	2～3	
		ラテン語Ⅱ	2	講	2～3	
		現代文化論Ⅰ	2	講	2～3	
		現代文化論Ⅱ	2	講	2～3	
		地域社会論Ⅰ	2	講	2～3	
		地域社会論Ⅱ	2	講	2～3	
		社会学基礎理論Ⅰ	2	講	2～3	
		社会学基礎理論Ⅱ	2	講	2～3	
択	科 目	環境共生と地域の社会学	2	講	1～3	
		家族とジェンダーの社会学	2	講	2～3	
		地域社会と福祉	2	講	2～3	
		グローバル化の社会学	2	講	2～3	
		地域社会学	2	講	2～3	
		教育現象の社会学	2	講	2～3	
		自己と関係の社会学	2	講	2～3	
		仕事の社会学	2	講	2～3	

区 分		授 業 科 目	単位数	講義・演習等の別	年 次	備 考
選 択 目	学 科	男 女 共 同 参 画 論	2	講	2～3	
		地 域 連 携 論	2	講	1～3	
		神 経 ・ 生 理 心 理 学	2	講	2～3	
		知 覚 ・ 認 知 心 理 学	1	講	2～3	
		学 習 ・ 言 語 心 理 学	1	講	2～3	
		社 会 ・ 集 団 ・ 家 族 心 理 学	2	講	2～3	
		感 情 ・ 人 格 心 理 学	2	講	2～3	
		異常心理学(障害者・障害児心理学Ⅰ)	1	講	2～3	
		障害児心理学(障害者・障害児心理学Ⅱ)	1	講	2～3	
		発 達 心 理 学	2	講	2～3	
		心 理 的 ア セ ス メ ン ト	2	講	2～3	
		心 理 学 的 支 援 法	2	講	2～3	
		コ ミ ュ ニ テ ィ 心 理 学	1	講	2～3	
		健 康 ・ 医 療 心 理 学	1	講	2～3	
		発達臨床心理学(福祉心理学Ⅰ)	1	講	2～3	
		障害・福祉心理学(福祉心理学Ⅱ)	1	講	2～3	
		教 育 ・ 学 校 心 理 学	2	講	2～3	
		司 法 ・ 犯 罪 心 理 学	1	講	2～3	
		産 業 ・ 組 織 心 理 学	1	講	2～3	
	専 門 科	精 神 疾 患 と そ の 治 療	2	講	2～3	
		日 本 史 概 説	2	講	2	
		西 洋 史 概 説	2	講	2	
		ア ジ ア 史 概 説	2	講	2	
		考 古 学 概 説	2	講	2	
		比 較 文 明 史	2	講	2～3	
		比 較 地 域 史	2	講	2～3	
		文 化 交 渉 史	2	講	2～3	
		社 会 関 係 史	2	講	2～3	
		日 本 中 世 社 会 史	2	講	3～4	
		日 本 中 世 文 化 史	2	講	3～4	
		日 本 近 世 社 会 史	2	講	3～4	
		日 本 近 世 地 域 史	2	講	3～4	
		ア ジ ア 文 明 史 Ⅰ	2	講	3～4	
		ア ジ ア 文 明 史 Ⅱ	2	講	3～4	
		ヨ ー ロ ッ パ 文 明 史 Ⅰ	2	講	3～4	
		ヨ ー ロ ッ パ 文 明 史 Ⅱ	2	講	3～4	
		ア ジ ア 社 会 史 Ⅰ	2	講	3～4	
		ア ジ ア 社 会 史 Ⅱ	2	講	3～4	
	目	西 洋 社 会 史 Ⅰ	2	講	3～4	
		西 洋 社 会 史 Ⅱ	2	講	3～4	
		農 耕 文 化 論	2	講	3～4	
		農 耕 社 会 論	2	講	3～4	
		先 史 文 化 論	2	講	3～4	
		先 史 社 会 論	2	講	3～4	
		民 族 文 化 論 Ⅰ	2	講	2～3	
		民 族 文 化 論 Ⅱ	2	講	2～3	
		哲 学 の 調 査 と 探 究 Ⅰ	1	実	2～4	《専門コア科目》
		哲 学 の 調 査 と 探 究 Ⅱ	1	実	2～4	
		応 用 倫 理 学 実 習 Ⅰ	1	実	2～4	

区 分		授 業 科 目	単位数	講義・演習等の別	年 次	備 考
選 択	学 科	応 用 倫 理 学 実 習 II	1	実	2～4	10単位以上を選択必修（別表第Ⅱの「個別分野専門科目」に当たる）
		哲 学 ・ 倫 理 学 基 礎 演 習 I	2	演	2～4	
		哲 学 ・ 倫 理 学 基 礎 演 習 II	2	演	2～4	
		哲 学 ・ 倫 理 学 応 用 演 習 I	2	演	2～4	
		哲 学 ・ 倫 理 学 応 用 演 習 II	2	演	2～4	
		文 化 人 類 学 基 礎 演 習 I	2	演	2～4	
		文 化 人 類 学 基 礎 演 習 II	2	演	2～4	
		文 化 人 類 学 応 用 演 習 I	2	演	2～4	
		文 化 人 類 学 応 用 演 習 II	2	演	2～4	
		文 化 人 類 学 調 査 法 I	2	演	2～4	
		文 化 人 類 学 調 査 法 II	2	演	2～4	
		フ ィ ー ル ド ワ ー ク 実 習 I	2	演	2～4	
		フ ィ ー ル ド ワ ー ク 実 習 II	2	演	2～4	
	科	社 会 学 基 礎 演 習 I	2	演	2	
		社 会 学 基 礎 演 習 II	2	演	2	
		社 会 学 応 用 演 習 I	2	演	2	
		社 会 学 応 用 演 習 II	2	演	2	
		質 的 調 査 法 演 習 I	2	演	2～4	
		質 的 調 査 法 演 習 II	2	演	2～4	
		計 量 社 会 学 演 習	2	演	2～4	
		量 的 調 査 法 演 習 I	2	演	2～4	
		量 的 調 査 法 演 習 II	2	演	2～4	
		量 的 調 査 法 演 習 III	2	演	2～4	
		社 会 心 理 学 演 習 I	2	演	2～4	
		社 会 心 理 学 演 習 II	2	演	2～4	
	門	臨 床 心 理 学 演 習 I	2	演	2～4	
		臨 床 心 理 学 演 習 II	2	演	2～4	
		心 理 学 研 究 法 I	2	実	2	
		心 理 学 実 験	2	実	2	
		心 理 学 研 究 法 II	2	実	3	
		心 理 学 研 究 法 III	2	実	3	
	科	日 本 史 基 礎 演 習 I	2	演	2	
		日 本 史 基 礎 演 習 II	2	演	2	
		世 界 史 基 礎 演 習 I	2	演	2	
		世 界 史 基 礎 演 習 II	2	演	2	
		考 古 学 基 礎 演 習 I	2	演	2	
		考 古 学 基 礎 演 習 II	2	演	2	
	目	日 本 史 学 史 料 講 読 I	2	演	3～4	
		日 本 史 学 史 料 講 読 II	2	演	3～4	
		ア ジ ア 史 文 献 講 読 I	2	演	3～4	
		ア ジ ア 史 文 献 講 読 II	2	演	3～4	
		西 洋 史 文 献 講 読 I	2	演	3～4	
		西 洋 史 文 献 講 読 II	2	演	3～4	
		ア ジ ア 史 史 料 講 読 I	2	演	3～4	
		ア ジ ア 史 史 料 講 読 II	2	演	3～4	
		西 洋 史 史 料 講 読 I	2	演	3～4	
		西 洋 史 史 料 講 読 II	2	演	3～4	
		考 古 学 資 料 講 読 I	2	演	3～4	
		考 古 学 資 料 講 読 II	2	演	3～4	

区 分		授 業 科 目					単位数	講義・演習等の別	年 次	備 考	
選 門 科 目	学 科 専 門 科	古 文 書 実 習 II	2	実	3～4	┌					
		古 文 書 実 習 III	2	実	3～4						
		考 古 学 実 習 II	2	実	3～4						
		考 古 学 実 習 III	2	実	3～4						
		生 涯 学 習 概 論	2	講	1	《資格等科目》 (学芸員科目)					
		博 物 館 概 論	2	講	1						
		博 物 館 経 営 論	2	講	2						
		博 物 館 資 料 論 I	1	講	2						
		博 物 館 資 料 論 II	1	講	2						
		博 物 館 展 示 論	2	講	2						
		博 物 館 情 報 ・ メ デ ィ ア 論	2	講	2						
		博 物 館 資 料 保 存 論	2	講	2～3						
		博 物 館 教 育 論	2	講	2～3						
		博 物 館 館 務 実 習	1	実	3～4						
	古 文 書 実 習 I - a	1	実	2	┐ 合わせて履修すること						
	古 文 書 実 習 I - b	1	実	2							
	考 古 学 実 習 I - a	1	実	2			┐ 合わせて履修すること				
	考 古 学 実 習 I - b	1	実	2							
	科 目	人 文 地 理 学	2	講	2～4	(教職地歴)					
		人 自 然 地 理 学	2	講	2～4						
		地 誌 学	2	講	2～4						
		公 認 心 理 師 の 職 責 論	1	講	2	(公認心理師)					
		関 係 行 政 論	1	講	2						
		心 理 演 習	2	演	3						
		心 理 実 習	3	実	4						
		小 計			56以上			56単位を超えて修得した単位は自由科目区分の所要単位数として算定する。			
択 部 共 通 専 門 科 目		A 群	人文社会科学の課題と探究 I	2	講	1～3	A群から1年次後期以降2科目4単位を選択必修。学期ごとに履修可能な単位は2単位とする。				
			人文社会科学の課題と探究 II	2	講	1～3					
			現代社会の変容とキャリア形成	2	講	1～3					
			地 域 社 会 と 企 業 活 動	2	講	1～3					
	現 代 社 会 と 経 済		2	講	1～3						
	現 代 社 会 と 企 業		2	講	1～3						
	政 治 学 概 論		2	講	1～3						
	多 元 的 共 生 社 会 論		2	講	1～3						
	地 域 創 造 文 化 論		2	講	1～3						
	地 域 社 会 の 言 語 文 化		2	講	1～3						
	地 域 社 会 と 新 聞		2	講	1～3						
	地 域 社 会 と 歴 史		2	講	1～3						
	Basic Lecture in Global Japan Studies I		2	講	1～3						
	Basic Lecture in Global Japan Studies II		2	講	1～3						
	B 群	地 域 メ デ ィ ア 論 I	2	講	1～2	A・B群から計8単位（選択必修4単位を含む）の履修を標準とする。					
		地 域 メ デ ィ ア 論 II	2	講	2～3						
		Basic Seminar in Global Japan Studies I	2	演	2～4						
		Basic Seminar in Global Japan Studies II	2	演	2～4						
Seminar in Global Japan Studies I	2	演	3～4								
Seminar in Global Japan Studies II	2	演	3～4								

区 分		授 業 科 目	単位数	講義・演習等の別	年 次	備 考
選 択	学部基盤専門	小 計	4 以上			4 単位を超えて修得した単位は自由科目区分の所要単位数として算定する。
	教養科目	(授業科目名及び単位数は静岡大学全学教育科目規程別表Ⅰ人文社会科学部(ABP留学生コース)(教養科目)による)	7 以上			7 単位を超えて修得した単位は自由科目区分の所要単位数として算定する。
自由科目		本学部他学科の学科専門科目、他学部、他大学等の専門科目、及び教養科目区分、専門科目区分で所要単位数を超えた単位数。	15以上			他学部、他大学等の専門科目の履修については、所定の手続きを経て認められたもの。
合 計 履 修 単 位 数			124以上			

言語文化学科（ABP留学生コース）

区 分		授 業 科 目	単位数	講義・演習等の別	年 次	備 考
必修	学科専門科目	言語学概論Ⅰ	2	講	1～2	
		言語学概論Ⅱ	2	講	2	
		文学概論Ⅰ	2	講	1～2	
		文学概論Ⅱ	2	講	2	
		課題研究Ⅰ	2	演	4	
		卒業研究	2		4	
		小 計	12			
必修	教養科目	（授業科目名及び単位数は静岡大学全学教育科目規程別表Ⅰ人文社会科学部（ABP留学生コース）（教養科目）による）	30			
選択		地域文学文化基礎論Ⅰ	2	講	1～2	《基盤科目》 （導入科目） 3科目6単位以上を選択必修。
		地域文学文化基礎論Ⅱ	2	講	1～2	
		言語学基礎論Ⅰ	2	講	1～2	
		言語学基礎論Ⅱ	2	講	1～2	
	学 科	専門英語基礎	2	演	1～2	（語学科目） 3科目6単位以上を選択必修。 初修外国語（フランス語）入門Ⅰ・Ⅱの単位習得を履修条件とする 初修外国語（フランス語）Ⅰ・Ⅱの単位習得を履修条件とする
		専門ドイツ語基礎Ⅰ	2	演	1～2	
		専門ドイツ語基礎Ⅱ	2	演	1～2	
		専門フランス語基礎Ⅰ	2	演	1～2	
		専門フランス語基礎Ⅱ	2	演	2	
		専門中国語基礎Ⅰ	2	演	1～2	
		専門中国語基礎Ⅱ	2	演	1～2	
		専門スペイン語基礎Ⅰ	2	演	2	
		専門スペイン語基礎Ⅱ	2	演	2	
		専門韓国語基礎Ⅰ	2	演	1～2	
		専門韓国語基礎Ⅱ	2	演	2	
		専門日本語基礎Ⅰ	2	演	1～2	
		専門日本語基礎Ⅱ	2	演	1～2	
	専 門	英会話・作文Ⅰ	2	演	1～2	
		英会話・作文Ⅱ	2	演	1～2	
		ドイツ語会話・作文Ⅰ	2	演	2～4	
		ドイツ語会話・作文Ⅱ	2	演	2～4	
	科 目	ドイツ語会話・作文Ⅲ	2	演	2～4	留学生対象科目 留学生対象科目
		ドイツ語会話・作文Ⅳ	2	演	2～4	
		ドイツ語会話・作文Ⅴ	2	演	2～4	
		ドイツ語会話・作文Ⅵ	2	演	2～4	
		フランス語会話・作文Ⅰ	2	演	2	
		フランス語会話・作文Ⅱ	2	演	2～4	
		フランス語会話・作文Ⅲ	2	演	2～4	
		フランス語会話・作文Ⅳ	2	演	2～4	
		中国語会話・作文Ⅰ	2	演	1～2	
		中国語会話・作文Ⅱ	2	演	1～2	
		オーラルイングリッシュⅠ	2	演	2	
		オーラルイングリッシュⅡ	2	演	2	
		英語表現法Ⅰ	2	演	2	
		英語表現法Ⅱ	2	演	2	

区 分		授 業 科 目	単位数	講義・演習等の別	年 次	備 考
選 択 科 目	学	英 語 プレゼンテーションⅠ	2	演 演	3～4	
		英 語 プレゼンテーションⅡ	2	演 演	3～4	
		アカデミックライティングⅠ	2	演 演	3～4	
		アカデミックライティングⅡ	2	演 演	3～4	
		ドイツ語コミュニケーションⅠ	2	演 演	2～4	
		ドイツ語コミュニケーションⅡ	2	演 演	2～4	
		フランス語コミュニケーションⅠ	2	演 演	2～4	
		フランス語コミュニケーションⅡ	2	演 演	2～4	
		中国語コミュニケーション	2	演 演	2～4	
		日 本 語 リテラシーⅠ	2	演 演	1～2	
		日 本 語 リテラシーⅡ	2	演 演	1～2	
	科	芸 能 文 化 論	2	講	2～4	(言語文化共通科目)
		映 像 文 化 論	2	講	2～4	
		伝 承 文 学	2	講	2～4	
		児 童 文 学	2	講	2～4	
		図 書 館 概 論	2	講	2～4	
		書 道 Ⅰ	2	演	3～4	
		書 道 Ⅱ	2	演	3～4	
		ア ー ト マ ネ ジ メ ン ト 概 論	2	講	1	
		情 報 意 匠 論	2	講	1～2	
		地 域 社 会 と 文 学 文 化	2	講	1～4	
		文 化 施 設 概 論	2	講	2～3	
		文 化 施 設 各 論	2	講	2～3	
		演 劇 文 化 論	2	講	2～4	
		文 化 施 設 管 理 運 営 演 習	2	演	3～4	
		ア ー ト マ ネ ジ メ ン ト 各 論	2	講	3～4	
		ア ー ト マ ネ ジ メ ン ト 特 論	2	講	3～4	
	門	小 計	16以上			16単位を超えて修得した単位は自由科目区分の所要単位として算定する。((《基盤科目》は別表第Ⅱの「学科共通専門科目」に当たる)
	科 目	日 本 文 学 概 論 Ⅰ	2	講	2～4	《専修科目》 (専修基礎科目) 4科目8単位以上を選択必修。
		日 本 文 学 概 論 Ⅱ	2	講	2～4	
		日 本 語 学 概 論 Ⅰ	2	講	2～4	
		日 本 語 学 概 論 Ⅱ	2	講	2～4	
		日 本 言 語 文 化 基 礎 講 読 Ⅰ	2	講	2～4	
		日 本 言 語 文 化 基 礎 講 読 Ⅱ	2	講	2～4	
		日 本 言 語 文 化 基 礎 講 読 Ⅲ	2	講	2～4	
		日 本 言 語 文 化 基 礎 講 読 Ⅳ	2	講	2～4	
		日 本 言 語 文 化 基 礎 講 読 Ⅴ	2	講	2～4	
		日 本 言 語 文 化 基 礎 講 読 Ⅵ	2	講	1～2	
		日 本 言 語 文 化 基 礎 演 習	2	演	1	
		ア ジ ア 言 語 文 化 基 礎 講 読 Ⅰ	2	講	2～4	
		ア ジ ア 言 語 文 化 基 礎 講 読 Ⅱ	2	講	2～4	
		ア ジ ア 言 語 文 化 基 礎 講 読 Ⅲ	2	講	2～4	
		ア ジ ア 言 語 文 化 基 礎 講 読 Ⅳ	2	講	2～4	
		ア ジ ア 言 語 文 化 基 礎 演 習 Ⅰ	2	演	2～4	
		ア ジ ア 言 語 文 化 基 礎 演 習 Ⅱ	2	演	2～4	
		ア ジ ア 言 語 文 化 基 礎 演 習 Ⅲ	2	演	2～4	

区 分		授 業 科 目	単位数	講義・演習等の別	年 次	備 考
選 科 専 門 扱 目	学	アジア言語文化基礎演習Ⅳ	2	演	2～4	専門英語基礎の単位修得および TOEIC550点以上取得していることを 履修条件とする。
		中国文学概論Ⅰ	2	講	2～4	
		中国文学概論Ⅱ	2	講	2～4	
		中国語学概論Ⅰ	2	講	2～3	
		中国語学概論Ⅱ	2	講	2～3	
		中国文学史Ⅰ	2	講	2～4	
		中国文学史Ⅱ	2	講	2～4	
		中国言語文化基礎講読Ⅰ	2	講	2～4	
		中国言語文化基礎講読Ⅱ	2	講	2～4	
		中国言語文化基礎講読Ⅲ	2	講	2～4	
		中国言語文化基礎演習Ⅰ	2	演	2～4	
		中国言語文化基礎演習Ⅱ	2	演	2～4	
		中国言語文化基礎演習Ⅲ	2	演	2～4	
	科	英米言語文化基礎演習	2	講	1	
		英語学概論Ⅰ	2	講	2	
		英語学概論Ⅱ	2	講	2	
		英語学基礎読解Ⅰ	2	演	2	
		英語学基礎読解Ⅱ	2	演	2	
		英米文学史Ⅰ	2	講	2	
		英米文学史Ⅱ	2	講	2	
		英語表象論Ⅰ	2	講	2～4	
		英語表象論Ⅱ	2	講	2～4	
		イギリス文学文化基礎読解Ⅰ	2	演	2	
		イギリス文学文化基礎読解Ⅱ	2	演	2	
		アメリカ文学文化基礎読解Ⅰ	2	演	2	
		アメリカ文学文化基礎読解Ⅱ	2	演	2	
	門	ヨーロッパ言語文化入門	2	講	1	
		ドイツ文学概論Ⅰ	2	講	2	
		ドイツ文学概論Ⅱ	2	講	2	
		ドイツ語学概論Ⅰ	2	講	1	
		ドイツ語学概論Ⅱ	2	講	2	
		ドイツ言語文化基礎演習Ⅰ	2	演	2	
		ドイツ言語文化基礎演習Ⅱ	2	演	2	
		ドイツ言語文化基礎演習Ⅲ	2	演	2	
		ドイツ言語文化基礎演習Ⅳ	2	演	2	
		ドイツ言語文化基礎演習Ⅴ	2	演	2	
		ドイツ言語文化基礎演習Ⅵ	2	演	2	
	目	フランス文学概論Ⅰ	2	講	2	
		フランス文学概論Ⅱ	2	講	2	
		フランス語学概論Ⅰ	2	講	2	
		フランス語学概論Ⅱ	2	講	2	
		フランス言語文化基礎演習Ⅰ	2	演	2	
		フランス言語文化基礎演習Ⅱ	2	演	2	
		フランス言語文化基礎演習Ⅲ	2	演	2～4	
		フランス言語文化基礎演習Ⅳ	2	演	2～4	
		比較文学概論Ⅰ	2	講	2～4	
		比較文学概論Ⅱ	2	講	2～4	

区 分		授 業 科 目						単位数	講義・演習等の別	年 次	備 考
選	学 科	比 較 文 学 概 論 III	2	講	2～4	言語学基礎演習Ⅰの単位修得を履修条件とする。					
		比 較 文 化 概 論 I	2	講	2～4						
		比 較 文 化 概 論 II	2	講	2～3						
		比 較 文 化 概 論 III	2	講	2～3						
		比 較 文 化 概 論 IV	2	講	2～4						
		比 較 文 学 文 化 基 礎 講 読 I	2	講	2						
		比 較 文 学 文 化 基 礎 講 読 II	2	講	2						
		比 較 文 学 文 化 基 礎 講 読 III	2	講	2						
		比 較 文 学 文 化 基 礎 講 読 IV	2	演	2						
		比 較 文 学 文 化 基 礎 講 読 V	2	演	2						
		比 較 文 学 文 化 基 礎 講 読 VI	2	演	2						
		比 較 言 語 文 化 基 礎 演 習 I	2	演	2						
		比 較 言 語 文 化 基 礎 演 習 II	2	演	2						
		言 語 学 基 礎 講 読 I	2	講	1						
		言 語 学 基 礎 講 読 II	2	講	1						
		言 語 学 基 礎 講 読 III	2	講	1						
		言 語 学 基 礎 講 読 IV	2	講	1						
		言 語 学 基 礎 演 習 I	2	演	2～4						
		言 語 学 基 礎 演 習 II	2	演	2～4						
	択	専 門	日 本 文 学 史 I	2	講		3～4	(専修発展科目)			
日 本 文 学 史 II			2	講	3～4						
日 本 文 学 史 III			2	講	3～4						
日 本 文 学 史 IV			2	講	3～4						
日 本 言 語 文 化 各 論 I			2	講	2～4						
日 本 言 語 文 化 各 論 II			2	講	2～4						
日 本 言 語 文 化 各 論 III			2	講	2～4						
日 本 言 語 文 化 各 論 IV			2	講	2～4						
日 本 言 語 文 化 各 論 V			2	講	2～4						
日 本 言 語 文 化 各 論 VI			2	講	1～2						
科 目		日 本 文 学 講 読 I	2	講	3～4						
		日 本 文 学 講 読 II	2	講	3～4						
		日 本 文 学 講 読 III	2	講	3～4						
		日 本 文 学 講 読 IV	2	講	3～4						
		日 本 文 学 演 習 I	2	演	3						
		日 本 文 学 演 習 II	2	演	3						
		日 本 文 学 演 習 III	2	演	3						
		日 本 文 学 演 習 IV	2	演	3						
		日 本 文 学 演 習 V	2	演	3						
		日 本 文 学 演 習 VI	2	演	3						
日 本 文 学 演 習 VII	2	演	3								
日 本 文 学 演 習 VIII	2	演	3								
日 本 語 学 演 習 I	2	演	3								
日 本 語 学 演 習 II	2	演	3								
ア ジ ア 事 情	2	講	1								
ア ジ ア 言 語 文 化 各 論 I	2	講	2～4								
ア ジ ア 言 語 文 化 各 論 II	2	講	2～4								
ア ジ ア 言 語 文 化 各 論 III	2	講	2～4								
ア ジ ア 言 語 文 化 各 論 IV	2	講	2～4								

区 分		授 業 科 目						単位数	講義・演習等の別	年 次	備 考
選 択 科 目	学 科	アジア言語文化講読 I	2	講	2～4						
		アジア言語文化講読 II	2	講	2～4						
		アジア言語文化講読 III	2	講	2～4						
		アジア言語文化講読 IV	2	講	2～4						
		アジア言語文化演習 I	2	演	2～4						
		アジア言語文化演習 II	2	演	2～4						
		アジア言語文化演習 III	2	演	2～4						
		アジア言語文化演習 IV	2	演	2～4						
		中国語史	2	講	2～4						
		中国語事情	2	講	1						
	科	中国語文化各論 I	2	講	2～4						
		中国語文化各論 II	2	講	2～4						
		中国語文化各論 III	2	講	2～4						
		中国語文化各論 IV	2	講	2～4						
		中国語文化各論 V	2	講	2～4						
		中国語文化講読 I	2	講	2～4						
		中国語文化講読 II	2	講	2～4						
		中国語文化講読 III	2	講	2～4						
		中国語文化講読 IV	2	講	2～4						
		中国語文化講読 V	2	講	2～4						
	専 門	中国語文化演習 I	2	演	2～4						
		中国語文化演習 II	2	演	2～4						
		中国語文化演習 III	2	演	2～4						
		中国語文化演習 IV	2	演	2～4						
		中国語文化演習 V	2	演	2～4						
		英語学史	2	講	3～4						
		英語学各論 I	2	講	3～4						
		英語学各論 II	2	講	3～4						
		英語学読解 I	2	演	3～4						
		英語学読解 II	2	演	3～4						
	科 目	英語学事情	2	講	2						
		イギリス文学文化各論 I	2	講	3～4						
		イギリス文学文化各論 II	2	講	3～4						
		アメリカ文学文化各論 I	2	講	3～4						
		アメリカ文学文化各論 II	2	講	3～4						
		イギリス文学文化読解 I	2	演	3～4						
		イギリス文学文化読解 II	2	演	3～4						
		アメリカ文学文化読解 I	2	演	3～4						
		アメリカ文学文化読解 II	2	演	3～4						
		ドイツ文学史	2	講	3～4						
	目	ドイツ文学事情 I	2	講	2～3						
		ドイツ文学事情 II	2	講	2～3						
		ドイツ文学事情 III	2	講	2～4						
		ドイツ文学事情 IV	2	講	2～4						
		ドイツ文学事情 V	2	講	2～4						
		ドイツ文学事情 VI	2	講	2～4						
		ドイツ文学史 I	2	講	3～4						
		ドイツ文学史 II	2	講	3～4						
		ドイツ文学史 III	2	講	3～4						

区 分		授 業 科 目	単位数	講義・演習等の別	年 次	備 考
選 択	学 科	ドイツ文学史 IV	2	講	3～4	
		ドイツ言語文化各論 I	2	講	3～4	
		ドイツ言語文化各論 II	2	講	3～4	
		ドイツ言語文化各論 III	2	講	3～4	
		ドイツ言語文化各論 IV	2	講	3～4	
		ドイツ言語文化各論 V	2	講	3～4	
		ドイツ言語文化各論 VI	2	講	3～4	
		ドイツ言語文化特論 I	2	講	2～4	
		ドイツ言語文化特論 II	2	講	2～4	
		ドイツ言語文化特論 III	2	講	2～4	
		ドイツ言語文化特論 IV	2	講	2～4	
		ドイツ言語文化特論 V	2	講	2～4	
	専 門	ドイツ言語文化特論 VI	2	講	2～4	
		ドイツ言語文化演習 I	2	演	3～4	
		ドイツ言語文化演習 II	2	演	3～4	
		ドイツ言語文化演習 III	2	演	3～4	
		ドイツ言語文化演習 IV	2	演	3～4	
		ドイツ言語文化演習 V	2	演	3～4	
		ドイツ言語文化演習 VI	2	演	3～4	
		ドイツ文学演習 I	2	演	3～4	
		ドイツ文学演習 II	2	演	3～4	
		ドイツ文学演習 III	2	演	3～4	
		ドイツ文学演習 IV	2	演	3～4	
		ドイツ文学演習 V	2	演	3～4	
	目 科	ドイツ文学演習 VI	2	演	3～4	
		フランス事情 I	2	講	2～4	
		フランス事情 II	2	講	2～4	
		フランス事情 III	2	講	2～4	
		フランス事情 IV	2	講	2～4	
		フランス言語文化各論 I	2	講	3～4	
		フランス言語文化各論 II	2	講	3～4	
		フランス言語文化各論 III	2	講	3～4	
		フランス言語文化各論 IV	2	講	3～4	
		フランス言語文化各論 V	2	講	3～4	
		フランス言語文化各論 VI	2	講	3～4	
		フランス言語文化特論 I	2	講	3～4	
		フランス言語文化特論 II	2	講	3～4	
		フランス言語文化特論 III	2	講	3～4	
		フランス言語文化特論 IV	2	講	3～4	
		フランス言語文化特論 V	2	講	3～4	
		フランス言語文化特論 VI	2	講	3～4	
	目	フランス言語文化演習 I	2	演	3～4	
		フランス言語文化演習 II	2	演	3～4	
		フランス言語文化演習 III	2	演	3～4	
		フランス言語文化演習 IV	2	演	3～4	
		フランス言語文化演習 V	2	演	3～4	
		フランス言語文化演習 VI	2	演	3～4	
		フランス文学演習 I	2	演	3～4	
		フランス文学演習 II	2	演	3～4	

区 分		授 業 科 目							単位数	講義・演習等の別	年 次	備 考			
選 択	学 科	フ	ラ	ン	ス	文	学	演	習	Ⅲ	2	演	3～4	一般音声学Ⅰの単位修得を履修条件とする。	
		フ	ラ	ン	ス	文	学	演	習	Ⅳ	2	演	3～4		
		フ	ラ	ン	ス	文	学	演	習	Ⅴ	2	演	3～4		
		フ	ラ	ン	ス	文	学	演	習	Ⅵ	2	演	3～4		
		比	較	言	語	文	化	各	論	Ⅰ	2	講	2		
		比	較	言	語	文	化	各	論	Ⅱ	2	講	2		
		比	較	言	語	文	化	各	論	Ⅲ	2	講	3～4		
		比	較	言	語	文	化	各	論	Ⅳ	2	講	3～4		
		比	較	文	学	各	各	論	Ⅰ	2	講	2～4			
		比	較	文	学	各	各	論	Ⅱ	2	講	2～4			
		比	較	文	学	各	各	論	Ⅲ	2	講	3～4			
		比	較	文	学	各	各	論	Ⅳ	2	講	3～4			
		比	較	文	学	各	各	論	Ⅴ	2	講	3～4			
		比	較	文	化	各	各	論	Ⅰ	2	講	2～4			
		比	較	文	化	各	各	論	Ⅱ	2	講	2～4			
	専 門	比	較	文	文	化	原	書	講	Ⅲ	2	講	3～4		
		比	較	文	文	化	原	書	講	Ⅳ	2	講	3～4		
		比	較	文	学	文	化	原	書	講	Ⅲ	2	演		3～4
		比	較	文	学	文	化	原	書	講	Ⅲ	2	演		3～4
		比	較	文	学	学	演	習	習	Ⅰ	2	演	3～4		
		比	較	文	学	学	演	習	習	Ⅱ	2	演	3～4		
		比	較	文	学	学	演	習	習	Ⅲ	2	演	3～4		
		比	較	文	学	学	演	習	習	Ⅳ	2	演	3～4		
		比	較	文	文	化	演	習	習	Ⅰ	2	演	3～4		
		比	較	文	文	化	演	習	習	Ⅱ	2	演	3～4		
		比	較	文	文	化	演	習	習	Ⅲ	2	演	3～4		
		比	較	文	文	化	演	習	習	Ⅳ	2	演	3～4		
		対	照	言	語	学	学	学	学	Ⅰ	2	講	2～4		
		対	照	言	語	学	学	学	学	Ⅱ	2	講	2～4		
		対	照	言	語	学	学	学	学	Ⅲ	2	講	3		
	目	対	照	言	語	学	学	学	学	Ⅳ	2	講	3～4		
		対	照	言	語	学	学	学	学	Ⅴ	2	講	3～4		
		言	語	学	学	各	各	論	論	Ⅰ	2	講	3～4		
		言	語	学	学	各	各	論	論	Ⅱ	2	講	3～4		
		言	語	学	学	各	各	論	論	Ⅲ	2	講	3～4		
		言	語	学	学	各	各	論	論	Ⅳ	2	講	3～4		
		言	語	学	学	各	各	論	論	Ⅴ	2	講	2～4		
		言	語	学	学	各	各	論	論	Ⅵ	2	講	2～4		
		一	般	音	声	学	学	学	学	Ⅰ	2	講	3		
		一	般	音	声	学	学	学	学	Ⅱ	2	演	3		
		言	語	学	原	書	講	読	読	Ⅰ	2	講	3～4		
		言	語	学	原	書	講	読	読	Ⅱ	2	講	3～4		

一般音声学Ⅰの単位修得を履修条件とする。

区 分		授 業 科 目						単位数	講義・演習等の別	年 次	備 考	
選 択	学 科 専 門 科 目	言 語 学 原 書 講 読 III						2	講	3 ～ 4		
		言 語 学 原 書 講 読 IV						2	講	3 ～ 4		
		言 語 学 演 習 I						2	演	3 ～ 4		
		言 語 学 演 習 II						2	演	3 ～ 4		
		言 語 学 演 習 III						2	演	3 ～ 4		
		言 語 学 演 習 IV						2	演	3 ～ 4		
		課 題 演 習 I						2	演	3		
		課 題 演 習 II						2	演	3		
	小 計						32以上			32単位を超えて修得した単位は自由科目区分の所要単位として算定する。《専修科目》は別表第Ⅱの「個別分野専門科目」に当たる)		
	学 部 共 通 専 門 科 目	A 群	人文社会科学の課題と探究Ⅰ						2	講	1 ～ 3	A 群から1 年次後期以降 2 科目 4 単位を選択必修。学期ごとに履修可能な単位は 2 単位とする。
			人文社会科学の課題と探究Ⅱ						2	講	1 ～ 3	
			現代社会の変容とキャリア形成						2	講	1 ～ 3	
			地 域 社 会 と 企 業 活 動						2	講	1 ～ 3	
			現 代 社 会 と 経 済						2	講	1 ～ 3	
			現 代 社 会 と 企 業						2	講	1 ～ 3	
			政 治 学 概 論						2	講	1 ～ 3	
			多 元 的 共 生 社 会 論						2	講	1 ～ 3	
			地 域 創 造 文 化 論						2	講	1 ～ 3	
			地 域 社 会 の 言 語 文 化						2	講	1 ～ 3	
			地 域 社 会 と 新 聞						2	講	1 ～ 3	
			地 域 社 会 と 歴 史						2	講	1 ～ 3	
		B 群	Basic Lecture in Global Japan StudiesⅠ						2	講	1 ～ 3	A ・ B 群から計 8 単位（選択必修 4 単位を含む）の履修を標準とする。
			Basic Lecture in Global Japan StudiesⅡ						2	講	1 ～ 3	
			地 域 メ デ ィ ア 論Ⅰ						2	講	1 ～ 2	
			地 域 メ デ ィ ア 論Ⅱ						2	講	2 ～ 3	
			Basic Seminar in Global Japan StudiesⅠ						2	演	2 ～ 4	
			Basic Seminar in Global Japan StudiesⅡ						2	演	2 ～ 4	
		教 養 科 目	Seminar in Global Japan StudiesⅠ						2	演	3 ～ 4	
			Seminar in Global Japan StudiesⅡ						2	演	3 ～ 4	
			小 計						4 以上			
	自由科目		(授業科目名及び単位数は静岡大学全学教育科目規程別表Ⅰ人文社会科学部(ABP留学生コース)(教養科目)による)						7 以上			7 単位を超えて修得した単位は自由科目区分の所要単位数として算定する。
	自由科目		本学部他学科の学科専門科目、他学部、他大学等の専門科目、及び教養科目区分、専門科目区分で所要単位数を超えた単位数。						23以上			他学部、他大学等の専門科目の履修については、所定の手続きを経て認められたもの。
合 計 履 修 単 位 数								124単位以上				

法学科（ABP留学生コース）

区 分		授 業 科 目	単位数	講義・演習等の別	年 次	備 考
必修	教養科目	（授業科目名及び単位数は静岡大学全学教育科目規程別表Ⅰ人文社会科学部（ABP留学生コース）（教養科目）による）	30			
選択	学 科	憲法総論・統治機構	2	講	1	
		人民権総論	2	講	1	
		民法	4	講	1	
		刑法	2	講	1	
		刑法	2	講	1	
		刑法学入門	2	講	1	
		刑法各論Ⅰ	2	講	2～4	
		刑法各論Ⅱ	2	講	2～4	
		政治学Ⅰ	2	講	1	
		政治学Ⅱ	2	講	1	
		法哲学	2	講	2～4	
		法社会学Ⅰ	2	講	2～4	
		法社会学Ⅱ	2	講	2～4	
		債権総論Ⅰ	2	講	2～4	
		債権総論Ⅱ	2	講	2～4	
		不債権各論	2	講	2～4	
		会社法総論	4	講	2～4	
		行政法総論	2	講	2～4	
		行政法総論	2	講	2～4	
	専 門 科 目	国際法総論Ⅰ	4	講	2～4	
		国際法総論Ⅱ	4	講	2～4	
		公務労働の各論	2	講	2	
		行政救済	2	講	2～4	
		税法Ⅰ	2	講	3～4	
		税法Ⅱ	2	講	3～4	
		刑事訴訟法Ⅰ	2	講	3～4	
		刑事訴訟法Ⅱ	2	講	3～4	
		刑事政策Ⅰ	2	講	3～4	
		刑事政策Ⅱ	2	講	3～4	
		国際法・総論	2	講	3～4	
		国際法・総論	2	講	3～4	
		親族権	2	講	2～4	
		担保物権	2	講	2～4	
		民事訴訟法	4	講	3～4	
		民法総論・商行為	2	講	3～4	
		商法小切手	2	講	3～4	
		金融商品取引	2	講	3～4	
		金保険	2	講	3～4	
		経知的財産	2	講	3～4	
		労働	4	講	3～4	

区 分		授 業 科 目	単位数	講義・演習等の別	年 次	備 考
選 択 目	学 科	社 会 保 障 法	4	講	3～4	
		環 境 法 学	2	講	2～4	
		行 政 学	4	講	3～4	
		比 較 政 治 I	2	講	3～4	
		比 較 政 治 II	2	講	3～4	
		政 治 過 程 論	2	講	3～4	
		政 治 思 想 I	2	講	2～4	
		政 治 思 想 II	2	講	2～4	
		国 際 関 係 論	4	講	2～4	
		国 際 政 治 史	4	講	2～4	
		日 本 政 治 外 交 史	4	講	2～4	
		地 方 自 治 論	2	講	2～4	
		法 律 系 特 殊 講 義 I	2	講	3～4	
		法 律 系 特 殊 講 義 II	2	講	3～4	
	専 門	政 治 系 特 殊 講 義 I	2	講	3～4	
		政 治 系 特 殊 講 義 II	2	講	3～4	
		法 学 ・ 政 治 学 案 内	2	講	1	
		J a p a n e s e L a w	2	講	2～4	
		J a p a n i n W o r l d A f f a i r s	2	講	2～4	
		G l o b a l P o l i t i c s	2	講	2～4	
		政 治 学 演 習 I a	2	演	2	
		政 治 学 演 習 I b	2	演	2	
		国 際 政 治 史 演 習 I a	2	演	2	
		国 際 政 治 史 演 習 I b	2	演	2	
		国 際 関 係 論 演 習 I a	2	演	2	
		国 際 関 係 論 演 習 I b	2	演	2	
		政 治 思 想 演 習 I a	2	演	2	
		政 治 思 想 演 習 I b	2	演	2	
	科 目	行 政 学 演 習 I a	2	演	2	
		行 政 学 演 習 I b	2	演	2	
		法 制 史 演 習 I a	2	演	2	
		法 制 史 演 習 I b	2	演	2	
		法 哲 学 演 習 I a	2	演	2	
		法 哲 学 演 習 I b	2	演	2	
		憲 法 演 習 I a	2	演	2	
		憲 法 演 習 I b	2	演	2	
		行 政 法 演 習 I a	2	演	2	
		行 政 法 演 習 I b	2	演	2	
		民 法 演 習 I a	2	演	2	
		民 法 演 習 I b	2	演	2	
		刑 事 法 演 習 I a	2	演	2	
		刑 事 法 演 習 I b	2	演	2	
		商 法 演 習 I a	2	演	2	
		商 法 演 習 I b	2	演	2	
		会 社 法 演 習 I a	2	演	2	
		会 社 法 演 習 I b	2	演	2	
		民 事 訴 訟 法 演 習 I a	2	演	2	
		民 事 訴 訟 法 演 習 I b	2	演	2	
		労 働 法 演 習 I a	2	演	2	

区 分		授 業 科 目						単位数	講義・演習等の別	年 次	備 考
選 択 目	学 科 専 門 科 目	労 働 法 演 習 I b						2	演	2	62単位を超えて修得した単位は自由科目区分の所要単位数として算定する。
		社 会 保 障 法 演 習 I a						2	演	2	
		社 会 保 障 法 演 習 I b						2	演	2	
		国 際 法 演 習 I a						2	演	2	
		国 際 法 演 習 I b						2	演	2	
		政 治 学 演 習 II a						2	演	3	
		政 治 学 演 習 II b						2	演	3	
		国 際 政 治 史 演 習 II a						2	演	3	
		国 際 政 治 史 演 習 II b						2	演	3	
		国 際 関 係 論 演 習 II a						2	演	3	
		国 際 関 係 論 演 習 II b						2	演	3	
		政 治 思 想 演 習 II a						2	演	3	
		政 治 思 想 演 習 II b						2	演	3	
		行 政 学 演 習 II a						2	演	3	
		行 政 学 演 習 II b						2	演	3	
		法 制 史 演 習 II a						2	演	3	
		法 制 史 演 習 II b						2	演	3	
		法 哲 学 演 習 II a						2	演	3	
		法 哲 学 演 習 II b						2	演	3	
		憲 法 演 習 II a						2	演	3	
		憲 法 演 習 II b						2	演	3	
		行 政 法 演 習 II a						2	演	3	
		行 政 法 演 習 II b						2	演	3	
		民 法 演 習 II a						2	演	3	
		民 法 演 習 II b						2	演	3	
		刑 事 法 演 習 II a						2	演	3	
		刑 事 法 演 習 II b						2	演	3	
		商 法 演 習 II a						2	演	3	
		商 法 演 習 II b						2	演	3	
		会 社 法 演 習 II a						2	演	3	
		会 社 法 演 習 II b						2	演	3	
		民 事 訴 訟 法 演 習 II a						2	演	3	
		民 事 訴 訟 法 演 習 II b						2	演	3	
		労 働 法 演 習 II a						2	演	3	
		労 働 法 演 習 II b						2	演	3	
		社 会 保 障 法 演 習 II a						2	演	3	
		社 会 保 障 法 演 習 II b						2	演	3	
		国 際 法 演 習 II a						2	演	3	
		国 際 法 演 習 II b						2	演	3	
		卒 業 研 究						2		4	
		小 計								62以上	
学 部 共 通 専 門 科 目	A 群	人 文 社 会 科 学 の 課 題 と 探 究 I						2	講	1 ～ 3	
		人 文 社 会 科 学 の 課 題 と 探 究 II						2	講	1 ～ 3	
		現 代 社 会 の 変 容 と キャ リ ア 形 成						2	講	1 ～ 3	
		地 域 社 会 と 企 業 活 動						2	講	1 ～ 3	
		現 代 社 会 と 経 済						2	講	1 ～ 3	
		現 代 社 会 と 企 業						2	講	1 ～ 3	

区 分		授 業 科 目		単位数	講義・演習等の別	年 次	備 考
選 択	学 部 共 通 専 門 科 目	A 群	政 治 学 概 論	2	講	1 ～ 3	A 群から 1 年次後期以降 2 科目 4 単位を選択必修。学期ごとに履修可能な単位は 2 単位とする。
			多 元 的 共 生 社 会 論	2	講	1 ～ 3	
			地 域 創 造 文 化 論	2	講	1 ～ 3	
			地 域 社 会 の 言 語 文 化	2	講	1 ～ 3	
			地 域 社 会 と 新 聞	2	講	1 ～ 3	
			地 域 社 会 と 歴 史	2	講	1 ～ 3	
			Basic Lecture in Global Japan Studies I	2	講	1 ～ 3	
			Basic Lecture in Global Japan Studies II	2	講	1 ～ 3	
		B 群	地 域 メ デ ィ ア 論 I	2	講	1 ～ 2	A ・ B 群から計 8 単位（選択必修 4 単位を含む）の履修を標準とする。
			地 域 メ デ ィ ア 論 II	2	講	2 ～ 3	
			Basic Seminar in Global Japan Studies I	2	演	2 ～ 4	
			Basic Seminar in Global Japan Studies II	2	演	2 ～ 4	
			Seminar in Global Japan Studies I	2	演	3 ～ 4	
			Seminar in Global Japan Studies II	2	演	3 ～ 4	
択	教 養 科 目	小 計		4 以上		4 単位を超えて修得した単位は自由科目区分の所要単位数として算定する。	
		(授業科目名及び単位数は静岡大学全学教育科目規程別表Ⅰ 人文社会科学部 (ABP 留学生コース) (教養科目) による)		7 以上		7 単位を超えて修得した単位は自由科目区分の所要単位数として算定する。	
自由科目	本学部他学科の学科専門科目、他学部、他大学等の専門科目、及び教養科目区分、専門科目区分で所要単位数を超えた単位数。			21 以上			他学部、他大学等の専門科目の履修については、所定の手続きを経て認められたもの。
合 計 履 修 単 位 数				124 単位以上			

経済学科（ABP留学生コース）

区 分		授 業 科 目						単位数	講義・演習等の別	年 次	備 考	
必 修	学科専門科目	ミ	ク	ロ	経	済	学	I	2	講	1	
		マ	ク	ロ	経	済	学	I	2	講	1	
		基		礎	演		習	I	2	演	1	
		基		礎	演		習	II	2	演	2	
		基		礎	演		習	III	2	演	2	
		小 計						10				
修	教養科目	(授業科目名及び単位数は静岡大学全学教育科目規程別表Ⅰ人文社会科学部(ABP留学生コース)(教養科目)による)						30				
選 択	学 科 専 門 科 目	統		計		学		I	2	講	1	学期ごとに履修可能な単位は2単位とする。
		日		本		経		済	論	2	1	
		企		業		経		済	論	2	1	
		簿				記			I	2	1	
		統		計		学		II	2	2		
		ミ	ク	ロ		経		済	学	II	2	
		マ	ク	ロ		経		済	学	II	2	
		経		済		政		策	I	2	2	
		財		政		学			I	2	2	
		金		融		学		論	I	2	2	
		社		会		保		障	論	I	2	
		経		営		学			I	2	2	
		経		営		学		II	2	2		
		簿				記		II	2	2		
		会		計		学		I	2	2		
		経		済		学		説	史	2	2	
	専 門 科 目	専		門		演		習	a	2	3	
		専		門		演		習	b	2	3	
		専		門		演		習	c	2	4	
		経		済		学		演	習 I a	2	3	
択	科 目	経		済		学		演	習 I b	2	3	
		経		済		学		演	習 II a	2	4	
		経		済		情		報	処	理	2	1
		経		済		数		学	I	2	1	
		経		済		数		学	II	2	2	
		ミ	ク	ロ		経		済	学	III	2	3～4
		マ	ク	ロ		経		済	学	III	2	3～4
		国		際		経		済	学	I	2	3～4
		国		際		経		済	学	II	2	3～4
		経		済		統		計	学	2	3～4	
		社		会		統		計	学	2	3～4	
		情		報		経		済	学	I	2	3～4
		情		報		経		済	学	II	2	3～4
		計		量		経		済	学	I	2	3～4
計		量		経		済	学	II	2	3～4		
数	量	経		済		分		析	I	2	3～4	
		経		済		分		析	II	2	3～4	

学期ごとに履修可能な単位は2単位とする。

区 分		授 業 科 目						単位数	講義・演習等の別	年 次	備 考
選 択	学 科	空 間 経 済 学	I	2	講	3～4					
		空 間 経 済 学	II	2	講	3～4					
		理 論 と 情 報 特 論	I	2	講	3～4					
		理 論 と 情 報 特 論	II	2	講	3～4					
		理 論 と 情 報 特 論	III	2	講	3～4					
		理 論 と 情 報 特 論	IV	2	講	3～4					
		日 本 経 済 史	I	2	講	3～4					
		日 本 経 済 史	II	2	講	3～4					
		経 済 史	史	2	講	3～4					
		地 域 政 策	I	2	講	1～3					
		地 域 政 策	II	2	講	2～4					
		経 済 政 策	II	2	講	3～4					
		財 政 融 合 学 論	II	2	講	3～4					
		金 融 融 合 論	II	2	講	3～4					
		国 際 金 融 論	論	2	講	3～4					
		地 域 金 融 論	論	2	講	3～4					
		専 門 科	社 会 経 済 論	I	2	講	3～4				
	社 会 経 済 論		II	2	講	3～4					
	地 方 財 政 論		I	2	講	3～4					
	地 方 財 政 論		II	2	講	3～4					
	現 代 産 業 策		業	2	講	3～4					
	環 境 と 経 済 策		策	2	講	1～4					
	環 境 と 経 済 策		策	2	講	2～4					
	都 市 特 論		論	2	講	3～4					
	政 策 特 論		I	2	講	3～4					
	政 策 特 論		II	2	講	3～4					
	政 策 特 論		III	2	講	3～4					
	政 策 特 論		IV	2	講	3～4					
	企 業 倫 理 学		学	2	講	3～4					
	世 界 経 済 論		I	2	講	3～4					
	世 界 経 済 論		II	2	講	3～4					
	世 界 経 済 論		III	2	講	3～4					
	目 科		地 域 経 営	I	2	講	1～3				
		地 域 経 営	II	2	講	2～4					
		マ ー ケ テ ィ ン グ	I	2	講	3～4					
		マ ー ケ テ ィ ン グ	II	2	講	3～4					
		ス ポ ー ツ マ ー ケ テ ィ ン グ 論	論	2	講	3～4					
		社 会 保 障 論	II	2	講	3～4					
		ア ジ ア 経 済 論	I	2	講	3～4					
		ア ジ ア 経 済 論	II	2	講	3～4					
		ア ジ ア 経 済 論	III	2	講	3～4					
		経 営 情 報 論	論	2	講	3～4					
		経 営 計 戦 略	論	2	講	3～4					
		経 営 計 学	II	2	講	3～4					
		企 業 経 済 特 論	I	2	講	3～4					
		企 業 経 済 特 論	II	2	講	3～4					
	企 業 経 済 特 論	III	2	講	3～4						
	企 業 経 済 特 論	IV	2	講	3～4						
経 済 英 語	I	2	演	2～4							

区 分		授 業 科 目		単位数	講義・演習等の別	年 次	備 考	
選 部 共 通 専 門 科 目	学 科 専 門 科 目	経 済 英 語 II Advanced Business English		2 2	演 演	2～4 2～4		
		小 計		48以上			48単位を超えて修得した単位は自由科目区分の所要単位数として算定する。	
		A 群	人文社会科学の課題と探究Ⅰ	2	講	1～3	A 群から1年次後期以降2科目4単位を選択必修。学期ごとに履修可能な単位は2単位とする。	
	人文社会科学の課題と探究Ⅱ		2	講	1～3			
	現代社会の変容とキャリア形成		2	講	1～3			
	地 域 社 会 と 企 業 活 動		2	講	1～3			
	現 代 社 会 と 経 済		2	講	1～3			
	現 代 社 会 と 企 業		2	講	1～3			
	政 治 学 概 論		2	講	1～3			
	多 元 的 共 生 社 会 論		2	講	1～3			
	地 域 創 造 文 化 論		2	講	1～3			
	地 域 社 会 の 言 語 文 化		2	講	1～3			
	地 域 社 会 と 新 聞		2	講	1～3			
	地 域 社 会 と 歴 史		2	講	1～3			
	Basic Lecture in Global Japan StudiesⅠ		2	講	1～3			
	Basic Lecture in Global Japan StudiesⅡ		2	講	1～3			
	B 群		地 域 メ デ ィ ア 論Ⅰ	2	講	1～2		A・B群から計8単位（選択必修4単位を含む）の履修を標準とする。
			地 域 メ デ ィ ア 論Ⅱ	2	講	2～3		
			Basic Seminar in Global Japan StudiesⅠ	2	演	2～4		
			Basic Seminar in Global Japan StudiesⅡ	2	演	2～4		
		Seminar in Global Japan StudiesⅠ	2	演	3～4			
		Seminar in Global Japan StudiesⅡ	2	演	3～4			
	小 計		4 以上			4 単位を超えて修得した単位は自由科目区分の所要単位数として算定する。		
	教 養 科 目	(授業科目名及び単位数は静岡大学全学教育科目規程別表Ⅰ人文社会科学部(ABP留学生コース)(教養科目)による)		7 以上			7 単位を超えて修得した単位は自由科目区分の所要単位数として算定する。	
	自 由 科 目	本学部他学科の学科専門科目、他学部、他大学等の専門科目、及び教養科目区分、専門科目区分で所要単位数を超えた単位数。		25以上			他学部、他大学等の専門科目の履修については、所定の手続きを経て認められたもの。	
	合 計 履 修 単 位 数				124単位以上			

卒業所要単位数（ABP留学生コースを除く。）（第15条関係）

科 目 区 分				社会科学科	言語文化学科	法学科	経済学科
教 養 科 目	必修	教養基礎科目	新入生セミナー	2	2	2	2
			数理・データサイエンス	3	3	3	3
			英 語	3	3	3	3
			初修外国語	2	2	2	2
			キャリア形成科目	1	1	1	1
		教養展開科目	教養領域 B	4	4	4	4
			学際領域 A ※1	2	2	2	2
		小 計			17	17	17
	選択	教養基礎科目	英 語	11	11	11	11
			初修外国語				
			健康体育				
		教養展開科目	教養領域 A・B				
			学際領域 A・B				
		教職等資格科目	教職教養科目				
		そ の 他 ※2					
	小 計		11	11	11	11	
	教 養 科 目 合 計				28	28	28
専 門 科 目	必修	学科専門科目		16	20	12	10
	選択	学科専門科目	学科共通専門科目	12	16	—	26
			個別分野専門科目	10	32	—	—
			その他 ※3	34	—	54	38
			小 計	56	48	54	64
	学部共通専門科目（A群）		選択必修	4	4	4	4
専 門 科 目 合 計				76	72	70	78
自由科目	本学部他学科の学科専門科目、他学部、他大学等の専門科目、及び教養科目区分、専門科目区分で所要単位数を超えた単位数		学部共通専門科目 ※4	〔4〕	〔4〕	〔4〕	〔4〕
			そ の 他	〔16〕	〔20〕	〔22〕	〔14〕
	自 由 科 目 合 計			20	24	26	18
合 計（卒業所要単位数）				124	124	124	124

※1 地域志向科目として指定された学際領域Aから2単位必修。

※2 教養展開科目の修得単位数のうち、必修区分の所要単位数を超えた単位数を含む。

※3 定められた範囲から選択必修と指定された科目の修得単位数のうち、所要単位数を超えた単位数を含む。（法学科を除く。）

※4 〔 〕内の単位数は学部で標準とする修得単位数を修得したときの内数とする。

(夜間主コース)

科 目 区 分				法学科	経済学科
教 養 科 目	必 修	教養基礎科目	新入生セミナー	2	2
			数理・データサイエンス	3	3
			英 語	2	2
			初修外国語	4	4
		教養展開科目	教養領域 B	4	4
			学際領域 A ※1	2	2
			小 計	17	17
	選 択	教養基礎科目	英 語	7	7
			初修外国語		
			健康体育		
		教養展開科目	教養領域 A・B		
			学際領域 A・B		
		教職等資格科目	教職教養科目		
		そ の 他 ※2			
	小 計	7	7		
	教 養 科 目 合 計			24	24
専 門 科 目	必 修 (学科専門科目)			—	2
	選 択 (学科専門科目)			66	64
	専 門 科 目 合 計			66	66
科 自 由	本学部の法学科及び経済学科で開講する学科専門科目			34	34
合 計 (卒業所要単位数)				124	124

※ 1 地域志向科目として指定された学際領域 A から 2 単位必修。

※ 2 教養展開科目の修得単位数のうち、必修区分の所要単位数を超えた単位数を含む。

(ABP留学生コース)

科 目 区 分				社会科学	言語文化学科	法学科	経済学科	備 考
教 養 科 目	必修	教養基礎科目	新入生セミナー	2	2	2	2	
			数理・データサイエンス	3	3	3	3	
			キャリア形成科目	1	1	1	1	
		教養展開科目	教養領域A・B	4	4	4	4	ABP科目から 2科目4単位
			学際領域A・B	4	4	4	4	ABP科目から 2科目4単位
		留学生科目	ABP基礎日本語	10	10	10	10	
			ABP基礎科目	4	4	4	4	
			ABPインターンシップ	2	2	2	2	
		小 計			30	30	30	30
	選択	教養基礎科目	英 語	7	7	7	7	
			初修外国語					
			健康体育					
		教養展開科目	教養領域A・B					
			学際領域A・B					
		留学生科目	ABP基礎科目					
		そ の 他 ※2						
		小 計		7	7	7	7	
	教 養 科 目 合 計			37	37	37	37	
		学科専門科目		12	12	—	10	
		小 計		12	12	—	10	
	選択	学科専門科目	学科共通専門科目	12	16	—	—	
			個別分野科目	10	32	—	—	
			その他 ※2	34	—	62	48	
			小 計	56	48	62	48	
	学部共通専門科目（A群）		選択必修	4	4	4	4	
専 門 科 目 合 計			72	64	66	62		
自由科目	他学部・他学科専門科目を含む専門科目、及び教養科目で必要単位数を超えた単位数	学部共通専門科目 ※3	〔4〕	〔4〕	〔4〕	〔4〕		
		その他	〔11〕	〔19〕	〔17〕	〔21〕		
	自 由 科 目 合 計			15	23	21	25	
合 計（卒業所要単位数）				124	124	124	124	

※1 教養展開科目のうち必修区分の所要単位数を超えた単位数を含む。

※2 定められた範囲から選択必修と指定された科目の修得単位のうち、所要単位数を超えた単位数を含む（社会科学および言語文化学科のみ）。

※3 [] 内の単位数は学部で標準とする修得単位数を修得したときの内数とする。

教職に関する科目表（第16条関係）

授 業 科 目	高等学校教諭 一種免許状	中学校教諭 一種免許状	年次	履修方法	免許法に掲げる科目
日 本 国 憲 法	◎2単位	◎2単位	1～2	※1	教育職員免許法施行規則第66条 の6に定める科目※3
健 康 体 育 実 技 I	○1単位	○1単位	1～4	昼間コース 1単位以上選択 必修	
健 康 体 育 実 技 II	○1単位	○1単位	1～4		
健 康 体 育 演 習	◎1単位	◎1単位	1～4		
健 康 体 育 実 技	◎1単位	◎1単位	1～4	夜間主コース	
健 康 体 育 演 習	◎1単位	◎1単位	1～4		
英 語 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン	◎2単位	◎2単位	1	昼間コース	
英 語 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン A	◎1単位	◎1単位	1	夜間主コース	
英 語 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン B	◎1単位	◎1単位	2		
情報処理・データサイエンス演習	◎2単位	◎2単位	1		
(中等)国 語 科 教 育 法 I		2単位	2	取得する免許の教 科ごとに高等学校 教諭一種免許状は 4単位、中学校教 諭一種免許状では 8単位を選択必 修。 * 高等学校一種免 許状（地歴）は社 会科教育法Ⅱ及び 同教育法Ⅲを、高 等学校一種免許状 （公民）は社会科教 育法Ⅰ及び同教育 法Ⅳを必ず修得す ること。	教科の指導法に関する科目※4
(中等)国 語 科 教 育 法 II		2単位	2		
(中等)国 語 科 教 育 法 Ⅲ	2単位	2単位	2		
(中等)国 語 科 教 育 法 IV	2単位	2単位	2		
(中等)社会科教育法Ⅰ（公民）	2単位*	2単位	2		
(中等)社会科教育法Ⅱ（地歴）		2単位	2		
(中等)社会科教育法Ⅲ（地歴）	2単位*	2単位	2		
(中等)社会科教育法Ⅳ（公民）	2単位*	2単位	2		
(中等)英 語 科 教 育 法 I		2単位	2		
(中等)英 語 科 教 育 法 II		2単位	2		
(中等)英 語 科 教 育 法 Ⅲ	2単位	2単位	2		
(中等)英 語 科 教 育 法 IV	2単位	2単位	2		
(中等)ド イ ツ 語 教 育 法 I		2単位	3		
(中等)ド イ ツ 語 教 育 法 II		2単位	3		
(中等)ド イ ツ 語 教 育 法 Ⅲ	2単位	2単位	3		
(中等)ド イ ツ 語 教 育 法 IV	2単位	2単位	3		
(中等)教 職 入 門	◎2単位	◎2単位	1		
(中等)教 育 の 原 理	◎2単位	◎2単位	2～4		
(中等)発 達 と 学 習	◎2単位	◎2単位	2～4		
(中等)教 育 と 社 会	◎2単位	◎2単位	3～4		
特別の支援を必要とする子どもの理解	◎1単位	◎1単位	2～3		
教 育 課 程 論	◎1単位	◎1単位	3		道徳、総合的な学習の時間等の 指導法及び生徒指導、教育相談 等に関する科目※4
教 育 の 方 法 ・ 技 術	◎2単位	◎2単位	3		
道 徳 指 導 論		◎2単位	2～3		
総合的な学習の指導法・特別活動論	◎2単位	◎2単位	3		
生 徒 指 導 ・ 進 路 指 導	◎2単位	◎2単位	3		
教 育 相 談	◎2単位	◎2単位	3		教育実践に関する科目※4
教育実習事前・事後指導	◎1単位	◎1単位	3～4		
教 育 実 習 II	2単位	◎2単位	4		
教 育 実 習 Ⅲ	◎2単位	◎2単位	4		
教 職 実 践 演 習（中・高）	◎2単位	◎2単位	3		

* ◎印は必修科目 ○印は選択必修

* 上記以外に、中学校免許状授与には、介護等体験（社会福祉施設5日間、盲・聾・養護学校2日間）が必要です。

※1 夜間主コースの学生は、憲法総論・統治機構の履修をもって日本国憲法の学習に充てる。

※2 免許状を取得しようとする場合は、健康体育の科目は、2年次生までに修得すること。

※3 「教員免許状取得に関する単位履修要領」2. 単位修得方法1)を参照のこと。

※4 「教員免許状取得に関する単位履修要領」2. 単位修得方法2)～4)を参照のこと。

2 静岡大学全学教育科目規程

(平成18年2月15日規程第1号)

改正 令和2年2月19日規程第152号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人静岡大学学則（昭和24年12月21日制定）第31条の規定に基づき、大学教育センター（以下「センター」という。）が開設する授業科目（この規程において「全学教育科目」という。）に関し、必要な事項を定める。

(全学教育科目の実施)

第2条 全学教育科目は、全教員の責任と協力の下に全学で行う。

2 前項の全学教育科目に係る教育の企画、運営及び実施については、センターがこれに当たる。ただし、次条に規定する日本語・日本文化研修科目に係る教育の企画、運営及び実施については、国際連携推進機構がこれに当たる。

(全学教育科目の区分)

第3条 全学教育科目の区分は、次のとおりとする。

大区分	科目区分	小科目区分
教養科目	教養基礎科目	新入生セミナー
		数理・データサイエンス
		英語
		初修外国語
		健康体育
		フィールドワーク
		キャリア形成科目
	教養展開科目	教養領域A
		教養領域B
		学際領域A
		学際領域B
	留学生科目	日本語
		日本事情
		ABP基礎日本語
		ABP基礎科目
		ABPインターンシップ
	教職等資格科目	教職教養科目
	日本語・日本文化研修科目	日本語研修科目
		日本文化研修科目
専門科目	教職等資格科目	教職専門科目Ⅰ
		教職専門科目Ⅱ
		学芸員科目
	理系基礎科目	

(授業科目及び単位数)

第4条 学部ごと対象となる全学教育科目の授業科目及び単位数は、別表Ⅰのとおりとする。

(単位の計算)

第5条 各授業科目の単位は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、当該授業による教育効果及び授業時間外に必要な学修を考慮して、次に定める基準により計算する。

- (1) 講義については、1時間の授業に対して2時間の授業時間外の学修を必要とするものとし、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習については、授業の内容により、1時間の授業に対して2時間又は0.5時間の授業時間外の学修を必要とするものとし、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実験、実習及び実技については、授業の内容により1時間の授業に対して0.5時間の授業時間外の学修を必要とするときは30時間、授業時間外の学修を要しないときは45時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 講義、演習、実験、実習又は実技のうち、複数の方法の併用により授業を行う場合は、その組み合わせに応じ、次表の学習時間により計算した総学修時間が45時間となる授業をもって1単位とする。

授業の種類	授業1時間当たりの学修時間
講義	3時間
演習	授業の内容により1.5時間又は3時間
実験、実習及び実技	授業の内容により1時間又は1.5時間

(履修要件)

第6条 学生が履修すべき単位数は、別表Ⅱのとおりとする。

2 学生は、前項の定めにより授業科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。

(履修手続)

第7条 学生は、履修しようとする授業科目を所定の期日までに、所属する学部届け出なければならない。

(試験及び単位の認定)

第8条 試験は、学期末又は学年末に行う。学期を単位としない授業科目については、随時行う。

2 授業科目の単位の認定は、試験その他の方法により行う。

3 前条に定める手続を経ない授業科目については、単位の認定を行わない。

4 病気その他やむを得ない事由で試験を受けることのできなかった者は、センターが別に定める手続きにより追試験を受けることができる。

(成績評価)

第9条 成績評価は、「秀」、「優」、「良」、「可」及び「不可」の評語で表し、「秀」、「優」、「良」及び「可」を合格とし、「不可」を不合格とする。

2 前項の規定のほか、授業科目によっては、「合」及び「否」の評語で表すことができるとし、「合」を合格とし、「否」を不合格とする。

(入学前の既修得単位等の取扱い等)

第10条 学生が、入学前の既修得単位等の認定等を大学教育センター長に願い出たときの教養科目の取扱いは、センターが別に定める。

(編入学等の単位の取扱い)

第11条 編入学、転入学又は再入学を許可された者の教養科目の修得単位の取扱いは、センターが別に定める。

(科目等履修生、聴講生及び特別聴講学生)

第12条 全学教育科目を受講する科目等履修生、聴講生及び特別聴講学生に関し必要な事項は、センターが別に定める。

(日本語・日本文化研修科目)

第13条 第3条に規定する日本語・日本文化研修科目の授業科目、単位数及び履修要件は、別表Ⅲのとおりとする。

(補則)

第14条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、センターが別に定める。

人文社会科学部（ABP留学生コースを除く。）
（教養科目）

全学教育科目の学部別授業科目一覧

科目区分	小科目区分	授業科目	単位	選択・必修の別	授業形態	履修年次	備考
教養基礎科目	新入生セミナー	新入生セミナー	2	必修	演習	1	
	数理・データサイエンス	数理・データサイエンス入門	1	必修	演習	1	
		* 情報処理・データサイエンス演習	2	必修	演習	1	
	英語	* 英語コミュニケーション英語演習	2	必修	演習	1	
				1	必修	演習	2
	基礎英語A		1	選択	演習	1	英語コミュニケーションで「初級」のクラスの者が履修できる。
		基礎英語B	1	選択	演習	1	TOEIC500点未満（1～499）取得者が履修できる。
	基礎英語C	1	選択	演習	2		
	中級英語A		2	選択	演習	1	英語コミュニケーションで「中級」のクラスの者が履修できる。
		中級英語B	2	選択	演習	1	TOEIC500点台（500～599）取得者が履修できる。
	中級英語C	2	選択	演習	2		
	中級英語D	2	選択	演習	2		
	上級英語A		2	選択	演習	1	英語コミュニケーションで「上級」のクラスの者が履修できる。
		上級英語B	2	選択	演習	1	TOEIC600点以上取得者が履修できる。
	上級英語C	2	選択	演習	2		
	上級英語D	2	選択	演習	2		
	総合英語ⅠA		2	選択	演習	1	TOEIC500点台（500～599）取得者が履修できる。
		総合英語ⅠB	2	選択	演習	2	
	総合英語ⅠC	2	選択	演習	2		
	総合英語ⅡA		2	選択	演習	1	TOEIC600点以上取得者が履修できる。
総合英語ⅡB		2	選択	演習	2		
総合英語ⅡC	2	選択	演習	2			
総合英語Ⅲ	2	選択	演習	3	TOEIC700点以上取得者が履修できる。		
ESPⅠ（留学）		2	選択	演習	1	英語コミュニケーションで「中級」又は「上級」のクラスの者が履修できる。	
	ESPⅡ（地域）	2	選択	演習	1	TOEIC500点以上取得者が履修できる。	
アカデミックイングリッシュ		2	選択	演習	2	TOEIC600点以上取得者が履修できる。	
	ビジネスイングリッシュ	2	選択	演習	3		
英語インテンシブA		2	選択	演習	1～2	TOEIC600点以上取得者が履修できる。（集中講義） ※隔年開講（A、B：偶数年度、C、D：奇数年度）	
	英語インテンシブB	2	選択	演習	1～2		
英語インテンシブC	2	選択	演習	1～2			
英語インテンシブD	2	選択	演習	1～2			
英語海外研修A		2	選択	演習	1～4		
	英語海外研修B	2	選択	演習	1～4		
英語（夜間主コース）	英語演習	1	必修	演習	1		
	* 英語コミュニケーションA	1	必修	演習	1		
	* 英語コミュニケーションB	1	選択	演習	2		
	英語海外研修A	2	選択	演習	1～4		
	英語海外研修B	2	選択	演習	1～4		

科目 区分	小 科 目 区 分	授 業 科 目	単 位	選択・必修 の別	授業 形態	履修 年次	備 考
教 養 基 礎 科 目	初修外国語	初修外国語入門Ⅰ	1	必修	演習	1	初修外国語Ⅰ及びⅡを学部指定履修科目とする。初修外国語入門Ⅰ及びⅡと併せて同一言語を履修すること。 異なる言語を追加して履修する場合は、別の科目として扱い、選択科目として卒業単位に含めることができる。
		初修外国語入門Ⅱ	1	必修	演習	1	
		初修外国語Ⅰ	2	選択	演習	1	
		初修外国語Ⅱ	2	選択	演習	1	
		初修外国語Ⅲ	2	選択	演習	2	
		初修外国語Ⅳ	2	選択	演習	2	
	初修外国語 (夜間主コース)	初修外国語 a	1	必修	演習	1	3科目とも同一言語を履修すること。 異なる言語を追加して履修する場合は、別の科目として扱い、選択科目として卒業単位に含めることができる。
		初修外国語 b	1	必修	演習	1	
		初修外国語 c	2	必修	演習	2	
	健康体育	* 健康体育実技Ⅰ	1	選択	実技	1～4	2単位までを卒業単位として認める。
		* 健康体育実技Ⅱ	1	選択	実技	1～4	
		* 健康体育演習	1	選択	演習	1～4	
	健康体育 (夜間主コース)	* 健康体育実技	1	選択	実技	1～4	
		* 健康体育演習	1	選択	演習	1～4	
	キャリア形成科目	キャリアデザイン	1	必修	講義	1	夜間主コースに「キャリアデザイン」は開設しない。
教 養 展 開 科 目	教養領域A (人文・社会科学)	* 日本国憲法	2	選択	講義	1～3	夜間主コースに「日本国憲法」は開設しない。
	教養領域B (自然科学)	数学の世界	2	選択必修	講義	1～3	教養領域B（自然科学）の科目から2科目4単位必修
		数理の構造	2	選択必修	講義	1～3	
		物理の世界	2	選択必修	講義	1～3	
		自然と物理	2	選択必修	講義	1～3	
		化学の世界	2	選択必修	講義	1～3	
		生活の科学	2	選択必修	講義	1～3	
		生命科学	2	選択必修	講義	1～3	
		生物と環境	2	選択必修	講義	1～3	
		地球科学	2	選択必修	講義	1～3	
		進化と地球環境	2	選択必修	講義	1～3	
		科学と技術	2	選択必修	講義	1～3	
	学際領域A (地域志向科目)	各年度の初めに、各テーマに沿った授業科目を発表する。 また、その中から地域志向の内容を含む授業科目を学際領域A（地域志向科目）とし、その他の科目を学際領域Bとする。 一部の授業科目については、少人数形式の「学部横断セミナー」「教養ゼミ」「PBL」「インターンシップ」等として実施する。		選択必修	講義、 演習又は実習	1～3	学際領域A（地域志向科目）の科目から2単位必修 学際領域のテーマ 「国際・地域」 「環境・自然」 「現代社会（情報・福祉を含む）」 「生命・人間（文化・芸術を含む）」 「科学・技術」
	学際領域B						
留 学 生 科 目	日本語	日本語Ⅰ	2	選択	演習	1～2	日本語Ⅰ、Ⅱ、Ⅲは履修することが望ましい。
		日本語Ⅱ	2	選択	演習	1～2	
		日本語Ⅲ	2	選択	演習	1～2	
		日本語Ⅳ	2	選択	演習	1～2	
		日本語Ⅴ	2	選択	演習	1～2	
		日本語Ⅵ	2	選択	演習	1～2	
	日本事情	日本事情	2	選択	講義	1～2	
教 職 等 資 格 科 目	教職教養科目	*（中等）教育の原理	2	選択	講義	2～4	教員免許状取得希望者のみ履修できる。
		*（中等）発達と学習	2	選択	講義	2～4	
		*（中等）教育と社会	2	選択	講義	2～4	

注意

1. *印の科目は、教員免許状取得希望学生が必ず履修しなければならない科目である。(健康体育については、*印の授業科目のうち、実技から1単位、演習から1単位(*印、合計2単位)履修すること。)
2. 必要単位数を超えて修得した選択必修科目の単位は教養選択科目として卒業単位に含めることができる。
3. 留学生科目の単位の取り扱い及び留学生以外の学生の同科目履修等については、「留学生科目等に関する申合せ」を参照すること。
4. 夜間主コース学生の「昼間コース開講科目」履修については、別に定める。

(專門科目)

科目区分	小科目区分	授業科目	単位	必修・選択の別	授業形態	履修年次	備考
教	教職専門科目Ⅰ	(中等) 教職入門Ⅰ	1		演習	1	
		(中等) 教職入門Ⅱ	1		演習	1	
		教育課程の意義及び編成の方法	1		講義	3	
		教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	1		講義	3	
		道德指導論	2		講義	2～3	
		特別活動論	2		講義	3	
		生徒指導（進路指導の理論及び方法を含む。）	2		講義	3	
		教育相談	2		講義	3	
職 等 資 格 科	教職専門科目Ⅱ	国語科教育法Ⅰ	2		講義	2	
		国語科教育法Ⅱ	2		講義	2	
		国語科教育法Ⅲ	2		講義	2	
		国語科教育法Ⅳ	2		講義	2	
		社会科教育法Ⅰ	2		講義	2	
		社会科教育法Ⅱ	2		講義	2	
		社会科教育法Ⅲ（地歴）	2		講義	2	
		社会科教育法Ⅳ（公民）	2		講義	2	
		英語科教育法Ⅰ	2		講義	2	
		英語科教育法Ⅱ	2		講義	2	
		英語科教育法Ⅲ	2		講義	2	
		英語科教育法Ⅳ	2		講義	2	
		ドイツ語教育法Ⅰ	2		講義	3	
		ドイツ語教育法Ⅱ	2		講義	3	
		ドイツ語教育法Ⅲ	2		講義	3	
		ドイツ語教育法Ⅳ	2		講義	3	
		教育実習事前・事後指導	1		演習	3～4	
		教育実習Ⅱ	2		実習	4	
		教育実習Ⅲ	2		実習	4	
		教職実践演習（中・高）	2		演習	4	
目	学芸員科目	生涯学習概論	2		講義	1	
		博物館概論	2		講義	1	
		博物館経営論	2		講義	2	
		博物館資料論Ⅰ	1		講義	2	
		博物館資料論Ⅱ	1		講義	2	
		博物館展示論	2		講義	2	
		博物館情報・メディア論	2		講義	2	
		博物館資料保存論	2		講義	2～3	
		博物館教育論	2		講義	2～3	

人文社会科学部（ABP留学生コース）

（教養科目）

科目区分	小科目区分	授業科目	単位	選択・必修の別	授業形態	履修年次	備 考
教 養 基 礎 科 目	新入生セミナー	新入生セミナー	2	必修	演習	1	
	数理・データサイエンス	数理・データサイエンス入門	1	必修	演習	1	
		情報処理・データサイエンス演習	2	必修	演習	1	
	英語	英語コミュニケーション	2	選択	演習	1	
		英語演習	1	選択	演習	2	
		基礎英語 A	1	選択	演習	1	英語コミュニケーションで「初級」のクラスの者が履修できる。
		基礎英語 B	1	選択	演習	1	TOEIC500点未満（1～499）取得者が履修できる。
		基礎英語 C	1	選択	演習	2	
		中級英語 A	2	選択	演習	1	英語コミュニケーションで「中級」のクラスの者が履修できる。
		中級英語 B	2	選択	演習	1	TOEIC500点台（500～599）取得者が履修できる。
		中級英語 C	2	選択	演習	2	
		中級英語 D	2	選択	演習	2	
		上級英語 A	2	選択	演習	1	英語コミュニケーションで「上級」のクラスの者が履修できる。
		上級英語 B	2	選択	演習	1	TOEIC600点以上取得者が履修できる。
		上級英語 C	2	選択	演習	2	
		上級英語 D	2	選択	演習	2	
		総合英語 I A	2	選択	演習	1	TOEIC500点台（500～599）取得者が履修できる。
		総合英語 I B	2	選択	演習	2	
		総合英語 I C	2	選択	演習	2	
		総合英語 II A	2	選択	演習	1	TOEIC600点以上取得者が履修できる。
		総合英語 II B	2	選択	演習	2	
		総合英語 II C	2	選択	演習	2	
		総合英語Ⅲ	2	選択	演習	3	TOEIC700点以上取得者が履修できる。
		E S P I（留学）	2	選択	演習	1	英語コミュニケーションで「中級」又は「上級」のクラスの者が履修できる。
		E S P II（地域）	2	選択	演習	1	TOEIC500点以上取得者が履修できる。
		アカデミックイングリッシュ	2	選択	演習	2	TOEIC600点以上取得者が履修できる。
		ビジネスイングリッシュ	2	選択	演習	3	
		英語インテンシブ A	2	選択	演習	1～2	TOEIC600点以上取得者が履修できる。 （集中講義） ※隔年開講（A、B：偶数年度、 C、D：奇数年度）
		英語インテンシブ B	2	選択	演習	1～2	
		英語インテンシブ C	2	選択	演習	1～2	
		英語インテンシブ D	2	選択	演習	1～2	
		英語海外研修 A	2	選択	演習	1～4	
		英語海外研修 B	2	選択	演習	1～4	
	初修外国語	初修外国語入門Ⅰ	1	選択	演習	1	初修外国語入門Ⅰ及びⅡと併せて同一言語を履修すること。 異なる言語を追加して履修する場合は、別の科目として扱い、選択科目として卒業単位に含めることができる。
		初修外国語入門Ⅱ	1	選択	演習	1	
		初修外国語Ⅰ	2	選択	演習	1	
		初修外国語Ⅱ	2	選択	演習	1	
		初修外国語Ⅲ	2	選択	演習	2	
		初修外国語Ⅳ	2	選択	演習	2	
	健康体育	健康体育実技Ⅰ	1	選択	実技	1～4	2単位までを卒業単位として認める。
		健康体育実技Ⅱ	1	選択	実技	1～4	
		健康体育演習	1	選択	演習	1～4	
	キャリア形成科目	キャリアデザイン	1	必修	講義	1	
教養展開科目	教養領域 A （人文・社会科学）	哲学	2	選択必修	講義	1～3	ABP科目として指定された教養領域科目から2科目4単位必修（英語・日本語のどちらの科目も履修可能） ※年度によりABP科目は異なる場合がある。
		歴史と文化	2	選択必修	講義	1～3	
		ことばと表現	2	選択必修	講義	1～3	

科目 区分	小 科 目 区 分	授 業 科 目	単 位	選択・必修 の 別	授業 形態	履修 年次	備 考
教 養 展 開 科 目		日本国憲法	2	選択必修	講義	1～3	
		法と社会	2	選択必修	講義	1～3	
		経済と社会	2	選択必修	講義	1～3	
		国際社会と日本	2	選択必修	講義	1～3	
		現代の社会	2	選択必修	講義	1～3	
		心理学	2	選択必修	講義	1～3	
		地域と文化	2	選択必修	講義	1～3	
		芸術論	2	選択必修	講義	1～3	
	教養領域 B (自然科学)	数学の世界	2	選択必修	講義	1～3	
		数理の構造	2	選択必修	講義	1～3	
		物理の世界	2	選択必修	講義	1～3	
		自然と物理	2	選択必修	講義	1～3	
		化学の世界	2	選択必修	講義	1～3	
		生活の科学	2	選択必修	講義	1～3	
		生命科学	2	選択必修	講義	1～3	
		生物と環境	2	選択必修	講義	1～3	
		地球科学	2	選択必修	講義	1～3	
		進化と地球環境	2	選択必修	講義	1～3	
		科学と技術	2	選択必修	講義	1～3	
	学際領域 A (地域志向科目)	各年度の初めに、各テーマに沿った授業科目を発表する。 また、その中から地域志向の内容を含む授業科目を学際領域 A (地域志向科目) とし、その他の科目を学際領域 B とする。		選択必修	講義、 演習 又は 実習	1～3	
	学際領域 B	一部の授業科目については、少人数形式の「学部横断セミナー」「教養ゼミ」「PBL」「インターンシップ」等として実施する。		選択必修	講義、 演習 又は 実習	1～3	
留 学 生 科 目	日本語	日本語 I	2	選択	演習	1～2	日本語 I、II、III は履修することが望ましい。
		日本語 II	2	選択	演習	1～2	
		日本語 III	2	選択	演習	1～2	
		日本語 IV	2	選択	演習	1～2	
		日本語 V	2	選択	演習	1～2	
		日本語 VI	2	選択	演習	1～2	
	日本事情	日本事情	2	選択	講義	1～2	
	ABP 基礎日本語	ABP 基礎日本語 I	1	必修	演習	1 (初)	
		ABP 基礎日本語 II	1	必修	演習	1 (初)	
		ABP 基礎日本語 III	1	必修	演習	1 (初)	
		ABP 基礎日本語 IV	1	必修	演習	1 (初)	
		ABP 基礎日本語 V	1	必修	演習	1 (初)	
		ABP 基礎日本語 VI	1	必修	演習	1 (初)	
		ABP 基礎日本語 VII	1	必修	演習	1 (初)	
		ABP 基礎日本語 VIII	1	必修	演習	1 (初)	
		ABP 基礎日本語 IX	1	必修	演習	1 (初)	
		ABP 基礎日本語 X	1	必修	演習	1 (初)	
	ABP 基礎科目 (文系)	ABP 日本の社会	1	選択必修	演習	1 (初)	4 科目 4 単位必修
		ABP 日本の歴史	1	選択必修	演習	1 (初)	
		ABP 日本の地理	1	選択必修	演習	1 (初)	
		ABP 日本の政治	1	選択必修	演習	1 (初)	
		ABP 日本の経済	1	選択必修	演習	1 (初)	
	ABP インターンシップ	ABP インターンシップ	2	必修	演習	1～3	

注意

1. 必要単位数を超えて修得した選択必修科目の単位は教養選択科目として卒業単位に含めることができる。
2. 留学生科目の単位の取り扱い及び留学生以外の学生の同科目履修等については、「留学生科目等に関する申合せ」を参照すること。
3. 履修年次の「1（初）」とは、1年次（初学期・前学期・後学期）の初学期のことをいう。

（専門科目）

科目区分	小科目区分	授業科目	単位	選択・必修の別	授業形態	履修年次	備 考
文系基礎科目		ABP日本の社会	1	選択必修	演習	1（初）	4科目4単位必修
		ABP日本の歴史	1	選択必修	演習	1（初）	
		ABP日本の地理	1	選択必修	演習	1（初）	
		ABP日本の政治	1	選択必修	演習	1（初）	
		ABP日本の経済	1	選択必修	演習	1（初）	

別表Ⅱ

各学部の教養科目必要単位数

人文社会科学部（ABP留学生コースを除く。）

科目区分				学科区分	社会学科	言語文化 学科	法学科	経済学科	備 考
教 養 科 目	必 修	教 養 基 礎 科 目	新 入 生 セ ミ ナ ー	2	2	2	2		
			数理・データサイエンス	3	3	3	3		
			英 語	3	3	3	3		
			初 修 外 国 語	2	2	2	2		
			キャリア形成科目	1	1	1	1		
		教 養 展 開 科 目	教 養 領 域 B	4	4	4	4		
			学 際 領 域 A	2	2	2	2		
			小 計	17	17	17	17		
	選 択	教 養 基 礎 科 目	英 語	11	11	11	11		
			初 修 外 国 語						
			健 康 体 育						
		教 養 展 開 科 目	教 養 領 域 A ・ B						
			学 際 領 域 A ・ B						
		教職等 資格科目	教 職 教 養 科 目						
		合 計	28						28
科 専 目 門	合 計			76	72	70	78	専門科目の詳細は学部 規則を参照	
科 自 目 由	他学部・他学科専門科目を含む専門科目、 及び教養科目で必要単位数を超えた単位数			20	24	26	18		
合 計（卒業単位数）				124	124	124	124		

人文社会科学部夜間主コース

科目区分				学科区分	法学科	経済学科	備 考
教 養 科 目	必 修	教 養 基 礎 科 目	新 入 生 セ ミ ナ ー	2	2		
			数理・データサイエンス	3	3		
			英 語	2	2		
			初 修 外 国 語	4	4		
		教 養 展 開 科 目	教 養 領 域 B	4	4		
			学 際 領 域 A	2	2		
		小 計			17		17
	選 択	教 養 基 礎 科 目	英 語	7	7		
			初 修 外 国 語				
			健 康 体 育				
		教 養 展 開 科 目	教 養 領 域 A ・ B				
			学 際 領 域 A ・ B				
		教職等 資格科目	教 職 教 養 科 目				
	合 計			24	24		
科 専 目 門	合 計			66	66	専門科目の詳細は学部 規則を参照	
科 自 目 由	法学科・経済学科で開講する専門科目			34	34	専門科目の詳細は学部 規則を参照	
合 計（卒業単位数）				124	124		

人文社会科学部（ABP留学生コース）

科目区分				学科区分	社会学科	言語文化 学科	法学科	経済学科	備 考
教 養 科 目	必	科目 教養基礎	新 入 生 セ ミ ナ ー	2	2	2	2		
			数理・データサイエンス	3	3	3	3		
			キャリア形成科目	1	1	1	1		
	修	科目 教養展開	教 養 領 域 A ・ B	4	4	4	4	ABP科目から2科目4 単位	
			学 際 領 域 A ・ B	4	4	4	4	ABP科目から2科目4 単位	
		科目 留学生	A B P 基 礎 日 本 語	10	10	10	10		
	A B P 基 礎 科 目		4	4	4	4			
	ABPインターンシップ		2	2	2	2			
	小 計			30	30	30	30		
	選 択	科目 教養基礎	英 語	7	7	7	7		
			初 修 外 国 語						
			健 康 体 育						
		科目 教養展開	教 養 領 域 A ・ B						
			学 際 領 域 A ・ B						
		留学生 科目	A B P 基 礎 科 目						
	合 計			37	37	37	37		
科 専 目 門	合 計			72	64	66	62	専門科目の詳細は学部 規則を参照。	
科 自 目 由	他学部・他学科専門科目を含む専門科目、 及び教養科目で必要単位数を超えた単位数			15	23	21	25		
合 計（卒業単位数）				124	124	124	124		

別表Ⅲ（第13条関係）

教養科目（日本語・日本文化研修科目）

科目 区分	小科目区分	授 業 科 目	単位	授業 形態	難易度	備 考
日 本 語 ・ 日 本 文 化 研 修 科 目	日本語 研修科目	日本語初級Ⅰ	10	演習	初級前半	原則として、左記6科目を 同一学期に全て履修するこ と。 なお、再履修は原則認めな い。
		日本語初級Ⅱ	1	演習		
		日本語初級Ⅲ	1	演習		
		日本語初級Ⅳ	1	演習		
		日本語初級Ⅴ	1	演習		
		日本語と文化	1	演習		
		日本語中級Ⅰ	2	演習	中級後半	原則として、左記10科目を 同一学期に全て履修するこ と。 なお、再履修は原則認めな い。
		日本語中級Ⅱ	2	演習		
		日本語中級Ⅲ	2	演習		
		日本語中級Ⅳ	2	演習		
		日本語中級Ⅴ	2	演習		
		日本語中級Ⅵ	2	演習		
		日本語中級Ⅶ	2	演習		
		日本語中級Ⅷ	2	演習		
		日本語中級Ⅸ	2	演習		
		日本語中級Ⅹ	2	演習		
		日本語1 A－S（入門）	4	演習	初級前半	
		日本語1 A－F（入門）	4	演習		
		日本語2 A－S（基礎）	3	演習	初級後半	
		日本語2 A－F（基礎）	3	演習		
		日本語3 A－S（読解・文法）	1	演習	中級前半	
		日本語3 A－F（読解・文法）	1	演習		
		日本語3 B－S（聴解・語彙）	1	演習		
		日本語3 B－F（聴解・語彙）	1	演習		
		日本語3 C－S（作文・話し方）	1	演習		
		日本語3 C－F（作文・話し方）	1	演習		
日本語3 D－S（総合）	1	演習				
日本語3 D－F（総合）	1	演習				
日本語4 A－S（読解・文法）	2	演習	中級後半			
日本語4 A－F（読解・文法）	2	演習				
日本語4 B－S（聴解・語彙）	2	演習				

科目 区分	小科目区分	授 業 科 目	単位	授業 形態	難易度	備 考
日 本 語 ・ 日 本 文 化 研 修 科 目	日本語 研修科目	日本語 4 B－F（聴解・語彙）	2	演習	中級後半	
		日本語 4 C－S（作文・話し方）	2	演習		
		日本語 4 C－F（作文・話し方）	2	演習		
		日本語 4 D－S（総合）	2	演習		
		日本語 4 D－F（総合）	2	演習		
		日本語 5 A－S（総合）	2	演習	上 級	
		日本語 5 A－F（総合）	2	演習		
		日本語 5 B－S（総合）	2	演習		
		日本語 5 B－F（総合）	2	演習		
	日本文化 研修科目	日本文化研修	2	演習	初級後半～	

注意

1. 日本語・日本文化研修科目は、特別聴講学生（大学間又は部局間交流協定に基づく交換留学生に限る。）及び科目等履修生（日本語・日本文化研修留学生に限る。）対象の科目であり、日本人学生の履修は認めない。
2. 受講を特別に許可された正規留学生が履修した場合は、原則として卒業単位にはならない。ただし、「留学生科目等に関する申合せ」により読替えが認められた場合は、この限りでない。

3 静岡大学における履修科目の登録単位数の上限に関する規則

(平成24年11月21日規則第4号)

改正 平成28年1月20日規則第76号 平成28年12月21日規則第53号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人静岡大学学則（以下「学則」という。）第32条の2の規定に基づき、静岡大学（以下「本学」という。）において前学期及び後学期（以下「各学期」という。）に履修科目として登録できる単位数の上限及びその特例に関し必要な事項を定める。

(対象科目)

第2条 学生の履修登録の上限単位数の対象となる授業科目は、本学において卒業の要件として履修する授業科目（集中講義として開講する授業科目を除く。）とする。

(履修登録上限単位数)

第3条 学生（長期にわたる教育課程の履修に関する規程により、長期履修（学則第37条に規定する長期にわたる教育課程の履修をいう。以下同じ。）を認められた者（以下「長期履修学生」という。）を除く。）の授業科目の履修登録単位数の上限は、各学期24単位とする。ただし、教育学部学校教育教員養成課程は、各学期26単位とする。

2 長期履修学生の授業科目の履修登録単位数の各学期の上限は、前項に定める各単位数に、申請時における未修学年数を乗じ、長期履修期間で除して得た単位数（当該単位数が2の倍数以外のときは、当該単位数を超える最小の2の倍数とする。）とする。

3 前項の規定にかかわらず、長期履修期間を変更した長期履修学生の授業科目の履修登録単位数の各学期の上限は、第1項に定める各単位数に申請時における未修学年数を乗じ、長期履修期間で除して得た単位数（当該単位数に小数点以下1位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）に、変更前の長期履修期間の残余期間を乗じ、変更後の長期履修期間の残余期間で除して得た単位数（当該単位数が2の倍数以外のときは、当該単位数を超える最小の2の倍数とする。）とする。ただし、当該単位数が第1項

に定める各単位数を超えるときは、同項に定める各単位数とする。

4 通年開講科目の履修登録単位数は、その2分の1をそれぞれ各学期の履修単位とみなし、上限単位の計算を行うものとする。

5 次の各号に掲げるものについては、履修登録単位数の上限から除くものとする。

(1) 教職等資格科目のうち、各学部又は地域創造学環（以下「学部等」という。）が指定した授業科目

(2) 本学のカリキュラムとは別に他大学等で修得し、単位認定を受けた授業科目

(成績等に基づく履修登録単位数の特例)

第4条 前条各項（第4項及び第5項を除く。）の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は履修登録単位数の上限を超えてそれぞれ定められた単位数まで履修科目の登録をすることができる。

(1) 直前学期のGPAの値（以下「GPA値」という。）が2.0以上の学生（長期履修学生を除く。以下この号において同じ。）は、26単位まで、また、GPA値2.5以上の学生は、28単位までとする。ただし、教育学部学校教育教員養成課程の学生は、GPA値2.0以上は、28単位まで、また、GPA値2.5以上は、30単位までとする。

(2) 前号に定めるGPA値に該当する長期履修学生は、前条第2項又は第3項の規定に基づき得た単位数に、前号に定める各単位数から前条第1項に定める各単位数を控除して得た単位数を加えて得た単位数までとする。

(3) 各学部の教務委員会又は地域創造学環教務委員会が相当の理由があると認めた者は、各委員会が個別に定めた単位数までとする。

2 前項第1号及び第2号に掲げる手続きは次の各号のとおりとする。

(1) GPA値は、履修登録期間の終了日の前日までに報告された成績を基に算出する。ただし、履修登

録期間の開始以降にGPA値が下がることで履修登録単位数の上限が減少した学生で、既に減少後の上限単位数以上を履修登録している場合には、減少前の上限単位数を適用することができる。

- (2) GPA値及びこれに基づく履修登録単位数の上限は、学務情報システムを利用し各学生に通知するものとする。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、履修登録科目の上限に関する必要事項は、学部等において定める。

附 則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

- 2 平成24年度以前に入学した学生については、この規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成28年1月20日規則第76号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月21日規則第53号）

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度以前に長期履修学生として認められた者については、この規則による改正後の静岡大学における履修科目の登録単位数の上限に関する規則第3条及び第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 静岡大学における履修科目の登録単位数の上限に関する規則における人文社会科学部内規

静岡大学における履修科目の登録単位数の上限に関する規則3条3項1号で人文社会科学部が指定する科目は、教職専門科目Ⅰ及び教職専門科目Ⅱとする。

附 則

- 1 この内規は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度以前に入学した学生については、この規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 留学生科目に関する申合せ

平成24年11月8日制定

平成28年3月3日一部改正

大学教育センター運営委員会

この申合せは、静岡大学全学教育科目規定別表Ⅰ（第4条関係）に規定する、留学生科目の修得単位の振替及び履修に関し、必要な事項を申し合わせる。

1 日本語について

- (1) 日本語Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ及びⅥは留学生対象の科目とし、修得した単位は英語（1単位科目及び2単位科目）、初修外国語（1単位科目及び2単位科目）又は現代教養科目単位（ただし、ABP関連科目を除く）の単位として振替えることができ

る。ただし、英語及び初修外国語の1単位科目に振替える場合は、日本語2単位をもって1単位分とする。

- (2) 一定以上の日本語運用能力を有していると授業担当者が認定した場合を除いて、留学生は日本語Ⅰ、Ⅱ及びⅢの3科目を履修するものとする。（履修を希望しない場合は、必ず授業担当者の認定を受けなければならない。）

- (3) 留学生以外の学生は履修できない。

2 日本事情について

- (1) 日本事情は、原則として留学生対象の科目とし、修得した単位は現代教養科目（ただし、ABP関連科目を除く）の単位として振替えることができる。
 - (2) 授業担当者が特に認めた場合は、留学生以外の学生も履修することができ、修得した単位は、学際科目（ただし、ABP関連科目を除く）の単位として振替えることができる。
- 3 ABP関連科目の単位への振替えについて
- 上記規定に関わらず、ABP留学生コースの学生に対し、学部教務委員会が特に認めた場合は、日本語Ⅰ～Ⅵ及び日本事情の単位のうち、教養科目選択（英語以外の学部指定履修科目の単位を除く）及び自由科目（情

報学部においては専門科目その他）の必要単位数の合計を超えて修得した単位に限り、ABP基礎日本語又はABP科目として指定された個別分野科目の単位として振替えることができる。ただし、ABP基礎日本語の1単位科目に振替える場合は、日本語2単位をもって1単位分とする。

附 則（平成28年3月3日改正）

- 1 この申合せは、平成28年4月1日から実施する。
- 2 平成26年度以前に入学した学生については、この申合せの規定にかかわらず、なお従前の例による。

6 夜間主コース学生の昼間コース開講の教養科目の履修及び修得単位に関する内規

平成24年12月13日制定

静岡大学人文社会科学部規則第8条第4項が「別に定める」と規定する、昼間コース開講の教養科目の履修及び修得単位の扱いは、次のとおりとする。

1. 英語

夜間主コース学生は、昼間コース開講科目を履修することができない。

2. 初修外国語

- (1) 夜間主コース学生は、夜間主コース開講の初修外国語科目を必ず履修し、所要の単位を修得しなければならない。
- (2) 夜間主コース学生は、2年次以降、昼間コース開講の初修外国語（夜間主コース開講のものと同一の言語をのぞく）の各科目の受講定員に余裕があり、担当教員が受講を認める場合に、これらの科目を履修することができる。修得した単位は、選択科目として卒業所要単位に算入する。
- (3) 昼間コース開講科目の履修要件は、夜間主コースの学生にも適用される。昼間コースの初修外国語科目は、必修2科目、指定2科目の計4科目の履修を前提とするため、これら4科目全てを履修

することが望ましい。

3. 個別分野科目、学際科目、教職教養科目

- (1) 夜間主コース学生は、昼間コース開講科目と同一の授業科目が夜間主コースで開講されていない年度にかぎり、受講定員に余裕があり、担当教員が受講を認める場合に、当該昼間コース開講科目を履修することができる。ただし、個別分野科目のうち、「日本国憲法」は、履修することができない。
- (2) (1)により修得した単位は、必修または選択科目として卒業所要単位に算入する。

4. 新入生セミナー、情報処理、健康体育、キャリア形成科目

夜間主コース学生は、昼間コース開講科目を履修することができない。

附 則

1. この規則は、平成25年4月1日から施行する。
2. 平成24年度以前に入学した学生については、なお従前の例による。

7 夜間主コース学生の昼間コース開講の専門科目の履修及び修得単位に関する内規

平成24年12月13日制定

静岡大学人文社会科学部規則第8条第3項が「別に定める」と規定する、昼間コース開講の法学科及び経済学科の専門科目の履修及び修得単位の扱いは、次のとおりとする。

1. 卒業所要単位の上限、卒業所要単位算入の対象となる学科専門科目、配当年次

- (1) 夜間主コース学生は、法学科及び経済学科の昼間コースで開講される学科専門科目を履修し、修得した単位を60単位まで卒業所要単位に算入することができる。ただし、演習もしくは実習形式の科目は卒業所要単位に算入することができない。
- (2) 昼間コースの学科専門科目の配当年次に達しない年次の夜間主コース学生は、当該科目を履修することができない。

2. 同一年度に昼間コース及び夜間主コースで同一の学科専門科目が開講される場合の扱い

- (1) 同一年度に昼間コース及び夜間主コースで同一の学科専門科目が開講される場合であっても、昼間コースの科目を履修することができる。
- (2) 同一年度に昼間コース及び夜間主コースで開講される同一科目の双方を履修登録することができる。ただし、履修登録の時期が異なり、最初に登

録した科目の評価が「不可」、「その他」である場合に限る。

3. 社会学科及び言語文化学科の学科専門科目

- (1) 社会学科及び言語文化学科の学科専門科目は、履修することができない。ただし、担当教員が許可した場合をのぞく。
- (2) (1)により修得した単位は、卒業所要単位に算入することができない。

4. 学部共通専門科目

- (1) 夜間主コース学生は、学部共通専門科目を履修することができない。ただし、副専攻修了を目的とする場合を除く。
- (2) (1)により修得した単位は、卒業所要単位に算入することができない。

附 則

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度以前に入学した学生については、この内規による改正後の夜間主コース学生の昼間コース開講の専門科目の履修及び修得単位に関する内規の規定にかかわらず、なお従前の例による。

III 諸 規 則

1 国立大学法人静岡大学学則

(平成16年4月1日制定)

(目的・使命)

第1条 国立大学法人静岡大学(以下「本学」という。)は、学術・文化の研究並びに教育の機関として、広く一般的教養を授けるとともに深く学術・教育の理論及び応用を教授研究し、平和的な国家及び社会における有為な人材を育成し、その教授研究の成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与することを目的・使命とする。

(自己評価等)

第2条 本学の教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本学は、前項の点検及び評価の結果について、本学以外の者による検証を受けるものとする。

3 前2項の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(教育研究等の状況の公表)

第3条 本学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進を図るため、その教育研究活動等の状況を公表するものとする。

(教育研究上の目的の公表)

第3条の2 本学は、学部、学科、課程又は教育プログラムごとに、人材の育成に関する目的その他の教育研究上の目的を学部規則又は地域創造学環規則に定め、公表するものとする。

(構成)

第4条 本学に、人文社会科学部、教育学部、情報学部、理学部、工学部及び農学部を置き、各学部の学科及び課程は、次のとおりとする。

人文社会科学部	社会科学部
	言語文化学科
	法学科
	経済学科
教育学部	学校教育教員養成課程
情報学部	情報科学科
	行動情報学科

情報社会学科	
理学部	数学科
	物理学科
	化学科
	生物科学科
	地球科学科
工学部	機械工学科
	電気電子工学科
	電子物質科学科
	化学バイオ工学科
	数理システム工学科
農学部	生物資源科学科
	応用生命科学科

(地域創造学環)

第4条の2 各学部(教育学部を除く。)に、全学学士課程横断型教育プログラムとして、地域創造学環を置く。

第5条 本学に、大学院を置く。

第6条 本学に、電子工学研究所及びグリーン科学技術研究所を置く。

第7条 本学に、次のとおり学部附属の教育研究施設を置く。

教育学部	教育実践総合センター
理学部	放射科学研究施設
農学部	地域フィールド科学教育研究センター

(共同利用)

第7条の2 前条に掲げる農学部附属の地域フィールド科学教育研究センターは、本学の教育研究上支障がないと認められるときは、他の大学の利用に供することができるものとする。

第8条 教育学部に、次のとおり附属学校を置く。

附属幼稚園
附属静岡小学校
附属浜松小学校
附属静岡中学校
附属浜松中学校

附属島田中学校

附属特別支援学校

第9条 本学に、次のとおり学内共同教育研究施設を置く。

大学教育センター

学生支援センター

全学入試センター

国際交流センター

情報基盤センター

防災総合センター

浜松キャンパス共同利用機器センター

教職センター

地域法実務実践センター

第9条の2 本学に、次のとおり学内共同利用施設を置く。

こころの相談室

キャンパスミュージアム

高柳記念未来技術創造館

第9条の3 本学に、教育研究成果を社会に積極的に還元し社会連携を推進するためイノベーション社会連携推進機構を置く。

第9条の4 本学に、全学情報基盤の一元的推進及び管理を行うため、情報基盤機構を置く。

第9条の5 本学に、教育、学生支援、入学者選抜及び国際交流に関する基本方針を全学的な観点から検討し、本学の教育、学生支援、入学者選抜及び国際交流の質の向上と一層の推進を図るため、全学教育基盤機構を置く。

第9条の6 本学に、全学の安全衛生を効率的・効果的に実施・推進するため、安全衛生センターを置く。

第9条の7 本学に、全学的な視点から男女共同参画を推進するため、男女共同参画推進室を置く。

第10条 本学に、附属図書館を置く。

第11条 本学に事務局を置く。

第11条の2 本学に、技術部を置く。

第12条 本学に、保健センターを置く。

第13条 第4条から前条までに定める規定は、別に定める。

(学術院)

第13条の2 本学に、学術院を置き、次の領域を置く。

人文社会科学領域

教育学領域

情報学領域

理学領域

工学領域

農学領域

融合・グローバル領域

2 学術院に関し、必要な事項は、別に定める。

(役員及び教職員)

第14条 本学に、次の役員を置く。

学長 理事 監事

2 本学に、次の教職員を置く。

学長 副学長 教授 准教授 講師 助教 助手

教頭 教諭 養護教諭 教務職員 技術職員

事務職員 医療職員 その他

第15条 学部に学部長を、電子工学研究所及びグリーン科学技術研究所に所長を置く。

2 地域創造学環に地域創造学環長を置く。

3 学部附属の教育研究施設に長を置く。

4 附属学校に校長（幼稚園にあっては園長。）を置く。

5 学内共同教育研究施設に長を置く。

6 附属図書館に館長を置く。

7 事務局に事務局長を置く。

8 保健センターに所長を置く。

9 学術院の領域に領域長を置く。

第15条の2 教育学部に附属学校園統括長を置くことができる。

2 附属学校に副校長（幼稚園にあっては、副園長）、主幹教諭、指導教諭及び栄養教諭を置くことができる。

(学長の職務)

第16条 学長は、本学を代表し、その業務を総理するとともに、校務をつかさどり、役員及び教職員を統督する。

(理事の職務)

第17条 理事は、学長の定めるところにより、学長を補佐して本学の業務を掌理し、学長に事故あるときは、あらかじめ学長が定める順位に従いその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行う。

2 理事に関し、必要な事項は、別に定める。

(監事の職務)

第18条 監事は、本学の業務を監査し、その結果に基づき、必要に応じて、学長又は文部科学大臣に意見を提出する。

2 監事に関し、必要な事項は、別に定める。

(副学長、学部長等の職務)

第19条 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

2 学部長は、学部に関する校務をつかさどる。

3 前項に定めるもののほか、第15条各項に定める組織の長は、当該組織に関する校務又は業務をつかさどる。

(学科長)

第20条 学科に学科長を置くことができる。

2 学科長は、当該学科の運営に関する事項を処理する。

3 学科長に関し、必要な事項は、当該学部の教授会が別に定める。

(役員会、学長選考会議、経営協議会、教育研究評議会、企画戦略会議、評価会議、教授会、地域創造学環運営会議、領域会議)

第21条 本学に役員会、学長選考会議、経営協議会及び教育研究評議会を置く。

2 本学に、企画戦略会議を置く。

3 本学に、評価会議を置く。

4 学部、大学院、電子工学研究所及びグリーン科学技術研究所に教授会を置く。

5 地域創造学環に、地域創造学環運営会議を置く。

6 学術院の領域に、領域会議を置く。

7 役員会、学長選考会議、経営協議会、教育研究評議会、企画戦略会議、評価会議、教授会、地域創造学環運営会議及び領域会議に関する規則等は、それぞれ別に定める。

(委員会)

第22条 本学に、委員会を置くことができる。

2 委員会に関する規定は、別に定める。

(学年、学期)

第23条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。ただし、後学期に入学した者の学年は、10月1日に始まり、翌年9月30日に終る。

第24条 学期は、次の2期とする。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

(授業期間)

第25条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(創立記念日)

第25条の2 本学の創立記念日は、6月1日とする。

(授業の休業日)

第26条 授業の休業日は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(2) 日曜日

(3) 土曜日(人文社会科学部の夜間主コースを除く。)

(4) 春季休業 3月25日から3月31日まで

(5) 夏季休業 8月1日から9月15日まで

(6) 冬季休業 12月26日から翌年1月5日まで

2 学長は、必要があると認める場合は、前項第4号から第6号までの休業期間を変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

3 学長が必要と認める場合は、休業日に授業を行うことができる。

(収容定員)

第27条 学生の収容定員は、別表Iのとおりとする。

(修業年限等)

第28条 修業年限は4年とし、在学期間は8年を超えることはできない。

(教育課程)

第29条 本学における教育課程は、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために、次の各号に掲げる授業科目の区分をもって体系的に編成し、学部又は教育プログラムごとに4年一貫した教育を行う。

(1) 専門科目 専攻に係る専門の学芸を教授するための授業科目をいう。

(2) 教養科目 幅広い教養及び総合的な判断力を培うための授業科目をいう。

第30条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣の定めにより、多彩なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多彩なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても同様とする。

4 授業の方法及び内容並びに1年間の授業計画は、学生に対してあらかじめ明示するものとする。

第30条の2 学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するものとする。

2 前項に定めるもののほか、授業科目の単位認定、試験、成績評価等については、別に定める。
(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第30条の3 本学は、本学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第31条 授業科目、単位及び履修方法については、各学部、地域創造学環及び大学教育センターが別に定める。

第32条 学生は、所定の教育課程に従って授業科目を履修し、124単位以上を修得しなければならない。
(履修科目の登録の上限)

第32条の2 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を別に定めるものとする。

2 所定の単位を別に定める基準以上の成績をもって修得した学生及び相当の理由があると認められた学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。
(他の学部における授業科目の履修)

第33条 学生は、別に定めるところにより、他の学部の授業科目を履修することができる。
(他の大学等における授業科目の履修)

第34条 教育上有益と認めるときは、学生が別に定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学

に留学する場合、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第35条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
(入学前の既修得単位等の認定)

第36条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学(外国の大学又はこれに相当する高等教育機関を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得とした単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第34条並びに前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第37条 学生が、職業を有している等の事情により、第28条に規定する修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項に関し、必要な事項は、別に定める。

(特別な教育課程の履修)

第37条の2 本学は、本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了したものに對し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

2 前項に關し、必要な事項は、別に定める。

(卒業)

第38条 卒業の要件は、本学に4年以上在学し、所定の単位を修得することとする。

2 前項の規定により、卒業の要件として修得すべき所要の単位のうち、第30条第2項の授業方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。ただし、124単位を超える単位数を卒業の要件としている場合は、同条第1項の授業方法により64単位以上の修得がなされていれば、60単位を超えることができる。

(学士)

第39条 本学を卒業した者に、学士の学位を授与する。

2 学位に關し、必要な事項は、別に定める。

(教育職員免許状)

第40条 教育職員免許法及び同法施行規則に定める所要の単位を修得した者は、その修得単位によって教員の免許状授与の所要資格を得ることができる。

2 前項の規定により所要資格を得ることができる教員の免許状の種類及び免許教科は、別表Ⅱのとおりとする。

(入学)

第41条 学生を入学させる時期は、学年の初めとする。ただし、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないと認めるときは、後学期の初めとすることができる。

第42条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 通常の課程以外の課程により、前号に相当する学校教育を修了した者
- (4) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (5) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該

課程を修了した者

(6) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(7) 文部科学大臣の指定した者

(8) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（廃止前の大学入学資格検定規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(9) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であつて、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(10) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

第43条 入学志望者に対しては、試験を行い、その成績等により選考し、教授会（地域創造学環については地域創造学環運営会議）（以下「教授会等」という。）の意見を聴いて、学長は、入学を許可する者を定める。

2 編入学、転入学又は再入学を志望する者については、選考により入学を許可することがある。

(編入学)

第44条 次の各号のいずれかに該当する者で、編入学を志望する者があるときは、教授会等の意見を聴いて、学長は、相当学年に編入学を許可することができる。

- (1) 大学の学部を卒業した者又は2年以上在学し、所定の単位を修得し、中途退学した者
- (2) 短期大学を卒業した者
- (3) 教員養成学部2年課程を修了した者
- (4) 高等専門学校を卒業した者
- (5) 専修学校の専門課程を修了した者のうち、学校教育法第132条に規定する者
- (6) 学校教育法施行規則附則第7条に規定する者
- (7) 外国において、学校教育における14年以上の課程を修了した者
- (8) 外国の短期大学を卒業した者及び外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育

制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を我が国において修了した者

- 2 編入学を許可された者の修得単位の取扱い、並びに第28条に規定する修業年限並びに第28条及び第38条に規定する在学期間の通算については、当該学部教授会等が認定する。

(転入学)

第45条 他の大学に現に在学する者（我が国において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程に在学する者を含む。）で、本学に転入学を志望する者があるときは、学部規則に基づき、教授会等の意見を聴いて、学長は、相当学年に転入学を許可することができる。

- 2 転入学を志望する者は、その現に在学する大学の学長の許可書を願書に添えなければならない。
- 3 転入学を許可された者の修得単位の取扱い、並びに第28条に規定する修業年限並びに第28条及び第38条に規定する在学期間の通算については、当該学部教授会等が認定する。

(再入学)

第46条 退学又は除籍後2年以内に、同一学部にも再入学を願い出た者があるときは、教授会等の意見を聴いて、学長は、相当学年に再入学を許可することができる。ただし、第55条第1号の規定により除籍された者は、再入学を願い出ることができない。

(入学志望手続)

第47条 入学志望者は、所定の手続により、検定料を添えて、願書を学長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定は、編入学、転入学又は再入学の場合に準用する。

(入学手続及び入学許可)

第48条 学長は、入学選考に合格し、指定の期日までに、所定の書類を提出するとともに、入学料を納付した者（入学料の免除又は徴収猶予を申請している者を含む。）に入学を許可する。

- 2 前項の規定は、編入学、転入学又は再入学の場合に準用する。

(転学部及び転学科等)

第49条 学生で、他の学部にも転学部を志望する者があるときは、関係両学部教授会等の意見を聴いて、学長は、許可することがある。

- 2 学生で、同一学部の他の学科又は地域創造学環にも転学科又は地域創造学環を志望する者があるときは、教授会等の意見を聴いて、学長は、許可することがある。

- 3 第1項の規定により転学部を許可された者の修得単位の取扱い、並びに第28条に規定する修業年限並びに第28条及び第38条に規定する在学期間の通算については、当該学部教授会等が認定する。

(他の大学等への入学)

第50条 学生は、他の大学又は本学の他の学部若しくは地域創造学環の入学試験を受けようとするときは、所定の手続きにより、学長に願い出て許可を受けなければならない。

(転学)

第51条 学生は、他の大学にも転学を志望するときは、所定の手続きにより、学長に願い出て許可を受けなければならない。

(留学)

第52条 学生は、外国の大学又はこれに相当する高等教育機関に留学しようとするときは、所定の手続きにより、学長に願い出て許可を受けなければならない。

- 2 前項の留学の期間は、第28条に規定する修業年限並びに第28条及び第38条に規定する在学期間に算入する。

(休学)

第53条 学生は、病気その他の理由により、引き続き2か月以上修学できないときは、所定の手続きにより、学長の許可を得て休学することができる。

- 2 休学は、1年を超えることができない。ただし、特別の事情がある者は、学長の許可を得て、なお引き続き休学することができる。
- 3 休学期間は、通算して4年を超えることはできない。
- 4 休学期間は、在学期間に算入しない。
- 5 休学期間中に、休学の理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

(退学)

第54条 学生は、退学しようとするときは、所定の手続きにより、学長に願い出て許可を受けなければならない。

(除籍)

第55条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、教授会等の意見を聴いて、除籍する。

- (1) 第28条に規定する在学期間を超えた者
- (2) 第53条第3項に規定する休学期間を超え、なお復学できない者
- (3) 病気その他の理由により、成業の見込みがないと認められた者
- (4) 授業料又は寄宿料が未納で、督促してもなお納付しない者
- (5) 入学料について、免除が不許可となり若しくは半額免除が許可された場合又は徴収猶予が許可若しくは不許可とされた場合に、納付期日までに納付しない者
- (6) 死亡した者又は行方不明の届出のあった者

(賞罰)

第56条 学生が、研究その他の行為において優れた業績があったときは、学長は、これを表彰することができる。

2 表彰に関し必要な事項は、別に定める。

第57条 学生が、本学の規則に違反し、又は学生の本分に反する行為があったときは、学長は、教授会等の意見を聴き、教育研究評議会の議を経て懲戒する。

2 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第58条 懲戒の種類は、次のとおりとする。

- (1) 訓告
- (2) 停学
- (3) 退学

第59条 停学2か月以上にわたるときは、その期間は在学期間に算入しない。

(授業料の納付)

第60条 学生は、授業料を納付しなければならない。

(授業料、入学料及び検定料)

第61条 授業料、入学料及び検定料（以下次条において「授業料等」という。）の額並びに納入方法については、別に定める。

(授業料等の免除等)

第62条 学長は、経済的理由によって納付が困難であ

る者等に対しては、授業料等を免除し、又は徴収を猶予することができる。

2 前項に関し、必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第63条 本学において、特殊の事項につき研究を志望する者があるときは、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生として入学することのできる者は、その研究事項につき大学学部卒業者又はこれと同等以上の学力があると認めた者とする。

3 研究期間は、1年以内とする。ただし、事情によりその期間を更新することができる。

(科目等履修生)

第64条 本学（大学院を除く。）の学生以外の者で、一又は複数の授業科目を履修しようとする者があるときは、選考のうえ、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生として入学することのできる者は、第42条各号のいずれかに該当する者又は当該授業科目を履修する学力があると認めた者とする。

3 科目等履修生は、履修した科目について試験を受け単位を修得することができる。

4 履修期間は、1年以内とする。ただし、事情によりその期間を延長することができる。

5 科目等履修生は、教育職員免許法上の単位を修得しようとする場合に、所要資格を得ることができる教員の免許状の種類及び免許教科は、別表Ⅱのとおりとする。

6 前項までの規定により、科目等履修生として、本学において一定の単位（大学の学生以外の者で、第42条の規定による入学資格を有した後、修得したものに限る。）を修得した後に本学に入学する場合で、当該単位の修得により、本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、その単位数等に応じて、相当期間を2年を超えない範囲で第28条に規定する修業年限並びに第28条及び第38条に規定する在学期間に通算することができる。

7 前項の修業年限及び在学期間の通算については、当該学部教授会等が認定する。

(聴講生)

第65条 本学の学生以外の者で、一又は複数の授業科

目を聴講しようとする者があるときは、選考のうえ、聴講生として入学を許可することがある。

- 2 聴講生として入学することのできる者は、第42条各号のいずれかに該当する者又は当該授業科目を聴講する学力があると認めた者とする。
- 3 聴講した授業科目の単位認定は行わない。
- 4 聴講期間は、1年以内とする。ただし、事情によりその期間を延長することができる。

(特別聴講学生)

第66条 他の大学又は短期大学(外国の大学又はこれに相当する高等教育機関を含む。)の学生が、所定の手続きにより、本学の授業科目の履修を願い出たときは、当該大学又は短期大学との協議に基づき、学長は、特別聴講学生として入学を許可することができる。

(短期交流特別学部学生)

第66条の2 外国の大学の学部学生が、本学における短期間の教育研究指導を願い出たときは、短期交流特別学部学生として受入れを許可することがある。

第67条 第63条から前条までに関する細部についての規程は、別に定める。

(外国人学生)

第68条 外国人で本学に入学を志望する者があるときは、学部(地域創造学環を含む。)において選考の上、入学を許可することがある。

- 2 外国人学生に関する規程は、別に定める。

(公開講座)

第69条 本学に、公開講座を設けることができる。

- 2 公開講座は、本学の専門的、総合的な教育・研究機能を開放することにより、地域社会に対し広く学習の機会を提供するために行うもので、学長又は学部長が主宰し、これに関する必要な事項は、別に定

める。

(学寮、厚生保健施設)

第70条 本学に、学寮その他の厚生保健施設を置く。

第71条 学生が学寮に入寮を希望するときは、所定の手続により、学寮を管理する学長に願い出て、その選考を経て許可を受けなければならない。

- 2 退寮する場合も、所定の手続を取らなければならない。

第72条 入寮者は寄宿料を納付しなければならない。寄宿料の額は、別に定める額とし、毎月当月分を納めなければならない。ただし、休業期間中の分は、休業期間前に納めるものとする。

- 2 納付した寄宿料は、いかなる事情があっても還付しない。

- 3 死亡等やむを得ない事情で寄宿料の納付が困難である者に対しては、第1項の規定にかかわらず別に定めるところによりその事情を審査して学長は寄宿料を免除することができる。

第73条 厚生保健施設については、別に定める。

(雑則)

第74条 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、短期交流特別学部学生及び外国人学生に対しては、別に定めあるもののほか、この学則中学生に関する規定を準用する。

第75条 学長は、必要に応じ、所管事項の一部を学部長その他に委任することができる。

第76条 この学則を実施するために必要な事項は、別に定める。

附則は静岡大学HP (<https://kitei.adb.shizuoka.ac.jp>) を参考にしてください。

別表Ⅰ（学則第27条）

学生収容定員表

区 分		入 学 定 員	3 年次編入学定員	収 容 定 員
人文社会科学部	社 会 学 科	70		280
	言 語 文 化 学 科	75		300
	法 学 科			
	昼 間 コ ー ス	90	2	364
	夜 間 主 コ ー ス	30	3	126
	経 済 学 科			
	昼 間 コ ー ス	155		620
	夜 間 主 コ ー ス	30		120
計		450	5	1,810
教育学部	学校教育教員養成課程	300		1,200
	計	300		1,200
情報学部	情 報 科 学 科	100		400
	行 動 情 報 学 科	70		280
	情 報 社 会 学 科	75		300
	計	245		980
理学部	数 学 科	38		152
	物 理 学 科	48		192
	化 学 科	52		208
	生 物 科 学 科	52		208
	地 球 科 学 科	50		200
	計	240		960
工学部	機 械 工 学 科	168		672
	電 気 電 子 工 学 科	110		440
	電 子 物 質 科 学 科	110		440
	化 学 バ イ オ 工 学 科	112		448
	数 理 シ ス テ ム 工 学 科	50		200
	計	550		2,200
農学部	生 物 資 源 科 学 科	115	7	474
	応 用 生 命 科 学 科	70	3	286
	計	185	10	760
合 計		1,970	15	7,910

備考 「昼間コース」とは、昼間に授業を行うコース、「夜間主コース」とは、主として夜間に授業を行うコースをいう。

別表Ⅱ（学則第40条、第64条）

（正規の課程）

学部	学 科 ・ 課 程	免 許 状 の 種 類	免 許 教 科
人 文 社 会 学 部	社 会 学 科	中学校教諭一種免許状	社会
	言 語 文 化 学 科		国語、英語、ドイツ語
	法 学 科 経 済 学 科		社会
	社 会 学 科	高等学校教諭一種免許状	地理歴史、公民
	言 語 文 化 学 科		国語、英語、ドイツ語
	法 学 科		公民
	経 済 学 科		公民
教 育 学 部	学校教育教員養成課程	小学校教諭一種免許状	
		中学校教諭一種免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語
		高等学校教諭一種免許状	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、書道、保健体育、工業、家庭、英語
		特別支援学校教諭一種免許状	
		幼稚園教諭一種免許状	
		養護教諭一種免許状	
情 報 学 部	情 報 科 学 科 行 動 情 報 学 科 情 報 社 会 学 科	高等学校教諭一種免許状	情報
理 学 部	数 学 科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	数学
		高等学校教諭一種免許	情報
	物 理 学 科 化 学 科 生 物 科 学 科 地 球 科 学 科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	理科
工 学 部	機 械 工 学 科 電 気 電 子 工 学 科 電 子 物 質 科 学 科 化 学 バ イ オ 工 学 科	高等学校教諭一種免許状	工業
	数理システム工学科		数学
農 学 部	生 物 資 源 科 学 科	高等学校教諭一種免許状	理科 農業
	応 用 生 命 科 学 科		理科

附 則

- この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 平成30年3月31日に人文社会科学部及び人文学部に在学する者が所要資格を得ることができる教員の免許状の種類及び免許教科は、この規則による改正後の国立大学法人静岡大学学則別表Ⅱの規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 静岡大学学部共通細則

(昭和24年12月21日制定)

(入学宣誓)

第1条 学生は、入学式において入学宣誓をするものとする。

(保証人)

第2条 入学に当たっては、宣誓・保証書を提出しなければならない。この場合において、外国人留学生にあっては、保証人を定めることを要しない。

第2条の2 保証人は、常に本学と学生の家庭とを連絡し、教育指導に協力するものとする。

第3条 保証人は、父母又は父母に準ずる者でなければならない。

第4条 保証人が住所を変更し、又は身上に著しい変動があった場合は、速やかにこれを学部長に届け出なければならない。

(学生証)

第5条 学生は、学生証の交付を受け、登校の際は、必ずこれを携帯しなければならない。

第6条 学生証は、提出前1か月以内に撮影した、無帽の半身像写真1枚を学部長に提出し、その交付を受けるものとする。

第7条 学生証を携帯しないときは、教室、研究室又は図書館に入れないことがある。

第8条 学生証は、本学職員の検閲請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。

第9条 削除

第10条 学生証を紛失し、損傷し、又は汚損したときは、学部長に届け出て、再交付を受けなければならない。

第11条 削除

第12条 学生証は、卒業、退学又は除籍等の場合は、直ちにこれを学部長に返納しなければならない。

(宿所)

第13条 学生は、毎学年の初めに、その宿所を学部長に届け出なければならない。

2 宿所変更の場合は、その都度、速やかに学部長に届け出なければならない。

(健康診断)

第14条 学生は、学校保健法（昭和33年法律第56号）により健康診断を受けなければならない。

第15条 学部長は、学生の健康を管理し、必要に応じ治療を命じ、又は登校を停止することができる。

(団体、集会、出版物、宣伝及び掲示)

第16条 学生が団体を組織しようとするときは、団体の規則、会員の名簿を添えて、責任代表者から、学部長を経て学長に届け出なければならない。

2 団体の規則又は届出事項を変更しようとするときも、また前項に同じ。

第17条 団体が学外団体へ参加しようとするときは、その団体の規則、参加の目的、理由を添えて、責任代表者から、学部長を経て学長に届け出なければならない。

第18条 第16条及び第17条の規定において2学部以上の学生が関係するときは、それぞれの関係学部長を経て学長に届け出なければならない。

第19条 学生が集会をしようとするときは、集会の責任代表者2人以上の連署をもって、集会の目的、期日、場所、参加者の種類及び人員を記載した書類を、所定の期日までに、学部長に届け出なければならない。

第20条 学生が雑誌、新聞、小冊子、ビラ、ポスター等を作ったときは、そのものを添えて、速やかに学部長に届け出なければならない。

第21条 学生が学内に掲示をしようとするときは、そのものを添えて、学部長に届け出た後、指定の場所においてなさなければならない。

第22条 第19条から第21条までの規定において2学部以上の学生が関係するときは、それぞれの関係学部長に届け出なければならない。

第23条 学生の団体、学外団体への参加、集会、出版物、掲示等で、本学の教育目的に添わないところがあると認めた場合は、学長又は学部長がこれを許可しないことがある。

(施設の利用)

第24条 学生及びその団体は、学長又は学部長の使用許可を得ないで、本学の施設を任意に使用することはできない。

2 前項の許可は、その使用目的、種別、期間、責任者氏名を記した書類を提出し、その承認を得るものとする。

(補則)

第25条 この細則を実施するために必要な事項は、学部でこれを定めることができる。

附 則

この細則は、昭和25年9月13日から実施する。

〈以下、昭和30年10月19日から平成7年9月27日改正の附則省略〉

附 則（平成11年3月17日）

この細則は、平成11年4月1日から施行する。

3 静岡大学学位規程

(昭和53年 7月19日制定)

(目的)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条並びに国立大学法人静岡大学学則（昭和24年12月21日制定）第39条第2項及び静岡大学大学院規則（昭和39年4月27日制定）第21条第2項の規定に基づき、静岡大学（以下「本学」という。）が授与する学位について必要な事項を定めることを目的とする。

(学位)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士、教職修士（専門職）、博士及び法務博士（専門職）とする。

2 学位を授与するに当たって付記する専攻分野の名称は、別表のとおりとする。

(学士の学位授与の要件)

第3条 学士の学位の授与は、本学を卒業した者に対し行う。

(修士の学位授与の要件)

第4条 修士の学位の授与は、大学院の修士課程を修了した者に対し行う。

(教職修士（専門職）の学位の授与の要件)

第4条の2 教職修士（専門職）の学位の授与は、大学院の教職大学院の課程を修了した者に対して行う。

(博士の学位授与の要件)

第5条 博士の学位の授与は、大学院の後期3年の博士課程（以下「博士課程」という。）を修了した者に対し行う。

2 前項に定めるもののほか、博士の学位の授与は、大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することの確認（以下「学力の確認」という。）をされた者に対し行うことができる。

(法務博士（専門職）の学位授与の要件)

第5条の2 法務博士（専門職）の学位の授与は、大学院の法科大学院の課程を修了した者に対し行う。

(学位論文の提出)

第6条 提出する学位論文は、1編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

2 審査のため必要があるときは、関係資料を提出させることがある。

(課程による者の提出)

第7条 大学院の課程による者の学位論文は、所属研究科長又は教育部長（以下「研究科長等」という。）に提出するものとする。

2 研究科長等は、前項の学位論文を受理したときは、研究科委員会又は教授会（以下「研究科委員会等」という。）にその審査を付託するものとする。

(課程を経ない者の学位授与の申請)

第8条 第5条第2項の規定により学位の授与を申請する者は、学位申請書に博士論文、履歴書、論文目録、論文内容要旨及び国立大学法人静岡大学授業料等料金体系規則に基づき定めた額の学位論文審査手数料を添え、申請する学位の専攻分野を指定して学長に提出しなければならない。

2 学長は、前項の申請を受理したときは、研究科委員会等にその審査を付託するものとする。

(学位論文及び学位論文審査手数料の還付)

第9条 受理した学位論文及び収納した学位論文審査手数料は、いかなる事情があっても還付しない。

(審査委員等)

第10条 研究科委員会等は、第7条第2項及び第8条第2項の規定により学位論文の審査を付託されたときは、当該専攻の教授及び准教授並びに関連する科目担当教授及び准教授のうちから3人以上の審査委員を選出して、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認を行う。ただし、審査委員には教授1人以上を含むものとする。

2 前項の審査には、各研究科等の規則により、講師又は助教のうち、いずれか1人を含めることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、教育学研究科共同教科開発学専攻（以下「共同教科開発学専攻」という。）

にあつては、第7条第2項及び第8条第2項の規定により学位論文の審査を付託されたときは、当該専攻並びに愛知教育大学大学院教育学研究科共同教科開発学専攻の教授及び准教授のうちから5人以上の審査委員を選出して、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認を行う。ただし、審査委員には教授1人以上を含むものとする。

- 4 第1項及び第3項の審査に当たって、研究科委員会等が必要と認めたときは、大学院の他の研究科等又は他の大学院等の教員等の協力を得ることができる。

(審査期間)

第11条 博士論文の審査、博士の学位授与に係る最終試験及び学力の確認は、博士論文又は学位授与の申請を受理した後、1年以内に終了するものとする。ただし、特別の事由があるときは、研究科委員会等の議を経て、その期間を延長することができる。

(最終試験)

第12条 最終試験は、学位論文の審査が終わった後、学位論文を中心として関連のある科目について、口頭又は筆答により行う。

(学力の確認)

第13条 学力の確認は、博士論文に関連のある専攻分野の科目及び外国語について、口頭又は筆答により行う。

(学力の確認の特例)

第14条 大学院の博士課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、学位の授与を申請したときは、共同教科開発学専攻にあつては1年以内に限り、自然科学系教育部にあつては当該教育部で定める年限内に限り、学力の確認を免除することができる。

(審査委員の報告)

第15条 審査委員は、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認が終了したときは、速やかにその結果を研究科委員会等に報告しなければならない。

(研究科委員会等の議決)

第16条 研究科委員会等は、前条の報告に基づいて学位を授与すべきか否かを審議し、議決する。

- 2 前項の議決を行うには、研究科委員会等構成員(外国出張中及び休職中の者を除く。)の3分の2以上が

出席し、かつ、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

(学部長等の報告)

第17条 学部教授会又は法務研究科委員会が所定の教育課程を修了したと認めたときは、学部長又は研究科長は、その氏名等を、文書をもって、学長に報告しなければならない。

(研究科長等の報告)

第18条 研究科委員会等(法務研究科委員会を除く。)が第16条第1項の議決をしたときは、研究科長等は、その氏名、論文審査の要旨及び最終試験の成績又は学力の確認の結果並びに議決の結果を、文書をもって、学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第19条 学長は、前2条の報告に基づいて合否を決定し、合格と決定した者には所定の学位を授与し、学位の授与できない者にはその旨を通知する。

(学位論文要旨等の公表)

第19条の2 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第20条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、研究科委員会等の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、当該研究科委員会等は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 前2項の規定により論文を公表する場合には、静岡大学において審査を受けた学位論文又は学位論文の要約であることを明記しなければならない。ただし、共同教科開発学専攻における論文にあつては、当該共同教科開発学専攻を構成する大学において審

査を受けた学位論文又は学位論文の要約であることを明記しなければならない。

- 4 博士の学位を授与された者が行う第1項及び第2項の規定による公表は、教育学研究科又は自然科学系教育部の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

(学位の名称)

第21条 学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、「静岡大学」と付記しなければならない。ただし、共同教科開発学専攻に係る学位については、当該共同教科開発学専攻を構成する大学名を付記しなければならない。

(学位の取消し)

第22条 学位を授与された者が、不正の方法により学位を受けた事実が判明したとき又はその名誉を汚辱する行為があったときは、学長は、学部教授会又は研究科委員会等の議を経て、授与した学位を取り消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表するものとする。

- 2 研究科委員会等が前項の議決を行う場合には、第16条第2項の規定を準用する。

(学位記及び書類の様式)

第23条 学位記及び学位授与申請関係書類は、別記様式のとおりとする。

附 則

- 1 この規程は、昭和53年7月19日から施行する。
- 2 静岡大学学位規程（昭和39年4月27日制定）は、廃止する。
- 3 第8条第1項の規定による学位授与の申請の受理は、第5条第1項の規定により学位を授与した日から行うものとする。

〈以下、昭和56年4月15日から平成8年2月21日までの改正の附則省略〉

附 則（平成9年2月19日）

- 1 この規程は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行の際現に法学研究科に在学する者については、改正後の静岡大学学位規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規程施行の際現に法学研究科に在学する者に関する学位論文の審査及び最終試験の審査委員は、改正後の静岡大学学位規程附則第4項の規定にかか

わらず、なお従前の例による。

附 則（平成9年12月10日）

この規程は、平成9年12月10日から施行する。

附 則（平成12年2月16日）

- 1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行の際現に電子科学研究科に在学する者については、改正後の静岡大学学位規程別表の規定によらず、なお従前の例による。

附 則（平成15年4月1日規程）

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年2月18日規程）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日規程）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年10月13日規程）

この規程は、平成16年10月13日から施行する。

附 則（平成16年11月17日規程）

この規程は、平成16年11月17日から施行する。

附 則（平成17年3月16日規程）

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行の際、現に人文社会科学研究科法律経済専攻に在学する者については、改正後の静岡大学学位規程別表の規定によらず、なお従前の例による。

附 則（平成18年2月15日規程）

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行の際、現に大学院理工学研究科及び大学院電子科学研究科に在学する者については、改正後の静岡大学学位規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成19年3月14日規程）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日規程）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年2月18日規程第4号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年12月15日規程）

この規程は、平成22年12月15日から施行する。

附 則（平成24年2月15日規程第26号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年2月1日規程第23号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年7月17日規程第36号）

- 1 この規程は、平成25年7月17日から施行し、平成25年4月1日から適用する。
- 2 この規程による改正後の静岡大学学位規程第19条の2の規定は、平成25年4月1日以後に博士の学位

を授与した場合について適用し、同日前に博士の学位を授与した場合については、なお従前の例による。

- 3 この規程による改正後の静岡大学学位規程第20条の規定は、平成25年4月1日以後に博士の学位を授与された者について適用し、同日前に博士の学位を授与された者については、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

学 位	学 部 ・ 学 科、 研 究 科 ・ 専 攻 又 は 教 育 部		付 記 す る 専 攻 分 野 の 名 称
学 士	人 文 社 会 科 学 部	社会学科	社会学又は学術
		言語文化学科	文学又は学術
		法学科	法学又は学術
		経済学科	経済学又は学術
	教育学部		教育学
	情 報 学 部	情報科学科及び行動情報学科	情報学
		情報社会学科	情報学又は学術
	理 学 部	数学科	理学
		物理学科、化学科、生物科学科及び地球科学科	理学又は学術
	工 学 部	機械工学科及び化学バイオ工学科	工学又は学術
		電気電子工学科、電子物質科学科及び数理システム工学科	工学
	農 学 部	生物資源科学科	農学又は学術
		応用生命科学科	農学
修 士	人文社会科学研究科		臨床人間科学、文学又は経済学
	教育学研究科		教育学
	総 合 科 学 技 術 研 究 科	情報学専攻	情報学
		理学専攻	理学
		工学専攻	工学
		農学専攻	農学
教職修士 （専門職）	教育学研究科		
博 士	教育学研究科		教育学
	自然科学系教育部		学術、理学、工学、情報学又は農学
法務博士 （専門職）	法務研究科		

備考 学士の学位の専攻分野の名称中「学術」については、地域創造学環の課程を修めて卒業を認定された者を対象とする。

4 静岡大学学生懲戒規程

(平成19年6月20日規程第1号)

改正 令和元年11月20日規程第114号

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 懲戒及び懲戒対象行為(第3条―第6条)

第3章 懲戒手続(第7条―第14条)

第4章 雑則(第15条)

附則

第1章 総則
(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人静岡大学学則(以下「学則」という。)第57条第2項の規定に基づき、静岡大学(以下「本学」という。)の学生の懲戒に関して必要な事項を定める。

(基本理念)

第2条 学生に対する懲戒は、教育的配慮に基づき、適切、慎重かつ迅速に行わなければならない。

第2章 懲戒及び懲戒対象行為
(懲戒の種類)

第3条 懲戒の種類及び効果は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 退学 学生としての身分を失わせること。
- (2) 停学 登校を停止させること。
- (3) 訓告 懲戒対象行為を戒め、将来にわたって学生の本分にもとる行為を行わないよう注意を喚起すること。

(停学)

第4条 停学は、無期又は有期とし、有期の停学は、1か月以上6か月以下とする。

- 2 無期の停学は、6か月を経過した後、これを解除することができる。
- 3 停学期間の在学期間算入については、学則第59条に定めるところによる。
- 4 停学期間中の試験及び履修手続は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 試験の受験を認めない。
 - (2) 履修手続は、停学中の学生が所属する学部(地

域創造学環については地域創造学環)(以下「学部等」という。)の定める期間に行うことを認める。
(懲戒対象行為)

第5条 学長は、次の各号に該当する行為(以下「懲戒対象行為」という。)を行った学生(以下「当該学生」という。)に対して懲戒を行う。

- (1) 法令に違反する行為
- (2) 学則その他の本学の諸規則又は命令に違反する行為
- (3) 他人の権利又は利益を害する行為
- (4) 本学の教育研究を妨げる行為
- (5) 試験等における不正行為
- (6) 本学の名誉又は信用を著しく傷つける行為
- (7) その他学生の本分にもとる行為

2 懲戒対象行為の例は、別に定める。
(懲戒の量定)

第6条 懲戒の適用に当たっては、懲戒対象行為の態様、動機及び結果、当該学生の経歴及び環境、懲戒対象行為後における当該学生の態度その他の情状を考慮しなければならない。

第3章 懲戒手続

(学部の調査と懲戒案)

第7条 学生が懲戒対象行為を行ったと思料するときは、当該学生が所属する学部の長(地域創造学環については地域創造学環長)(以下「当該学部長等」という。)は、学部学生委員会(地域創造学環については地域創造学環学生委員会)(以下「学部等学生委員会」という。)に当該行為について調査させる。

- 2 学部等学生委員会は、懲戒対象行為を行ったと疑われる学生を調査するに際しては、当該学生に対して弁解の機会を与えなければならない。
- 3 当該学部長等は、学部等学生委員会の申立てにより、教授会(地域創造学環については地域創造学環運営会議)の意見を聴いて学部等の懲戒案を作成し、学長に提出する。

(学生懲戒委員会の審議)

第8条 学長は、前条第3項の学部等の懲戒案が提出されたときは、学生懲戒委員会（以下「委員会」という。）を設置し、当該懲戒案について審議させる。委員会は、全学学生委員会をもってこれに充てる。

2 委員会は、前条第3項の学部等の懲戒案について審議し、その結果を学長に報告する。

3 委員会は、必要があると認めるときは、当該学部長等に対して再調査を求めることができる。

4 委員会は、第2項に規定する審議に際して、当該学生に対して口頭又は文書による弁明の機会を与えなければならない。ただし、当該学生に弁明の意思がないことが確認された場合は、弁明の機会を与えたものとみなす。

5 委員会は、当該学生に弁明の機会を与える場合、弁明の日の2週間以上前に、弁明手続に係る事項を当該学生に通知しなければならない。

6 当該学生は、委員会に対して、口頭による弁明において付添人を立ち会わせることを求めることができる。ただし、委員会は、付添人の立会いを認めないときは、弁明の前にその旨及び理由を当該学生に通知しなければならない。

(懲戒の決定と通知)

第9条 学長は、前条第2項に規定する報告を受けたときは、教育研究評議会の議を経て懲戒の決定をする。

2 学長は、前項の懲戒の決定を当該学生に速やかに通知しなければならない。

(厳重注意)

第10条 学部長等は、第3条に規定する学長が行う懲戒のほか、教育的措置として厳重注意を行うことができる。

2 前項の厳重注意は、学部長等が口頭又は文書により行うものとし、実施後、全学学生委員会に報告するものとする。

(退学の日及び停学の始期)

第11条 退学の日及び停学の始期は、教育研究評議会の議を経て、学長がこれを決定する。

(異議申立て)

第12条 第9条第2項に規定する通知を受けた学生は、異議申立書（別紙様式第1号）により学長に対して

異議申立てをすることができる。

2 前項の異議申立ては、第9条第1項の懲戒の決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、天災その他異議申立てをしなかったことについてやむをえない理由があるときは、この限りでない。

3 学長は、第1項の異議申立てがあった場合、懲戒の執行を停止することができる。

(異議申立てについての決定等)

第13条 学長は、前条第1項の異議申立てがあった場合、委員会に当該異議申立てについて審議させる。

2 委員会は、当該異議申立てについて審議し、その結果を学長に報告する。

3 委員会は、必要があると認めるときは、当該学部長等に対して再調査を求めることができる。

4 学長は、第2項に規定する報告を受け、懲戒を減免する必要があると認めた場合には教育研究評議会の議を経て懲戒を減免する決定をし、異議申立てに理由がないと認めた場合には教育研究評議会の議を経て異議申立棄却の決定をする。

5 学長は、前項の決定を当該学生に速やかに通知しなければならない。

(自宅謹慎)

第14条 学長は、修学環境の確保のために特に必要と認めるときは、委員会の議を経て、懲戒の決定以前に当該学生に対して自宅謹慎を命ずることができる。

2 自宅謹慎期間は、停学期間に算入することができる。

3 自宅謹慎期間中の試験及び履修手続については、第4条第4項の規定を準用する。

(退学の制限)

第15条 当該学部長等は、懲戒の決定以前に当該学生から退学の申出があったときは、これを受理しない。
(無期の停学の解除)

第16条 無期の停学の解除を決定するときは、第7条から第9条までに定める手続を準用する。

(試験等において不正行為を行った者への対応)

第17条 この規定に定めるもののほか、試験等における不正行為の懲戒等に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 雑則

(準用)

第18条 この規程は、大学院学生の懲戒について準用する。

- 2 前項の規定に基づき準用するに当たっては、規程中「学部長等」及び「学部等」をそれぞれ「研究科長又は教育部長」及び「研究科又は教育部」と読み替える。

附 則

この規程は、平成19年6月20日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成27年2月18日規程第77号）

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日の前日までに行われた懲戒対象行為に対する懲戒の適用については、この規程による改正後の静岡大学学生懲戒規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月18日規則第89号）抄

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年1月20日規程第83号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和元年11月20日規程第114号）

この規程は、令和元年11月20日から施行する。

5 副専攻プログラムの履修について

1. 副専攻プログラムとは、所属する学部や学科の授業科目にとどまらず、自身の専攻（主専攻）以外に、興味や関心のある特定のテーマに沿った科目を体系的に学ぶ制度です。
2. 人文社会科学部で申請できる副専攻プログラムは、以下のとおりです。副専攻プログラムは希望学生が任意で履修する選択制で、それぞれについて修了認定に必要な要件を定めてあります。全学が担当するプログラムについては全学の履修要領を参照してください。

外国語副専攻プログラム		
1	概 要	外国語の運用能力の獲得とブラッシュアップによって、グローバル化する社会において活躍するための基礎能力を身につけることを目的としたプログラムです。英語・ドイツ語・フランス語・中国語の4副専攻からなります。
2	受 講 対 象 学 部	人文社会科学部
3	必 要 単 位 数	各言語副専攻ごとに16単位（それぞれの別表を参照）
4	履 修 要 件	不要
5	修 了 要 件	必要単位数16単位の修得
6	申 請 方 法	所定の申請書を人文社会科学部学務係へ提出
7	問 い 合 わ せ 先	人文社会科学部学務係

3. 副専攻の修了が認められると「副専攻修了証書」が授与されます。「副専攻修了証書」は、主専攻の他にも特定の学習テーマに基づいた科目群を履修したことを外部に証明するものです。
4. 副専攻で修得した科目の多くは、卒業単位に含めることができます。詳細は所属学部の規則を確認してください。

外国語副専攻プログラム 別表

英語副専攻プログラム（16単位）

区分	小科目区分	授業科目	単位	履修年次	必要単位
教養科目	英語	上級英語 B	2	1	— * この中から 4 単位以上
		上級英語 C	2	2	
		上級英語 D	2	2	
		総合英語 II A	2	1	
		総合英語 II B	2	2	
		総合英語 II C	2	2	
		総合英語 III	2	3	
		アカデミックイングリッシュ	2	2	
		ビジネスイングリッシュ	2	3	
		英語インテンシブ A	2	1～2	
		英語インテンシブ B	2	1～2	
		英語インテンシブ C	2	1～2	
		英語インテンシブ D	2	1～2	
		英語海外研修 A	2	1～4	
		英語海外研修 B	2	1～4	
人文社会科学部 言語文化 化学科 専門科目	語学科目	専門英語基礎	2	1～2	— * この中から 4 単位以上
		英会話・作文 I	2	1～2	
		英会話・作文 II	2	1～2	
		オーラルイングリッシュ I	2	2	
		オーラルイングリッシュ II	2	2	
		英語表現法 I	2	2	
		英語表現法 II	2	2	
		英語プレゼンテーション I	2	3～4	
		英語プレゼンテーション II	2	3～4	
		アカデミックライティング I	2	3～4	
		アカデミックライティング II	2	3～4	
	専修科目	英米言語文化基礎演習	2	1	— * この中から 4 単位以上
		英語学概論 I	2	2	
		英語学概論 II	2	2	
		英米事情	2	2	
		英米文学史 I	2	2	
		英米文学史 II	2	2	
		イギリス文学文化基礎読解 I	2	2	
		イギリス文学文化基礎読解 II	2	2	
		アメリカ文学文化基礎読解 I	2	2	
		アメリカ文学文化基礎読解 II	2	2	
		英語学基礎読解 I	2	2	
		英語学基礎読解 II	2	2	
		英語表象論 I	2	2～4	
		英語表象論 II	2	2～4	
		イギリス文学文化各論 I	2	3～4	— * この中から 4 単位以上
		イギリス文学文化各論 II	2	3～4	
		イギリス文学文化読解 I	2	3～4	
		イギリス文学文化読解 II	2	3～4	

区分	小科目区分	授業科目	単位	履修年次	必要単位
人文学部 言語文化 社会科学 専攻科目	専修科目	アメリカ文学文化各論Ⅰ	2	3～4	
		アメリカ文学文化各論Ⅱ	2	3～4	
		アメリカ文学文化読解Ⅰ	2	3～4	
		アメリカ文学文化読解Ⅱ	2	3～4	
		英語学各論Ⅰ	2	3～4	
		英語学各論Ⅱ	2	3～4	
		英語学読解Ⅰ	2	3～4	
		英語学読解Ⅱ	2	3～4	
		英語史	2	3～4	
合 計					16単位以上

ドイツ語副専攻プログラム（16単位）

区分	小科目区分	授業科目	単位	履修年次	必要単位
教養科目	初修外国語	初修外国語（ドイツ語）入門Ⅰ	1	1	16単位以上
		初修外国語（ドイツ語）入門Ⅱ	1	1	
		初修外国語（ドイツ語）Ⅰ	2	1	
		初修外国語（ドイツ語）Ⅱ	2	1	
		初修外国語（ドイツ語）Ⅲ	2	2	
		初修外国語（ドイツ語）Ⅳ	2	2	
人文学部 社会科学 言語文化 専攻科目	語学科目	専門ドイツ語基礎Ⅰ	2	1	
		専門ドイツ語基礎Ⅱ	2	1	
		ドイツ語会話・作文Ⅰ	2	2～4	
		ドイツ語会話・作文Ⅱ	2	2～4	
		ドイツ語会話・作文Ⅲ	2	2～4	
		ドイツ語会話・作文Ⅳ	2	2～4	
		ドイツ語会話・作文Ⅴ	2	2～4	
		ドイツ語会話・作文Ⅵ	2	2～4	
		ドイツ語コミュニケーションⅠ	2	2	
		ドイツ語コミュニケーションⅡ	2	2	
	専修科目	ドイツ事情Ⅰ	2	2～4	
		ドイツ事情Ⅱ	2	2～4	
		ドイツ事情Ⅲ	2	2～4	
		ドイツ事情Ⅳ	2	2～4	
		ドイツ事情Ⅴ	2	2～4	
		ドイツ事情Ⅵ	2	2～4	
		ドイツ言語文化基礎演習Ⅰ	2	2	
		ドイツ言語文化基礎演習Ⅱ	2	2	
		ドイツ言語文化基礎演習Ⅲ	2	2	
		ドイツ言語文化基礎演習Ⅳ	2	2	
		ドイツ言語文化基礎演習Ⅴ	2	2	
		ドイツ言語文化基礎演習Ⅵ	2	2	
学部共通 専門科目	A 群	海外研修Ⅰ*	1	1～4	
		海外研修Ⅱ*	1	1～4	
		海外研修Ⅲ*	2	1～4	

区分	小 科 目 区 分	授 業 科 目	単位	履修 年次	必 要 単 位
学部共通 専門科目	A 群	海外研修Ⅳ*	2	1～4	
		海外研修Ⅴ*	4	1～4	
	合 計				16単位以上

*「海外研修Ⅰ～Ⅴ」はドイツ語圏における研修で修得した単位に限る。

フランス語副専攻プログラム（16単位）

区分	小 科 目 区 分	授 業 科 目	単位	履修 年次	必 要 単 位
教 養 科 目	初修外国語	初修外国語（フランス語）入門Ⅰ	1	1	16単位以上
		初修外国語（フランス語）入門Ⅱ	1	1	
		初修外国語（フランス語）Ⅰ	2	1	
		初修外国語（フランス語）Ⅱ	2	1	
		初修外国語（フランス語）Ⅲ	2	2	
		初修外国語（フランス語）Ⅳ	2	2	
人 文 社 会 科 学 部 言 語 文 化 学 科 専 門 科 目	語 学 科 目	専 門 フ ラ ン ス 語 基 礎 Ⅰ	2	1	
		フ ラ ン ス 語 会 話 ・ 作 文 Ⅰ	2	2～4	
		フ ラ ン ス 語 会 話 ・ 作 文 Ⅱ	2	2～4	
		フ ラ ン ス 語 会 話 ・ 作 文 Ⅲ	2	2～4	
		フ ラ ン ス 語 会 話 ・ 作 文 Ⅳ	2	2～4	
		フランス語コミュニケーションⅠ	2	2～4	
		フランス語コミュニケーションⅡ	2	2～4	
	専 修 科 目	フ ラ ン ス 事 情 Ⅰ	2	2～4	
		フ ラ ン ス 事 情 Ⅱ	2	2～4	
		フ ラ ン ス 事 情 Ⅲ	2	2～4	
		フ ラ ン ス 事 情 Ⅳ	2	2～4	
		フランス言語文化基礎演習Ⅰ	2	2	
		フランス言語文化基礎演習Ⅱ	2	2	
		フランス言語文化基礎演習Ⅲ	2	2	
		フランス言語文化基礎演習Ⅳ	2	2	
学 部 共 通 専 門 科 目	A 群	海 外 研 修 Ⅰ＊	1	1～4	
		海 外 研 修 Ⅱ＊	1	1～4	
		海 外 研 修 Ⅲ＊	2	1～4	
		海 外 研 修 Ⅳ＊	2	1～4	
		海 外 研 修 Ⅴ＊	4	1～4	
合 計					16単位以上

*「海外研修Ⅰ～Ⅴ」はフランス語圏における研修で修得した単位に限る。

中国語副専攻プログラム（16単位）

区分	小 科 目 区 分	授 業 科 目	単位	履修 年次	必 要 単 位
教 養 科 目	初修外国語	初修外国語（中国語）入門Ⅰ	1	1	16単位以上
		初修外国語（中国語）入門Ⅱ	1	1	
		初修外国語（中国語）Ⅰ	2	1	

区分	小科目区分	授業科目	単位	履修年次	必要単位
教養科目	初修外国語	初修外国語（中国語）Ⅱ 初修外国語（中国語）Ⅲ 初修外国語（中国語）Ⅳ	2 2 2	1 2 2	16単位以上
人文社会科学部言語文化学科専門科目	語学科目	専門中国語基礎Ⅰ 専門中国語基礎Ⅱ 中国語会話・作文Ⅰ 中国語会話・作文Ⅱ 中国語コミュニケーション	2 2 2 2 2	1 1 1 1 2～4	
		中国事情 中国言語文化各論Ⅰ 中国言語文化各論Ⅱ 中国言語文化各論Ⅲ 中国言語文化各論Ⅳ 中国言語文化各論Ⅴ 中国言語文化基礎講読Ⅰ 中国言語文化基礎講読Ⅱ 中国言語文化基礎講読Ⅲ 中国言語文化講読Ⅰ 中国言語文化講読Ⅱ 中国言語文化講読Ⅲ 中国言語文化講読Ⅳ 中国言語文化講読Ⅴ 中国言語文化基礎演習Ⅰ 中国言語文化基礎演習Ⅱ 中国言語文化基礎演習Ⅲ 中国言語文化演習Ⅰ 中国言語文化演習Ⅱ 中国言語文化演習Ⅲ 中国言語文化演習Ⅳ 中国言語文化演習Ⅴ	2 2	2～4 2～4	
	A 群	海外研修Ⅰ＊ 海外研修Ⅱ＊ 海外研修Ⅲ＊ 海外研修Ⅳ＊ 海外研修Ⅴ＊	1 1 2 2 4	1～4 1～4 1～4 1～4 1～4	
	合 計				16単位以上

* 「海外研修Ⅰ～Ⅴ」は中国語圏における研修で修得した単位に限る。

6 教員免許状取得に関する単位履修要領

平成31年2月14日（改正）

1. 学科課程と教職課程

学科ごとに取得できる免許状は下記のとおり。

社会学科

中学校教諭一種免許状（社会）、高等学校教諭一種免許状（地理歴史）、高等学校教諭一種免許状（公民）

言語文化学科

中学校教諭一種免許状（国語）、高等学校教諭一種免許状（国語）

中学校教諭一種免許状（英語）、高等学校教諭一種免許状（英語）

中学校教諭一種免許状（ドイツ語）、高等学校教諭一種免許状（ドイツ語）

法学科及び経済学科（昼間コース及び夜間主コース）

中学校教諭一種免許状（社会）、高等学校教諭一種免許状（公民）

2. 単位履修方法

1) 教育職員免許法第5条別表第一備考第4号に定める科目

教員免許状を取得する場合に必要な単位を本学では、下記のとおり開講しているので所定の科目を履修すること。（教育職員免許法施行規則第66条の6）

昼間コース

日本国憲法（2単位）、情報処理・データサイエンス演習（2単位）、英語コミュニケーション（2単位）、健康体育演習（1単位）は、必修。健康体育実技Ⅰ、健康体育実技Ⅱのうち、1科目を選択必修。

夜間主コース

憲法総論・統治機構（2単位）、情報処理・データサイエンス演習（2単位）、英語コミュニケーションA（1単位）、英語コミュニケーションB（1単位）、健康体育実技（1単位）、健康体育演習（1単位）は、必修。

※ 免許状を取得しようとする場合は、健康体育科目は2年次までに修得すること。

2) 教育職員免許法第5条別表第一「教科及び教職に関する科目」に定める単位数のうち、人文社会科学部においては、下表のとおり「大学が独自に設定する科目」の単位数について、特別な事情がない限り「教科に関する専門的事項に関する科目」の単位のみで修得すること。

免許状の種類	人文社会科学部における最低修得単位数				
	教科及び教科の指導法に関する科目		教育の基礎的理 解に関する科目	道徳、総合的な 学習の時間等の 指導法及び生徒 指導、教育相談 等に関する科目	教育実践に関す る科目
	教科に関する専 門的事項に関す る科目	各教科の指導法			
中学校教諭一種免許状	24*	8	10	10	7
高等学校教諭一種免許状	32*	4	10	8	5

* 「大学が独自に設定する科目」の単位数を含む。

「教科及び教職に関する科目」の履修方法は、次ページ以降の『教員免許状取得における「教科及び教職に関する科目」一覧』及び『教員免許状取得における「教科に関する専門的事項に関する科目」一覧』を参照し、所定の科目を履修すること。◎印がつく科目は、本学部もしくは各学科の教育課程での必修科目のため必ず履修すること。各免許教科ごとに免許法施行規則に定める科目区分の履修方法は施行規則（抜粋）を参照すること。

3) 教職実践演習履修に関する注意事項

「教職実践演習（中・高）」は4年次後期に開講する。履修に当たっては、当該年度の教員採用試験の受験が義務付けられているので、履修登録の際に併せて教員採用試験の受験票を学務係に提出すること。受験票は学務係で確認後、返却する（受験票の提出がない場合は履修登録をすることができないので、注意すること）。なお、当該年度の教員採用試験を受験しない場合は、将来教員になることの意味確認書の提出をもって、受験票の提出に代えることができる。意味確認書の書式等については、学務係に問い合わせること。

4) 教育実習の履修方法に関する注意事項

教育実習は、4年次に3週間の実習を行うことを原則とする。教育実習は出身高等学校や中学校でお願いすることになるので、所要の手続きを怠らないよう教育実習ガイダンスや事前・事後指導の際は、必ず出席すること。理由も無く欠席した場合は、以後の実習関係の手続きは行わないので十分注意すること。なお、教育実習に関する最初のガイダンスは、2年生の4月に行うので、必ず出席すること。

3. 補足事項

1) 編入学生の教員免許状取得にかかる科目の履修

ア 編入学生は、時間割の都合により教職に関する科目や教科に関する科目が重なり、2年間で全ての十分な履修が困難な場合もあるので、綿密な履修計画をたてるなどにより、不足の単位を生じないようにすること。また、入学時のガイダンスには必ず出席すること。

イ 単位認定の科目がある場合など本学でその一部を履修する場合は、学務係や関係機関に相談すること。

2) 中学校教諭二種免許状取得にかかる科目の履修

ア 中学校教諭二種免許状取得のための必要単位数はこの単位履修要領の限りではないため、希望者は学務係や関係機関に相談すること。

4. 関係規則（抜粋）

1) 免許法別表第一（第5条関係）

大学における単位の履修

免許状の種類	教科及び教科の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育実践に関する科目	大学が独自に設定する科目
中学校教諭一種免許状	28	10	10	7	4
高等学校教諭一種免許状	24	10	8	5	12

2) 教育職員免許法施行規則（第4条関係）

免許法別表第一（5条関係）に規定する中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する専門的事項に関する科目の単位の履修方法

免 許 教 科	教 科 に 関 する 専 門 的 事 項 に 関 する 科 目	最 低 単 位 数
国 語	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	1 単位以上
	国文学（国文学史を含む。）	1 単位以上
	漢文学	1 単位以上
	書道（書写を中心とする。）	1 単位以上
社 会	日本史・外国史	1 単位以上
	地理学（地誌を含む。）	1 単位以上
	「法律学、政治学」	1 単位以上
	「社会学、経済学」	1 単位以上
	「哲学、倫理学、宗教学」	1 単位以上
外 国 語 （ 英 語 ）	英語学	1 単位以上
	英語文学	1 単位以上
	英語コミュニケーション	1 単位以上
	異文化理解	1 単位以上

※ 外国語（ドイツ語）の場合は、外国語（英語）の場合に準ずる。

※ 「教科に関する専門的事項に関する科目」は、それぞれ◎印の必修科目を含む 1 単位以上を履修すること。

3）教育職員免許法施行規則（第 5 条関係）

免許法別表第一（5 条関係）に規定する高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する専門的事項に関する科目の単位の履修方法

免 許 教 科	教 科 に 関 する 専 門 的 事 項 に 関 する 科 目	最 低 単 位 数
国 語	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	1 単位以上
	国文学（国文学史を含む。）	1 単位以上
	漢文学	1 単位以上
地 理 歴 史	日本史	1 単位以上
	外国史	1 単位以上
	人文地理学・自然地理学	1 単位以上
	地誌	1 単位以上
公 民	「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」	1 単位以上
	「社会学、経済学（国際経済を含む。）」	1 単位以上
	「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	1 単位以上
外 国 語 （ 英 語 ）	英語学	1 単位以上
	英語文学	1 単位以上
	英語コミュニケーション	1 単位以上
	異文化理解	1 単位以上

※ 外国語（ドイツ語）の場合は、外国語（英語）の場合に準ずる。

※ 「教科に関する専門的事項に関する科目」は、それぞれ◎印の必修科目を含む 1 単位以上を履修すること。

教員免許状取得における「教科及び教職に関する科目」一覧

教職員免許法施行規則 第4条・第5条に定める科目	授 業 科 目	高等学校教諭 一種免許状	中学校教諭 一種免許状	年次	履 修 方 法
教科に関する専門的 事項に関する科目		計32単位以上	計24単位以上		教員免許状取得 における「教科 に関する専門的 事項に関する科 目」一覧参照。
教科の指導法に 関 する 科 目	(中等)国語科教育法Ⅰ		2単位	2	取得する免許の 教科ごとに高等 学校教諭一種免 許状は4単位、 中学校教諭一種 免許状では8単 位を選択必修。 * 高等学校一種 免許状（地歴） は社会科教育法 Ⅱ及び同教育法 Ⅲを、高等学校 一種免許状（公 民）は社会科教 育法Ⅰ及び同教 育法Ⅳを必ず修 得すること。
	(中等)国語科教育法Ⅱ		2単位	2	
	(中等)国語科教育法Ⅲ	2単位	2単位	2	
	(中等)国語科教育法Ⅳ	2単位	2単位	2	
	(中等)社会科教育法Ⅰ（公民）	2単位*	2単位	2	
	(中等)社会科教育法Ⅱ（地歴）		2単位	2	
	(中等)社会科教育法Ⅲ（地歴）	2単位*	2単位	2	
	(中等)社会科教育法Ⅳ（公民）		2単位	2	
	(中等)英語科教育法Ⅰ		2単位	2	
	(中等)英語科教育法Ⅱ		2単位	2	
	(中等)英語科教育法Ⅲ	2単位	2単位	2	
	(中等)英語科教育法Ⅳ	2単位	2単位	2	
	(中等)ドイツ語教育法Ⅰ		2単位	3	
	(中等)ドイツ語教育法Ⅱ		2単位	3	
	(中等)ドイツ語教育法Ⅲ	2単位	2単位	3	
	(中等)ドイツ語教育法Ⅳ	2単位	2単位	3	
教育の基礎的理解に 関 する 科 目	(中等)教 職 入 門	◎2単位	◎2単位	1	
	(中等)教 育 の 原 理	◎2単位	◎2単位	2～4	
	(中等)発 達 と 学 習	◎2単位	◎2単位	2～4	
	(中等)教 育 と 社 会	◎2単位	◎2単位	3～4	
	特別の支援を必要とする子どもの理解	◎1単位	◎1単位	2～3	
	教 育 課 程 論	◎1単位	◎1単位	3	
道徳、総合的な学習の 時間等の指導法及び生 徒指導、教育相談等 に 関 する 科 目	教 育 の 方 法 ・ 技 術	◎2単位	◎2単位	3	
	道 徳 指 導 論		◎2単位	2～3	
	総合的な学習の指導法・特別活動論	◎2単位	◎2単位	3	
	生 徒 指 導 ・ 進 路 指 導	◎2単位	◎2単位	3	
	教 育 相 談	◎2単位	◎2単位	3	
教育実践に関する科目	教育実習事前・事後指導	◎1単位	◎1単位	3～4	
	教 育 実 習 Ⅱ	2単位	◎2単位	4	
	教 育 実 習 Ⅲ	◎2単位	◎2単位	4	
	教 職 実 践 演 習（中・高）	◎2単位	◎2単位	3	

※ ◎印は必修科目

※ 上記以外に、中学校免許状授与には、介護等体験（社会福祉施設5日間、盲・聾・養護学校2日間）が必要です。

教員免許状取得に関する「教科に関する専門的事項に関する科目」一覧

(注) 授業科目の左の○印は、教員免許状を取得する場合の必修科目を表している。「履修方法」の欄に記されているのは、他学科の開講科目を履修する場合や、科目の内容についておよその枠組みがある場合についてである。

社 会 学 科		免 許 状 の 種 類		
		中一種免（社会）		
免許法施行規則に定める科目区分				
科 目	開 設 授 業 科 目	単位数	履 修 方 法	
日 本 史 ・ 外 国 史	○歴 史 学 概 論	2		
	○日 本 史 概 論	2		
	○外 国 史 概 論	2		
	日 本 中 世 社 会 史	2		
	日 本 中 世 文 化 史	2		
	日 本 近 世 社 会 史	2		
	日 本 近 世 地 域 史	2		
	考 古 学 概 論	2		
	考 古 学 概 説	2		
	農 耕 文 化 論	2		
	農 耕 社 会 論	2		
	先 史 文 化 論	2		
	先 史 社 会 論	2		
	ア ジ ア 史 概 説	2		
	ア ジ ア 文 明 史 I	2		
	ア ジ ア 文 明 史 II	2		
	ア ジ ア 社 会 史 I	2		
	ア ジ ア 社 会 史 II	2		
	西 洋 史 概 説	2		
	ヨ ロ ッ パ 文 明 史 I	2		
	ヨ ロ ッ パ 文 明 史 II	2		
	西 洋 社 会 史 I	2		
	西 洋 社 会 史 II	2		
地 理 学 （地誌を含む。）	○人 文 地 理 学	2		
	○自 然 地 理 学	2		
	○地 誌 学	2		
「 法 律 学 、 政 治 学 」	憲 法 総 論 ・ 統 治 機 構	2	法 学 科 法 学 科 学部共通専門科目	
	憲 法 学 入 門	2		
	○政 治 学 概 論	2		
「 社 会 学 、 経 済 学 」	○社 会 学 概 論	2		
	○文 化 人 類 学 概 論	2		
	地 域 社 会 と 福 祉	2		
	地 域 社 会 学	2		
	自 己 と 関 係 の 社 会 学	2		
	教 育 現 象 の 社 会 学	2		
	環 境 共 生 と 地 域 の 社 会 学	2		
	仕 事 の 社 会 学	2		
	家 族 と ジェンダーの社会学	2		
	グ ローバル化の社会学	2		
	地 域 社 会 論 I	2		
	地 域 社 会 論 II	2		
	現 代 文 化 論 I	2		
	現 代 文 化 論 II	2		
	民 族 文 化 論 I	2		

免許法施行規則に定める科目区分			
科 目	開 設 授 業 科 目	単位数	履 修 方 法
	民 族 文 化 論 II	2	
「哲 学、 倫 理 学、 宗 教 学」	○人 間 学 概 論	2	
	西 洋 思 想 史	2	
	○哲 学 概 論	2	
	日 本 宗 教 思 想	2	
	日 本 思 想 概 説	2	
	倫 理 学 基 礎 論	2	

社 会 学 科		免 許 状 の 種 類			
		高一種免（地理歴史）			
免許法施行規則に定める科目区分					
科 目		開 設 授 業 科 目		単位数	履 修 方 法
日 本 史	○歴 史 学 概 論	2			
	○日 本 史 概 論	2			
	日 本 史 説 明	2			
	日 本 中 世 社 会 史	2			
	日 本 中 世 社 会 史	2			
	日 本 近 世 社 会 史	2			
	日 本 近 世 社 会 史	2			
	考 古 学 概 論	2			
	考 古 学 説 明	2			
	農 耕 文 化 論	2			
	農 耕 社 会 論	2			
	先 史 社 会 論	2			
外 国 史	○外 国 史 概 論	2			
	ア ジ ア 史 説 明	2			
	ア ジ ア 文 明 史	2			
	ア ジ ア 文 明 史	2			
	ア ジ ア 社 会 史	2			
	ア ジ ア 社 会 史	2			
	西 洋 史 概 説	2			
	ヨ ム ム パ 文 明 史	2			
	ヨ ム ム パ 文 明 史	2			
	西 洋 社 会 史	2			
人 文 地 理 学 ・ 自 然 地 理 学	○人 文 地 理 学	2			
	○自 然 地 理 学	2			
地 誌	○地 誌 学	2			

社 会 学 科	免 許 状 の 種 類			
	高一種免（公民）			
免許法施行規則に定める科目区分				
科 目	開 設 授 業 科 目	単位数	履 修 方 法	
「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む）」	憲 法 総 論 ・ 統 治 機 構	2	法 学 科 法 学 科 学部共通専門科目 法 学 科 法 学 科	
	法 学 入 門	2		
	○政 治 学 概 論	2		
	○国 際 法	4		
	○国 際 政 治	4		
「社会学、経済学（国際政治を含む。）」	○社 会 学 概 論	2		
	○文 化 人 類 学 概 論	2		
	地 域 社 会 と 福 祉	2		
	地 域 社 会 学	2		
	自 己 と 関 係 の 社 会 学	2		
	教 育 現 象 の 社 会 学	2		
	環 境 共 生 と 地 域 の 社 会 学	2		
	仕 事 の 社 会 学	2		
	家 族 と ジェンダーの社会学	2		
	グ ローバル化の社会学	2		
	地 域 社 会 論 I	2		
	地 域 社 会 論 II	2		
	現 代 文 化 論 I	2		
	現 代 文 化 論 II	2		
	民 族 文 化 論 I	2		
	民 族 文 化 論 II	2		
「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	○人 間 学 概 論	2		
	西 洋 思 想 史	2		
	○哲 学 概 論	2		
	日 本 宗 教 思 想	2		
	日 本 思 想 概 説	2		
	倫 理 学 基 礎 論	2		
	○心 理 学 概 論	2		
	社 会 心 理 学 概 論	2		
	社 会 ・ 集 団 ・ 家 族 心 理 学	2		
	発 達 心 理 学	2		
	心 理 的 ア セ ス メ ン ト	2		
	感 情 ・ 人 格 心 理 学	2		
	臨 床 心 理 学 概 論	2		
	心 理 学 的 支 援 法	2		
	精 神 疾 患 と そ の 治 療	2		

言語文化学科 (国語コース)		免許状の種類			
		中一種免 (国語) 高一種免 (国語)			
免許法施行規則に定める科目区分					
科	目	開設授業科目	単位数	履修方法	
国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	○日本語学概論Ⅰ	2	音声言語及び文章表現を含む。		
	○日本語学概論Ⅱ	2			
	日本語文化各論Ⅳ	2	音声学 国文学 国語史		
	日本語文化基礎講読Ⅴ	2			
	日本語文化基礎講読Ⅵ	2			
	日本語学演習Ⅰ	2			
	日本語学演習Ⅱ	2			
国文学（国文学史を含む。）	○日本文学概論Ⅰ	2	国文学史を含む。		
	○日本文学概論Ⅱ	2			
	日本文学史Ⅰ	2			
	日本文学史Ⅱ	2			
	日本文学史Ⅲ	2	日本の古典文学 日本の近代文学 日本の文学と思想 日本の文学と文化 名作解釈の理論 古典文学読解 近代文学読解 古典文学の解釈と鑑賞 近代文学の解釈と鑑賞		
	日本文学史Ⅳ	2			
	日本語文化各論Ⅰ	2			
	日本語文化各論Ⅱ	2			
	日本語文化各論Ⅲ	2			
	日本語文化各論Ⅴ	2			
	日本語文化各論Ⅵ	2			
	日本語文化基礎講読Ⅰ	2			
	日本語文化基礎講読Ⅱ	2			
	日本語文化基礎講読Ⅲ	2			
	日本語文化基礎講読Ⅳ	2			
	日本文学講読Ⅰ	2			
	日本文学講読Ⅱ	2			
	日本文学講読Ⅲ	2			
	日本文学講読Ⅳ	2			
	日本語文化基礎演習	2		名作解釈の実践	
	日本文学演習Ⅰ	2			
	日本文学演習Ⅱ	2			
	日本文学演習Ⅲ	2			
	日本文学演習Ⅳ	2			
	地域社会と文学文化	2			
	漢文学	○中国文学概論Ⅰ	2		漢文学を含む
		中国文学史Ⅰ	2		
		中国言語文化講読Ⅳ	2		
		中国言語文化基礎演習Ⅲ	2		
中国言語文化演習Ⅳ		2			
中国言語文化各論Ⅴ		2			
書道（書写を中心とする。）	○書道Ⅰ	2	中学校のみ		
	○書道Ⅱ	2	中学校のみ		

言語文化学科 (英語コース)		免許状の種類		
		中一種免(英語) 高一種免(英語)		
免許法施行規則に定める科目区分				
科目	開設授業科目	単位数	履修方法	
英語学	○英語学概論Ⅰ	2		
	○英語学概論Ⅱ	2		
	英語史	2		
	英語学各論Ⅰ	2		
	英語学各論Ⅱ	2		
	英語学基礎読解Ⅰ	2		
	英語学基礎読解Ⅱ	2		
英語文学	○英米文学史Ⅰ	2		
	○英米文学史Ⅱ	2		
	イギリス文学文化各論Ⅰ	2		
	アメリカ文学文化各論Ⅰ	2		
	イギリス文学文化基礎読解Ⅰ	2		
	アメリカ文学文化基礎読解Ⅰ	2		
	イギリス文学文化読解Ⅰ	2		
	アメリカ文学文化読解Ⅰ	2		
英語コミュニケーション	オーラル・イングリッシュⅠ	2		
	オーラル・イングリッシュⅡ	2		
	○英語表現法Ⅰ	2		
	○英語表現法Ⅱ	2		
	英語プレゼンテーションⅠ	2		
	英語プレゼンテーションⅡ	2		
	アカデミックライティングⅠ	2		
	アカデミックライティングⅡ	2		
異文化理解	○英米事情	2		
	イギリス文学文化各論Ⅱ	2		
	アメリカ文学文化各論Ⅱ	2		
	イギリス文学文化基礎読解Ⅱ	2		
	アメリカ文学文化基礎読解Ⅱ	2		
	イギリス文学文化読解Ⅱ	2		
	アメリカ文学文化読解Ⅱ	2		

言語文化学科 (ドイツ語コース)		免許状の種類		
		中一種免(ドイツ語) 高一種免(ドイツ語)		
免許法施行規則に定める科目区分				
科目	開設授業科目	単位数	履修方法	
ドイツ語学	○ドイツ語学概論Ⅰ	2		
	○ドイツ語学概論Ⅱ	2		
	ドイツ語史	2		
	ドイツ言語文化各論Ⅲ	2		
	ドイツ言語文化各論Ⅳ	2		
	ドイツ言語文化基礎演習Ⅱ	2		
	ドイツ言語文化演習Ⅲ	2		
ドイツ語文学	○ドイツ文学概論Ⅰ	2		
	○ドイツ文学概論Ⅱ	2		
	ドイツ文学史Ⅰ	2		
	ドイツ文学史Ⅱ	2		
	ドイツ文学演習Ⅰ	2		
	ドイツ文学演習Ⅱ	2		
	ドイツ言語文化各論Ⅰ	2		
	ドイツ言語文化各論Ⅱ	2		
	ドイツ言語文化各論Ⅴ	2		
	ドイツ言語文化基礎演習Ⅰ	2		
	ドイツ言語文化演習Ⅰ	2		
	ドイツ言語文化演習Ⅱ	2		
ドイツ語コミュニケーション	○ドイツ語会話・作文Ⅰ	2		
	○ドイツ語会話・作文Ⅱ	2		
	ドイツ語会話・作文Ⅲ	2		
	ドイツ語会話・作文Ⅳ	2		
	ドイツ語コミュニケーションⅠ	2		
	ドイツ語コミュニケーションⅡ	2		
異文化理解	○ドイツ事情Ⅰ	2		
	○ドイツ事情Ⅱ	2		
	ドイツ事情Ⅲ	2		
	ドイツ事情Ⅳ	2		
	ドイツ言語文化各論Ⅵ	2		

法 学 科 (昼 間 コ ー ス)		免 許 状 の 種 類						
		中一種免 (社会)						
免許法施行規則に定める科目区分								
科 目		開 設 授 業 科 目			単位数	履 修 方 法		
日 本 史 ・ 外 国 史		法 制 史 I			2	社 会 学 科	社 会 学 科	社 会 学 科
		法 制 史 II			2			
		法 際 政 治 史			4			
		国 歴 史 概 論			2			
		○日 本 史 概 論			2			
		○外 国 史 概 論			2			
		○日 本 史 概 説			2			
		○外 国 史 概 説			2			
地 理 学 (地誌を含む。)		○人 文 地 理 学			2	社 会 学 科	社 会 学 科	社 会 学 科
		○自 然 地 理 学			2			
		○地 理 学			2			
「 法 律 学 、 政 治 学 」		法 学 入 門			2	社 会 学 科	社 会 学 科	社 会 学 科
		○政 治 学			2			
		○政 治 学			2			
		法 総 論 ・ 統 治 機 構			2			
		憲 法 総 論			2			
		人 民 刑 法 総 論			4			
		刑 法 法 総 論 I			2			
		刑 法 法 総 論 II			2			
		刑 法 法 総 論 I			2			
		刑 法 法 総 論 II			2			
		行 政 法 総 論			2			
		行 政 法 総 論			2			
		行 政 法 総 論			2			
		行 政 法 総 論			2			
		行 政 法 総 論			2			
		行 政 法 総 論			2			
		行 政 法 総 論			2			
		行 政 法 総 論			2			
		行 政 法 総 論			2			
		行 政 法 総 論			2			
		行 政 法 総 論			2			
		行 政 法 総 論			2			
		行 政 法 総 論			2			
		行 政 法 総 論			2			
		行 政 法 総 論			2			
		行 政 法 総 論			2			
		行 政 法 総 論			2			
		行 政 法 総 論			2			
		行 政 法 総 論			2			
		行 政 法 総 論			2			
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2					
行 政 法 総 論			2</					

免許法施行規則に定める科目区分				
科	目	開設授業科目	単位数	履修方法
「社会学、経済学」		○法社会学	2	
		○経済法	2	
		国際法各論Ⅱ	2	
		商法総則・商行為法	2	
		手形小切手法	2	
		金融商品取引法	2	
		保険法	2	
「哲学、倫理学、宗教学」		○政治思想Ⅰ	2	
		○法哲学	2	

法 学 科 (昼 間 コ ー ス)	免 許 状 の 種 類			
	高一種免（公民）			
免許法施行規則に定める科目区分				
科 目	開 設 授 業 科 目	単位数	履 修 方 法	
「 法 律 学（国際法を含む。）、 政 治 学（国際政治を含む。）」	法 学 入 門	2	国 際 政 治 を 含 む	
	○ 政 治 学 I	2		
	○ 政 治 学 II	2		
	憲 法 総 論 ・ 統 治 機 構	2		
	人 民 権 総 論	2		
	刑 法 総 論 I	4		
	刑 法 総 論 II	2		
	刑 法 各 論 I	2		
	刑 法 各 論 II	2		
	行 政 法 総 論	2		
	行 政 法 作 用 法 論	2		
	国 際 法 総 論 I	2		
	債 権 総 論 II	2		
	債 権 各 論	2		
	債 権 法 行 社 為	2		
	不 会 行 社 各 法 論	4		
	人 行 政 救 済 法	2		
	刑 事 訴 訟 法 I	2		
	刑 事 訴 訟 法 II	2		
	刑 事 政 策	2		
	国 際 法 各 論 I	2		
	親 族 ・ 各 相 続	2		
	物 権 総 論	2		
	担 保 物 権 法	2		
	民 事 訴 訟 法	4		
	労 働 保 障 法	4		
	社 会 保 障 法	4		
	行 政 学	4		
	比 較 政 治 I	2		
	比 較 政 治 II	2		
	政 治 過 程	2		
	国 際 政 治 論	4		
	国 際 関 係 論	4		
	地 方 自 治 論	2		
	日 本 政 治 外 交 史	4		
「社会学、経済学（国際経済を含む。）」	○ 法 社 会 学	2		
	○ 経 済 学	2		
	国 際 法 各 論 II	2		
	商 法 総 則 ・ 商 行 為	2		
	手 形 小 切 手 法	2		
	金 融 商 品 取 引 法	2		
「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	保 險 法	2	社 会 学 科 社 会 学 科 社 会 学 科 社 会 学 科 社 会 学 科	
	哲 学 概 論	2		
	社 会 心 理 学 概 論	2		
	社 会 心 理 学 概 論	2		
	臨 床 心 理 学 概 論	2		
	感 情 ・ 人 格 心 理 学	2		

免許法施行規則に定める科目区分				
科	目	開 設 授 業 科 目	単位数	履 修 方 法
		○政 治 思 想 I	2	
		○法 哲 学	2	

法 学 科 (夜 間 主 コ ー ス)	免 許 状 の 種 類			
	中一種免(社会)			
免許法施行規則に定める科目区分				
科 目	開 設 授 業 科 目	単位数	履 修 方 法	
日 本 史 ・ 外 国 史	法 制 史 I	2	社 会 学 科 社 会 学 科 社 会 学 科 社 会 学 科 社 会 学 科 社 会 学 科	
	法 制 史 II	2		
	法 歴 史 学 概 論	2		
	○日 本 史 概 論	2		
	○外 国 史 概 論	2		
	ア ジ ア 史 概 説	2		
	西 洋 史 概 説	2		
地 理 学 (地誌を含む。)	○人 文 地 理 学	2	社 会 学 科 社 会 学 科 社 会 学 科	
	○自 然 地 理 学	2		
	○地 誌 理 学	2		
「 法 律 学 、 政 治 学 」	法 学 入 門	2		
	憲 法 総 論 ・ 統 治 機 構	2		
	○政 治 学 I	2		
	○政 治 学 II	2		
	政 治 権 法 総 論	2		
	人 民 権 法 総 論	4		
	刑 法 総 論 I	2		
	刑 法 総 論 II	2		
	刑 法 各 論 I	2		
	刑 法 各 論 II	2		
	行 政 法 総 論	2		
	行 政 政 策 用 法 論	2		
	国 際 法 総 論	4		
	刑 事 訴 訟 法 I	2		
	刑 事 訴 訟 法 II	2		
	刑 事 政 策 I	2		
	国 際 法 各 論 I	2		
	債 権 総 論 I	2		
	債 権 総 論 II	2		
	債 権 各 論	2		
	親 族 ・ 相 続 法 論	2		
	物 権 総 論	2		
	担 保 物 権 法 論	2		
	不 法 行 為 法 論	2		
	民 事 訴 訟 法 論	4		
	会 社 法 論	4		
	労 働 法 論	4		
	社 会 保 障 法 論	4		
	国 際 政 治 法 論	4		
「 社 会 学 、 経 済 学 」	○法 社 会 学	2		
	○経 済 学	2		
	国 際 法 各 論 II	2		
	商 法 総 則 ・ 商 行 為 法	2		
	商 手 形 小 切 手 法 論	2		
	金 融 商 品 取 引 法 論	2		
「 哲 学 、 倫 理 学 、 宗 教 学 」	○政 治 思 想 I	2		
	○法 哲 学	2		

法 学 科 (夜 間 主 コ ー ス)	免 許 状 の 種 類			
	高一種免（公民）			
免許法施行規則に定める科目区分				
科 目	開 設 授 業 科 目	単位数	履 修 方 法	
「 法 律 学（国際法を含む。）、 政 治 学（国際政治を含む。）」	法 学 入 門	2	国 際 政 治 を 含 む	
	憲 法 総 論 ・ 統 治 機 構	2		
	○政 治 学 I	2		
	○政 治 学 II	2		
	人 民 権 法 総 論	2		
	刑 法 総 論 I	4		
	刑 法 総 論 II	2		
	刑 法 各 論 I	2		
	刑 法 各 論 II	2		
	行 政 法 総 論	2		
	行 政 法 作 用 法 論	2		
	国 際 法 総 論	4		
	刑 事 訴 訟 法 I	2		
	刑 事 訴 訟 法 II	2		
	刑 事 政 策	2		
	国 際 法 各 論 I	2		
	債 権 総 論 I	2		
	債 権 総 論 II	2		
	債 権 各 論	2		
	親 族 ・ 相 続 法	2		
	物 権 総 論	2		
	担 保 物 権 法	2		
	不 民 行 為 法	2		
	会 社 訴 訟 法	4		
	労 働 社 法	4		
	社 会 保 障 法	4		
	国 際 政 治 学	4		
「社会学、経済学(国際経済を含む。)」	○法 社 会 学	2		
	○経 済 学	2		
	国 際 法 各 論 II	2		
	商 法 総 則 ・ 商 行 為 法	2		
	手 形 小 切 手 法	2		
	金 融 商 品 取 引 法	2		
	保 険 法	2		
「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	哲 学 概 論	2	社 会 学 科	社 会 学 科
	社 会 心 理 学 概 論	2		
	社 会 心 理 学 概 論	2		
	臨 床 心 理 学 概 論	2		
	感 情 ・ 人 格 心 理 学	2		
	○政 治 思 想 I	2		
	○法 哲 学	2		

経 済 学 科 (昼 間 コ ー ス)	免 許 状 の 種 類			
	中一種免（社会）			
免許法施行規則に定める科目区分				
科 目	開 設 授 業 科 目	単位数	履 修 方 法	
日 本 史 ・ 外 国 史	歴 史 学 概 論	2	社 会 学 科	
	○日 本 史 概 論	2	社 会 学 科	
	○外 国 史 概 論	2	社 会 学 科	
	ア ジ ア 史 概 説	2	社 会 学 科	
	西 洋 史 概 説	2	社 会 学 科	
	日 本 経 済 史 I	2	社 会 学 科	
	日 本 経 済 史 II	2	社 会 学 科	
	経 済 学 説 史	2	社 会 学 科	
地 理 学 （地誌を含む。）	○人 文 地 理 学	2	社 会 学 科	
	○自 然 地 理 学	2	社 会 学 科	
	○地 誌 学	2	社 会 学 科	
「 法 律 学 、 政 治 学 」	○政 治 学 I	2		
	○政 治 学 II	2		
	地 域 政 策 I	2		
	地 域 政 策 II	2		
	経 済 政 策 I	2		
	経 済 政 策 II	2		
「 社 会 学 、 経 済 学 」	○ミ ク ロ 経 済 学 I	2		
	ミ ク ロ 経 済 学 II	2		
	○マ ク ロ 経 済 学 I	2		
	マ ク ロ 経 済 学 II	2		
	経 済 史	2		
	統 計 学 I	2		
	統 計 学 II	2		
	経 済 情 報 処 理	2		
	経 済 数 学 I	2		
	経 済 数 学 II	2		
	財 政 学 I	2		
	財 政 学 II	2		
	金 融 論 I	2		
	金 融 論 II	2		
	経 済 学 I	2		
	経 済 学 II	2		
	マ ク ロ 経 済 学 I	2		
	マ ク ロ 経 済 学 II	2		
	国 際 経 済 学 I	2		
	国 際 経 済 学 II	2		
	国 際 経 済 学 統 計	2		
	社 会 統 計 学	2		
	情 報 経 済 学 I	2		
	情 報 経 済 学 II	2		
	数 量 経 済 分 析 I	2		
	数 量 経 済 分 析 II	2		
	計 量 経 済 学 I	2		
	計 量 経 済 学 II	2		
	空 間 経 済 学 I	2		
	空 間 経 済 学 II	2		
	地 方 財 政 学	2		

免許法施行規則に定める科目区分				
科	目	開設授業科目	単位数	履修方法
		地方財政論Ⅱ	2	
		国際金融論	2	
		社会経済論Ⅰ	2	
		社会経済論Ⅱ	2	
		都市政策	2	
		社会保障論Ⅰ	2	
		社会保障論Ⅱ	2	
	○日本	経済論	2	
	世界	経済論Ⅰ	2	
	世界	経済論Ⅱ	2	
	世界	経済論Ⅲ	2	
	アジア	経済論Ⅰ	2	
	アジア	経済論Ⅱ	2	
	アジア	経済論Ⅲ	2	
	社会科学情報処理		2	
	環境政策		2	
	スポーツマーケティング論		2	
「哲学、倫理学、宗教学」	○企業倫理学		2	

経 済 学 科 (昼 間 コ ー ス)	免 許 状 の 種 類				
	高一種免（公民）				
免許法施行規則に定める科目区分					
科 目	開 設 授 業 科 目	単位数	履 修 方 法		
「 法 律 学（国際法を含む。）、 政 治 学（国際政治を含む。）」	○政 治 学 I	2			
	○政 治 学 II	2			
	○地 域 政 策 I	2			
	地 域 政 策 II	2			
	○経 済 政 策 I	2			
	経 済 政 策 II	2			
「社会学、経済学（国際経済を含む。）」	ミ ク ロ 経 済 学 I	2			
	ミ ク ロ 経 済 学 II	2			
	マ ク ロ 経 済 学 I	2			
	マ ク ロ 経 済 学 II	2			
	経 統 史	2			
	統 計 学 I	2			
	統 計 学 II	2			
	経 済 情 報 処 理	2			
	経 済 数 学 I	2			
	経 済 数 学 II	2			
	財 政 学 I	2			
	財 政 学 II	2			
	金 融 論 I	2			
	金 融 論 II	2			
	経 営 学 I	2			
	経 営 学 II	2			
	経 営 情 報 論	2			
	マ ー ケ テ ィ ン グ I	2			
	マ ー ケ テ ィ ン グ II	2			
	国 際 経 済 学 I	2			
	国 際 経 済 学 II	2			
	国 際 経 済 統 計 学 I	2			
	国 際 経 済 統 計 学 II	2			
	社 会 経 済 学 I	2			
	社 会 経 済 学 II	2			
	情 報 経 済 学 I	2			
	情 報 経 済 学 II	2			
	数 量 経 済 分 析 I	2			
	数 量 経 済 分 析 II	2			
	計 量 経 済 学 I	2			
	計 量 経 済 学 II	2			
	空 間 経 済 学 I	2			
	空 間 経 済 学 II	2			
	地 方 財 政 論 I	2			
	地 方 財 政 論 II	2			
	国 際 金 融 論	2			
	社 会 経 済 論 I	2			
	社 会 経 済 論 II	2			
	社 会 市 政 策	2			
	社 会 保 障 論 I	2			
	社 会 保 障 論 II	2			
	○日 本 経 済 論	2			
	世 界 経 済 論 I	2			
	世 界 経 済 論 II	2			
	世 界 経 済 論 III	2			
	ア ジ ア 経 済 論 I	2			

免許法施行規則に定める科目区分				
科	目	開設授業科目	単位数	履修方法
		アジア経済論Ⅱ	2	
		アジア経済論Ⅲ	2	
		社会科学情報処理	2	
		環境政策	2	
		スポーツマーケティング論	2	
「哲学、倫理学、宗教学、心理学」		哲学概論	2	社会科学学科
		社会心理学概論	2	社会科学学科
		発達心理学	2	社会科学学科
		臨床心理学概論	2	社会科学学科
		感情・人格心理学	2	社会科学
	○企業倫理学		2	

経 済 学 科 (夜 間 主 コ ー ス)	免 許 状 の 種 類			
	中一種免（社会）			
免許法施行規則に定める科目区分				
科 目	開 設 授 業 科 目	単位数	履 修 方 法	
日 本 史 ・ 外 国 史	歴 史 学 概 論	2	社 会 学 科	
	○日 本 史 概 論	2	社 会 学 科	
	○外 国 史 概 論	2	社 会 学 科	
	ア ジ ア 史 概 説	2	社 会 学 科	
	西 洋 史 概 説	2	社 会 学 科	
	日 本 経 済 史 I	2	社 会 学 科	
	日 本 経 済 史 II	2	社 会 学 科	
	経 済 学 説	2	社 会 学 科	
地 理 学 （地誌を含む。）	○人 文 地 理 学	2	社 会 学 科	
	○自 然 地 理 学	2	社 会 学 科	
	○地 誌 学	2	社 会 学 科	
「 法 律 学 、 政 治 学 」	○政 治 学 I	2		
	○政 治 学 II	2		
	○政 経 政 策 I	2		
	○政 経 政 策 II	2		
「 社 会 学 、 経 済 学 」	ミ ク ロ 経 済 学 I	2		
	ミ ク ロ 経 済 学 II	2		
	マ ク ロ 経 済 学 I	2		
	マ ク ロ 経 済 学 II	2		
	○経 済 理 論 入 門	2		
	○現 代 経 済 入 門	2		
	統 計 学 I	2		
	統 計 学 II	2		
	財 政 学 I	2		
	財 政 学 II	2		
	金 融 論 I	2		
	金 融 論 II	2		
	経 済 営 業 学 I	2		
	経 済 営 業 学 II	2		
	経 営 情 報 学 I	2		
	国 際 経 済 学 I	2		
	国 際 経 済 学 II	2		
	国 情 報 学 計 算	2		
	社 会 統 計 学	2		
	計 量 経 済 学 I	2		
	計 量 経 済 学 II	2		
	空 間 経 済 学 I	2		
	空 間 経 済 学 II	2		
	地 方 財 政 論 I	2		
	地 方 財 政 論 II	2		
	社 会 保 障 論 I	2		
	社 会 保 障 論 II	2		
	日 本 経 済 論	2		
	世 界 経 済 論 I	2		
	世 界 経 済 論 II	2		
	ア ジ ア 経 済 論 I	2		
	ア ジ ア 経 済 論 II	2		
「 哲 学 、 倫 理 学 、 宗 教 学 」	○企 業 倫 理 学	2		

経 済 学 科 (夜 間 主 コ ー ス)	免 許 状 の 種 類			
	高一種免（公民）			
免許法施行規則に定める科目区分				
科 目	開 設 授 業 科 目	単位数	履 修 方 法	
「 法 律 学（国際法を含む。）、 政 治 学（国際政治を含む。）」	○政 治 学 I	2	国 際 政 治 を 含 む	
	○政 治 学 II	2		
	○経 済 政 策 I	2		
	○経 済 政 策 II	2		
「社会学、経済学（国際経済を含む。）」	ミ ク ロ 経 済 学 I	2		
	ミ ク ロ 経 済 学 II	2		
	マ ク ロ 経 済 学 I	2		
	マ ク ロ 経 済 学 II	2		
	○経 済 理 論 入 門	2		
	○現 代 経 済 入 門	2		
	統 計 学 I	2		
	統 計 学 II	2		
	財 政 学 I	2		
	財 政 学 II	2		
	金 融 学 I	2		
	金 融 学 II	2		
	経 営 学 I	2		
	経 営 学 II	2		
	経 営 情 報 論	2		
	国 際 経 済 学 I	2		
	国 際 経 済 学 II	2		
	国 情 報 経 済 計 学	2		
	社 会 統 計 学	2		
	計 量 経 済 学 I	2		
	計 量 経 済 学 II	2		
	空 間 経 済 学 I	2		
	空 間 経 済 学 II	2		
	地 方 財 政 論 I	2		
	地 方 財 政 論 II	2		
	社 会 保 障 論 I	2		
	社 会 保 障 論 II	2		
	日 本 経 済 論	2		
	世 界 経 済 論 I	2		
	ア ジ ア 経 済 論 II	2		
	ア ジ ア 経 済 論 I	2		
	ア ジ ア 経 済 論 II	2		
「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	哲 学 概 論	2	社 会 学 科	
	社 会 心 理 学 概 論	2		
	社 会 心 理 学 概 論	2		
	臨 床 心 理 学 概 論	2		
	感 情 ・ 人 格 心 理 学	2		
	○企 業 倫 理 学	2		

7 学芸員資格取得に関する単位履修要領

昭和50年2月27日制定 平成3年2月6日改正
 平成9年1月23日改正（平成9年4月1日適用）
 平成15年3月10日改正 平成19年1月11日改正
 平成24年4月26日改正

1. 学芸員の職務

学芸員とは博物館法に基づく専門的職員であって、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他、これに関連する事業について、専門的事項をつかさどる者をいう。

2. 学芸員の資格

学芸員の資格を取得するためには、学士の学位を有する者で、かつ大学において所定の科目の単位を取得しなければならない。

3. 必要科目及び単位

人文社会科学部において学芸員の資格を取得しようとする場合に必要科目及び単位数は次のとおりである。なお、詳細については、講義概要を参照すること。

人文社会科学部で開講する科目及び単位数			博物館法施行規則	
科 目	単位数	備 考	科 目	単位数
生涯学習概論	2		生涯学習概論	2
博物館概論	2		博物館概論	2
博物館経営論	2		博物館経営論	2
博物館資料論Ⅰ	1		博物館資料論	2
博物館資料論Ⅱ	1			
博物館資料保存論	2		博物館資料保存論	2
博物館展示論	2		博物館展示論	2
博物館教育論	2		博物館教育論	2
博物館情報・メディア論	2		博物館情報・メディア論	2
古文書実習Ⅰa	1	※	博物館実習	3
古文書実習Ⅰb	1			
考古学実習Ⅰa	1			
考古学実習Ⅰb	1			
博物館館務実習	1			

※博物館実習について

博物館実習は、事前・事後指導を含み、古文書実習Ⅰa・Ⅰb（両方履修すること）、もしくは考古学実習Ⅰa・Ⅰb（両方履修すること）のいずれかの組み合わせで2単位と、博物館館務実習1単位をもってあてる。

※夜間主コース学生は学芸員科目を履修できない。

8 公認心理師資格取得に関する単位履修要領

平成31年2月14日制定

1. 公認心理師資格を取得するためには、次のいずれかの方法により公認心理師試験（国家試験）の受験資格を取得し、当該試験に合格しなければならない。

- ① 大学において心理学その他の公認心理師となるために必要な科目を修めて卒業し、かつ、大学院において心理学その他の公認心理師となるために必要な科目を修めてその課程を修了する
- ② 大学において心理学その他の公認心理師となるために必要な科目を修めて卒業し、文部科学省・厚生労働省が審査・認定するプログラムにのっとり業務が実施されている施設において心理に関する支援の業務に2年間以上従事する
- ③ 上記の条件を満たす者と同等以上の知識及び技能を有すると認定された者

2. 静岡大学人文社会科学部での、「大学における心理学その他の公認心理師となるために必要な科目」は下表のとおりであり、全ての科目を修得しなければならない。

公認心理師法施行規則第一条	人文社会科学部での科目	履修年次	備考
公認心理師の職責	公認心理師の職責	2	
心理学概論	心理学概論	1	
臨床心理学概論	臨床心理学概論	1	
心理学研究法	心理学研究法Ⅰ	2	
	心理学研究法Ⅱ	3	
	心理学研究法Ⅲ	3	
心理学統計法	統計・データ解析Ⅰ（心理学統計法Ⅰ）	1	
	統計・データ解析Ⅱ（心理学統計法Ⅱ）	2	
心理学実験	心理学実験	2	
知覚・認知心理学	知覚・認知心理学	2～3	
学習・言語心理学	学習・言語心理学	2～3	
感情・人格心理学	感情・人格心理学	2～3	
神経・生理心理学	神経・生理心理学	2～3	
社会・集団・家族心理学	社会・集団・家族心理学	2～3	
発達心理学	発達心理学	2～3	
障害者・障害児心理学	異常心理学（障害者・障害児心理学Ⅰ）	2～3	
	障害児心理学（障害者・障害児心理学Ⅱ）	2～3	
心理的アセスメント	心理的アセスメント	2～3	
心理学的支援法	心理学的支援法	2～3	

公認心理師法施行規則第一条	人文社会科学部での科目	履 修 年 次	備 考
健 康 ・ 医 療 心 理 学	健 康 ・ 医 療 心 理 学	2 ～ 3	
福 祉 心 理 学	発 達 臨 床 心 理 学 (福 祉 心 理 学 I)	2 ～ 3	
	障 害 ・ 福 祉 心 理 学 (福 祉 心 理 学 II)	2 ～ 3	
教 育 ・ 学 校 心 理 学	教 育 ・ 学 校 心 理 学	2 ～ 3	
司 法 ・ 犯 罪 心 理 学	司 法 ・ 犯 罪 心 理 学	2 ～ 3	
産 業 ・ 組 織 心 理 学	産 業 ・ 組 織 心 理 学	2 ～ 3	
人体の構造と機能及び疾病	人体の構造と機能及び疾病	2 ～ 3	学際科目 (全学教育科目)
精 神 疾 患 と そ の 治 療	精 神 疾 患 と そ の 治 療	2 ～ 3	
関 係 行 政 論	関 係 行 政 論	2	
心 理 演 習	心 理 演 習 ※	3	
心 理 実 習 (実習の時間が八十時間以上の ものに限る。)	心 理 実 習 ※	4	

※ 「心理演習」「心理実習」の履修については「心理学概論」「臨床心理学概論」「心理学研究法Ⅰ」「心理学実験」「公認心理師の職責」「関係行政論」の6科目の単位取得を要件とする。なお、希望者が10名を越えた場合は、上記の要件科目の成績により選抜を行う。

3. 「大学院における心理学その他の公認心理師となるために必要な科目」について等、その他詳細については、公認心理師法及び公認心理師法施行規則を参照すること。

参照：厚生労働省HP「公認心理師」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000116049.html>

9 「海外研修Ⅰ」「海外研修Ⅱ」「海外研修Ⅲ」「海外研修Ⅳ」「海外研修Ⅴ」の単位認定に関する要項

平成30年1月11日制定

令和2年3月3日改正

(趣旨)

1. この要項は、国際連携推進委員会および教務委員会が、人文社会科学部学部共通専門科目「海外研修Ⅰ」「海外研修Ⅱ」「海外研修Ⅲ」「海外研修Ⅳ」「海外研修Ⅴ」(以下、科目全体をさす場合には、「海外研修」とする)の単位の認定について定めたものである。

(科目の定義)

2. 「海外研修」とは、人文社会科学部の学生が、海外において修める教育プログラムのうち、以下に掲げる基準に従い国際連携推進委員会の議を経て教務委員会が認めるものをいう。

(教育プログラムの学修時間)

3. 「海外研修」として認める教育プログラムの学修時間については、次の時間を標準とする。なお、時間数の数え方は静岡大学の授業時間数算定方法により、

45分以上の授業・研修をもって1時間に換算することができる。

① 「海外研修Ⅰ」および「海外研修Ⅱ」は、各30時間以上

② 「海外研修Ⅲ」および「海外研修Ⅳ」は、各60時間以上

③ 「海外研修Ⅴ」は、120時間以上

(教育プログラムの実施主体等)

4. 「海外研修」として認める教育プログラムは、次の条件のいずれかに該当するものでなければならない。

① 大学等の教育・研究機関または民間語学学校が実施するもの。ただし、後者の場合には、教育内容等を適切と確認できる資料等の提出を要する。

② 教育・研究機関等に所属する教育関係者が主催または引率するもの。

(2) NPO・NGO・宗教団体等が主催する海外ボランティア活動や海外インターンシップなどは、原則として、当該プログラムには含めない。

(科目の該当性判断)

5. 教育プログラムの「海外研修」該当性の審査を行うため、単位の認定を申請しようとする者は、原則として、出発の2ヶ月前までに、所定の計画書ならびに実施主体等および教育プログラムの内容を確認できる資料を、学務係に提出しなければならない。なお、学生個人による申請の場合、提出前に、計画書に記載する「研修課題」および「研修内容」について指導教員の承認を得、指導教員の署名・捺印のあるものを提出するものとする。

(2) 教育プログラムの「海外研修」該当性の審査は、提出された計画書等に基づき、国際連携推進委員会が行い、教務委員会で確認するものとする。

(3) 科目該当性の審査の結果は、原則として、出発の1ヶ月前までに申請者に通知するものとする。

(単位認定)

6. 「海外研修」の単位認定は、該当する教育プログラムの履修により、学部の特設科目としてふさわしい「研修課題」を達成したものとして認めることができるものにつき、国際連携推進委員会の議を経て教務委員会で行う。

(単位認定の手続きおよび提出文書)

7. 単位認定を行うため、「海外研修」に該当する教育プログラムを修了し、単位の認定を申請しようとする者は、帰国後1ヶ月以内に、次に掲げるものを、学務係に提出する。ただし、本学または本学教員が主催・引率する教育プログラムの場合は、主催者または引率者による一括申請を可能とする。

① 所定の単位認定申請書

② 修了証。ただし、修了証は、受入機関等の責任者・現地指導教員等による受講証明書や成績証明書等で代替できるものとする。

③ レポート。なお、レポートは「研修課題」達成の裏付けとして、活動内容の報告と研修課題について学んだことを含めて2000字以上で書かれたものとする。学生個人による申請の場合、事前に指導教員による確認を得ることを要する。

(2) 単位の認定は、提出された申請書等に基づき、国際連携推進委員会にて審査を行い、教務委員会がこれを確認する。

(単位認定申請に際する注意事項)

8. 卒業する学期における研修は認めない。

9. 1つの教育プログラムを、複数の「海外研修」科目で単位認定することはできない。ただし、提携校への長期留学などで、「海外研修」科目以外の科目への読み替えと合わせて行う場合については、この限りではない。

10. 静岡大学の他の科目で単位認定された教育プログラムを、当該「海外研修」で重複して単位認定することはできない。

附 則

1. この要項は、平成30年4月1日から実施し、平成30年4月申請分から適用する。ただし、平成27年度以前に入学した学生については、当該年度の規則集の別表に記載された単位のみ修得することができる。

附 則

1. この規則は、令和2年4月1日から施行する。

2. 平成31年度以前に入学した学生については、この要項による改正後の「海外研修Ⅰ」「海外研修Ⅱ」「海外研修Ⅲ」「海外研修Ⅳ」「海外研修Ⅴ」の単位認定に関する要項にかかわらず、なお従前の例による。

10 他大学等において修得した単位の認定に関する規程

(平成8年3月13日)

改正 平成9年11月19日 平成10年12月22日
平成16年4月1日規程 平成18年2月15日規程
平成28年1月20日規程第78号 平成28年12月21日規程第50号
平成31年4月26日規程第63号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人静岡大学学則（昭和24年12月21日制定。以下「学則」という。）第34条に規定する他大学等における授業科目の履修による単位の認定（以下「単位認定」という。）について必要な事項を定める。

(単位認定の対象とする他大学等)

第2条 単位認定の対象とすることができる他大学等は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 大学間（学部間を含む。）交流協定締結大学
- (2) 短期留学推進制度（派遣）実施要項（平成8年5月11日文部大臣裁定）に基づく派遣先大学
- (3) 放送大学
- (4) その他修学上支障がないと認められる大学又は短期大学

(事前届出)

第3条 単位認定を受ける目的をもって他大学等において授業科目を履修しようとする学生は、事前に指導教員に届け出るものとする。

(申請手続)

第4条 単位認定を受けようとする学生（以下「申請者」という。）は、原則として学期の始めに、他大学等において修得した単位に係る単位認定申請書（別記様式第1）に成績証明書その他必要書類を添えて、所属する学部長（地域創造学環については地域創造学環長）又は大学教育センター長（以下「学部長等」という。）を経て学長に申請するものとする。

(審査)

第5条 学部長等は、前条の申請があったときは、専門科目に相当する単位については当該学部で、教養科目に相当する単位については大学教育センターで

審査する。ただし、専門科目及び教養科目のうち、学環指定科目の単位については地域創造学環で審査することができるものとする。

(単位認定)

第6条 単位認定は、当該授業科目の関係教員（以下「関係教員」という。）の判定に基づき、専門科目に相当する単位については教授会の、教養科目に相当する単位については大学教育センター運営委員会の議を経て行う。ただし、専門科目及び教養科目のうち、学環指定科目の単位については地域創造学環運営会議の議を経て行うことができるものとする。

2 関係教員は、必要に応じ、申請者に対し試問を行い又は必要な資料の提出を求めることができる。

(申請者への通知)

第7条 学長は、単位認定の結果を、他大学等において修得した単位に係る単位認定通知書（別記様式第2）により申請者に通知するものとする。

(履修指導)

第8条 単位認定を行ったときは、指導教員及び関係教員は、学則第29条の趣旨を踏まえ、本学在学中における授業科目の履修に関し適切な指導を行うものとする。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、単位認定に関し必要な事項は、静岡大学教務委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年11月19日）

この規程は、平成9年11月19日から施行する。

附 則（平成10年12月22日）

この規則は、平成10年12月22日から施行する。

附 則（平成16年4月1日規程）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年2月15日規程）

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成17年度以前に入学した学生については、この規程による改正後の他の大学等において修得した単位の認定に関する規程の規定にかかわらず、なお従

前の例による。

附 則（平成28年1月20日規程第78号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月21日規程第50号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月26日規程第63号）

この規程は、平成31年4月26日から施行する。

11 大学以外の教育施設等における学修の単位の認定に関する規程

（平成8年3月13日）

改正	平成10年12月22日	平成13年4月11日
	平成16年2月18日規程	平成16年4月1日規程
	平成17年4月13日規程	平成18年2月15日規程
	平成28年1月20日規程第79号	平成28年6月15日規程第14号
	平成28年12月21日規程第51号	平成31年4月26日規程第64号

（趣旨）

第1条 この規程は、国立大学法人静岡大学学則（昭和24年12月21日制定。以下「学則」という。）第35条に規定する大学以外の教育施設等における学修による単位の認定（以下「単位認定」という。）について必要な事項を定める。

（単位認定の対象とする学修）

第2条 単位認定の対象とすることができる大学以外の教育施設等における学修は、次の各号に掲げるもののうち修学上支障がないと認められるものとする。

- (1) 短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修
 - (2) 大学の専攻科における学修
 - (3) 高等専門学校の課程における学修で、大学教育に相当する水準を有するもの
 - (4) 高等学校の専攻科の課程における学修で、大学教育に相当する水準を有するもの
 - (5) 専修学校の専門課程のうち修業年限が2年以上のものにおける学修で、大学教育に相当する水準を有するもの
- 2 前項に定めるもののほか、各学部（地域創造学環については地域創造学環）（以下「学部等」という。）

が必要と認めた場合は、当該学部等が別に定めるところにより、次の各号に掲げる学修の全部又は一部を単位認定の対象とすることができる。

- (1) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）別表第3備考第6号の規定により文部科学大臣の認定を受けて大学又は短期大学が行う講習又は公開講座における学修
- (2) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の5の規定により文部科学大臣の委嘱を受けて大学又は短期大学が行う社会教育主事の講習における学修
- (3) 図書館法（昭和25年法律第118号）第6条の規定により文部科学大臣の委嘱を受けて大学又は短期大学が行う司書及び司書補の講習における学修
- (4) 学校図書館法（昭和28年法律第185号）第5条第3項の規定により文部科学大臣の委嘱を受けて大学又は短期大学が行う司書教諭の講習における学修
- (5) 青少年及び成人の学習活動に係る知識・技能審査事業の認定に関する規則（平成12年文部省令第25号）又は技能審査の認定に関する規則（昭和42年文部省告示第237号）による文部科学大臣の認定

を受けた技能審査の合格に係る学修

- (6) アメリカ合衆国の営利を目的としない法人であるエデュケーション・テスト・サービスが英語の能力を判定するために実施するトフル及びトーイックにおける成果に係る学修

(事前届出)

第3条 単位認定を受ける目的をもって他の大学以外の教育施設等において学修しようとする学生は、事前に指導教員に届け出るものとする。

(申請手続)

第4条 単位認定を受けようとする学生（以下「申請者」という。）は、原則として学期の始めに、大学以外の教育施設等における学修に係る単位認定申請書（別記様式第1）に成績証明書その他必要書類を添えて、所属する学部長（地域創造学環については地域創造学環長）又は大学教育センター長（以下「学部長等」という。）を経て学長に申請するものとする。

(審査)

第5条 学部長等は、前条の申請があったときは、専門科目に相当する単位については当該学部で、教養科目に相当する単位については大学教育センターで審査する。ただし、専門科目及び教養科目のうち、学環指定科目の単位については地域創造学環で審査することができるものとする。

(単位認定)

第6条 単位認定は、当該授業科目の関係教員（以下「関係教員」という。）の判定に基づき、専門科目に相当する単位については教授会の、教養科目に相当する単位については大学教育センター運営委員会の議を経て行う。ただし、専門科目及び教養科目のうち、学環指定科目の単位については地域創造学環運営会議の議を経て行うことができるものとする。

- 2 関係教員は、必要に応じ、申請者に対し試問を行い又は必要な資料の提出を求めることができる。

(申請者への通知)

第7条 学長は、単位認定の結果を、大学以外の教育施設等における学修に係る単位認定通知書（別記様式第2）により申請者に通知するものとする。

(履修指導)

第8条 単位認定を行ったときは、指導教員及び関係教員は、学則第29条の趣旨を踏まえ、本学在学中における授業科目の履修に関し適切な指導を行うものとする。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、単位認定に必要な事項は、大学教育センターが別に定める。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成10年12月22日）

この規則は、平成10年12月22日から施行する。

附 則（平成13年4月11日）

この規則は、平成13年4月11日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則（平成16年2月18日規程）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日規程）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月13日規程）

この規程は、平成17年4月13日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成18年2月15日規程）

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

2 平成17年度以前に入学した学生については、この規程による改正後の大学以外の教育施設等における学修の単位の認定に関する規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成28年1月20日規程第79号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年6月15日規程第14号）

この規程は、平成28年6月15日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成28年12月21日規程第51号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月26日規程第64号）

この規程は、平成31年4月26日から施行する。

12 入学前の既修得単位等の単位の認定に関する規程

(平成8年3月13日)

改正	平成10年12月22日	平成13年4月11日
	平成16年2月18日規程	平成16年4月1日規程
	平成17年4月13日規程	平成18年2月15日規程
	平成28年1月20日規程第80号	平成28年4月27日規程第12号
	平成28年6月15日規程第15号	平成28年12月21日規程第52号
	平成31年4月26日規程第65号	

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人静岡大学学則（昭和24年12月21日制定。以下「学則」という。）第36条に規定する入学前の既修得単位等の認定（以下「単位認定」という。）について必要な事項を定める。

(単位認定の対象とする入学前の既修得単位等)

第2条 単位認定の対象とすることができる入学前の既修得単位等は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 学則第36条第1項の規定による大学又は短期大学（外国の大学又はこれに相当する高等教育機関を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）
- (2) 学則第36条第2項の規定による大学以外の教育施設等における学修のうち、次に掲げるもの
 - ア 短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修
 - イ 大学の専攻科における学修
 - ウ 高等専門学校の課程における学修で、大学教育に相当する水準を有するもの
 - エ 高等学校の専攻科の課程における学修で、大学教育に相当する水準を有するもの
 - オ 専修学校の専門課程のうち修業年限が2年以上のものにおける学修で、大学教育に相当する水準を有するもの

2 前項に定めるもののほか、各学部（地域創造学環については地域創造学環）（以下「学部等」という。）が必要と認めた場合は、当該学部等が別に定めるところにより、次の各号に掲げる学修の全部又は一部

を単位認定の対象とすることができる。

- (1) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）別表第3備考第6号の規定により文部科学大臣の認定を受けて大学又は短期大学が行う講習又は公開講座における学修
- (2) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の5の規定により文部科学大臣の委嘱を受けて大学又は短期大学が行う社会教育主事の講習における学修
- (3) 図書館法（昭和25年法律第118号）第6条の規定により文部科学大臣の委嘱を受けて大学又は短期大学が行う司書及び司書補の講習における学修
- (4) 学校図書館法（昭和28年法律第185号）第5条第3項の規定により文部科学大臣の委嘱を受けて大学又は短期大学が行う司書教諭の講習における学修
- (5) 青少年及び成人の学習活動に係る知識・技能審査事業の認定に関する規則（平成12年文部省令第25号）又は技能審査の認定に関する規則（昭和42年文部省告示第237号）による文部科学大臣の認定を受けた技能審査の合格に係る学修
- (6) アメリカ合衆国の営利を目的としない法人であるエデュケーション・テスト・サービスが英語の能力を判定するために実施するトフル及びトイックにおける成果に係る学修

(申請手続)

第3条 単位認定を受けようとする学生（以下「申請者」という。）は、入学した学期の始めまでに、入学前の既修得単位等に係る単位認定申請書（別記様式

第1)に成績証明書その他必要書類を添えて、所属する学部長(地域創造学環については地域創造学環長)又は大学教育センター長(以下「学部長等」という。)を経て学長に申請するものとする。

(審査)

第4条 学部長等は、前条の申請があったときは、専門科目に相当する単位については当該学部で、教養科目に相当する単位については大学教育センターで審査する。ただし、専門科目及び教養科目のうち、学環指定科目の単位については地域創造学環で審査することができるものとする。

(単位認定)

第5条 単位認定は、当該授業科目の関係教員(以下「関係教員」という。)の判定に基づき、専門科目に相当する単位については教授会の、教養科目に相当する単位については大学教育センター運営委員会の議を経て行う。ただし、専門科目及び教養科目のうち、学環指定科目の単位については地域創造学環運営会議の議を経て行うことができるものとする。

2 関係教員は、必要に応じ、申請者に対し試問を行い又は必要な資料の提出を求めることができる。

(申請者への通知)

第6条 学長は、単位認定の結果を、入学前の既修得単位等に係る単位認定通知書(別記様式第2)により申請者に通知するものとする。

(履修指導)

第7条 単位認定を行ったときは、指導教員及び関係教員は、学則第29条の趣旨を踏まえ、本学在学中における授業科目の履修に関し適切な指導を行うものとする。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、単位認定に必要な事項は、大学教育センターが別に定める。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成10年12月22日)

この規則は、平成10年12月22日から施行する。

附 則(平成13年4月11日)

この規則は、平成13年4月11日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則(平成16年2月18日規程)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年4月1日規程)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年4月13日規程)

この規程は、平成17年4月13日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則(平成18年2月15日規程)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成28年1月20日規程第80号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年4月27日規程第12号)

この規程は、平成28年4月27日から施行する。

附 則(平成28年6月15日規程第15号)

この規程は、平成28年6月15日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則(平成28年12月21日規程第52号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成31年4月26日規程第65号)

この規程は、平成31年4月26日から施行する。

13 人文社会科学部入学前既修得単位の認定基準に関する取り扱い要項

平成13年6月21日制定

静岡大学人文社会科学部規則第17条の2に基づき、入学前の既修得単位の認定基準に関する取り扱いを次のように定める。

1 入学前の既修得単位の認定は、教養科目、専門科

目併せて60単位を超えないものとする。

2 入学前の既修得単位の認定に当たっては、全学教育科目を認定したうえ、専門科目を認定する。

3 教養科目の認定については、全学教育センターが

行ない、全学教育科目規定第10条に基づく「入学前の既修得単位等の取り扱い等について」による。

4 専門科目の認定は、以下の要領で各学科において審査し、教務委員会の議を経て行う。認定科目の通知については、教授会の承認を得て行う。

- ① 演習形式の科目は認定しない。
- ② 教養科目と専門教育科目との異種科目区分間の

認定は行わない。

- ③ ①②以外の取扱については、各学科ごとの個別的認定基準に従って認定を行う。

(平成18年3月9日改正)

この要項は、平成18年4月1日から施行し、18年度入学生から適用する。

14 追試験及び再試験に関する内規

昭和42年2月9日制定

昭和47年4月1日改正

昭和53年4月1日改正

平成18年7月13日改正

平成25年3月14日改正

平成31年4月1日改正

1. 次の各項の理由で、試験を欠席した者については、追試験を行うことができる。

- (1) 病気（ただし、医師の診断書を要する）
- (2) 忌引（1・2親等に限り死亡の日より1週間以内）
- (3) 就職に関する事由（ただし、具体的に事情の具申あるもの）
- (4) その他やむを得ない事故（ただし、具体的に事情の具申あるもの）

上の事情により追試験を希望する者は、試験日より1週間以内に、所定の様式により学務係に届け出なければならない。

2. 追試験は、原則として試験日以後1か月以内に行

う。

3. 試験の不合格者に対しては、原則として再試験は行わない。ただし、特にやむを得ない事情により担当教員が再試験の必要を認める場合は、教授会の承認を得た上でこれを行うものとする。

4. 前項のただし書の場合における再試験は、次の要領によるものとする。

- (1) 再試験は、試験終了後2か月以内に行う。2か月を経過した後における再試験は、これを認めない。
- (2) 再試験の成績は、最低合格点（60点）又はそれ以下とする。

15 試験等において不正行為をした学生の取扱いに関する内規

平成23年7月14日制定

平成31年4月1日改正

第1条 この内規は、「静岡大学単位認定等に関する規定」（平成18年2月15日）第6条及び「試験等において、不正行為をした学生に対する取扱い」（平成30年10月17日教育研究評議会承認。以下「取扱い」という。）及び「静岡大学学生懲戒規定」第7条及び「試験等において不正行為をした学生の懲戒等に関する

指針」に基づき、試験等において不正行為を行った学生に対する人文社会科学部の対応・措置等に関し、必要な事項を定める。

第2条 学務係は、取扱いに定める不正行為報告書の提出があったときは、速やかに、その旨を学部長並びに学生委員長及び教務委員長に報告するとともに、

当該学生の指導教員に連絡する。

- 2 学生委員会は、前項の報告を受けたときは、速やかに、試験監督教員及び当該学生から事情を聴取の上、別紙様式による「不正行為調査書」を作成しなければならない。
- 3 学生委員会は、当該試験期間の終了後、取扱い及び「不正行為調査書」に基づき、当該学生に対する

不正行為の措置案を決定し、これを各学科に報告する。

- 4 教授会は、「不正行為調査書」に基づく懲戒案を審議し、当該学生に対する措置を決定しなければならない。

附 則

- 1 この内規は、平成31年4月1日から施行する。

16 社会学科の諸内規

16-1 社会学科進級基準に関する内規

平成22年3月5日制定

- 1 この内規は、社会学科における学生の3年次生から4年次生への進級（以下「進級」という。）の基準について、必要な事項を定める。
- 2 4年次生への進級とは、人文社会科学部規則別表第Ⅰに示す4年次生対象科目を履修できるようになることをいう。
- 3 進級は、原則として4月1日（以下「基準日」という。）をもって、可否を判定する。
- 4 進級は、次の各号に掲げる基準のすべてを満たす学生について認める。
 - (1) 基準日において在学中であり、かつ、在学期間が36月以上であること。なお、3年次編入学生の在学期間の通算については、編入学時点で24月在学したものとみなし、以降の本学在学期間を加算する。
 - (2) 基準日において、人文社会科学部規則別表第Ⅱ

に定める社会学科の卒業所要単位数（以下「卒業所要単位数」という。）のうち、総計93単位以上を修得していること。

- 5 9月卒業を希望する学生に対しては、当該学生からの事前の申請に基づき、特例として、基準日を10月1日とする10月進級の可否について判定する。なお、9月卒業については、「前学期末における卒業（9月卒業）に関する内規」に従う。

附 則

この内規は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度入学生から適用する。

附 則

この内規は、平成25年4月1日から施行し、平成22年度入学生から適用する。

16-2 社会学科卒業論文に関する内規

昭和59年11月8日制定	平成4年5月1日改正
平成10年6月11日改正	平成20年1月10日改正
平成20年7月10日改正	平成23年4月1日改正

1. 人文社会科学部規則第11条に基づき、社会学科の卒業論文（以下「論文」という。）の提出に関する規定を次のとおり定める。
2. 論文題目（以下「題目」という。）を届け出するためには、原則として卒業演習Ⅰの単位を修得済みで、かつ、卒業演習Ⅱの単位を修得済み若しくは履修中でなければならない。

なお、履修計画上、卒業演習Ⅰを後学期に、若しくは、卒業演習Ⅱを前学期に履修する必要がある場合は、指導教員の下承を得て、科目履修登録手続き期限内に、当該科目の受講を学務係に願い出なければ

ならない。

3. 題目は、指導教員の承認を得て、原則として論文を提出する学期の11月25日正午（前学期提出の場合は5月25日正午。当日が土曜日又は日曜日の場合は別に定める。）までに学務係に届け出なければならない。

なお、届け出た題目は、論文提出前であれば、指導教員の承認を得て取り下げることができる。

4. 論文提出要領は次のとおりとする。

- (1) 提出期限 1月10日正午（前学期提出の場合は7月10日正午。当日が土曜日又

は日曜祝日の場合は別に定める。)

- (2) 提出場所 人文社会科学部学務係
- (3) 提出要件 題目を届け出済みであること。なお、論文には、学務係備付の用紙に必要事項を記入し、論文表紙の裏面に添付しなければならない。

5. 論文の審査に当たっては、併せて次の要領で口述試験を行う。

- (1) 試験期間 1月下旬～2月下旬（前学期提出の場合は7月下旬～8月上旬）
- (2) 試験場所 学科所定の研究室等

6. 論文の審査は、一の論文につき、学科の複数の教

員が行い、協議により判定する。

7. 卒業要件に論文の単位のみを残して休学中の者が論文を提出する場合は、次の要領によるものとする。

- (1) 復学手続き 論文提出期限の日を含む月から復学しなければならない。なお、原則として復学する1か月前までに所定の復学手続きを行うこと。
- (2) 題目届け出の特例 復学手続きの際に、題目を届け出ることができる。

附 則

この内規は、平成23年4月1日から施行する。

17 言語文化学科の諸内規

17-1 言語文化学科卒業論文に関する内規

昭和42年2月9日制定	昭和49年10月17日改正
昭和57年3月13日改正	平成4年5月1日改正
平成16年3月18日改正	平成20年1月10日改正
平成20年7月10日改正	平成31年4月1日改正

1. 人文社会科学部規則第11条に基づき、言語文化学科の卒業論文の提出に関する規定を次のとおりとする。

2. 卒業論文を提出する者は、提出する年度の4月1日の時点で本学部3年以上（前学期末卒業の場合3年6月以上）在学していなくてはならない。

なお、3年次編入学生については、卒業論文を提出する年度の4月1日の時点で、本学部1年以上（前学期末卒業の場合1年6月以上）在学していなければならない。

3. 卒業論文提出予定者は、論文の題目を当該年度の6月中に指導教員に提出しなければならない。

4. 卒業論文の提出

(1) 提出期限 1月10日正午（前学期提出の場合、7月10日正午）（当日が土曜日または日曜祝日の場合は別に定める）

(2) 提出場所 人文社会科学部学務係

(3) 論文には所定の用紙を学務係において受領の上、必要事項を記入し、卒業論文の表紙の裏面に貼付しなくてはならない。

5. 卒業論文の審査にあたっては、次の要領で口述試験をあわせて行うものとする。

(1) 試験期日 1月下旬～2月中旬（前学期提出の場合は7月下旬～8月上旬。）

(2) 試験場所 各プログラムの指定する場所

6. 卒業論文の審査は、指導教員（主査）と、卒業論文のテーマに関連した科目を担当する教員（副査）が行うものとする。

附 則

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

2 平成30年度以前の入学者については、改正後の静岡大学人文社会科学部規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

18 経済学科の諸内規

18-1 経済学科進級基準に関する内規

平成23年1月13日制定

- この内規は、経済学科昼間コースにおける学生（ABPコースを除く）の2年次から3年次生への進級（以下「進級」という）の基準について、必要な事項を定める。
- 2年次から3年次への進級が認められる者は、在学期間を24ヶ月以上有し、進級基準表中の進級基準を満たした者とする。
- 3年次生への進級とは、人文社会科学部規則別表第Ⅰに示す3～4年次生対象科目を履修できることをいう。
ただし、進級が認められない場合でも、進級基準に満たない単位が4単位以下の場合は、10単位を限度として3～4年次生対象科目を履修することができる。（専門演習a～dおよび経済学演習Ⅰa、Ⅰb、Ⅱa、Ⅱb、卒業論文を除く。）
- 卒業については、3年次進級後に24ヶ月以上在学し、かつ進級基準表の「卒業に必要な単位数」を修得して卒業の認定が得られる。

進級基準法

科目区分 \ 学年	3 年次への進級	卒業に必要な単位数	
教 養 科 目 (履修については全学教育科目履修案内を参照)	基準単位は設定しない	28単位以上	
専 門 必 修 科 目	1) 基礎演習Ⅰ（2 単位）および基礎演習Ⅱ（2 単位）を修得していること。 2) ミクロ経済学Ⅰ（2 単位）またはマクロ経済学Ⅰ（2 単位）のいずれかを修得していること。	10単位以上	
専門選択必修科目	1、2 年次に経済学科において開講される選択必修科目 ※ 注 1 から16単位以上修得	26単位以上	64 単 位 以 上
専 門 選 択 科 目	基準単位は設定しない	38単位以上	
学部共通専門科目（A群）	基準単位は設定しない	4 単位以上	
自 由 科 目	基準単位は設定しない	18単位以上	
合 計		124単位以上	

注1) 1、2年次に開講される選択必修科目（1年次：統計学Ⅰ、日本経済論、企業経済論、簿記Ⅰ、2年次：統計学Ⅱ、ミクロ経済学Ⅱ、マクロ経済学Ⅱ、経済政策Ⅰ、財政学Ⅰ、金融論Ⅰ、社会保障論Ⅰ、経営学Ⅰ、経営学Ⅱ、簿記Ⅱ、会計学Ⅰ、経済学説史）

附 則

- 1 この内規は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年3月31日において現に在学する者については、この内規は適用せず、従前のとおりとする。

附 則

- 1 この内規は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年3月31日において現に在学する者については、この内規は適用せず、従前のとおりとする。

附 則

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成29年度以前に入学した学生については、この要領による改正後の経済学科進級基準に関する内規の規定にかかわらず、なお従前の例による。

18-2 転学部、転学科による経済学科進級基準の特例

平成23年1月13日制定

1. 3年次へ転学部、転学科した者については、3年次への進級基準を適用しない。なお、経済学演習Ⅱa、bは、4年次で履修すること。

附 則

- 1 この内規は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年3月31日において現に在学する者については、この内規は適用せず、従前のとおりとする。

18-3 経済学科卒業論文に関する内規

平成16年3月18日制定

平成22年11月18日改正

平成25年12月12日改正

1. 人文社会科学部規則第11条に基づき、経済学科の卒業論文の提出に関する規定を次のとおりとする。
2. 卒業論文とは、20,000字数以上の論文、または概ね同等の条件を満たした調査研究レポートなどの作成やプログラムなどの作成を内容とする卒業研究レポートをいう。
3. 卒業論文は、次項に定める提出時に、「経済学演習Ⅱa」または「経済学演習Ⅱb」のいずれかの単位を修得している場合に提出することができる。また、卒業論文提出予定者は、当該年度の前学期一般履修登録期間内に「卒業論文」の履修登録を行わなければならない。
4. 卒業論文の提出
 - (1) 提出期限 1月10日正午（当日が土曜日または日曜日の場合は別に定める。）
なお、前学期に卒業論文を提出する者の提出期限については別に定める。
 - (2) 提出場所 人文社会科学部学務係
 - (3) 卒業論文には所定の用紙を学務係において受領の上、これに必要事項を記入し、卒業論文または卒業研究レポートの表紙の裏面に貼付しなくてはならない。
5. 卒業論文の審査にあたっては、次の要領で口述試験を行うものとする。
 - (1) 試験期日 2月中旬まで
なお、前学期に卒業論文を提出する者の試験期日

については別に定める。

(2) 試験場所 各ゼミナールの指定する場所

6. 卒業論文の審査には、関連学科目を担当する教員がこれに加わるものとする。

7. 卒業要件に卒業論文の単位のみを残して休学中の者が卒業論文を提出する場合は、提出期限の日を含む月から復学しなければならない。

なお、原則として復学する1か月前までに所定の復学手続きを行うこと。復学手続きの際に、指導教員の下承を得て、「卒業論文」の履修登録を行うことができる。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成26年度以前に入学した学生については、本内規の規定にかかわらず、卒業要件に卒業論文の単位のみを残して休学中のものが卒業論文を提出する場合に関する規定を除き、なお従前の例による。

附 則

- 1 この内規は、平成23年4月1日から施行し、平成20年度入学者から適用する。
- 2 平成19年度以前の入学者については、改正後の静

岡大学人文社会科学部経済学科卒業論文に関する内規の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この内規は、平成24年4月1日から施行し、平成20年度入学者から適用する。ただし、平成22年度以前入学者については、「卒業演習a」および「卒業演習b」を「卒業研究a」および「卒業研究b」にそれぞれ読み替えて適用する。

- 2 平成19年度以前の入学者については、本内規の規定にかかわらず、卒業研究の題目提出に関する規定を除き、なお従前の例による。

附 則

- 1 この内規は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度以前の入学者については、本内規の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この内規は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成29年度以前の入学者については、改正後の静岡大学人文社会科学部経済学科卒業論文に関する内規の規定にかかわらず、なお従前の例による。

19 「卒業見込証明書」発行に関する基準

人文社会科学部に所属する学生は、以下の条件に該当する場合、学内に設置した証明書発行機により、「卒業見込証明書」の発行を受けることができる。

1. 休学を除く在学期間が36か月以上（3年次編入学生の場合は12か月以上）あり、かつ既修得単位数が68単位以上あること。
2. 経済学科（ABP留学生コースを除く）に在籍する場合、1の条件に加えて、3年次進級以降、休学を除く在学期間が12か月以上あること。
3. 1～2の条件に該当しない場合、人文社会科学部

教務委員会が以下の2点について審議の上で認めていること。（審議を依頼する場合、人文社会科学部学務係を通じ理由書の提出が必要である。）

- 1) 「卒業見込証明書」が必要であること。
- 2) 「卒業見込証明書」発行後一年以内に卒業が可能であるとみなされる特段の事情があること。

* 「卒業見込証明書」は、発行申請年度末卒業見込の証明を原則とするが、ABP留学生コースに在籍する場合など、9月卒業見込みの学生には、9月末卒業見込みを証明することがある。

20 転入学及び編入学に関する内規

（趣旨）

第1条 この内規は、静岡大学人文社会科学部規則第19条第2項の規定に基づき、転入学及び編入学の選抜方法等について定める。

（選抜方法）

第2条 転入学を志望する者の選考は、一般入試により行い、選抜方法は、書類選考、学力検査及び面接とする。

2 編入学を志望する者の選考は、一般入試と社会人入試により行い、選抜方法は、書類選考、学力検査及び面接とする。

（補則）

第3条 募集人員、出願手続、合格発表及び入学手続等については、教授会が決定する。

附 則

この内規は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成3年2月21日改正）

この内規は、平成3年2月21日から施行し、平成2年7月1日から適用する。

附 則（平成5年3月15日改正）～附 則（平成14年6月27日改正）

附 則（平成16年7月8日改正）

この内規は、平成16年8月1日から施行する。

附 則（平成17年7月14日改正）

1. この内規は、平成17年7月14日から施行する。
2. 法学科については、当分の間、第2条第1項および第2項の一般選抜にかかる募集をしない。

附 則（平成21年4月9日改正）

1. この内規は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年2月9日改正）

1. この内規は、平成24年4月1日から施行する。
2. 平成24年度以降の入学生に適用する学部名称及びカリキュラム適用年度については、転学部・転学科生の相当する履修年次の他の在學生と同様とする。

21 転学科等に関する内規

昭和42年2月9日制定

平成4年5月1日改正

平成6年2月24日改正

平成16年3月18日改正

平成31年4月1日改正

1. 転学科は、各学科及び教務委員会で審査の上、教授会の議を経て学部長がこれを許可する。転学科を志望する学生は、所定の期間にその理由を付して、その旨を指導教員を経て学部長に願い出るものとする。
2. 前条の審査において必要があると認めたときは、転学科試験を行う。
3. 転学科に当たり同一学年に転学科することを不当と認めたときは下級学年に転学科させることがある。

4. 転学科を志望する学生は、現在所属する学科の正規の課程を履修していなくてはならない。

附 則

この内規は、平成26年4月1日から施行し、平成24年4月1日より適用する。

附 則

1. この内規は、平成31年4月1日から施行する。
2. 平成31年4月1日において現に在学する者については、この内規は適用せず、従前のとおりとする。

22 転学部生の既修得単位の認定に関する内規

平成20年2月14日制定

1. この内規は、静岡大学人文社会科学部規則第19条第2項及び第21条の規定に基づき、転学部を許可された者（以下「転学部生」という。）単位の認定に関し、必要な事項を定める。

なお、入学前に修得した単位については、転学部の時点で「人文社会科学部入学前既修得単位の認定基準に関する取り扱い要項」を準用する。

2. 転学部生が転学部前に本学で取得した専門科目の単位は、申請に基づき、転学部生の属する学科の専門科目を履修したものとして、個別に認定することができる。

3. この内規に定める単位の認定は、学科会及び教務委員会の判定に基づき、教授会の議を経て行う。

附 則

1. この内規は平成24年4月1日から施行する。
2. 平成24年3月31日以前の転学部生については、改正後のこの内規の規定にかかわらず、なお従前の例による。
3. 平成24年4月1日の学部名称の変更については、転学部生の相当する履修年度の他の在学学生と同様に適用する。

23 転学科生の既修得単位の認定に関する内規

平成20年2月14日制定

1 この内規は、静岡大学人文社会科学部規則第19条第2項及び第21条及び転学科等に関する内規の規定に基づき、転学科を許可された者（以下「転学科生」という。）が転学科前に他の学科で修得した専門科目の単位の認定に関し、必要な事項を定める。

なお、入学前に修得した単位については、転学科の時点で「人文社会科学部入学前既修得単位の認定基準に関する取り扱い要項」を準用する。

2 転学科生が転学科前に本学で修得した専門科目の単位は、申請に基づき、転学科生の属する学科の専門科目を履修したものとして、個別に認定すること

ができる。

3 この内規に定める単位の認定は、学科会及び教務委員会の判定に基づき、教授会の議を経て行う。

附 則

1. この内規は平成24年4月1日から施行する。
2. 平成24年3月31日以前の転学科生については、改正後のこの内規の規定にかかわらず、なお従前の例による。
3. 平成24年4月1日の学部名称の変更については、転学科生の相当する履修年度の他の在校生と同様に適用する。

24 3年次編入学生の教育課程に関する内規

平成23年9月15日改正

（趣旨）

第1条 この内規は、静岡大学人文社会科学部規則（以下「人文社会科学部規則」という。）第19条第2項の規定に基づき、3年次へ編入学を許可された者（以下「編入学者」という。）の履修方法及び卒業認定等について定める。

（履修方法等）

第2条 編入学者の授業科目、単位及び履修方法等は、人文社会科学部規則に定めるところによるほか、次のとおりとする。

- (1) 編入学者が編入学前に国立大学法人静岡大学学則第44条第1項各号に掲げる他の大学等（以下「他の大学等」という。）で修得した単位のうち、本学部における教養科目の卒業所要単位数分を、本学部における教養科目の履修により修得したものとみなし、認定する。
- (2) 編入学者が編入学前に他の大学等で修得した単位のうち、本学部における自由科目の卒業所要単位数分を、本学部の自由科目の履修により修得したものとみなし、認定する。
- (3) 前2号によるほか、編入学者が編入学前に他の大学等で修得した単位のうち、14単位（法学科にあっては8単位、経済学科にあっては22単位、法学科夜間主にあつては10単位、経済学科夜間主にあっては4単位）を限度とし、編入学者の属する学科の専門科目の選択科目として、個別に認定することができる。
- (4) 経済学科にあっては、前号で定める22単位に、4単位までを、担当教員による書類審査の上、必修科目のミクロ経済学Ⅰ及びマクロ経済学Ⅰの単位を含むことができる。

（卒業認定）

第3条 編入学者の卒業認定において必要な単位は、次のとおりとする。

区 分	卒 業 に 必 要 な 単 位 数	本学において修得すべき単位数
教 養 科 目	人文社会科学部規則別表第Ⅱ卒業所要 単位数（15条関係）による	—
専 門 科 目		62～76 （社会学科・言語文化学科） 62～70 （法学科） 56～78 （経済学科） 62～72 （法学科夜間主） 62～66 （経済学科夜間主）
自 由 科 目		—
計	124	62～76 （社会学科・言語文化学科） 62～70 （法学科） 56～78 （経済学科） 62～72 （法学科夜間主） 62～66 （経済学科夜間主）

（補則）

第4条 教育職員免許状取得を希望するものは人文社会科学部規則第16条に定める科目を履修しなければならない。

ただし、編入学前の大学等で修得した科目のうち、前項に規定する科目を本学で修得したものとして、申請に基づき個別に認定を行うことができる。

第5条 この内規に定めるもののほか、必要な事項については、教授会が決定する。

附 則

- 1 この内規は、平成16年1月15日から施行し、平成14年4月1日以降編入学生から適用する。
- 2 平成13年度以前に編入学した学生については、改正後の内規の規定は適用せず、なお従前の例による。
- 3 経済学科については、第2条第2号にある12単位を10単位と読み替え、同条第3号にある15単位を17単位に読み替えるものとする。

附 則

- 1 この内規は、平成18年9月14日から施行し、平成19年4月1日以降編入学生から適用する。
- 2 平成18年度以前に編入学した学生については、改正後の内規の規定は適用せず、なお従前の例による。
- 3 経済学科については、第2条第2号にある12単位を8単位と読み替え、同条第3号にある15単位を19単位に読み替えるものとする。同条第3号による単位のうち8単位まで、担当教員による書類審査の上、必修科目のミクロ経済学Ⅰ、マクロ経済学Ⅰ、政治経済学、経済史についても含めることができるものとする。

附 則

- 1 この内規は、平成21年1月15日から施行し、平成21年4月1日以降編入学生から適用する。

附 則

- 1 この内規は、平成23年4月1日から施行し、平成25年4月1日以降編入学生から適用する。
- 2 平成25年3月31日以前の編入学生については、改正後のこの内規の規程にかかわらず、なお従前の例による。ただし、第2条第2号については、平成23年度以降編入生から適用する。
- 3 経済学科については、第2条第2号にある12単位を8単位と読み替え、同条第3号にある15単位を19単位に読み替えるものとする。同条第3号による単位のうち4単位まで、担当教員による書類審査の上、必修科目のミクロ経済学Ⅰ、マクロ経済学Ⅰについても含めることができるものとする。

附 則

- 1 この内規は、平成24年4月1日から施行し、平成24年4月1日以降の編入学者から適用する。

- 2 平成24年3月31日以前の編入学者については、改正後のこの内規の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この内規は、平成26年4月1日から施行し、平成27年4月1日以降の編入学者から適用する。
2 平成27年3月31日以前の編入学者については、改正後この内規の規定に関わらず、なお従前の例による。

25 前学期末における卒業（9月卒業）に関する内規

平成20年3月7日制定

平成20年6月12日改正

第1条 この内規は、前学期末における卒業（以下「9月卒業」という。）を希望する者が前学期末において静岡大学人文社会科学部規則第15条に規定する卒業の認定を受けるために必要な事項を定める。

第2条 前学期末（9月末）に卒業に必要な要件を満たしている者は、本内規の定めるところにより9月卒業をすることができる。

第3条 前年度末において未修得の卒業所要単位は、次の各号によって修得することができる。

- (1) 前学期に開講される科目（通年科目及び集中講義形式で開講される科目を除く。）の履修
- (2) 卒業論文を提出し、合格の評価を受ける（9月卒業のための提出、審査等の日程については別に定める。）

第4条 経済学科においては前条の規定に基づき9月卒業を希望する者が前学期において修得した科目のうち、9月卒業に必要な単位として認定できる単位数は、16単位（卒業論文等の単位数を含む。）を超えないものとする。

第5条 この規定に定めるもののほか、9月卒業に関し必要な事項は、静岡大学人文社会科学部教務委員会が別に定める。

附 則

- 1 この内規は、平成20年3月7日から施行し、平成10年4月1日以降に入学した学生から適用する。

附 則（平成20年6月12日改正）

この内規は、平成20年4月1日から施行し、平成10年4月1日以降に入学した学生から適用する。

26 静岡大学授業料等免除及び徴収猶予の取扱いに関する規則

（昭和38年4月1日制定）

改正 平成23年10月12日

目次

- 第1章 総 則（第1条・第2条）
第2章 授業料の免除（第3条—第6条）
第3章 入学料の免除（第7条—第8条）
第4章 寄宿料の免除（第9条・第10条）
第5章 授業料及び入学料の徴収猶予（第11条—第14条）
第6章 補 則（第15条—第18条）

附則

- 第1章 総則
（趣旨）
第1条 授業料、入学料及び寄宿料の免除又は授業料及び入学料の徴収猶予の取扱いについては、本学規則に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。
（適用範囲）

第2条 この規則の適用を受ける者は、学部及び大学院の学生（以下「学生」という。）並びに学部及び大学院に入学する者（聴講生、研究生等として入学する者を除く。以下「入学する者」という。）とする。

第2章 授業料の免除
（経済的理由による場合）

第3条 経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者については、本人の申請に基づき、全学学生委員会（以下「委員会」という。）の議を経て、学長は授業料を免除することができる。

2 前項に該当した免除を受けようとする者は、各期ごとの授業料の納期限以前の指定された期限までに、次の書類を、学長に提出しなければならない。

- (1) 授業料免除申請書（別紙様式(1)）
- (2) 経済的理由による納付困難な事情を認定するに足りる学生又は当該学生の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）の居住地の市町村長の証明書
- (3) その他授業料免除申請書に記載されている事項を証明する書類
 - ア 課税証明書。ただし、必要により経済状況等を証明する書類
 - イ 身体障害者がある場合は、その手帳の写し
 - ウ 長期療養者がある場合は、長期療養を確認できる診断書
 - エ その他必要な書類

3 第1項の授業料免除は、年度を2期に分けた区分によるものとし、当該期分ごとに許可する。

4 免除の額は、原則として各期分の授業料についてその全額又は半額とする。

5 授業料の免除を申請した者については、免除の許可又は不許可とするまでの間、授業料の徴収を猶予する。

（休学の場合）

第4条 学生が休学を許可された場合は、授業料の年額の12分の1に相当する額（以下「月割額」という。）に、休学する日の属する月の翌月（休学する日が月の初日にあたる場合は、その月）から復学する日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額の授業料を免除する。ただし、休学する日が授業料の当該期

の納付期限後であり、授業料の徴収を猶予されていない者又は月割分納を許可されていない者の当該期の授業料については、免除しない。

（死亡、行方不明又は除籍の場合）

第5条 死亡、行方不明又は授業料の未納を理由として学籍を除いた場合は、未納の授業料の全額を免除することができる。

（災害等の場合）

第6条 次の各号のいずれかに該当する特別な事情により授業料の納付が著しく困難であると認められる場合には、委員会の議を経て、学長は、当該事由の発生した日の属する期の翌期に納付すべき授業料を免除することができる。ただし、当該事由発生の時期が当該期の授業料の納期限以前であり、かつ、当該期分の授業料を納付していない場合においては、当該期分の授業料を免除することができる。

- (1) 授業料の各期ごとの納期限前6月以内（新入学生に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は、入学前1年以内）において、学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは当該学生の学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
- (2) 前号に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある場合

2 前項に該当し免除を受けようとする者は、各期ごとの授業料の納期限までに、次の書類を、学長に提出しなければならない。

- (1) 授業料免除申請書（別紙様式(1)）
- (2) 第3条第2項第2号及び第3号に規定する書類
- (3) 学資負担者が死亡した場合は、戸籍謄本又は死亡を証明する書類
- (4) 災害を受けた場合は、罹災証明書

3 第1項の授業料免除は、年度を2期に分けた区分によるものとし、当該期分ごとに許可する。

4 免除の額は、原則として各期分の授業料についてその全額又は半額とする。

5 授業料の免除を申請した者については、免除の許可又は不許可とするまでの間、授業料の徴収を猶予する。

第3章 入学料の免除

（経済的理由による場合）

第7条 本学の大学院に入学する者であって、経済的

理由によって入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者については、委員会の議を経て、学長は、入学料を免除することができる。

2 前項に該当し免除を受けようとする者は、入学手続終了の日までに、次の書類を、学長に提出しなければならない。

- (1) 入学料免除申請書（別紙様式(2)）
- (2) 第3条第2項第2号及び第3号に規定する書類（災害等の場合）

第7条の2 前条第1項に該当する者のほか、大学院に入学する者並びに学部に入学者であって、次の各号のいずれかに該当する特別な事情により入学料の納付が著しく困難であると認められる場合には、委員会の議を経て、学長は、入学料を免除することができる。

- (1) 入学前1年以内において、学資負担者が死亡した場合又は入学する者若しくはその学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
- (2) 前号に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある場合

2 前項に該当し免除を受けようとする者は、入学手続終了の日までに、次の書類を、学長に提出しなければならない。

- (1) 入学料免除申請書（別紙様式(2)）
- (2) 第3条第2項第2号及び第3号に規定する書類
- (3) 学資負担者が死亡した場合は、戸籍謄本又は死亡を証明する書類
- (4) 災害を受けた場合は、罹災証明書（免除の額）

第7条の3 入学料の免除の額は、原則として全額又は半額とする。
（死亡又は除籍の場合）

第8条 第13条第1項及び第4項の規定により、入学料の徴収を猶予した期間中に死亡した場合は、未納の入学料の全額を免除する。

2 第13条第5項の規定により、入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者若しくは半額免除を許可された者であって、入学料を納付すべき期間中に死亡した場合、又は納付すべき入学料を納付しないことにより学籍を除いた場合は、未納の入学料の全額を免除する。

3 前項の場合において、授業料又は寄宿料が未納である場合は、その者に係る未納の授業料又は寄宿料の全額を免除することができる。

第4章 寄宿料の免除

（死亡、行方不明又は除籍の場合）

第9条 死亡、行方不明、授業料又は寄宿料の未納を理由として学籍を除いた場合は、未納の寄宿料の全額を免除することができる。

（災害の場合）

第10条 学生又は当該学生の学資負担者が、風水害等の災害を受け、寄宿料の納付が著しく困難であると認められる場合には、委員会の議を経て、学長は、災害の発生した日の属する月の翌月から6月間の範囲内において必要と認める期間に納付すべき寄宿料の全額を免除することができる。ただし、必要と認める期間が翌年度にわたる場合の免除の許可は、年度ごとに分けて行うものとする。

2 前項に該当し免除を受けようとする者は、次の書類を、その都度学長に提出しなければならない。

- (1) 寄宿料免除申請書（別紙様式(3)）
- (2) 第3条第2項第2号及び第3号に規定する書類
- (3) 罹災証明書

第5章 授業料及び入学料の徴収猶予

（授業料の徴収猶予）

第11条 学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、本人（学生が行方不明の場合は学生に代る者）の申請に基づき、委員会の議を経て、学長は授業料の徴収を猶予することができる。

- (1) 経済的理由によって、納期限までに授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
- (2) 行方不明の場合
- (3) 学生又は当該学生の学資負担者が災害を受け、納付困難と認められる場合
- (4) その他やむを得ない事情があると認められる場合

2 前項の許可を受けようとする者は、各期ごとの授業料の納期限までに、次の書類を、学長に提出しなければならない。

- (1) 授業料徴収猶予申請書（別紙様式(4)）
- (2) 第3条第2項第2号及び第3号に規定する書類

(3) その他必要な書類

3 第1項の授業料の徴収猶予は、年度を2期に分けた区分によるものとし、当該期分ごとに許可する。ただし、その期限は当該年度を超えることはできない。

4 第1項の規定により授業料の徴収の猶予を許可している学生に対し、猶予期間満了前に退学することをその願い出により許可した場合は、月割計算により退学の翌月以降に納付すべき授業料の全額を免除することができる。

5 授業料の徴収猶予を許可し又は不許可とするまでの間は、徴収猶予の申請をした者に係る授業料の徴収を猶予する。

(授業料の月割分納)

第12条 特別の事情があると認められる場合は、第11条第1項に準じ授業料の月割分納を許可することができる。この場合の月割分納の額は、授業料年額の12分の1に相当する額とし、その納期限は毎月末日とする。

2 前項の許可を受けようとする者は、各期ごとの授業料の納期限までに、次の書類を学長に提出しなければならない。

(1) 授業料月割分納申請書(別紙様式(5))

(2) 第3条第2項第2号及び第3号に規定する書類

(3) その他必要な書類

3 第1項の月割分納の取扱いは、年度を2期に分けた区分によるものとし、当該期分ごとに許可する。

4 授業料の月割分納を許可し又は不許可とするまでの間は、月割分納の申請をした者に係る授業料の徴収を猶予する。

(入学料の徴収猶予)

第13条 本学に入学する者であって、次の各号のいずれかに該当する場合には、本人の申請に基づき、委員会の議を経て、学長は、入学料の徴収を猶予することができる。

(1) 経済的理由によって納期限までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合

(2) 入学前1年以内において、学資負担者が死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納期限までに納付が困難であると認められる場合

(3) その他やむを得ない事情があると認められる場合

2 前項の徴収猶予を受けようとする者は、入学料の納期限までに、次の書類を学長に提出しなければならない。ただし、入学料の免除を申請した者については、免除の不許可又は半額免除の許可を告知された日から起算して14日以内に徴収猶予の申請を行うことができるものとする。

(1) 入学料徴収猶予申請書(別紙様式(6))

(2) 第3条第2項第2号及び第3号に規定する書類

(3) その他必要な書類

3 第1項の徴収猶予の期間は、入学後6月以内とし、4月入学者にあつては9月末日まで、10月入学者にあつては3月末日までとする。

4 入学料の免除又は徴収猶予を許可し又は不許可とするまでの間は、免除又は徴収猶予の申請をした者に係る入学料の徴収を猶予する。

5 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者(第2項のただし書きにより徴収猶予の申請をした者を除く。)は、その告知をされた日から起算して14日以内に納付すべき入学料を納付しなければならない。

(延滞金)

第14条 徴収を猶予した入学料にかかる延滞金は、その全額を免除することができる。

第6章 補則

(許可の取消し)

第15条 授業料及び寄宿料の免除又は授業料の徴収猶予の許可決定後、許可理由が消滅した場合は、その許可を取り消すものとする。

2 入学料の徴収猶予の許可決定後、徴収猶予期間を超えて、納入すべき入学料を納入しない場合は、その許可を取り消すものとする。

(申請書の様式)

第16条 第3条、第6条、第7条、第7条の2、第10条、第11条、第12条及び第13条に規定する別紙様式については、学長が別に定める。

(成績優秀者に対する措置)

第17条 学長は、成績優秀者に対する授業料及び入学料の免除に関する措置について別に定める。

(雑則)

第18条 この規則に定めるもののほか、授業料、入学料及び寄宿料の免除及び徴収猶予に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和38年4月1日から施行する。
- 2 授業料免除ならびに減額に関する規程（昭和27年3月制定）は、廃止する。

〈以下、昭和39年4月27日から平成17年3月16日までの改正の附則省略〉

附 則（平成21年3月18日規則）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年10月12日規則第19号）

この規則は、平成23年10月12日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

27 長期にわたる教育課程の履修に関する規程

（平成16年2月18日規程第398号）

改正 平成18年2月15日規程 平成21年3月18日規程
平成27年3月18日規則第89号 平成28年1月20日規程第81号
平成28年12月21日規程第54号 平成31年4月26日規程第66号

（趣旨）

第1条 この規程は、国立大学法人静岡大学学則（昭和24年12月21日制定。以下「学則」という。）第37条及び静岡大学大学院規則（昭和39年4月27日制定。以下「規則」という。）第11条の2に規定する長期にわたる教育課程の履修（以下「長期履修」という。）について必要な事項を定める。

（申請の資格）

第2条 長期履修を申請できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 職業を有している者
- (2) その他長期履修を必要とする事由があると認められる者

（申請手続等）

第3条 長期履修を申請しようとする者は、次の各号に掲げる書類を、長期履修の許可を受けようとする学年開始の1か月前まで（入学予定者にあつては、別に定める日）に所属の学部長（地域創造学環については地域創造学環長）又は研究科長を経て学長に提出しなければならない。ただし、卒業又は課程を修了する予定の学年時における申請はできない。

- (1) 長期履修学生申請書（別紙様式1）
- (2) 理由書（別紙様式2）
- (3) 履修計画書（履修計画・研究計画）（別紙様式3）

(4) 在職証明書（在職者のみ）

(5) その他必要とする書類

（許可）

第4条 長期履修の許可等は、当該教授会（地域創造学環については地域創造学環運営会議）（以下「教授会等」という。）の意見を聴いて、学長が行う。

2 長期履修を許可した場合は、長期履修学生許可書（別紙様式4）により通知するものとする。

（授業料）

第5条 長期履修を認められた者（以下「長期履修学生」という。）の授業料は、別に定める。

（長期履修の期間）

第6条 長期履修できる期間は、1年を単位とし、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 入学者のうち、長期履修学生として認められた者については、学則第28条に定める修業年限及び規則第8条に定める標準修業年限の2倍に相当する年数を限度とする。
- (2) 在学途中から長期履修学生として認められた者の長期履修期間は、未修学年数の2倍に相当する年数を限度とする。

（長期履修学生の在学期間）

第7条 学則第4条及び第4条の2に定める学部及び地域創造学環にあつては、長期履修学生の在学期間

は、12年を超えることができない。ただし、在学途中から長期履修学生になった者は、第6条第2号の長期履修期間に既在学年数及び4年を加えた年数を超えることはできない。

- 2 規則第4条第1項に定める修士課程及び教育学研究科専門職学位課程にあっては、長期履修学生の在学期間は6年を、博士課程及び法務研究科専門職学位課程にあっては、9年を超えることができない。ただし、在学途中から長期履修学生になった者は、第6条第2号の長期履修期間に、修士課程及び教育学研究科専門職学位課程にあっては既在学年数及び2年を、博士課程及び法務研究科専門職学位課程にあっては既在学年数及び3年を加えた年数を超えることはできない。

(在学期間の変更)

第8条 長期履修学生が、在学期間の延長又は短縮を希望する場合は、次の各号に掲げる書類を、許可を受けようとする学年開始の1か月前までに当該教授会等の意見を聴いて、学長に提出しなければならない。ただし、長期履修学生の在学期間の変更は1回限りとし、卒業又は課程を修了する予定の学年時における延長の申し出はできない。

- (1) 長期履修学生在学期間変更願（別紙様式5）
- (2) その他必要とする書類

(履修登録単位数の上限)

第9条 長期履修学生（学部学生に限る。）の授業科目の履修登録単位数の上限は、静岡大学における履修

科目の登録単位数の上限に関する規則（平成24年11月21日制定）の定めるところによる。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、長期履修に關し必要な事項は、静岡大学全学教務委員会及び静岡大学大学院教務・入試委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年2月15日規程）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月18日規程）

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

2 平成20年度以前に長期履修学生として認められた者については、この規程による改正後の第6条第2号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月18日規則第89号）抄

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年1月20日規程第81号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月21日規程第54号）

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 平成28年度以前に長期履修学生として認められた者については、この規程による改正後の第9条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成31年4月26日規程第66号）

この規程は、平成31年4月26日から施行する。

28 静岡大学研究生規程

(昭和33年5月17日制定)

第1条 学則第67条の規定に基づいて、この規程を定める。

第2条 研究生を志望する者は、所定の願書に、研究事項を記載し、履歴書を添えて、学部長又は附置研究所長を経て、学長に提出しなければならない。

- 2 研究生を志望する者が、現職教育のため任命権者の命により派遣される教員等であるときは、前項に定める書類のほか、当該任命権者の派遣委託書を提出

しなければならない。

第3条 研究生の入学の時期は、学年の初めとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

第4条 研究生の選考は、当該学部又は附置研究所において行う。

第5条 授業料は、国立大学法人静岡大学授業料等料金体系規則に定める額とし、在学予定期間に応じ6月分に相当する額を当該期間の当初の月に納めなけ

ればならない。ただし、在学予定期間が6月未満であるときはその期間分に相当する額とする。

第6条 研究生を志望する者は、検定料として、国立大学法人静岡大学授業料等料金体系規則に定める額を納めなければならない。

第7条 研究生の入学選考に合格した者は、入学料として国立大学法人静岡大学授業料等料金体系規則に定める額を納めなければならない。

第7条の2 現職教育のため任命権者の命により派遣される教員等については、前3条の規定にかかわらず、授業料、入学料及び検定料は徴収しない。

第8条 納付した授業料、入学料及び検定料は、いかなる事情があっても還付しない。

第9条 研究生は、途中で退学しようとするときは、その旨を学部長又は附置研究所長に願い出て、学長の許可を受けなければならない。

第10条 研究生に適しないと認めた者は、教授会の議に基づき、学部長又は附置研究所長の申請により、学長がこれを除籍する。

附 則

この規程は、昭和33年4月1日から実施する。

〈以下、昭和37年5月29日から平成3年7月17日までの改正の附則省略〉

附 則（平成16年4月1日規程）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

29 人文社会科学部研究生に関する内規

昭和42年2月9日制定

- 1 人文社会科学部研究生に関しては、静岡大学研究生規程に定めるもののほか、次の規約に従うものとする。
- 2 本学部における研究生は、その研究事項の指導教員とその専攻課程とも支障ない場合に限り、選考の上入学を許可するものとする。
- 3 本学部における研究生の入学資格は、その研究事項につき大学学部卒業者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。本学部卒業生以外の場合は、関係ある学科目の選考試験を行うことがある。
- 4 研究生を希望する者は、所定の願書に検定料（国立大学法人静岡大学授業料等料金体系規則に定める額）、卒業（見込み）証明書、成績証明書、履歴書、研究計画書を添えて提出するものとする。
- 5 研究期間は、原則としてその年度内で半期若しくは通年とする。
- 6 研究生は、担当教員の許可を得て、関係ある授業

科目を聴講することができる。ただし、単位は取得することができない。

- 7 研究生は、研究期間満了（第5項による研究期間を短縮する場合を含む。）とともに修了を希望する場合、研究成果報告書を研究期間満了の日の1月前までに人文社会科学部学務係へ提出するものとする。ただし、後学期にあっては、研究成果報告書を2月20日正午（当日が土曜日又は日曜日の場合は別に定める）までに提出するものとする。
- 8 研究生の修了認定は、研究期間中の勉学状況及び研究成果報告書の成績を考慮して、教授会がこれを行う。
- 9 他学部の研究生が本学部の授業の聴講を希望する場合は、教授会の承認を得た上で、第6項に準じ聴講を許可するものとする。

附 則（平成16年4月1日改正）

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

30 静岡大学科目等履修生規程

(平成4年3月19日制定)

第1条 国立大学法人静岡大学学則第67条の規定に基づいて、この規程を定める。

第2条 科目等履修生の入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

第3条 科目等履修生を志望する者は、入学願書に検定料及び所定の書類を添えて、学部長を経て学長に提出しなければならない。

第4条 前条の入学志望者については、別に定めるところにより選考を行う。

第5条 前条の選考結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、所定の書類を提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

第6条 授業料、入学料及び検定料の額は、国立大学法人静岡大学授業料等料金体系規則に定める額とする。

2 授業料は、その年度内の履修予定期間に応じ6月に相当する額を当該期間の当初の月に納めなければならない。ただし、在学予定期間が6月未満であるときはその期間分に相当する額とする。

3 特殊教育内地留学生及び現職教育のため任命権者

の命により派遣された教員等が併せて科目等履修生として入学する場合は授業料を徴収し、入学料及び検定料は徴収しない。

4 受託事業により科目等履修生として受け入れる者の授業料、入学料及び検定料は徴収しないことができる。

[改正・平成20年9月4日]

第7条 納付した授業料、入学料及び検定料は、いかなる事情があっても還付しない。

第8条 科目等履修生に適しないと認めた者は、教授会の議に基づき学部長の中請により、学長がこれを除籍する。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成7年10月18日)抄

この規則は、平成7年10月18日から施行し、平成7年10月1日から適用する。

附 則(平成16年4月1日規程)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成20年9月4日規程)

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

31 人文社会科学部科目等履修生に関する内規

1 人文社会科学部科目等履修生に関しては、静岡大学科目等履修生規程に定めるもののほか、次の規約に従うものとする。

2 本学部における科目等履修生は、その学科に支障がない場合、選考の上入学を許可するものとする。

3 本学部における科目等履修生として入学することのできる者は、静岡大学学則第42条の各号の一に該当する者又は、当該授業科目を履修する学力があると認めた者とする。

4 履修を希望する者は、所定の願書に検定料、履歴書、写真、健康診断書、最終学校の卒業又は修了証明書、成績証明書を添えて提出する。

5 出願の期限は別に定める。

6 履修期間は、原則としてその年度内で半期若しくは通年とする。

7 科目等履修生は、履修した科目について試験を受け単位を修得することができる。

8 人文社会科学部規則は、科目等履修生にもこれを

準用する。

附 則

この内規は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

32 静岡大学特別聴講学生規程

(昭和49年7月17日制定)

第1条 学則第67条の規定に基づき、この規程を定める。

第2条 特別聴講学生を志望する者は、所定の願書に授業科目名及び履修期間を記載し、所属する大学又は短期大学の許可書を添えて、学部長を経て学長に提出しなければならない。

第3条 特別聴講学生の入学の時期は、学期の初めとする。

第4条 特別聴講学生の授業料は、国立大学法人静岡大学授業料等料金体系規則に定める額として、在学予定期間に応じ、6月分に相当する額を当該期間の当初の月に納めなければならない。ただし、次の各号に掲げる特別聴講学生の授業料は、徴収しない。

- (1) 国立大学又は国立短期大学の学生
- (2) 大学間相互単位互換協定に基づき、授業料を不徴収とする公立の大学若しくは短期大学又は私立の大学若しくは短期大学の学生
- (3) 大学間交流協定に基づき、授業料等を不徴収とする外国人留学生

2 特別聴講学生の検定料及び入学料は、徴収しない。

第5条 納付した授業料は、いかなる事情があっても返還しない。

第6条 特別聴講学生は、履修した授業科目につき、

試験を受け、単位を修得するものとする。

附 則

この規程は、昭和49年7月17日から施行する。

附 則（昭和51年4月21日）

この規程は、昭和51年4月21日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。

附 則（平成3年7月17日）

この規程は、平成3年7月17日から施行し、平成3年7月1日から適用する。

附 則（平成4年5月20日）

この規程は、平成4年5月20日から施行する。

附 則（平成7年6月21日）

この規程は、平成7年6月21日から施行する。

附 則（平成7年10月18日）抄

この規則は、平成7年10月18日から施行し、平成7年10月1日から適用する。

附 則（平成9年3月13日）

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日規程）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年10月2日規程）

この規程は、平成18年10月2日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

33 静岡大学外国人学生規程

(昭和37年12月22日)

改正	昭和40年4月22日	昭和41年11月19日
	昭和53年1月10日	昭和58年5月25日
	平成4年3月19日	平成9年4月16日
		平成16年4月1日規程
	平成21年6月10日規程	平成21年12月2日規程
	平成22年7月21日規程	平成27年3月18日規則第89号
	平成27年10月21日規程第38号	平成28年1月20日規程第84号

第1条 国立大学法人静岡大学学則（以下「学則」という。）第68条第2項の規定に基づいて、この規程を定める。

第2条 外国人学生とは、日本の国籍を有しない者で、本学に入学を許可された者をいう。

第3条 外国人で、学部学生、研究生、科目等履修生、聴講生又は特別聴講学生として入学を志望する者（以下「入学志望者」という。）があるときは、当該学部教授会（地域創造学環については地域創造学環運営会議）（以下「教授会等」という。）の選考を経て、学長が入学を許可する。

第4条 前条の学部学生、科目等履修生、聴講生又は特別聴講学生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者
- (2) 日本において、高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者

第5条 第3条の研究生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者
- (2) 日本において、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者

第6条 入学の選考は一般入学志望者と同じ方法で行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに

該当する場合は、特別の選考を行うことができる。

- (1) 第4条第1号又は第5条第1号に該当する者で前項により難い事情があると認めた場合
- (2) その他学長が特に必要と認めた場合

第7条 前条第2項により入学を許可された学部学生については定員外とすることができる。

第8条 入学志望者は、所定の書類に所定の検定料を添え、当該学部長（地域創造学環については地域創造学環長）（以下「学部長等」という。）を経て学長に願出しなければならない。

第9条 本学に編入学及び転入学を志望する者は、第6条から第8条までに規定するところに準じて取り扱うものとするほか、特に本学所定の一般教育科目、外国語科目、保健体育科目、基礎教育科目、専門教育科目等についての学力検査を行い、既に修得した科目単位を換算して、学長は相当年次に入学を許可することができる。

第10条 本学所定の課程を履修し、又は所定の単位を修得したときは、学長は学部長等の認定により学位記、修業証書又は証明書を授与することができる。

第11条 国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文科大臣裁定）に基づく、国費外国人留学生の検定料、入学料及び授業料はこれを徴収しない。

2 大学間交流協定等に特に定めがある場合又は学長が特に必要と認める場合は、外国人学生の検定料、入学料及び授業料は徴収しない。

第12条 学部長等は、教授会等の意見を聴いて、学長の承認により外国人学生に関する細則を定めることができる。

第13条 学則中学生に関する規定並びに研究生規程、科目等履修生規程、聴講生規程及び特別聴講学生規程は、外国人学生に準用する。

附 則

この規程は、昭和37年12月22日から施行する。

附 則（昭和40年4月22日）

この規則は、昭和40年4月22日から施行し、昭和40年4月1日から適用する。

附 則（昭和41年11月19日）

この規程は、昭和41年11月19日から施行する。

附 則（昭和53年1月10日）

この規則は、昭和53年1月10日から施行する。

附 則（昭和58年5月25日）

この規程は、昭和58年5月25日から施行する。

附 則（平成4年3月19日）

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成9年4月16日）

この規則は、平成9年4月16日から施行し、平成9

年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日規程）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成21年6月10日規程）

この規程は、平成21年6月10日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成21年12月2日規程）

この規程は、平成21年12月2日から施行する。

附 則（平成22年7月21日規程）

この規程は、平成22年7月21日から施行する。

附 則（平成27年3月18日規則第89号）抄

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年10月21日規程第38号）

この規程は、平成27年10月21日から施行する。

附 則（平成28年1月20日規程第84号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

34 人文社会科学部棟管理・使用等要項

平成18年11月9日

（趣 旨）

- 1 人文社会科学部棟（共通教育L棟の管理・使用を含む）の管理・使用等については、関係規則の定めによるほか、この要項による。

（建物出入口の開錠・施錠）

- 2 建物出入口は、特別な場合を除き休日は開錠しない。
- 3 休日以外の日の建物出入口の開錠・施錠時刻は、特別な場合を除き次のとおりとする。

ただし、静岡大学学則第26条に定める春季休業、夏季休業、冬季休業期間中は、17時20分（共通教育L棟は18時00分）に施錠する。

		開 錠	施 錠	備 考
A棟	玄 関（東扉）	8：00	18：00	タイマーにより作動
	玄 関（西扉・自動扉）	8：30	18：00	
	西側自動扉	8：30	18：00	
	大講義室への通路（1階）	8：30	18：00	
	1階東南出入口	8：30	18：00	
	1階東北出入口	8：30	18：00	

		開 錠	施 錠	備 考
B棟	玄 関	8：30	18：00	
	大講義室への通路（2階）	8：30	18：00	
	学生リフレッシュスペース南出入口	8：30	18：00	
	学生リフレッシュスペース北出入口	8：30	18：00	
C棟	玄 関（自動扉）	8：00	18：00	タイマーにより作動
大 講 義 室		（使用時のみ開錠）		
共通教育L棟0階玄関・1階玄関・2階通用口		8：30	21：20	夜間主コース授業開講時の土曜日 14：00～18：00
E棟	玄 関	8：30	21：20	

（閉棟時間帯の入・退棟）

- 4 A棟玄関（西扉・自動扉）又は共通教育L棟0階玄関が施錠されている時間（以下「閉棟時間帯」という。）の入・退棟者は、A棟玄関（東扉）又はC棟玄関（自動扉）、共通教育L棟0階玄関（自動扉）又はL棟2階通用口を使用し、出入りに際して施錠を確認する。
- 5 閉棟時間帯の入棟は次のとおりとする。

人文社会科学部教職員及び法務研究科起用職員（H17.4.1以降）（以下、「人文社会科学部教職員等」という。） 大学院人文社会科学研究科の学生 大学院法務研究科の学生（H17.4.1以降）	特別の場合を除き制限しない。
人 文 社 会 科 学 部 学 生	学生委員会又は指導教員の指導による。
上 記 以 外 の 者	施設、設備の保守・管理その他のため学部長が特に認めた者並びに人文社会科学部教職員若しくは学生委員会又は指導教員の指導に基づく人文社会科学部学生が同行する者を除き入棟を認めない。

（室の使用）

- 6 人文社会科学部教職員等が次の室を使用するときは、事前に学部長の許可を得るものとする。
 - (1) 講義室、演習室を本来の目的以外に使用するとき
 - (2) 大会議室、第1小会議室、第2小会議室、応接室
- 7 人文社会科学部学生の講義室、演習室又は学生談話室の使用については、学生委員会が定める。ただし学生談話室の使用時間は閉棟時間帯以外とする。
- 8 人文社会科学部学生の社会学科・言語文化学科共同研究室の使用については、社会学科・言語文化学科が定める。
- 9 人文社会科学部学生の法経ゼミ連室の使用については、法学科・経済学科が定める。
ただし、使用時間が閉棟時間帯にかかるときは、学生談話室北側出入口から退棟するものとし、この場合、学生談話室の鍵（南側、北側各1個）を事前に教員を通じて借用し、事後速やかに教員を通じて返却する。
- 10 人文社会科学部学生が閉棟時間帯に室を使用し、A棟玄関入構用カードを必要とする場合は、事前に総務係で借用し、事後速やかに返却する。
- 11 人文社会科学部の教職員及び学生以外の使用は、規則等に基づいて学部長が認めたものに限る。
- 12 人文社会科学部教職員が、閉棟時間帯に室を使用するに当たりA棟玄関（西扉）又はB棟玄関の開錠を必要とす

る場合は、当該教職員が下記のように対応する。

(1) 開錠を守衛に依頼する。

(2) 室の使用の終了と関係者の退出を確認した後、すみやかに守衛に連絡し、施錠を依頼する。

(その他)

13 エレベーターは特別な場合を除き、常時運転する。

14 非常口（A棟東側2階～6階、C棟東側1階～4階及び北側1階）は、非常時を除き原則として開扉してはいけない。止むを得ない事情で開扉したときは速やかに閉扉する。

15 省エネルギーに心がけ、退棟（退室）時には火気の始末、消灯、窓・扉の施錠を必ず確認する。

附 則

この要項は、平成3年1月10日から施行する。

附 則（平成10年10月1日改正）

この要項は、平成10年10月1日から施行する。

附 則（平成17年2月24日改正）

この要項は、平成17年2月24日から施行する。

附 則（平成18年11月9日改正）

この要項は、平成18年11月9日から施行する。

35 人文社会科学部庁舎管理・使用等要項細目

人文社会科学部学生の社会学科・言語文化学科共同研究室の使用（社会学科・言語文化学科）

1 室の使用

- (1) 学生の使用は、平日18時までとする。ただし、事前に各専攻の教員の許可を得た場合は20時30分まで使用できる。
- (2) 退室時は必ず火気・電灯・戸締まり等点検の上施錠すること。

人文社会科学部学生の人文社会科学部B棟107室及び108室の使用（法学科）

- 1 学生の使用は、平日18時までとする。ただし、特別な場合でこれにより難しい時は顧問教員等に届け出の上許可を得て、20時30分まで使用することができる。

人文社会科学部学生の講義室、演習室、学生談話室の使用（学生委員会）

- 1 学生の使用は、学術研究等の自主的活動を目的とするもので、原則としてB棟2階、3階の講義室等

とし、平日18時までとする。

ただし、事前に学務係へ届け出をした場合は、学生談話室、B301、303を除き、平日20時30分まで使用できる。

- 2 土日曜日における講義室等の使用は、人文E棟及び土曜日授業開講時の共通L棟0階とし、使用する場合は事前に学務係へ届け出るものとする。
- 3 使用する場合は、所定の手続きを使用する日の1ヵ月前から原則として前日（閉棟日は除く）までに、学務係ですること。
- 4 講義室等使用については、以下の注意事項を遵守すること。
 - (1) 講義室等内では、喫煙、飲食をしないこと。
 - (2) 火気に充分気をつけること。
 - (3) 他の講義室等の迷惑になるような騒音を出さないこと。
 - (4) 使用後は、移動した机、椅子等を原状に復し、ゴミを残さないこと。
 - (5) 使用後は、必ず窓を閉め消灯すること。
- 5 以上の事項を守らなかった場合は、以後の使用を

認めないことがある。

人文社会科学部学生の夜間における講義室等の使用（学生委員会）

- 1 金曜日13・14時限目（19時30分～21時00分）において学生は、学術活動等の自主活動を目的とするもので、共通教育L棟、共通教育P棟、人文E棟の講義室等を使用できる。
- 2 土曜日、日曜日の使用は不可。
- 3 1項及び2項以外の人文社会科学部の行事等につ

いては、学生委員会に申請し学部長の判断で許可を得るものとする。

附 則

この細目は、平成3年1月10日から施行する。

附 則（平成10年10月1日改正）

この細目は、平成10年10月1日から施行する。

附 則（平成17年2月24日改正）

この細目は、平成17年2月24日から施行する。

附 則（平成18年11月9日改正）

この細目は、平成18年11月9日から施行する。

36 法政資料室利用規程

〈法政資料室〉

- (1) 対象 法学科・経済学科の学部生及び大学院生（以下、これを「本学科の学生」という。）
- (2) 期間 休日（土・日・祝）、春・夏・冬期休暇を除く毎日
- (3) 時間 月曜日～金曜日 9：00～16：30
（但し、12：30～13：30は貸出中止）
- (4) 方法 ①書庫に入室する際には、入室簿に所属と名前を記入すること。
②本室の資料は、閲覧室においての閲覧を原則とする。閲覧後は、所定の場所に、各自で配架する。
③コピーは原則として資料室入口に設置してあるコピー機ですること。
コピー機が込み合っている等、資料室入口のコピー機が使用できないために資料を持ち出す場合は、コピー用貸出簿に記入し、コピー終了後速やかに所定の場所に各自で配架する。

④貸出は認めない。

* 判例法令室内の判例集・加除・判例雑誌は、すべて貸出禁止

（付）研究生・科目等履修生・他学科の学生、等について

①閲覧：特に混雑している場合を除いて許可する。

②コピー：在学証明書または学生証を呈示の上持ち出しを許可する。

その他一般的注意事項

①書庫・閲覧室内での喫煙・飲食は禁止

②貴重品以外のものは、ロッカーに入れて書庫に入ること。

③他の利用者の迷惑にならぬ様、静かに利用すること。

④カウンターの上に、資料室の配置図、所蔵雑誌の目録が置いてあるので、利用して下さい。

37 経済資料室利用規程

- 1 対 象 者 経済学科・法学科の学生及び大学院生等
- 2 利 用 時 間 休日（土・日・祝）春・夏・冬期
休暇期間を除く毎日
- 3 資料室開室時間 9：00～16：30
但し、①12：30～13：30の間は、
資料室での閲覧のみ可能
②洋書庫、0階書庫、集密書庫は
閉架（終日施錠）
- 4 利 用 方 法
 - (1) 閲 覧：資料が配架されている室内で閲覧すること。
 - (2) 鍵の貸与・返却：洋書庫、0階書庫、集密書庫は閉架書庫である。利用希望者は4階資料室の係員から学生証と交換で鍵の貸与を受け、自分で開錠し責任を持って利用すること。利用後は必ず施錠のうえ、即刻鍵を返却すること。
 - (3) コ ピ ー：①コピーのために雑誌等を持ち出す場合は、それぞれの部屋に備え付けてある貸出簿に必要な事項を記入すること。
 - (4) 貸 出：貸出には指導教員の承諾が必要である。
希望者は、資料室係員に申し出て、必要な手続きをとること。
貸出期間は1週間以内とする。
- 5 その他注意事項
 - (1) 資料室・書庫内での飲食は厳禁。
 - (2) 他の利用者の迷惑にならないよう、静粛を保つこと。また、配架を乱してはならない。
 - (3) 資料室のカウンターに、資料配置図を置くので、それを参考に効率的活用を図ること。
 - (4) 経済学科・法学科以外の学生には、閲覧とコピーに限って利用を認める。係員に学生証を提示したうえで利用する。

38 静岡大学大谷地区構内交通規制要項

- （目的）
- 第1 この要項は、本学大谷地区構内（以下「構内」という。）における車両等の交通を規制し、もって構内における交通事故及び騒音の防止を図ることを目的とする。
- （定義）
- 第2 この要項で、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる
- (1) 自動車 自動二輪車を除く自動車をいう。
 - (2) 車 両 自動車、自動二輪車及び原動機付自転車をいう。
 - (3) 二輪車 自動二輪車、原動機付自転車及び自転車をいう。
- （車両乗り入れ規制区域の設定）
- 第3 構内に、別図1のとおり車両乗り入れ規制区域（以下「規制区域」という。）を設ける。
- （規制区域への乗り入れ）
- 第4 規制区域への車両の乗り入れは、次の各号に定

めるものを除くほか、これを禁止する。

- (1) 本学の公用車両
- (2) 本学職員の通勤用の車両で、第5第1項の規定に基づき、本学が規制区域内の駐車場への駐車を許可した車両
- (3) 本学学生（人文社会科学部法学科及び経済学科の夜間主コースの学生を除く。以下同じ。）の通学用の自動車で、第5第2項の規定に基づき、本学が規制区域内の駐車場への駐車を許可した自動車
- (4) 人文社会科学部法学科及び経済学科の夜間主コースの学生の通学用の車両
- (5) 生活協同組合職員及び大学会館に勤務する委託業者従業員の通勤用の車両
- (6) 緊急自動車・バス・タクシー・郵便集配車等の車両
- (7) 生活協同組合及び大学会館関係車両その他本学が特に許可した車両

（規制区域内駐車場への駐車の許可）

第5 本学職員に対する規制区域内の駐車場への駐車の許可は、片道の通勤距離が2km以上である者で通勤手段が車両による届出がされている者のほか、次の各号の一に該当する者のうちから、当該職員の申請に基づき、これを許可する。

- (1) 身体的な理由等の特別の事由がある者
- (2) その他病院への通院等のため日を限って車両で通勤する必要がある者

2 本学学生に対する規制区域内の駐車場への駐車の許可は、次の各号の一に該当する者のうちから、当該学生の申請に基づき、これを許可する。

- (1) 身体的な理由等の特別の事由がある者
- (2) その他病院への通院等のため日を限って自動車で通学する必要がある者

（手続及び許可期間）

第6 第5の規定により駐車の許可を受けようとする者は、所定の様式により、当該職員又は当該学生の属する部局の担当の係に申し出なければならない。

2 第5の規定に該当して駐車の許可を受けている者が、当該許可の申請事由が消滅し、又は変更したときは、第7第1項の規定により交付した駐車許可証を添えて速やかに前項と同様の手続をしなければならない。

3 規制区域内の駐車場への駐車の許可期間は、当該許可の申請事由に応じてその都度定める。ただし、年度を越えることはできない。

4 第4第2号及び第5号の一に該当して規制区域へ乗り入れることができる車両の駐車の許可期間は、前項の規定にかかわらず、許可の日から3年以内の委員会が別に定める基準日までとする。

（駐車許可証の交付）

第7 第4各号の一に該当して規制区域へ乗り入れることができる車両については、その区分に応じた駐車許可証を交付する。ただし、第4第6号に該当する車両については、この限りでない。

2 駐車許可証は、本学が指定する箇所に標示しなければならない。

（構内駐車場及び駐車区分）

第8 構内における駐車場及びその駐車区分を別図1のとおり定める。

2 構内に乗り入れた車両及び自転車は、すべて前項に定める駐車場及びその駐車区分に従って駐車しなければならない。

（二輪車に対する駐車場の指定）

第9 規制区域外の各二輪車用駐車場についても、当該駐車場の駐車可能台数を勘案して、当該利用者に対しそれぞれ駐車場を指定することがある。

（通行に当たっての遵守事項）

第10 構内での通行に当たっては、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 時速20km以下で走行すること。
- (2) 二輪車の2人乗りをしないこと。
- (3) 自動二輪車及び原動機付自転車の運転に当たっては、ヘルメットをかぶること。
- (4) 構内での移動に当たっては、原則として車両を使用しないこと。
- (5) 駐車場以外の場所及び道路上に駐車しないこと。
- (6) 道路標識及び道路標示に従うこと。

（宿舍及び学生寮の環境保全）

第11 構内の宿舍及び学生寮の周辺については、その環境を保全するため、通勤又は通学のための車両の乗り入れ及び駐車を禁止する。

（違反者に対する措置）

第12 この要項に違反した者があったときは、駐車許

可の取消し、氏名の提示その他必要な措置を講ずることがある。
(補則)

第13 この要項の実施に当たって必要な事項は、静岡
大学大谷地区交通対策委員会が定める。

39 静岡大学学生の海外渡航時の手続に関する規則

(平成30年9月19日規則第3号)

(趣旨)

第1条 本規則は、国立大学法人静岡大学（以下「本学」という。）の学部及び大学院に在籍する学生（以下「学生」という。）の海外渡航状況を把握するため、海外渡航時に学生が行う手続に関し、必要な事項を定める。

(海外渡航計画の登録)

第2条 学生は、私事渡航の場合も含め海外へ渡航しようとするときは、本学が提供する安全に関する情報又は指針等を理解するとともに、海外渡航の計画等を所定のシステムに登録しなければならない。

(留学計画等の届出)

第3条 学生は、海外の教育機関への留学、海外研修等により海外へ渡航しようとするときは、前条に定める海外渡航計画の登録のほか、所定の手続により、外国留学等計画書を学長に届け出なければならない。

2 前項により届出を行う留学、海外研修等は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 学則第52条及び大学院規則第32条による留学

(2) 海外の語学学校、その他の教育機関での学修

(3) 海外でのインターンシップへの参加

(4) 海外でのボランティアへの参加

(5) 海外でのワーキングホリデーへの参加

(6) その他、海外の教育機関への留学又は海外研修等にあたるもの

(留学計画等の届出の例外)

第4条 前条の規定に関わらず、次の各号に該当する場合は、同条に規定する届出の手続は要しないものとする。

(1) 本学が参加者の取りまとめを行う一部の短期留学等の場合

(2) 本学の授業の一環として海外の大学等を訪問する場合

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、学生の海外渡航時の手続に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

IV 履修の手引き

1 大学生としての心がまえ

大学生活では、高校までに比べて多くの選択肢が用意されています。そのため、みずからの目的、興味、関心に合わせて、学習計画を立てなくてはなりません。卒業までの学習計画を立てるうえでは、様々なルールを確認することが重要です。ルールは、大学から提供される科目を受講する（履修登録する）ためのもの、卒業や資格を取得するための要件および手続きに関するものなど、多岐にわたります。ルールを守らなければ、卒業できない、資格が得られない、ということにもなりかねません。

高校までのホームルームのようなものはないので、自ら情報源にアクセスして必要な情報を入手しなければなりません。わからないことがあるときには、自己判断で済ませずに、指導教員、各委員の教員、担当の事務係、先輩などに相談しましょう。放っておいても誰かが教えてくれるはず、どうかしてくれるはず、という受け身の態度は通用しません。主体的に行動しましょう。

大学生活では、身近な先輩たちや友人たちが心強い仲間になることも多くあります。しかし、口コミの情報は常に正しいとは限りません。情報を取捨選択する術を身に付けることも重要です。

大学が公式に発信する情報へのアクセス：

- (1) 大学および人文社会科学部のWebサイト・学務情報システム

静岡大学：<http://www.shizuoka.ac.jp/>

人文社会科学部：<http://www.hss.shizuoka.ac.jp/>

学務情報システム：<https://gakujo.shizuoka.ac.jp/portal/>

- (2) 各種掲示板： * キャンパスマップで場所を確認しましょう。



2 静岡大学で学ぶ準備

1)「行事予定表」

重要な日程を確認しておきましょう。各学期すべての曜日で授業回数が15回になるよう、開講曜日が変則的になることがあります。行事予定表は学務情報システムおよび学部Webサイトに掲載されます。

2)『学生便覧（本冊子）』

卒業要件を含め、学生が在学中に守るべき重要な規則群がまとめられています。「その年度に発行された『学生便覧』が、その年度に入学した学生の卒業要件を規定する」のが大原則です。したがって、一年時に配布された『学生便覧』は、卒業するまで無くさないよう大切に保管し、必要に応じて参照するようにしましょう。

3) 在学期間

卒業するには、人文社会科学部に4年以上（最長で8年）の期間在学し、必要な単位を修得しなければなりません。休学期間（通算4年以内）は在学期間に含まれません。3年次編入生は3年次からの2年以上（最長で4年）の期間在学しなくてはなりません。ただし、常勤の職業を有する夜間主学生等については、長期履修制度の利用が可能な場合があり、この場合、修業年限が異なります。

3 相談したいときは…

1) 履修相談ヘルプデスク（各学期のはじめ）

各学期はじめには、各学科教務委員が履修相談に応じるヘルプデスクが開設されます。

メモ：ヘルプデスク開催時期

2) 指導教員に相談する

指導教員は大学生活全体に関わるみなさんのアドバイザーです。履修や進路、奨学金、学生生活上のトラブルなど、困ったことがあれば一人で悩まずに相談してください。特に、履修計画や各種手続きについてはまずはじめに指導教員に相談するようにしましょう。必要なときにすぐ相談できるよう、自分の指導教員の研究室と連絡先は確認しておきましょう。事前にメール等でアポイントメントを取るか、「オフィスアワー」を活用するなどしてください。指導教員は、授業または学年の進行とともに変わります。全学科とも1年前学期は「新入生セミナー」クラス担当教員が指導教員です。

メモ：今年度の指導教員の研究室と連絡先

3) 各教員のオフィスアワーを活用する。

学生が気軽に研究室を訪問できるように、教員が「原則として研究室に在室している時間帯（週に1時間以上）」を宣言しています。オフィスアワーは教員ごとに異なりますが、学内掲示板、学部ウェブサイトなどで公開されています。各教員のオフィスアワーは指導学生だけのためだけではないので、指導教員以外のオフィスアワーも積極的に活用してください。

4) 各種相談窓口を訪ねる。

- ① 学生生活課（共通教育A棟3階）：学生生活に関すること。通学定期等の申請で必要となる在学証明は、学生証の配付や学務情報システムへの登録が終わって自動発行機が使えるようになるまでの間は、こちらに申請してください。
- ② 教務課教務係（共通教育A棟2階）：教養科目（全学教育科目）に関すること。
- ③ 人文社会科学部学務係（共通教育L棟0階）：専門科目に関すること。
- ④ 学生相談室（共通教育A棟5階）：指導教員に相談しづらい悩み事を抱えた場合には、「学生相談室」を訪ねてみてください。学生生活に関するさまざまな問題（学業、人間関係、進学、就職、日常生活のトラブル、心理的なこと）に対して、カウンセラー（臨床心理士）、学部教員が相談に乗ります。詳しくは下記サイトも参考にしてください。

学生支援センター学生相談部門 ウェブサイト <http://www.scas.support.shizuoka.ac.jp>

- ⑤ 修学サポート室（共通教育A棟5階）：身体障害や発達障害があるため、又はコミュニケーションが苦手なために、大学で勉強する上で困難を感じている方は、「修学サポート室」に相談してください。それぞれの特性やニーズに合わせて、修学上必要な支援や配慮を提供するため、専任のコーディネーターが対応します。詳しくは下記サイトも参考にしてください。

修学サポート室 ウェブサイト <http://www.ossn.support.shizuoka.ac.jp/>

※共通L棟1階に「心の相談室」がありますが、学外の方向けのものです。学生は上記「学生相談室」にお越しください。

5) 各種委員に相談する。

人文社会科学部では、みなさんの大学生活を支援する各種委員会が設けられ、毎年、担当教員が配置されます。

- ① 学生委員会：学生生活全般を支援
- ② 教務委員会：授業に関わることを支援
- ③ キャリアサポート委員会：就職活動を支援

メモ：今年度の委員を確認しておこう。

		教員名	連絡先
学生委員会	委員長		
	学科委員		
教務委員会	委員長		
	学科委員		
キャリアサポート委員会	委員長		
	学科委員		

4 静岡大学で学ぶための基本用語

1) 時限とコマ

時間割表をみると、授業時間が「1・2時限（8：40～10：10）」「3・4時限（10：20～11：50）」と表記されています。これは1時限45分を2時限まとめて90分の授業をおこなうことを意味しています。殆どの授業は90分単位でおこないますので、「1・2時限」のことを「1コマ」と「3・4時限」のことを「2コマ」ということがよくあります。

※注意：夜間主の開講コマは昼間コースとは異なります。確認しておきましょう。

2) 授業教室の表記

大学では、1日同じ教室で過ごすようなことはありません。みなさんは、授業が終わるたびに次の教室に移動しなければなりません。教室は次のように時間割表で表記されます。

表 記 意 味

「人B 4 0 1」→「人文社会科学部B棟4階4 0 1教室」

「共B 4 0 1」→「共通教育B棟4階4 0 1教室」

※注意：シラバスに記載されているのは教員研究室（教員の部屋）です。教室は時間割に記載されています。

3) 講義と演習の違い

大学の授業は、その展開の方法により大きく分けて「講義」と「演習」があります（その他「実習」などもあります）。基本的に「講義」では教員が学生のみなさんに向かって話すことが中心になります（質疑応答も含みます）。「演習」では学生のみなさんがいろいろな作業を分担して教員や他の授業参加者との相互のやり取り（討論）のなかで学ぶことが中心になります。

4) 単位

講義や演習は多くの場合、90分の授業に15回出席し、授業時間外にも予習や復習など毎回180分の学習を行い、計4,050分の学習の成果として、試験またはレポートに合格すると2単位が認定されます。人文社会科学部を卒業するためには、この単位を124単位以上修得することが求められます。

詳しくは「Ⅱ 静岡大学人文社会科学部規則及び授業科目履修における関連規則」で規定されていますが、皆さんは「教養科目」を_____単位以上、「専門科目」を_____単位以上、総単位数124単位以上、修得する必要があります。

※注意：ほかに「自由科目」という区分もあります。

5) 資格等科目

※注意：詳しくは「Ⅳ 履修の手引き」の「9 資格取得に向けて」を参照してください。

- ① 教員免許状：取得に必要な授業科目に、1年次から履修可能な科目もあります。とくに以下の科目については、2年次以降に履修しようとした場合に他の科目と授業時間が重なって履修できない場合があるので、1年次から計画的な履修をするように心掛けてください。

〔昼間コース〕

- 日本国憲法（2単位） • 健康体育実技Ⅰ（1単位）* • 健康体育実技Ⅱ（1単位）*
- 健康体育演習（1単位） • 情報処理・データサイエンス演習（2単位）
- 英語コミュニケーション（2単位）* * からいずれか1科目

〔夜間主コース〕

- 憲法総論・統治機構（2単位）
- 健康体育実技（1単位）
- 健康体育演習（1単位）
- 情報処理・データサイエンス演習（2単位）
- 英語コミュニケーションA（1単位）
- 英語コミュニケーションB（1単位）

※注意：夜間主コースの学生は、「憲法総論・統治機構」の履修をもって「日本国憲法」の学習に充てます。

② 学芸員資格：「生涯学習概論」（前期／2単位）および「博物館概論」（後期／2単位）を履修しなければなりません。

③ 社会調査士資格：夏季集中で開講される「統計・データ解析Ⅰ」を履修しなければなりません。

6) 夜間主コース学生の昼間コース開講科目の履修

夜間主コースの学生は、夜間（および土曜日）に開講される科目だけでなく、法・経済両学科の昼間コースで開講される専門科目を履修し、卒業所要単位を修得することができます。ただし、いくつかの制限があります。

ここでは1年次前学期に係る重要事項を中心に説明します。詳しくは「Ⅱ 静岡大学人文社会科学部規則及び授業科目履修における関連規則」の「6 夜間主コース学生の昼間コース開講の教養科目の履修及び修得単位に関する内規」および「7 夜間主コース学生の昼間コース開講の専門科目の履修及び修得単位に関する内規」を参照してください。

〔専門科目〕

- ① 履修して単位を修得できるのは法学科と経済学科で開講される「講義」科目のみです。
- ② 同一年度に昼間コースと夜間主コースで同じ科目名の授業が開講されている場合であっても、昼間コースの科目を履修することができます。
- ③ 「前学期」で評価が「不可」、「その他」になった場合に限り、「後学期」で開講される同じ科目名の授業を履修し直すことができます。

〔教養科目〕

- ① 1年次で履修して単位を修得できるのは「個別分野」科目のみです。
- ② 昼間コースと夜間主コースで同一の授業が開講されている場合には、昼間コースの授業を履修できません。**〔専門科目〕の場合と条件が異なりますので注意してください。**
- ③ さらに、履修が可能なのは、受講定員に余裕があり、担当教員が認める場合に限りです。初回授業時に担当教員の許可を得てください。

7) 指導教員とゼミ

指導教員は、授業または学年の進行とともに変わります。1 年次後学期以降の指導教員は、表に示されるようになります。専門演習、課題研究とは多くの場合、卒業論文、卒業研究指導のためのゼミのことです。

学科	1 年次		2 年次		3 年次	4 年次
社会	「新入生セミナー」 担当教員		履修分野教員		専門演習（ゼミ）担当教員	
言語文化	「新入生セミナー」 担当教員				課題演習・研究（ゼミ）担当教員	
法 （昼）	「新入生セミナー」 担当教員		専門演習（ゼミ）担当教員			
法 （夜間）	「新入生セミナー」 担当教員				専門演習（ゼミ）担当教員	
経済 （昼）	「新入生 セミナー」 担当教員	「基礎 演習Ⅰ」 担当教員	「基礎 演習Ⅱ」 担当教員	「基礎 演習Ⅲ」 担当教員	経済学演習（ゼミ）または 専門演習の担当教員	
経済 （夜間）	「新入生 セミナー」 担当教員	「社会科学基礎演習」 担当教員			経済学演習（ゼミ）担当教員	

8) 必修科目・選択科目と学部指定履修科目

次項で述べる科目区分毎に、必ず合格して修得しなければならない科目や修得しなければならない単位数が決められています。

「必修」… 卒業するためには必ず合格して単位を修得しなければならないことを意味します。

科目が指定されている場合を「必修科目」といい、いくつかの科目の中から選んで必要な単位数を修得すればよい場合を「選択必修科目」といいます。

卒業の要件として求められる縛りの強い科目ということになります。

「選択」… 各々の区分の必要単位数を満たすために多くの選択肢の中から選んで単位を修得します。

「選択必修」よりも選択の幅が広く縛りが緩い科目ということになります。

「学部指定履修科目」… 必ず履修することが指定されている科目、もしくは区分単位数を意味します。

卒業するために必ず合格して単位を修得することまでは縛りをかけていませんが、本学部の標準的なカリキュラムとして必ず履修することが定められている科目です。

9) 科目区分

みなさんが受講する授業は主に「教養科目」と学部・学科の「専門科目」、そしてそのどちらかに縛られることのない「自由科目」という3つの区分に分かれます。

① 「教養科目」の主な区分には「教養基礎科目」と「教養展開科目」があります。

(1) クラスが指定されている科目（新入生セミナー、情報処理・データサイエンス演習、英語、初修外国語）を確認しよう。

- (2) 選択科目について、シラバス（シラバス検索サイト <http://syllabus.shizuoka.ac.jp>）を参照して、どれを選択するか決めよう。ただし、選択科目として指定されている科目のうちクラス指定のない科目については抽選がおこなわれることがあります。希望する科目の抽選に外れた場合に備えて、第3希望まで決めておきましょう。

※注意：教室抽選の仕方は『授業時間割〔静岡〕全学教育科目』を参照してください。「健康体育実技Ⅰ・Ⅱ」の場合は体育館に集まって抽選をします。後学期からはWeb抽選も行われます（「個別分野科目」「英語」「学部共通専門科目」など）

- (3) 留学生科目については『全学教育科目 履修案内』や『学生便覧』の「Ⅱ 静岡大学人文社会科学部規則及び授業科目履修における関連規則」の「5 留学生科目に関する申合せ」を参照してください。

教養基礎科目：必修科目として、「英語」〔昼〕3単位（〔夜〕2単位）、「初修外国語」〔昼〕2単位（〔夜〕4単位）、「キャリア形成科目」、「新入生セミナー」、「数理・データサイエンス」を履修する必要がありますので、計画的に履修してください。なお、「英語」と「初修外国語」の区分には、1単位の科目もあるので注意してください。

教養展開科目：「教養領域」と「学際領域」の区分に分かれます。「教養領域」（1年次後学期より履修可能）は、「日本国憲法」〔昼のみ〕と〈自然科学分野〉の科目からなり、〈自然科学分野〉から2科目が選択必修となっています。「学際領域」（2年次後学期より履修可能〔夜は年次制限なし〕）は、領域横断的な科目で、地域志向科目から1科目が選択必修となっています。

※注意：詳細は『全学教育科目 履修案内』を参照してください。

- ② 「専門科目」には主に「学部共通専門科目」〔昼のみ〕と「学科専門科目」という2つの区分があります。1年次前学期については、あまり選択の必要が生じないようにカリキュラムが組まれています。各学科の時間割を見てください。

学部共通専門科目：必修と学部指定履修科目とを合わせると、1年次後学期から毎学期（1学期に1科目しか履修出来ない）、3年次まで計4科目以上を履修する必要があります。詳細は次項で説明します。

- ③ 「自由科目」区分には、「教養科目」と学部・学科の「専門科目」のどちらにも入らない他学部・他学科の専門科目を含めることもできます。「教養科目」と学部・学科の「専門科目」の卒業所要単位数を超えて履修した単位も、この区分に算定されます。

※注意：詳細は「Ⅱ 静岡大学人文社会科学部規則及び授業科目履修における関連規則」の「1 静岡大学人文社会科学部規則」の「別表」を参照してください。

10) 学部共通専門科目

他学科専門科目履修への道案内の役目を果たす分野別の入門科目の他に、分野横断的に、人文社会科学が直面している課題や、現代社会と地域の問題を幅広く学び、総合的な視野を涵養し、将来のキャリア形成に資する関心をひろげる科目が、「学部共通専門科目」として開講されます。在学中に開講予定の学部共通専門科目は以下の表のとおりです。A群はWeb抽選等によって履修者数の調整を行います。Web抽選については別の項目で説明いたします。

区分	科目名	履修条件等	単位数	学年	備考
A群	人文社会科学の課題と探究Ⅰ		2	1～3	A群から1年次後期以降2科目4単位を選択必修。学期ごとに履修可能な単位は2単位とする。 (ただし、「海外研修Ⅰ」～「海外研修Ⅴ」の単位は、履修登録された単位に加えて、申請にもとづき修得すること)
	人文社会科学の課題と探究Ⅱ		2	1～3	
	現代社会の変容とキャリア形成		2	1～3	
	地域社会と企業活動		2	1～3	
	現代社会と経済	経済学科学生は履修不可	2	1～3	
	現代社会と企業		2	1～3	
	政治学概論	法学科学生は履修不可	2	1～3	
	多元的共生社会論		2	1～3	
	地域創造文化論		2	1～3	
	地域社会の言語文化		2	1～3	
	地域社会と新聞		2	1～3	
	地域社会と歴史		2	1～3	
	Basic Lecture in Global Japan StudiesⅠ	TOEIC550点以上取得の者	2	1～3	
	Basic Lecture in Global Japan StudiesⅡ		2	1～3	
	海外研修Ⅰ	学務係へ渡航の2ヶ月以上前までに申請が必要、詳細は「Ⅲ 諸規則」の「8 「海外研修Ⅰ」「海外研修Ⅱ」「海外研修Ⅲ」「海外研修Ⅳ」「海外研修Ⅴ」の単位認定に関する要項」を参照。	1	1～4	
	海外研修Ⅱ		1	1～4	
	海外研修Ⅲ		2	1～4	
	海外研修Ⅳ		2	1～4	
	海外研修Ⅴ		4	1～4	
B群	地域メディア論Ⅰ		2	1～2	A・B群から計8単位（選択必修4単位を含む）の履修を標準とする。
	地域メディア論Ⅱ		2	2～3	
	インターンシップⅠ	説明会への出席が必要 (5～6月に実施、掲示で周知)	2	2	
	インターンシップⅡ		2	3	
	Basic Seminar in Global Japan StudiesⅠ	Basic Lecture in Global Japan StudiesⅠもしくはⅡを履修済みの者	2	2～4	
	Basic Seminar in Global Japan StudiesⅡ		2	2～4	
	Seminar in Global Japan StudiesⅠ	Basic Lecture in Global Japan StudiesⅠもしくはⅡを履修済みの者	2	3～4	
	Seminar in Global Japan StudiesⅡ		2	3～4	
小 計			4以上	4単位を超えて修得した単位は自由科目区分の所要単位数として算定する。	

- ・開講科目は掲示の「時間割」や「科目一覧（読替表）」で確認すること。年度によって変わります。
- ・「人文社会科学の課題と探究Ⅰ」および同「Ⅱ」は総合的な視野を涵養するための領域横断的な科目です。
- ・「現代社会の変容とキャリア形成」と「地域社会と企業活動」は、社会で活躍している方を講師とした、キャリア形成のための領域横断的な科目です。
- ・どれを履修しようか迷ったら、「現代社会の変容とキャリア形成」と「地域社会と企業活動」を履修しましょう。
- ・抽選に漏れ、履修登録できない場合があるので、余裕をもった履修計画を立てましょう。
- ・卒業までにA群から4単位以上、A群B群合わせて8単位以上修得しましょう。

1 1) 学科専門科目

卒業に必要な修得単位の区分、履修の年次指定、そして進級などの履修基準は学科・コースで異なります。**年度はじめのガイダンスに必ず出席し**、注意事項をよく聞いてください。また「**Ⅳ 履修の手引き**」の「**8 授業履修の方法（学科別）**」も参照してください。さらに履修にかかわる重要な情報も掲示等で案内されますので、**掲示板と学務情報システムを毎日チェックするようにしてください**。

1 2) 他学部・他学科等の専門科目

- ① 他学科専門科目：本学部の他学科の科目（主に「講義」科目）も卒業所要単位として履修することができます（合格すれば「自由科目」区分の単位として算定されます）。上述の通り、学部共通専門科目のうち領域別の科目はそのための道案内の役割を果たします。自学科の専門科目の学習を基礎にして、学びの幅を広げる上でも他学科の専門科目も履修してみてください。
- ② 他学部専門科目：同様に他学部の科目を履修して「自由科目」区分の単位として卒業所要単位とすることもできます。その場合は、所定の手続きが必要になりますので、必ず学務係に相談してください。
- ③ 他大学専門科目：単位互換制度として、静岡県立大学との単位互換協定により、別に定めた手続きに従って、静岡県立大学国際関係学部および経営情報学部で開講される授業のうち、履修を認められた授業を受講することができます。この制度によって県立大学で修得した単位は、別に定めた手続きに従って、12単位まで卒業単位に含めることができます。手続き等については学務係に相談してください。

1 3) 集中講義

通常授業の他に主に外部から講師を招聘して集中講義が開講されます。集中講義の開講授業科目および日程などは、その都度掲示によって連絡しますので注意してください。また集中講義では事前登録制を実施しています。指定された期間に受講の手続きをしないと受講できませんので十分に注意してください。

教職関連科目の多くが集中講義で開講されます。また、1年次前学期に開講される集中講義「統計・データ解析Ⅰ（心理学統計法Ⅰ）」は、社会調査士取得希望者のほか、社会学科の社会学コース・心理学コースに進学を考えている人は履修しておく方が良いので、履修登録手を忘れないように注意してください。

1 4) 休講と補講

休講の連絡は学務情報システムと掲示によって伝えられます。休講通知は直接授業担当教員から学務情報システムを通じてメール配信されます。

地震以外の気象警報発令時等における休講措置：「暴風」「大雨」等の警報が発令された場合、時間帯により以下のように休講措置をとります。

- ① 午前7時に警報発令中で公共交通機関不通の場合は、午前の授業は休講
- ② 午前11時に警報発令中で公共交通機関不通の場合は、午後の授業は休講
- ③ 午後4時に警報発令中で公共交通機関不通の場合は、夜間主授業は休講
- ④ それ以降の場合および集中講義については講師及び受講学生の登校可能状況を勘案して、当該部局教務委員会では協議し、休講措置をとるかどうかを決定します。

公共交通機関とは、大学に通じる市内路線バス、静岡駅発着のJR在来線を指します。

地震の場合には、「注意情報」が発令された時点で休講となります。地震については**1 2 4) 東海地震に備えて**も確認してください。

授業が休講となった場合などに補講が行われることがあります。補講のある授業科目、時期、時間については学務情報システムと掲示板で通知します。

1 5) 試験

① 定期試験：前学期は8月上旬、後学期は2月上旬に行われます。定期試験の時間割は1週間前までに掲示されます。また試験期間以外の試験やレポートの提出などで成績評価を行って定期試験期間中に試験を行わない授業科目もありますので、シラバスの記載や担当教員の説明などに注意してください。

② 追試験：次の各項に該当する事由によって、試験を受けることができなかった人は、追試験を受けることができます。必要な証明書類を添えて、追試験願を学務係に速やかに提出してください。

- ・病気・怪我（試験当日の容態について医師の診断書が必要です。）

- ※ただし、試験当日の当該科目の試験開始前に、教養科目については教務課へ、専門科目については人文社会科学部学務係に電話連絡をする必要があります。

- ・忌引（一親等・二親等の親族の死亡に限り死亡の日から原則として1週間以内の試験が対象です。この場合、会葬の礼状など、事由を証明することができる資料を提出してください。）

- ・就職に関する事由（採用試験、最終面接などに限り認められることがあります。具体的に事情を証明できる資料を提出してください。必要な書類については事前に学務係職員と相談してください。）

- ・勤務の都合（夜間主コースの学生のみ。上司の命令による出張・残業などに限ります。）

- ・その他、緊急の事由（これを証明する資料を提出してください）

追試験を希望する場合、試験日から原則として1週間以内に、追試験願を人文社会科学部学務係に提出してください。その後、追試験の受験の可否を、また受験が認められた人には必要な手続きを通知します。追試験は原則として定期試験期間の終了後1か月以内に実施します。

③ 再試験：不合格となった科目についてもう一度試験を行い救済する措置です。再試験を認めるかは担当教員の判断および教授会の審議結果によります。再試験の実施が認められた人には、必要な手続きを通知します。

再試験はいかなる事由によろうとも1科目につき1回しか認められません。再試験に合格した場合の成績は「可」(60点)となります。

④ 試験を受ける際の心得：試験は、学業の成績・達成度をはかり、公正・平等な評価をする重要な方法です。このことの大切さを十分に理解してください。試験において、教員と学生との信頼関係や試験の公正を損なう不正行為は絶対に行わないでください。カンニングや替え玉受験など、不正行為を行った人は厳しく処分されます。また、携帯電話等の取扱い方法によっては不正行為に該当する場合があります。試験前の掲示・案内を確認してください。

※注意：「Ⅲ 諸規則」の「15 試験等において不正行為をした学生の取扱いに関する内規」を参照してください。

16) 成績

- ① 評価：成績は秀・優・良・可を合格、不可を不合格とします（「合格」「不合格」の二段階のみで評価される科目もあります）。100点満点で、秀は90点以上、優は80点以上90点未満、良は70点以上80点未満、可は60点以上70点未満、不可は60点未満の成績評点であることを意味します。
- ② 通知：成績は、概ね9月上旬（前学期）又は3月中旬（後学期）から学務情報システムにアクセスすることで確認できます。また、保護者にも、毎学期終了後に郵送されます（郵送不要の手続をした人は除く）。
- ③ 表彰：成績優秀者は2年次および卒業時の成績に基づき表彰されます。
- ④ GPA：成績表には、秀・優・良・可・不可の5段階評価だけでなく、総合的な成績指標値GPA（Grade Point Average）も表示されます。5段階評価の区分の根拠になっている評点（Grade Point, GP）も成績評価として表示されます。GPAは、その評点について、履修した卒業要件科目各々の単位の大きさを加味して数値化したものです。具体的には以下のように算出されます。

$$GP = (\text{成績評点} - 55) / 10 \quad (\text{ただし } GP < 0.5 \text{ の場合は } GP = 0.0 \text{ とする})$$

$$GPA = \Sigma (GP \times \text{当該科目の単位数}) / \text{履修総単位数}$$

GPAでは不合格（「不可」）になると、その科目のGPは0になるため、不可をとるとGPAに大きなダメージを負います。また、一度不可になった科目を再履修して合格の成績をとっても、過去の不可評価は残り、新たな成績と共にGPAに算定されます。したがって、履修した科目は不合格にならないように気をつけることが重要になります。そのために、科目履修の際には必要以上に多くの科目を履修して、予習、復習に十分な時間がとれずにあとで負担にならないように十分注意し、計画的な履修をすることが大切になります。

また、学期ごとに各科目のGPA値を確認しながら、学内での自分の成績の相対的なポジションを知っていくことができます。ほかにも、GPAは授業料免除や奨学金、その他の種々の学内選考の際の基準指標に用いるなど、さまざまなかたちで利用されます。また、就職や留学、進学など対外的な場面で、この値が求められてもすぐに対応できることになります。

17) 成績問い合わせ制度

通知された成績に疑問がある場合、人文社会科学部専門科目は、メールによる問い合わせ期間を設定しています。前期は8月～9月、後期は2月～3月頃です。詳細は、学務情報システムをつうじたメール配信や掲示にて案内いたします。メールによる問い合わせで解決しない場合は、至急、人文社会科学部学務係に申し出てください。

他学部専門科目の通知された成績に疑問がある場合は、至急、当該学部の学務係あるいは教務係へ、全学教育科目は教務課へ手続き内容をお問い合わせください。

5 履修登録までに必要な申請手続

1) 既修得単位の認定制度

- ① 1年次入学生または3年次編入学生：大学または短期大学（外国の大学または短期大学を含む）を卒業または中途退学した人が既に修得した単位を、本学の卒業要件単位として認定する制度があります。希望する人は、入学年度の所定の期日までに人文社会科学部学務係に所定の書類を提出してください。必要な書類は「大学または短期大学の成績表」「申請希望科目の修得年度のシラバスまたは授業案内等」「申請書類」（人文社会科学部学務係窓口にあります）です。

※注意：詳細は「Ⅲ 諸規則」の「11 入学前の既修得単位等の認定に関する規定」（1年次入学生）または「24 3年次編入生の教育課程に関する内規」を参照してください。

- ② 転学部・転学科生：他学部または本学部他学科から転じた人が既に修得した単位を本学部または本学科の卒業要件単位として認定する制度があります。希望する人は、入学年度の所定の期日までに人文社会科学部学務係に所定の書類を提出してください。必要な書類は「3月まで在籍していた学部または学科の成績表」「申請希望の科目単位の修得年度のシラバスまたは授業案内等」「申請書類」（人文社会科学部学務係窓口にあります）です。

※注意：詳細は「Ⅲ 諸規則」の「22 転学部生の既修得単位の認定に関する内規」または「23 転学科生の既修得単位の認定に関する内規」を参照してください。

2) 長期履修制度

職業を有している等の事情により、通常の修業年限（4年間）では大学を卒業できないと考える学生に対し、本人からの申請にもとづいて8年以内の期間の計画的な履修をあらかじめ認める制度があります。ただし、審査の結果認められない場合もあります。

申請の条件がいくつかありますので、「Ⅲ 諸規則」の「27 長期にわたる教育課程の履修に関する規程」にもとづいて申請してください。詳しくは、人文社会科学部学務係窓口にお尋ねください。

3) 身上届

新入生セミナーで下記の書類について確認を求められたと思います。まだ提出をしていない人は、至急、学務係または指導教員に提出してください。

「**身上届**」は在学中の事務手続きの基礎資料として重要なものです。所定事項を記入し、所定の期日までに人文社会科学部学務係に提出してください。また、大学からの緊急連絡などに必要ですので、住所の変更、保証人の変更などがあった場合には必ず変更の手続きをしてください。

6 履修登録手続

1) CAP制

時間割表を作成してみると、高校までの時間割表と異なり無記入の時間がたくさんありませんか？これは大学では、多くの場合1回90分の授業について3時間の予習・復習等が必要とされるからです。人によって必要な勉強時間は違うかも知れませんが、10科目で必要とされる週の勉強時間が45時間となります。教員免許状等の資格取得希望者を除けば、履修登録する授業の目安は10科目程度までとなります。

以上から、過剰な履修登録を抑制して適正な学習時間を確保するために各学期に履修することのできる単位数（集中講義を除く）が24単位に制限されています（CAP制）。詳しくは「Ⅱ 静岡大学人文社会科学部規則及び授業科目履修における関連規則」の「3 静岡大学における履修科目の登録単位数の上限に関する規則」を参照してください。

2) 「情報処理・データサイエンス演習」初回授業で履修登録手続をします

授業の履修登録は、学務情報システムでします。1年次前学期に限り「情報処理・データサイエンス演習」の初回授業（__曜日__時限）に、担当教員のガイダンスにしたがっておこないます。その後の履修登録の修正や、夏季集中講義、後学期以降の履修登録手続は、大学の情報端末や自宅のパソコン等で定められた期限内に自分でおこないます。

「情報処理・データサイエンス演習」の初回授業では、学務情報システムに必要な登録作業についてガイダンスがされます。また、システムへのアクセスに必要な学生証やパスワードなども配付されます。この授業を欠席するとみなさんの学生生活に大きな影響を及ぼしますので、必ず出席してください。

登録作業でとくに重要なのは「メールアドレス2」の入力です。このアドレス宛に大学や授業担当教員から重要な情報が届きます。今後、**携帯やパソコンのメールアドレスを変更したときには、必ず「メールアドレス2」を修正しましょう**。これを怠ると、大きな不利益が生じる可能性があります。

また、着信拒否にならないように注意してください。「@adb.shizuoka.ac.jp」といったアドレスを着信拒否リストから外すようにしてください。登録サイトで送信テストができるのでかならず確認をしましょう。

学務情報システムを通じた履修登録にあたっては、同一時間内に同一名称の授業科目が並んでいる場合があります。**授業科目の選択にあたっては科目名称だけでなく、担当教員名やクラス名を必ず確認しましょう**。

初回の「情報処理・データサイエンス演習」の授業で、学務情報システムの説明がありますが、その際、以下のものがが必要です。必ずメモを作って出席してください。

各学生自身の

①現住所およびその郵便番号

②電話番号

③携帯メールアドレス（携帯電話を持っていない場合は、よく使うメールアドレスを用意してください。）

④学籍番号

⑤自分の履修計画（科目名、クラス名、曜日時限、担当教員名、教室名）

また、⑥「全学教育科目履修案内」も忘れずに持って来てください。

3) 履修登録の確定

「情報処理・データサイエンス演習」の初回授業で入力した時間割について、履修確認表を必ずプリントアウトしましょう。その履修確認表にて、**科目名は同じでも担当教員あるいはクラスが違ってはいない**

か（たとえば、「健康体育」や語学などでよくあります）、また履修登録すべき科目の漏れがないか、などを確認しましょう。

誤り等に気付いた場合には、履修登録期間内に学務情報システムで自分で修正してください。大学では、手続きを怠った場合の責任は自らが負う必要があります。

4) 履修登録期間と履修取消期間

日程の目安は以下の通りです。

【前学期】

抽選科目履修登録期間：4月第1週（2年次以降）

一般科目履修登録期間：4月第2週～第3週（一般科目の登録）

履修取消期間：5月第2週～第3週（履修取消のみ可能）

【後学期】

抽選科目履修登録期間：9月第3週～第4週

一般科目履修登録期間：10月第1週～第2週（一般科目の登録）

履修取消期間：11月第1週～第3週（履修取消のみ可能）

- ① 学務情報システムを通じて期間内に手続きをしてください。万が一期間内に手続きができなかった場合には、早急に学務係に相談してください。
- ② 既に単位を認定された科目の再受講は必ずしも制限されませんが、担当教員が異なっている場合でも再受講で修得した単位は卒業所要単位としては認められません。
- ③ 同一時間帯の2科目以上の履修は認められません。
- ④ 日程の重なる集中講義科目は1科目しか履修できません。

5) 履修取消制度

一旦履修登録した科目を履修期間中の決められた期間に手続きをとることによって、履修を取り消せる制度のことです。

履修登録をして授業に出たものの、授業の内容が自分が学びたい内容と違っていたとか、授業に十分ついていくことができないことがわかった、などといった理由から履修を取り消すことができます。

- ① この手続きをせず、自ら履修を放棄した場合は、科目の成績は不合格（不可）評価（GP＝0）になり、GPAの値に大きな影響を及ぼしますので十分注意してください。
- ② 一度履修取消をした科目は、その学期中に履修を復活させることはできません。
- ③ 履修取消期間以外には、履修取消の手続きをおこなうことはできません。（ただし、各学期はじめの履修登録期間のあいだには、当然のことながら取消を含む変更が自由にできます）。
- ④ 集中講義は開講期間の性質上、履修取消ができません。（その代わり、履修登録期間が長目に設定してありますのでその間に修正してください。履修登録期間のあいだには、取消を含む変更が自由にできます）。

7 抽選履修登録

1年次後学期の履修登録から、一定の科目について抽選履修登録がおこなわれます。その流れを簡単に説明しましょう。

〈抽選履修登録の方法〉

1. 抽選対象コマ（時限）と対象科目（平成30年度後学期 静岡キャンパス1年生の例）

	月	火	水	木	金
1・2時限		学部共通 専門科目	個別分野科目		
3・4時限		英語			
5・6時限					英語
7・8時限	学部共通 専門科目				
9・10時限			キャリア 形成科目		

2. 抽選履修登録期間中、履修関連メニューの「抽選履修登録」により登録します。

LiveCampus Academic Affairs System Menu For Students - Windows Internet Explorer

静岡大学
NATIONAL UNIVERSITY CORPORATION SHIZUOKA UNIVERSITY

学務情報システム
Academic Affairs System
for Students

「抽選履修登録」をクリック

履修関連

- ☒ 抽選履修登録
- ☐ 抽選履修登録結果
- ☐ 一般講義履修登録
- ☐ 集中講義履修登録
- ☐ 取得希望資格登録

時間割関連

- ☐ 個人時間割
- ☐ 試験時間割
- ☐ 全試験時間割

成績情報関連

- ☐ 成績情報の参照
- ☐ 単位修得情報の参照
- ☐ カリキュラムの参照

学生情報関連

- ☐ 学籍情報の参照
- ☐ 学籍情報の更新

3. 「抽選履修登録」画面では抽選コマ（時限）単位に抽選対象科目が表示されます。

抽選履修登録

2010年度 後期
抽選講義を履修登録してください。
履修登録期間: 2010-09-24 ~ 2011-03-28 履修登録上限数
志望順位を選択した後、登録/メールボタン

志望なし
第1志望
第2志望
第3志望

各科目に対して
選択します。

履修登録時の志望状況が
画面表示されます。

戻る
登録/メール

曜日時限	科目名	志望なし	第1志望	第2志望	第3志望	受講 定員	履修登録状況		
							第1志望	第2志望	第3志望
金3・4	大学を考える	○	○	●	○	100	90	40	30
金3・4	地震防災	○	●	○	○	100	90	30	20

- ① 抽選履修登録期間には何回でも修正が可能です。最終的にコマの抽選にエントリーしない場合（一般履修登録科目を履修したい場合など）には、必ず、期間中にすべての科目を「志望なし」に変更してください。
- ② 抽選履修登録画面に受講定員と履修登録状況（志望状況）が表示されます。
- ③ 第3志望までに当選しなかった場合には抽選漏れとなります。また、「第1志望」だけをチェックし、その他を「志望なし」にすることも可能ですが、その場合に結果的に抽選漏れになる可能性が高くなりますので、志望する科目がある場合は第3志望まで入力するようにしてください。
- ④ 抽選処理は、学期・コマ毎に独立して行われますので、過去の学期や他コマでの抽選状況は反映されません。（志望が多い科目ばかりを選択した場合には結果的にすべて第1志望から外れたり、抽選漏れになる場合もあり得ます。）
- ⑤ ただし、学部共通専門科目は学期毎に履修可能な科目は1科目だけなので、形式的に一つのコマにまとめて抽選を行い、確定後に実際の開講コマに表示を修正します。開講コマについて間違えないよう注意してください。
- ⑥ 抽選処理を行う前に抽選履修登録科目の登録状況により、教室変更や定員変更を行い、可能な限り志望を反映させる措置を行う場合があります。そのため、教室は当初設定していなかったり、当初の教室と変更になる場合があります。そのような場合は授業開始前に連絡いたします。
- ⑦ 抽選対象科目を再履修する場合も抽選履修登録により行います。
- ⑧ やむをえない事情等により抽選履修登録期間に登録できない場合は、事前に人文社会科学部学務係に申し出てその指示に従ってください。抽選により受講者が確定しかつ欠員がない科目には登録できませんので注意してください。抽選漏れになった場合も同様です。



4. 抽選履修登録結果の確認は履修関連メニューの「抽選履修登録結果」により行います。

科目名	クラス名	科目区分	必修選択区分	単位数	志望順位	抽選結果
地震防災	人教理農学	学際科目	選択必修	2	1	当選
大学を考える	人教理農学	学際科目	選択必修	2	2	落選

※サンプル画面ですので実際の画面とは異なります。

- ① 「抽選履修登録結果」画面は抽選履修登録結果確認期間中のみ閲覧可能です。
- ② 当選した科目は赤字で表示されるとともに自動的に仮登録状態で履修登録されます。
- ③ 当選した科目は『一般講義履修登録』画面でも表示されますので、一般講義履修登録期間にこちらの画面からも確認できます。
- ④ 抽選結果後に時間割が変更される場合もありますので、一般履修登録画面あるいは個人時間割画面から曜日時限情報も確認するようお願いします。

5. 抽選漏れ時の履修登録と切替機能

エラーメッセージ

● 登録した科目は受講定員に達していますので、履修登録できません。
他の科目を選択してください。

抽選漏れとなった場合は、定員に余裕のある科目（欠員補充科目）と定員情報を学務情報システムのトップページに掲載しますので、上記の一般履修登録画面から履修登録してください。この場合の履修登録は登録順による優先登録となりますので、受講定員に達した場合は上図のように履修登録できません。

8 授業履修の方法（学科別）

以下は各学科ごとの注意事項です。自分の所属する学科の説明をよく読んでください。

昼間コース履修登録計画

	月		火		水		木		金	
	授業科目名 教員名	単位	授業科目名 教員名	単位	授業科目名 教員名	単位	授業科目名 教員名	単位	授業科目名 教員名	単位
1・2時限 8:40 ↓ 10:10										
3・4時限 10:20 ↓ 11:50										
5・6時限 12:45 ↓ 14:15										
7・8時限 14:25 ↓ 15:55										
9・10時限 16:05 ↓ 17:35										

1) 社会学科

(1) 必修専門科目

人間学概論 2 単位
心理学概論 2 単位
歴史学概論 2 単位
社会学概論 2 単位
文化人類学概論 2 単位
哲学概論 2 単位
臨床心理学概論 2 単位
社会心理学概論 2 単位
日本史概論 2 単位
外国史概論 2 単位
考古学概論 2 単位

6 科目12単位以上を選択必修（12単位を超えて履修した単位は、選択単位と見なします）。

研究演習Ⅰ 2 単位、研究演習Ⅱ 2 単位（3 年次）

卒業演習Ⅰ 2 単位、卒業演習Ⅱ 2 単位、卒業論文 8 単位（4 年次）

このほか《専門コア科目》のうち10単位以上を選択必修とします。

* 選択科目、自由科目については「Ⅱ 静岡大学人文社会科学部規則及び授業科目履修における関連規則」の「学科別授業科目表」をよく見てください。

(2) 履修コースの決定

2 年次に進むにあたり履修コース（人間学、心理学、歴史学の各コース）を決定します。それに先立ち、「新入生セミナー」でコース選択の心構えを伝えるとともに、1 年次の12月に説明会を開き、履修コース意向調査（第1希望～第3希望）を行います。

2 年次の4月初めにコース決定面接を行います。

(3) 進級基準（「Ⅲ 諸規則」の「16-1 社会学科進級基準に関する内規」参照）

4 年次に進級するために必要な基準（3 年次の終了までに93単位以上の卒業要件となる単位を修得していること）が定められています。

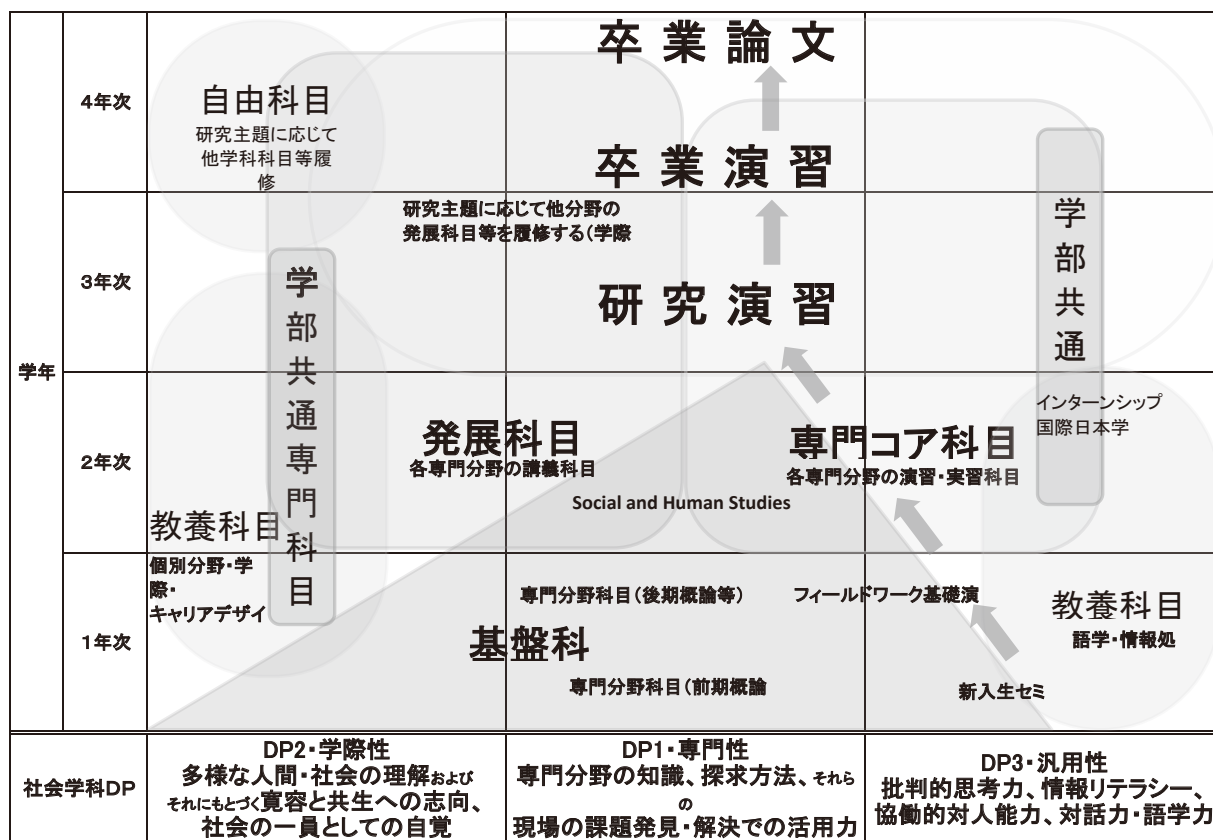
また2 年次の進級の際に、修得単位が30単位以下の人については、コース決定を保留する場合があります。この決定は指導教員・教務委員・コース担当教員との話し合いによって行われます。コース決定が保留された場合には、2 年次には形式的には進級できますが、留年と同等とみなされます。

(4) 卒業論文

4 年次の1 月に卒業論文（必修）を提出しなければなりません。卒業論文を提出するには、前もって、定められた期日までに卒業論文の題目を提出することが必要です。卒業論文の題目を提出するためには、原則として卒業演習Ⅰの単位を修得済みで、かつ論文指導が行われる卒業演習Ⅱを修得済みもしくは履修中でなければなりません（内規第2 項）。また、原則として卒業演習Ⅱの成績は卒業論文の完成と連動しています。その他詳しくは、「Ⅲ 諸規則」の「16-2 社会学科卒業論文に関する内規」をよく読んでください。

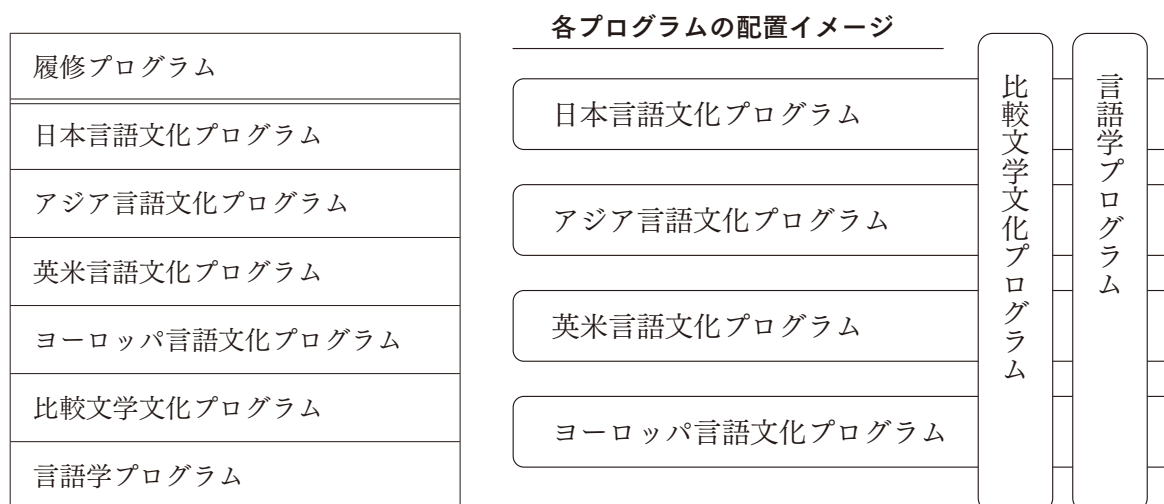
なお、大学に4 年間以上在学し、9 月に卒業することを希望する場合は、卒業論文を提出するまでの予定等について指導教員と相談してください。

(5) カリキュラムツリー



2) 言語文化学科

言語文化学科では、卒業論文執筆のための専門的研究をより効率的・包括的に実践するために、**6つの履修プログラム**を提供しています。言語文化学科の学生は、1年次に提供される**基盤科目**（導入科目・語学科目）を履修することで、どのプログラムが自分に最も適しているのか検討します。その後、2年次より本格的に、各プログラムの提供する**専修科目**の履修を積み重ねていきます。



プログラム単位で学習・生活指導を行ったり、各種イベントへの参加者を決定したり、特定の共同研究室を使用したりします。1年次は、将来的なプログラム選択を意識した情報収集を心がけましょう。（注：2019年度がプログラム制の初年度です。）

1年次

- (1) **導入科目**は、言語文化学科の基盤科目を構成する科目群です。前学期に、「**地域文学文化基礎論Ⅰ・Ⅱ**」「**言語学基礎論Ⅰ・Ⅱ**」が開講されます。これら4科目をすべて履修することを推奨しています（ただし卒業に必要な単位は3科目6単位です）。後学期には、「**文学概論Ⅰ**」「**言語学概論Ⅰ**」が開講されます。これらは必修科目です。
- (2) **語学科目**も、言語文化学科を特徴づける基盤科目の一つです。1年次から計画的に履修してください。卒業に必要な単位は3科目6単位です。
- (3) 前学期に開講される「**新入生セミナー**」（全学教育科目）の担当教員が、1年次の**指導教員**です。後学期に指導教員の担当する授業を履修することがなくても、学生生活のうえで困ったことがあれば、まずは指導教員に相談するようにしましょう。
- (4) **履修プログラムの決定**は以下に示した手順にしたがって行います。
 - ① 12月初め …………… プログラム説明会を行います。説明会終了後、各プログラムの代表学生による研究発表会が開催されます。
 - ② 2月～3月初め … 履修プログラムの申請手続きを行います（3月10日締め切り）。

2 年次

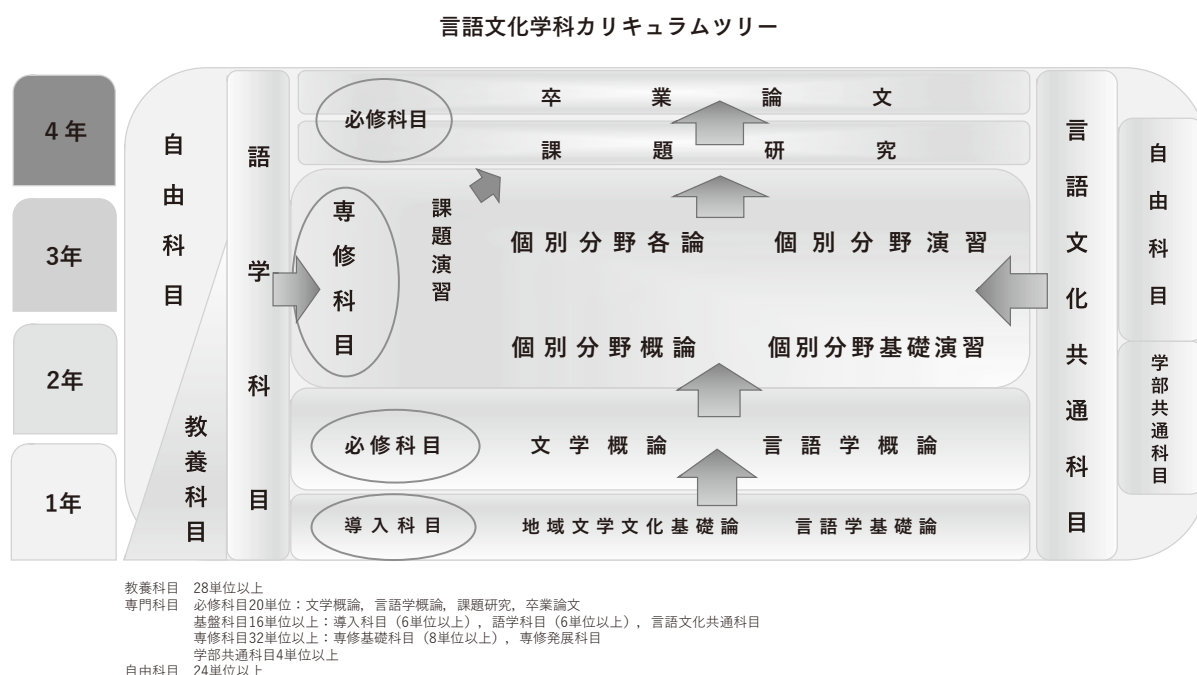
- (5) 前学期に「文学概論Ⅱ」「言語学概論Ⅱ」が開講されます。必修科目です。
- (6) 基盤科目に加え、**専修科目**の履修も本格的に始まります。プログラムごとに、特定の科目群の履修を推奨しています。
- (7) **指導教員**は、各プログラムの方針に従って決定されます。

3 年次

- (8) 卒業論文執筆を視野に、学生自らがプログラム担当教員と相談したうえで、**指導教員**を決定します（履修登録期間終了まで）。原則として、指導教員による「**課題演習Ⅰ・Ⅱ**」を履修し、卒業論文執筆に向けた準備をスタートさせます。
- (9) 各プログラムの推奨する科目群を中心に履修します。

4 年次

- (10) 「**課題研究Ⅰ・Ⅱ**」は、卒業論文を完成させるための演習科目（必修）です。**卒業論文**は、まず題目届を6月末日までに提出します。論文の提出期限は例年1月10日正午、提出先は学務係です。
- (11) カリキュラムツリー



3) 法学科

(1) 専門必修科目

憲法総論・統治機構 2 単位 人権総論 2 単位 民法総論 4 単位
刑法総論Ⅰ 2 単位 刑法総論Ⅱ 2 単位

* 選択科目、自由科目については「Ⅱ 静岡大学人文社会科学部規則及び授業科目履修における関連規則」の「学科別授業科目表」をよくご覧ください。

(2) 段階的履修

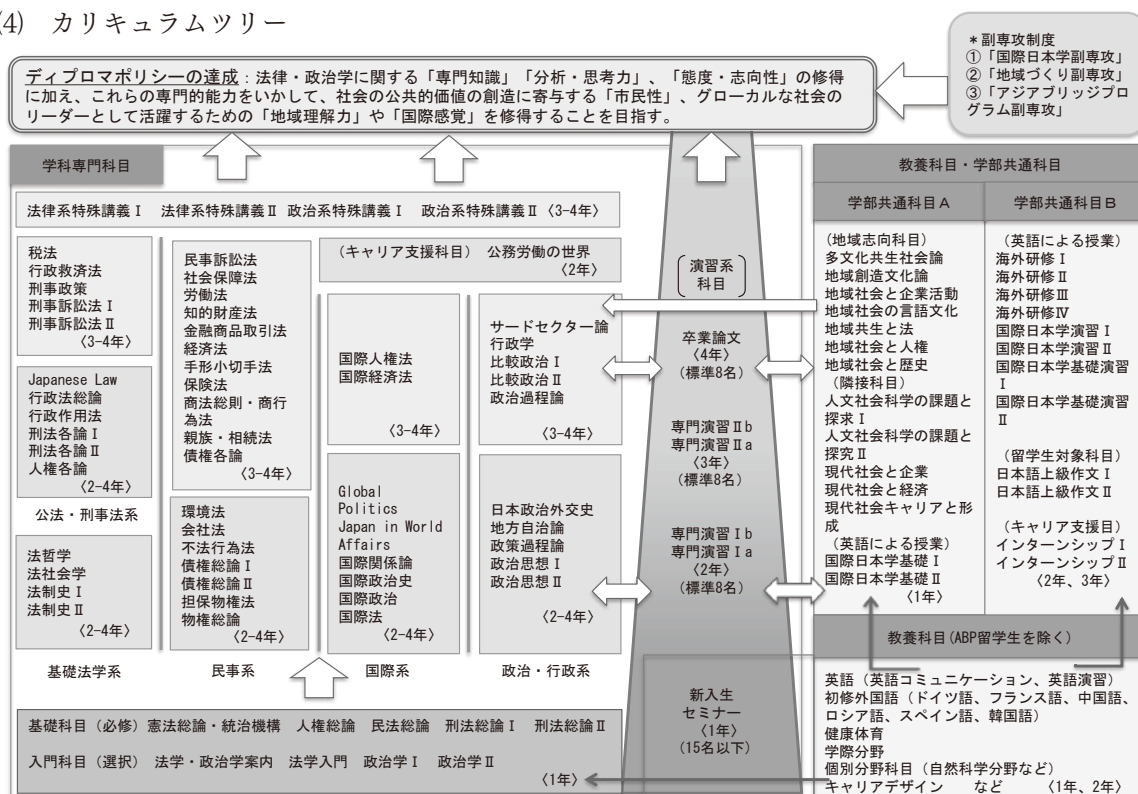
法学科では 4 年一貫の少人数による法学・政治学の体系的教育を行います。法学は特に段階的な履修（基礎的・基幹的科目から応用・発展的科目への履修）を必要としています。一つ一つの科目を確実に履修しながら、法学の体系的な修得を志してください。

(3) 演習科目について

法学科での学習の中心になる演習（ゼミ）履修の方法は、通常の授業の履修方法とは異なりますのでよく注意してください。「新入生セミナー」のクラス分けはガイダンス時に発表します。2 年以降の「専門演習」（2～3 年次配当、4 年次の学生は「卒業論文」）は別途ガイダンス（1～2 月）を行い所属を決定します。ゼミ・ガイダンスに出席し、指定された手続きを踏まないと履修ができなくなりますので十分に注意してください。詳しくは掲示でお知らせします。

なお、1 年次後期に「法学・政治学案内」が開講されます。法学、政治学の各分野について法学科の教員がオムニバス形式（分担形式）で講義していきます。2 年次以降、法学科で学んでいく法学・政治学の各領域の概要をつかむことができ、また、2 年次以降に所属する専門演習を選択する際の判断材料にもなるでしょう。できるだけ履修することを勧めます。

(4) カリキュラムツリー



4) 経済学科

(1) 専門必修科目

ミクロ経済学Ⅰ（2単位）、マクロ経済学Ⅰ（2単位）、基礎演習Ⅰ（2単位）、
基礎演習Ⅱ（2単位）、基礎演習Ⅲ（2単位）

* 選択科目、自由科目については「Ⅱ 静岡大学人文社会科学部規則及び授業科目履修における関連規則」の「学科別授業科目表」をよくご覧ください。

(2) 演習科目について

経済学科では4年を通した少人数教育に力を入れています。経済学科の学生は以下の点に注意して履修を行ってください。

- ① 1年次後期から2年次にかけて、必修の演習科目が開講されます。1年後期「基礎演習Ⅰ」、2年前期「基礎演習Ⅱ」、2年後期「基礎演習Ⅲ」（各2単位）は、それぞれ学生数20名ほどのクラスです。共通の教材を使ってテキストの輪読や討論等を行い、主に大学生活や卒業後に必要な論理的思考、プレゼンテーション、コミュニケーション能力を養います。基礎演習Ⅰおよび基礎演習Ⅱの単位修得のためには、期末レポート（6,000字以上）を提出しなければなりません。
- ② 3・4年次には2種類の演習科目が開講されます。
 - (i) 3・4年次の「専門演習a～d」（各2単位）は、学生数10名程度のクラスで、教員の専門分野について、より深く学ぶ機会を提供します。それぞれの専門演習は半期完結型で、2年間で最大4分野の専門知識を得ることができます。
 - (ii) 3年次の「経済学演習Ⅰa、Ⅰb」（計4単位）および4年次の「経済学演習Ⅱa、Ⅱb」（計4単位）は、1年間を通した履修を前提とし、フィールドワークや共同研究を行います。学生が関心を持ち専門知識を身につけようとする領域について、それを専門とする教員の下で一貫して学ぶことができます。
- ③ 「経済学演習Ⅰa、b」では、最後に「研究報告」（10,000字以上）を提出しなければなりません。「経済学演習Ⅱa、b」を履修する4年次に「卒業論文」（20,000字以上）を提出することが出来ます。「卒業論文」は2～3人の関連教員による口頭試問で審査されます。合格者には「経済学演習Ⅱa、b」（計4単位）の他に4単位が与えられます。

(3) 進級基準

進級基準の詳細は「Ⅲ 諸規則」の「18-1 経済学科進級基準に関する内規」を参照してください。

(4) カリキュラムツリー

ディプロマ・ポリシー (DP)	問題処理能力に関する基準	専門的知識に関する基準	地域社会連携に関する基準	社会的実践に関する基準	一般的教養に関する基準
	問題発見・解決能力、コミュニケーション力(協調性、独創性、国際性)を身に付けている。	経済・経営分野に関する総合的・基礎的な知識を修得している。	知識の様々なアクターとも積極的に関わりを持ち、知識社会における多様な意見・ニーズを吸収できる。	現代の経済・社会的諸問題の所在を的確に認識したうえで、それらに対して自発的に学習・行動し、その成果を社会に還元していかうとする積極的姿勢を備えている。	幅広い分野でさまざまな知識と教養を身に付け、それらを専門的知識のより深い理解と社会的実践に活用している。

学科専門科目						学部共通専門科目		
演習科目			講義科目			演習科目	講義科目	実習科目
4年	経済学演習Ⅱa 経済学演習Ⅱb 専門演習c 専門演習d 卒業論文	経済英語Ⅰ 経済英語Ⅱ Advanced Business English	【理論情報系】 ミクロ経済学Ⅲ マクロ経済学Ⅲ 国際経済学ⅠⅡ 経済統計学 社会統計学 情報経済学ⅠⅡ 計量経済学ⅠⅡ 数量経済分析ⅠⅡ 空間経済学ⅠⅡ	【経済政策系】 日本経済史ⅠⅡ 経済史 地域政策ⅠⅡ 経済政策Ⅱ 財政学Ⅱ 金融論Ⅱ 都市政策 国際金融論 地域金融論 社会経済論ⅠⅡ 地方財政論ⅠⅡ 社会保障論Ⅱ 他	【企業経済系】 世界経済論ⅠⅡⅢ アジア経済論ⅠⅡⅢ マーケティングⅠⅡ 経営情報論 経営戦略論 会計学Ⅱ 他	国際日本基礎演習Ⅰ 国際日本基礎演習Ⅱ 国際日本演習Ⅰ 国際日本演習Ⅱ	人文社会科学の課題と探究ⅠⅡ 現代社会の変容とキャリア形成 地域社会と企業活動 政治学概論 多元的共生社会論 地域創造文化論 地域社会の言語文化 地域共生と法 地域社会と人権 国際日本学基礎 国際日本学基礎Ⅱ 地域メディア論Ⅰ 地域メディア論Ⅱ	海外研修Ⅰ 海外研修Ⅱ 海外研修Ⅲ 海外研修Ⅳ 海外研修Ⅴ インターンシップⅠ インターンシップⅡ
3年	経済学演習Ⅰa 経済学演習Ⅰb 専門演習a 専門演習b		選択科目	統計学Ⅱ ミクロ経済学Ⅱ マクロ経済学Ⅱ 経済数学Ⅱ 経済政策Ⅰ 財政学Ⅰ 金融論Ⅰ 社会保障論Ⅰ 簿記Ⅱ 経営学Ⅰ 経営学Ⅱ 会計学Ⅰ 経済学説史				
2年	基礎演習Ⅱ(必修) 基礎演習Ⅲ(必修)		選択必修科目	統計学Ⅰ 日本経済論 企業経済論 簿記Ⅰ 経済情報処理 社会科学情報処理 経済数学Ⅰ				
1年	基礎演習Ⅰ(必修) 新入生セミナー		選択科目 必修科目	ミクロ経済学Ⅰ マクロ経済学Ⅰ				

夜間主コース履修登録計画

	月		火		水		木		金	
	授業科目名 教員名	単位	授業科目名 教員名	単位	授業科目名 教員名	単位	授業科目名 教員名	単位	授業科目名 教員名	単位
11・12時限 17:50 ↓ 19:20										
13・14時限 19:30 ↓ 21:00										

	土	
	授業科目名 教員名	単位
7・8時限 14:25 ↓ 15:55		
9・10時限 16:05 ↓ 17:35		

5) 法学科・経済学科夜間主コース

(1) 専門必修科目

① 法学科

夜間主コースでは専門科目について必修科目はありません。

* 選択科目、自由科目については「Ⅱ 静岡大学人文社会科学部規則及び授業科目履修における関連規則」の「学科別授業科目表」をよく見てください。

② 経済学科

社会科学基礎演習 2 単位

* 選択科目、自由科目については「Ⅱ 静岡大学人文社会科学部規則及び授業科目履修における関連規則」の「学科別授業科目表」をよく見てください。

(2) 履修計画にあたって

夜間主コースは時間割が非常にきつくなっています。夜間主コースだけの受講で4年間で卒業するには相当の頑張りが必要です。具体的には、開講されている科目の受講を見送ったり、受講した科目の単位を落としたりすると後がきつくなります。

(3) 昼間コース開講専門科目の受講（177ページと一部重複しています。）

夜間主コースの学生は、夜間（および土曜日）に開講される科目だけでなく、法・経済両学科の昼間コースで開講される専門科目を履修して卒業に必要な単位に含めることができます。

ただし、以下の制限があります。

- ① 昼間コースから履修・修得できる科目の単位の総計は、60単位です。
- ② 人文社会科学部の社会学科と言語文化学科の授業は受講できません。ただし、担当教員が受講を認めた場合にはこの限りではありません。なお、修得した単位は、卒業に必要な単位に含めることはできません。教員免許取得のために必要な場合には、人文社会科学部学務係窓口で相談してください。
- ③ 法学科または経済学科の科目であっても、演習形式・実習形式の授業は受講できません。
- ④ 学部共通専門科目は、履修できません。ただし、副専攻修了を目的とする場合を除きます。なお、修得した単位は、卒業に必要な単位に含めることはできません。
- ⑤ 同一年度に、昼間コースと夜間主コースで同じ科目が開講されている場合には、昼間コース・夜間主コースのどちらの開講科目も履修が可能です。つまり、どちらの開講科目を受講しても、卒業単位として認定されます。ただし、以下の点に注意してください。

A. 同一年度に昼間コース及び夜間主コースで開講される同一科目の双方を履修登録することはできますが、これは、履修登録の時期が異なり、最初に登録した科目の評価が「不可」、「その他」の場合に限られます。

B. 昼間コースと夜間主コース双方で開講されている科目であっても、受講可能年次の指定が異なる場合には、その指定された学年以外の学生が受講することはできません。例えば、経済学科の「国際経済学」は、昼間コースは3・4年次の学生、夜間主コースは1～4年次の学生が履修できることになっています。この場合、夜間主コース1・2年生は、夜間主コースの授業を受講することはできますが、昼間コースの授業を受講することはできません。詳細について

は、「Ⅱ 静岡大学人文社会科学部規則及び授業科目履修における関連規則」「学科別授業科目表」を確認してください。

⑥ 学芸員科目の取得はできません。

* 「法学科・経済学科夜間主コース学生による昼間コース専門科目授業の単位認定について」
(201ページ参照)をよく確認してください。

(4) 昼間コース開講教養科目（全学教育科目）授業の受講

夜間主コースの学生は、昼間コースで開講される教養科目（全学教育科目）を履修して卒業に必要な単位に加えることができます。ただし、以下の4つの制限があります。

- ① 昼間コース学生に開講される教養科目のうち、初修外国語、個別分野科目、学際科目、教職教養科目に限り、受講することができます。初修外国語の履修についてくわしくは、規則集を参照の上、教務委員に相談のこと。
- ② 修得した単位は卒業に必要な教養科目（全学教育科目）の履修単位に含めることができます。
- ③ 受講可能な授業科目は受講定員に余裕があり、担当教員が認める場合に限られます。
- ④ 同一授業科目が夜間主コースで開講されている場合には、昼間コースで開講されている授業科目は受講できません。

(5) 法学科演習科目

専門演習Ⅰ・Ⅱ

法学・政治学のより専門的な分野を深く掘り下げて学ぶための演習で3・4年生が対象です。各自の関心や将来の志望を考慮して履修する演習を選択してください。a、bが前期、c、dが後期開講です。それぞれ2単位。Ⅰ（3年生）、Ⅱ（4年生）合同で行います。

(6) 経済学科演習科目

① 社会科学基礎演習

1年次後期に開講されます（必修2単位）。後期が始まる前にクラス分けを発表しますので、指定されたクラスの指導教員の指示に従って履修してください。

② 経済学演習Ⅰ・Ⅱ

3年次に「経済学演習Ⅰa、b」（各2単位）、4年次に「経済学演習Ⅱa、b」（各2単位）が開講されます。毎年、専門分野別に4演習前後が新規に開講されます。なお、演習はそれぞれa、bを通年で履修します。所属決定のために1月下旬にガイダンスが開催されます。ガイダンスに出席して、そこで指示された手続きに従って履修してください。

経済学演習Ⅰa、bを履修する3年次に「演習研究論文」（12,000字以上）を提出した学生は、演習とは別に演習研究論文の4単位を修得することができます。経済学演習Ⅱa、bを履修する4年次に「卒業論文」（20,000字以上）を提出した学生は、演習の単位とは別に卒業論文の4単位を修得することができます。なお「卒業論文」は複数名の関連教員による「口頭試問」に基づいて審査され成績評価がなされます。

(7) 経済学科「外国書講読」

「外国書講読」が少人数方式で開講されます。できるだけ履修することを勧めます。

(8) 法学科・経済学科夜間主コース学生による昼間コース専門科目授業の単位認定について

《他学科の科目を履修する場合》

履修した昼間コースの科目	認定する単位	備 考
言語文化学科・社会学科の専門科目	「その他」科目として認定 (卒業単位としては認定しない)	「別表」では法学科・経済学科で開講している科目しか履修できないので、言語文化学科・社会学科の専門科目は、卒業単位とは認定できない。
法学科夜間主学生が履修した経済学科の専門科目(必修科目を含む)	「専門・自由」科目として認定	[例1] 法学科の学生が修得した「ミクロ経済学Ⅰ」(経済学科昼間コースの必修科目)の単位は、「専門・自由」科目として認定
経済学科夜間主学生が履修した法学科の専門科目(必修科目を含む)		[例2] 経済学科の学生が修得した「民法総論」(法学科昼間コースの必修科目)の単位は、「専門・自由」科目として認定

《同じ学科の科目を履修する場合》

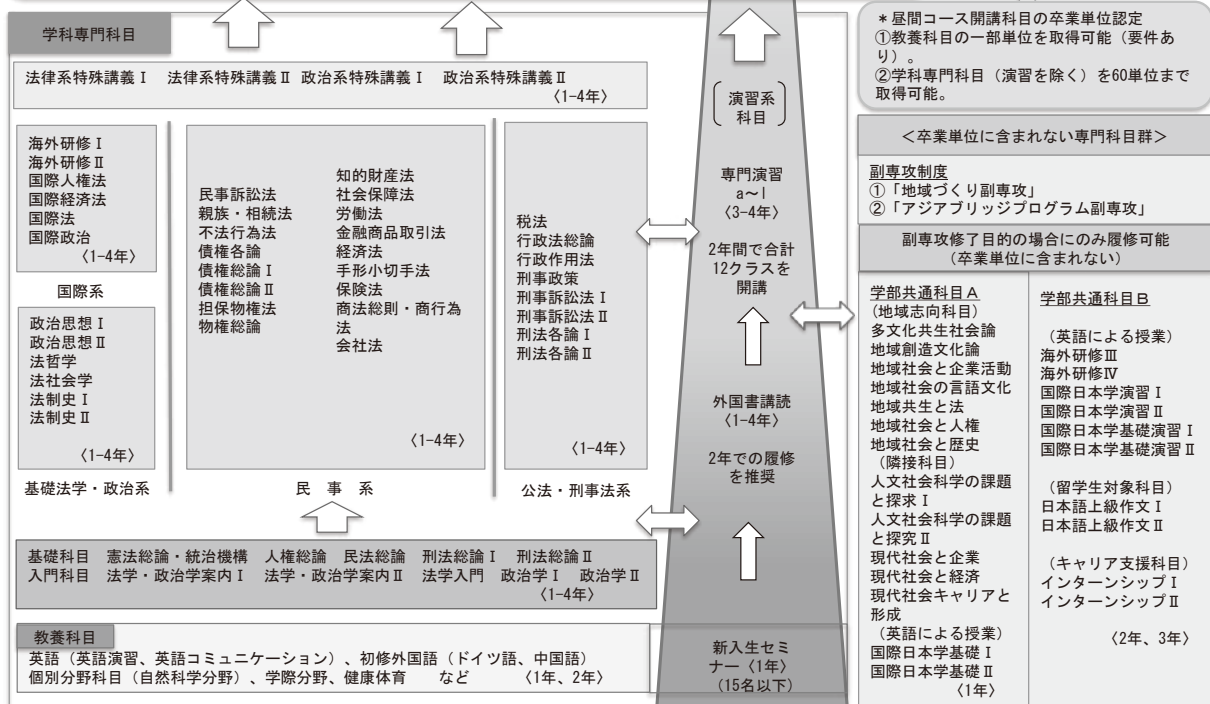
履修した昼間コースの科目	認定する単位	備 考
法学科夜間主コース学生が履修した法学科の専門科目		
経済学科夜間主コース学生が履修した経済学科の専門科目		
①同じ学科の夜間主コースの「別表」にある専門科目	「専門・選択」科目として認定	[例] 昼間コースの「法学入門」(法学科昼間コースの開講科目で、夜間主コースの別表にもある)の単位を修得すれば、夜間主コースの「専門・選択」科目として認定
②同じ学科の夜間主コースの「別表」にない専門科目	「専門・選択」科目として認定	[例] 法学科の学生が修得した「行政法総論」(法学科昼間コースの開講科目だが、夜間主コースの「別表」にはない)の単位を修得すれば、「専門・選択」科目として認定

※経済学科の学生が昼間コースで開講される経済学科の専門科目を履修した場合には、読み替え措置がおこなわれる科目があります。⇒学務情報システムトップページにアップロードされている「科目一覧(読替表)」を参照。

(9) カリキュラムツリー

法学科

ディプロマポリシーの達成：法律・政治学に関する「専門知識」「分析・思考力」「態度・志向性」の修得に加え、これらの専門的能力をいかして、社会の公共的価値の創造に寄与する「市民性」、グローバルな社会のリーダーとして活躍するための「地域理解力」や「国際感覚」を修得することを目指す。



経済学科

ディプロマ・ポリシー (DP)	問題処理能力に関する基準	専門的知識に関する基準	地域社会連携に関する基準	社会的実践に関する基準	一般的教養に関する基準
	問題発見・解決能力、コミュニケーション力（協調性、独創性、国際性）を身に付けている。	経済・経営分野に関する総合的・基礎的な知識を修得している。	知識の様々なアクターとも積極的に関わりを持ち、知識社会における多様な意見・ニーズを吸収できる。	現代の経済・社会的諸問題の所在を的確に認識したうえで、それらに対して自発的に学習・行動し、その成果を社会に還元していくこととする積極的姿勢を備えている。	幅広い分野でさまざまな知識と教養を身に付け、それらを専門的知識のより深い理解と社会的実践に活用している。



9 資格取得に向けて

1) 教員免許状

- (1) 免許の種類 人文社会科学部では、国語、社会、外国語（英語、ドイツ語）の中学校教諭一種免許状および国語、地理歴史、公民、外国語（英語、ドイツ語）の高等学校教諭一種免許状を取得することができます。
- (2) ガイダンス 教員免許取得希望者は卒業に必要な単位以外にもいくつかの単位を取得する必要があります。また、毎年4月に2、3年生を対象に教員免許取得希望者には別途ガイダンスを行います。このガイダンスには必ず出席してください。ガイダンスの日時や場所は掲示で伝えます。
※注意：「教職専門科目Ⅰ・Ⅱ」の区分の授業科目は卒業所要単位に算定されませんが、CAP制の制限とは別に履修登録することが出来ます。
- (3) 履修要領 「Ⅲ 諸規則」の「6 教員免許状取得に関する単位履修要領」に記載されている科目を確認し、受講するようにしてください。
- (4) 教育実習 中学校及び高等学校教諭一種免許状取得希望者は3週間、高等学校教諭一種免許状のみ取得希望者は2週間の「教育実習」を行わなければなりません。「教育実習」は原則としてみなさんの出身校で行いますが、手続きは3年次から以下の手順で行います。この手続きは対外的要因（実習を受け入れていただく学校との関係など）を多く含んでいますので、期間や手続き方法などに間違いがないように細心の注意を払ってください。所定の手続きをふまないと「教育実習」を行うことができません。必要な情報は掲示板でお知らせしますので、掲示には特に注意をしてください。

実習の手続きは複数年度にまたがります。途中で休学する場合には事前に指導教員と人文社会科学部学務係の担当者によく相談してください。

手 続 等 の 内 容	年次	時期
教職ガイダンス	1	4月
教員免許状・教育実習に関する説明会	2・3	4月
実習希望学生の学務係への登録	3	5月
実習希望学生の大学の指示に基づく出身校への内諾依頼	3	5～9月
内諾依頼の結果の学務係への報告	3	10月
事前指導	3	12・1月
大学から実習校への委託手続き	3	4月
実習予定者へのガイダンス	4	4月
教育実習実施	4	5～10月
介護等の体験実施	4	9月以降
事後指導	4	11月

- (5) 介護等の体験 中学校教員一種免許取得希望者は4年生で「介護等の体験」をしなければなりません。手続きは3年生の4月頃に始まります。詳しくはガイダンスで説明します。

(6) 「教職実践演習」

4 年次後期に開講される科目です。履修にあたって、一定の科目をすでに履修済みであり、かつ教員採用試験を受験することが必須となっています。何らかの理由により教員採用試験を受験できなかった場合は、将来教員になる旨を記した意思確認書の提出が必要となります。

また、教育実践演習の授業は(7)教職履修カルテを用いて実施します。

(7) 教職履修カルテ

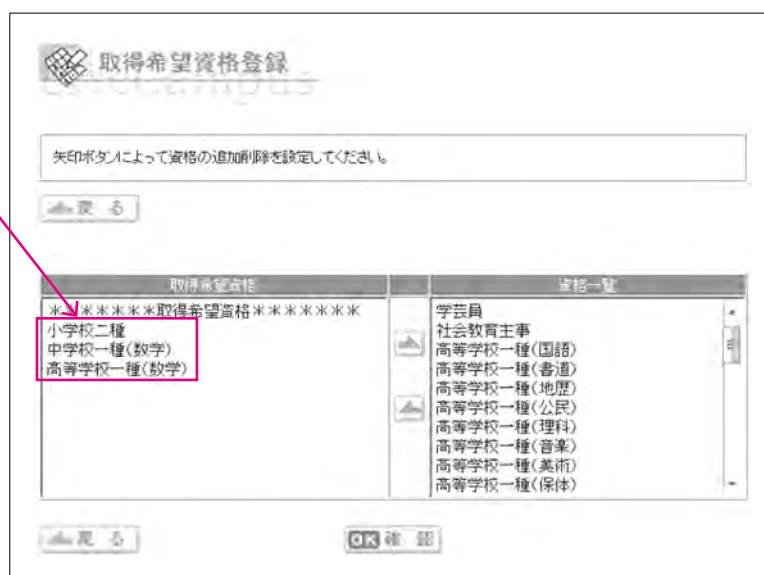
教職履修カルテは学務情報システムの「履修関連」→「教職履修カルテ」の順に進むと入力画面が表示されますので、そこに記載されている科目を受講後、「学んだことと課題」の欄と「自己評価」の欄へ入力してください。授業開講の年度であれば入力・修正は可能ですが、年度が切り替わりますと学生からは入力できなくなりますので注意してください。

○取得希望資格登録画面

学務情報システムでの取得希望資格の登録は、教職履修カルテへの希望免許種の表示や単位取得状況確認画面（一部の学部を除く）に利用されます。

■「取得希望資格登録」の画面を開き、右側の資格一覧から希望資格を選んで左側に移動、「確認」ボタンを押して確定させます。

■システムへの登録期間は学部により異なります。期間外の止むを得ない登録・修正は各学部の学務係にご相談ください。



取得希望資格	資格一覧
米	学芸員
米	社会教育主事
米	高等学校一種(国語)
米	高等学校一種(書道)
取得希望資格	高等学校一種(地歴)
米	高等学校一種(公民)
米	高等学校一種(理科)
米	高等学校一種(音楽)
米	高等学校一種(美術)
米	高等学校一種(保健)



○教職履修カルテ登録画面

教員免許状取得希望者は、4年次に開講される「教職実践演習」に使用する「教職履修カルテ」を作成する必要があります。教職履修カルテは教職・教科に関する科目の必修を対象とし、それぞれの科目で「学んだことと課題」と「自己評価」を入力します。

学部:教育学部
学籍番号:11111113
氏名:静岡 太郎
適用資格:小学校(一種)

内容を入力して確認ボタンをクリックしてください。
評価は成績が反映されます。(秀 100~90点 優 89~80点 良 79~70点 可 69~60点 不可 59~0点)
学んだことと課題は全角200文字以内で入力してください。
自己評価は教師になる上で次の5段階でどの程度役立ったか評価してください。
(1 とても不十分 2 不十分 3 どちらともいえない 4 役立った 5 大いに役立った)

授業の分類	授業科目名	単位	年度	教員名	評価	必要な能力の指標	学んだことと課題	自己評価
教職科目	教職入門	2	2010	教務 太郎	優	教員の役割、職務内容、子どもに対する責務の理解		
	教育原理	2	2010	教務 太郎	可	教育の理念、歴史、思想についての理論・知識の習得	教師としての立場や、教えることの楽しさ、魅力を感	
	教職実践演習	2	2010	教務 太郎	優	教職への意欲と態度、学習指導、児童の理解と生活指導	[教師のコメント]	

カルテの入力可能期間

《履修登録》

対象となる教職科目の履修が確定した時点からカルテの入力が可能になります。

《授業終了》

授業終了後速やかに学んだことと課題・自己評価欄を記入します。内容は当該授業の評価には影響しません。

《各年度末》

各科目のカルテは授業開講の年度内であれば修正可能です。締切り後はシステムからの編集ができません。

2) 学芸員資格(※昼間学生のみ取得可能)

(1) 学芸員資格取得希望者は社会学科の専門科目として開講されている所定の単位を取得する必要があります。特に古文書実習Ⅰもしくは考古学実習Ⅰを必ず履修する必要がありますので注意してください。詳しくは「Ⅲ 諸規則」の「7 学芸員資格取得に関する単位履修要領」をよく読んでください。

(2) 学芸員資格取得希望者は4年次にみなさんの出身都道府県で「博物館館務実習」を行わなければなりません。その手続きは3年次から以下の手順で行います。この手続きは対外的要因(実習を受け入れていただく博物館との関係など)を多く含んでいますので、期間や手続き方法などに間違いがないように細心の注意を払ってください。所定の手続きをふまないと「博物館館務実習」を行うことができなくなります。必要な情報は掲示板で知らせますので、掲示には特に注意をしてください。

実習の手続きは複数年度にまたがります。途中で休学する場合には事前に指導教員と人文社会科学部学務係の担当者とよく相談してください。

手 続 等 の 内 容	年次	時期
学芸員資格・博物館館務実習に関する説明会	3	10月
実習希望学生の学務係への登録	3	11月
実習希望学生の大学の指示に基づく博物館への内諾依頼	3	冬季休業中
内諾依頼結果の学務係への報告	3	2月
大学から実習予定館への委託手続き	3	2月以降
事前指導	4	6～7月
実習実施	4	夏季休業中
事後指導	4	10月

3) 社会調査士資格

(1) 資格の概要

社会学科では「**社会調査士**」資格を取得することができます。社会調査は、企業や行政における意思決定のための重要な手段となっています。この資格は、社会調査に関する基礎的な知識、技能を身につけた人に対して、「一般社団法人社会調査協会」によって認定されるものです。ただし、教職免許のように、この資格を取得しなければ就くことができない職種はありません。

(2) 手数料

卒業時に認定申請するための審査手数料として15,000円（3年次に「社会調査士（キャンディデイト）」の認定を受ける場合は、15,000円＋追加手数料5,000円＝20,000円）が必要です。

(3) 履修方法

希望者は、以下の要領で履修してください。ただし、他の資格科目（教職、学芸員資格）や専門科目と授業開講時間が重なる可能性があります。

1) 社会学科人間学コース社会学分野および2) または3) を除く他コース・他学科の学生の履修年次進行表

	前 期	後 期
1年次	C. 統計・データ解析Ⅰ（心理学統計法Ⅰ）（集中講義）	A. 社会調査入門
2年次	F. 質的調査法演習 E. 計量社会学演習*	B. 量的調査法演習Ⅰ G-1. 量的調査法演習Ⅱ D. 統計・データ解析Ⅱ（心理学統計法Ⅱ）
3年次	G-2. 量的調査法演習Ⅲ E. 計量社会学演習*	—

E. 計量社会学演習は隔年（西暦の偶数年）の前期に開講（2～4年生配当科目）。

注1) E科目とF科目は、どちらか一方を履修すればよい。

注2) 量的調査法演習Ⅰ,Ⅱ,Ⅲは、セットで登録・履修する。

注3) Fの「質的調査法演習」は、社会学コースのみ履修可。他コース・他学科の学生はEの「計量社会学演習」を履修すること。

注4) B、G-1、G-2の「量的調査法演習Ⅰ～Ⅲ」は、希望者が多い場合選考を行うことがあります。

2) 社会学科心理学コースの学生の履修年次進行表

	前 期	後 期
1 年次	C. 統計・データ解析 I (心理学統計法 I) (集中講義)	A. 社会調査入門
2 年次	—	B. 量的調査法演習 I G-1. 量的調査法演習 II D. 統計・データ解析 II (心理学統計法 II)
3 年次	E. 心理学研究法 II G-2. 量的調査法演習 III	—

3) 社会学科人間学コース文化人類学分野の学生の履修年次進行表

	前 期	後 期
1 年次	C. 統計・データ解析 I (心理学統計法 I) (集中講義)	A. 社会調査入門
2 年次	E. 計量社会学演習*	B. 文化人類学調査法 D. 統計・データ解析 II (心理学統計法 II)
3 年次	G. フィールドワーク実習 I E. 計量社会学演習*	G. フィールドワーク実習 II

E. 計量社会学演習は隔年（西暦の偶数年）の前期に開講（2～4年生担当科目）。

4) 公認心理師資格

P132～ 8 公認心理師資格取得に関する履修要領を参照。

5) 静岡大学防災マイスター称号制度

南海トラフ地震の想定域にある静岡大学では、防災総合センターを設立し、学生の防災力向上や防災に関する研究・地域連携に務めてきました。これまでも共通科目として「新入生セミナー（防災）」、学際科目「地震防災」、「地域社会と災害」等を提供してきましたが、十分体系的なものにはなっていませんでした。

先の阪神・淡路大震災、東日本大震災等を見ても分かるように、自然災害被害を減じるためには、ハード面のみならずソフト面の充実が欠かせず、教育機関が果たす役割は大きいものがあります。

そこで、本学では、2011年度より防災マイスター制度を立ち上げ、一定レベルの防災知識を備えた学生を養成して社会に送り出すこととしました。2018年までに99名が「静岡大学防災マイスター」の称号を得ました。

〈到達目標〉

静岡県でとりわけ危惧される南海トラフ地震をはじめとする自然災害に対する科学的な知識を有し、それに基づいて災害時に自己や他者の生命と災害後の生活を守る上で有用な最低限の防災知識・スキルを獲得すること。また教育学部にあつては、それを学校安全の推進に活用できる能力を獲得すること。

〈認定条件〉

- 必修科目 3 単位、選択必修科目 4 単位以上、選択科目 5 単位以上の合計12単位以上の取得
- 修了レポートの提出と合格

〈認定までの流れ〉

防災マイスター希望者へのガイダンスが4月上旬にあります。

- ① 「静岡大学防災マイスター授与にかかる単位取得計画書（様式1）」と申請者登録用紙の提出（4月中旬締切）
- ② 科目の履修（1～4年次）
- ③ レポート課題の発表（10月上旬）
- ④ 卒業年次に修了レポート提出（11月末締切）
- ⑤ 修了レポート返却（1月上旬）
- ⑥ 修了レポート再提出（指示がある者のみ・1月末締切）
- ⑦ 「静岡大学防災マイスター称号授与申請書（様式2）」の提出（2月末締切）
- ⑧ 認定証の授与（3月下旬）

注1：③～⑧は卒業年次の学生が対象となります。

注2：詳細は大学会館1階 防災総合センター事務室（対応時間は平日9：00～16：00）にお問い合わせください。

電話：054-238-4502 メールアドレス：meister.office.shiz@shizuoka.ac.jp

※防災マイスター称号取得の対象となる科目は、防災マイスター取得希望者ガイダンスで説明があります。

10 留学、進路変更など

1) 海外留学制度

(1) 大学への届出

留学を希望する者は指導教員と相談の上、学務係に「海外留学計画書」を提出しなければなりません。また、留学期間を終えようとする際には「海外留学報告書」を提出しなければなりません。

併せて、学務情報システムのeポートフォリオメニュー内にあるLiveノートから海外渡航届の登録をしなければなりません。

(2) 学籍上の取扱い

外国の大学、または各種学校で学修しようとする場合、①「休学しない留学」と②「休学する留学」という2つの方法があり、それぞれ以下のように取り扱いが異なります。

ア 休学しない留学

- ① 「留学願」を提出しなければなりません。
- ② 留学期間が在学期間に算入されます。
- ③ 留学期間中、静岡大学の授業料は納入しなければなりません。

イ 休学する留学

- ① 「休学願」を提出しなければなりません。

- ② 休学期間は在学期間に算入されません。
- ③ 休学期間、静岡大学の授業料を納入する必要はありません。
- ④ 休学を終えようとする際には復学願を提出しなければなりません。

(3) 留学に関する単位の認定について

具体的な単位の認定については、「Ⅲ 諸規則」の「8 「海外研修Ⅰ」「海外研修Ⅱ」「海外研修Ⅲ」「海外研修Ⅳ」「海外研修Ⅴ」の単位認定に関する要項」及び「9 他の大学等において修得した単位の認定に関する規程」をご確認ください。

(4) 部局間協定校留学プログラムについて

【部局間協定校一覧】

- ・ボン大学文学部（ドイツ）
- ・東華大学外国語学院（中国）
- ・国立政治大学社会科学学院（台湾）
- ・開南大学人文社会学院（台湾）
- ・ジャン・ムーラン・リヨン第3大学（フランス）
- ・アルカラ大学シスネロスカレッジ（スペイン）

詳しい内容は人文社会科学部学務係留学担当窓口までお問い合わせください。

(5) 大学間協定校留学プログラムについて

静岡大学国際連携推進機構までお問い合わせください。

静岡大学国際連携推進機構URL：<http://www.icsu.shizuoka.ac.jp/>

(6) 留学時の危機管理

「海外渡航の危機管理マニュアル」を確認してください。

（参照－国際連携推進機構HP

「安全な留学のために」：<http://www.icsu.shizuoka.ac.jp/japan/0311.htm>）

2) 転学部と転学科

静岡大学の他の学部に移ること（転学部）、人文社会科学部の他の学科に移ること（転学科）の制度があります。この制度では在学のまま転学部・転学科試験を受験できます。転学部と転学科を考える場合には、必ず指導教員もしくは教務委員とよく相談をしてください。転学部、転学科についての情報はすべて掲示で知らされます。転学部の場合は転学を希望する学部で掲示されます。掲示に十分注意してください。転学科については「Ⅲ 諸規則」の「21 転学科等に関する内規」を参照してください。

3) 他大学受験・転学

他の大学の入学試験を受ける場合、在学のまま入学試験を受けることができます。他大学受験を考える場合、指導教員と相談の上、人文社会科学部学務係に願い出て許可を受けてください。他の大学への編入学についても願い出て許可を受けてください。

4) 休学、退学など

(1) 退学

退学しようとするときは「退学願」を人文社会科学部学務係に提出してください。教授会の議を経て退学が許可されます。この願を提出するにあたっては、事前に指導教員とよく相談をしてください。退学願は原則としてそれを希望する期日の前月末までに、たとえば9月末をもって退学を希望する場合には8月末日までに、また3月末をもって退学を希望する場合には2月末日までに提出してください。

(2) 休学・復学

病気や怪我、その他特別な理由のために2か月以上修学できないとき、「休学願」を人文社会科学部学務係に提出してください。教授会の議を経て休学が許可されます。

病気・怪我の場合は医師の診断書を添付してください。休学は1年を超えることはできません。在籍中の休学は合計4年（3年次編入生は2年）を超えることはできません。休学期間は在学期間に含まれません。休学にあたっては、人文社会科学部学務係にて、休学に伴う修学上の問題（卒業進級が遅れる等）に関連した説明を受け、休学しなければならない事情について指導教員とよく相談してください。また、教員免許、学芸員資格の取得を希望している人は複数年度にまたがる手続きがありますので、休学をする場合には特に注意をしてください。休学した後、復学する場合には「復学願」を人文社会科学部学務係に提出してください。教授会の議を経て復学が許可されます。なお、休学、復学の願はそれを希望する期日の前々月末末日までに、たとえば、後学期（10月1日）からの休学・復学を希望する場合には8月末日までに、また次年度前学期（4月1日）からの休学・復学を希望する場合には2月末日までに提出してください。提出期日に遅れると希望する日からの休学・復学が認められない場合があります。

卒業論文以外の授業科目については、開講される学期を通じて（半期科目は6ヶ月、通年科目は12ヶ月）在学していなければその科目の単位を修得することはできません。

卒業論文については、提出期限日を含む月の1日付での復学で単位を修得できる場合があります。

(3) 留学

休学しないで留学をする学生は「留学願」を人文社会科学部学務係に提出してください。教授会の議を経て留学が許可されます。留学期間は在学期間に含まれます。

なお、大学以外の教育機関への留学、海外インターンシップ等の場合は留学願が不要となります。また、2ヶ月未満の留学の場合も留学願を省略できる場合があります。これらに該当する場合は、外国留学等計画書のみを提出してください。

各種提出書類が不要または省略可能な場合でも、学務情報システムのLiveノートから海外渡航届の登録を行ってください。

(4) 在籍期間

休学期間を除く在籍期間は8年（3年次編入生は4年）を超えることはできません。

ただし、常勤の職業を有する夜間主学生等については、長期履修制度の利用が可能な場合があります。

(5) 海外渡航届

留学等の他、私事渡航の場合も含め、学生が海外へ渡航しようとするときは、学務情報システム

のeポートフォリオメニュー内にあるLiveノートから、海外渡航届の登録を行ってください。また、本学が提供する安全に関する情報または指針等を理解し、渡航中にトラブルに遭わないよう十分に注意してください。

(参照－国際連携推進機構HP

「安全な留学のために」：<http://www.icsu.shizuoka.ac.jp/japan/0311.htm>)

1 1 就職支援について

1) 就職・進学支援体制

人文社会科学部では、就職を希望する学生の活動を援助するために就職委員会を置き、また、**就職・進学支援のための「キャリア支援室」**を設けてあります。また**学務部就職支援室の就職情報資料室**(共通教育A棟3階)でも全学に関わる就職資料を備え、就職活動の相談に応じています。

(1) キャリアサポート委員会

人文社会科学部各学科の教員1名、計4名で構成し、求人企業との情報交換や学生の就職についての指導助言、学部での就職支援プログラムの企画を行っています。

(2) 就職・進学支援「キャリア支援室」(共通教育L棟0階)

就職・進学支援「キャリア支援室」では、求人票の掲示、他大学大学院の募集要項、各企業からのパンフレット及び就職に関する情報誌などを常時整理し、保管してあります。これらは随時閲覧することができます。

(3) 就職支援課での就職相談

資格を持ったキャリアカウンセラーが就職や進路のことに対して個別に相談にのってくれます。開室時間等は大学のホームページや掲示で確認しましょう。

2) 就職活動と大学の支援

就職活動は大学に入学したその日から始まっているといつてよいでしょう。

つまり、1年次から自分が興味関心のあることに積極的に取り組んだり、社会の中にはどのような仕事があるのかアンテナを張っておくことが大切です。3年次になると学内就職ガイダンスへの参加、就職に備えた自己分析、業界研究・企業研究、就職情報サイトへの登録や企業へのエントリーなど、徐々に本格的な就職活動が始まります。自分が応募を希望する企業へアプローチするためには、企業説明会への参加や応募書類の作成が必要不可欠です。企業研究をしっかりと行なった上で、希望する企業が指定しているエントリーシートや大学の履歴書を記入し、企業へ提出します。その後、筆記試験や面接試験を経て、採用が決まれば内定の通知が送られてきます。

国家試験や公務員試験、その他の資格試験を受けようとする場合には、試験の期日を確認した上で、早期に試験勉強に取り組まねばなりません。また資格を取得しようとする場合も、それがどれだけ社会的に通用するかも調べる必要があります。資格さえあれば就職できるものではありません。

また最近では公務員試験でも、筆記だけでなく面接評価のウエイトが高くなっており、自分の個性や能力を適切にアピールすることが大切です。そのためには相手の話をよく聞き正確に理解し、自分のことを相手に伝えるコミュニケーション能力・プレゼンテーション能力を身につけておかねばなりません。

これには、人文社会科学部各学科主催の学生研究発表会での活動が役立っています。

これらの能力は大学の授業だけでは身につけられません。大学生活のすべてにおいて、日常的に努力しておくことが求められます。大学は、将来、社会のリーダーとなる人材を養成しています。社会人として役立つものの考え方や知識を身につけることが、来るべき就職戦線を勝ち抜くための必要不可欠な条件であると言えます。そのためには、「自分はどんなことが出来るのか、どのように社会に貢献したいのか」ということを、1年の段階から考え始めておくべきです。

人文社会科学部では、民間企業や行政などで就業体験を行なうインターンシップに参加した学生については、単位の修得も可能になっています。5日から2週間程度の短期ですが、実際に職場に行き働いてみる、企業や行政の人から仕事について現場で教えてもらうという体験は、就職活動でおいに役立っています。

就職活動にあたっては、先に紹介した全学の就職情報資料室や人文社会科学部キャリア支援室を活用してください。また就職支援課には就職指導の専門員が配置されており、随時、就職相談に応じています。人文社会科学部の各学科にも就職担当教員（キャリアサポート委員会委員）がおり、いつでも就職相談にのってくれます。

さらに、就職ガイダンスを随時開催するほか、公務員試験対策、県内外の企業の採用担当者による合同企業説明会などを行っています。そのほか、履歴書やエントリーシートの書き方、模擬適性試験の実施、面接試験の受け方など具体的な就職活動支援を全学あげて取り組んでいます。就職支援活動の詳細はポスター等で伝えますので、掲示板やホームページを注意して見てください。

大学には静大生を積極的に採用したいと考える企業からの多くの求人情報が寄せられています。ぜひ、キャリア支援教育や就職相談等を通じて、企業の実態に詳しい講師や相談員の指導のもと視野を広げてください。

早くから目的意識をもって学び、真剣に就職活動に取り組む学生を社会は求めています。就職活動の主役はあくまでも学生のみなさんです。大学は入ればよいというものではなく、将来についてもしっかり目標を立て、悔いのない学生生活をおくってください。

1 2 快適な大学生活のために

1) 喫煙について

喫煙はひとつの嗜好ですが健康に害があります。受動喫煙（タバコの煙が流れることで、強制的に煙を吸わされてしまうこと）には、喫煙自体を上回る害があります。特に呼吸器疾患をもつ人にとっては、受動喫煙を余儀なくされることは、命を脅かされるに等しいことです。そこで愛煙家には自らの健康のためにできる限り喫煙を控えることを勧めるとともに人文社会科学部としても非喫煙者の受動喫煙を徹底的に防止する対策をとります。

なお、本学は「敷地内禁煙」です。これには加熱式たばこも含まれます。キャンパス外の路上や店舗等においても、周辺の迷惑となる喫煙は絶対にやめてください。

2) 交通規制と交通安全

大学構内には許可車両以外は乗り入れできません。学内から交通事故や騒音を排除するために、別に定める「Ⅲ 諸規則」の「38 静岡大学大谷地区構内交通規制要項」および「同運用方針」に従って、構内交通規制を行っているので遵守してください。二輪車は指定された駐輪場に置いてください。これらのルールは授業のない時間帯でも同様です。

また人文社会科学部では人文社会科学部棟裏側の道路についても急斜面で危険なため乗り入れ、駐停車を厳重に規制しています。

なお、夜間主コースの学生の通学用車両については、別に定めるルールがあります。ガイダンスでも説明をします。

また、学外における交通事故も増加の一途をたどっており、交通安全についてみなさん一人一人の自覚・自重が強く望まれます。事故を起こした場合には必ず人文社会科学部学務係に連絡し、指導教員に相談してください。

3) 静岡大学人文社会科学部学生厚生会

この会は、人文社会科学部学生の福利厚生に関する事業の援助を図ることを目的として設立された学生のみなさんための組織です。学生厚生会ではおもに次の事業を行っています。

- ① 福利厚生施設の改善および拡充に関すること。
- ② 就職活動への援助。
- ③ 教育実習等への援助。
- ④ 広報活動等への援助。
- ⑤ 保護者懇談会に関する援助。
- ⑥ 学生研究発表会や新入生歓迎会などの各学科における企画、運営。
- ⑦ 卒業祝賀会に関する援助。

学生厚生会の予算は、みなさんが入学時に納入くださいました「学生厚生会費」でまかなわれています。また会の運営は学生の代表と教職員の代表による合議で行われます。

4) 東海地震に備えて

静岡県は、大規模な地震が発生するおそれがあるとして地震防災対策強化地域に指定されています。東日本大震災に劣らない大地震に襲われる危険性も十分に考えられます。従って、学生の皆さんは常日頃からいつ起こるかもしれない地震に対する心構えを持ってください。

地震発生時あるいは発生の危険が高まった場合には、次のように行動してください。また、年1回（例

年5月)に実施する防災訓練には積極的に参加するようにしてください。

〈学内にいる場合〉

* 人文社会科学部指定避難場所

人文社会科学部棟避難場所 … 人文社会科学部大講義室北側空き地

共通教育棟避難場所 … サッカー・ラグビー場、夜間主学生は共通L棟正面口広場

⇒地図で確認しよう！(219ページ)

(1) 急に大規模な地震が発生した場合

- ① 一斉放送または各教員の指示・誘導に基づき、一時机の下などの安全な場所に身を隠した後、直ちに人文社会科学部指定避難場所に一時避難してください。
- ② **人文社会科学部緊急地震対策本部により津波および交通機関の状況等を確認し安全であると判断されない限り、教職員の指示に基づき学内の安全な場所で待機してください。**人文社会科学部緊急地震対策本部が安全と判断し、帰宅するよう指示した場合は、帰宅先を学務係職員に報告した後に帰宅してください。

(2) 東海地震注意情報・警戒宣言が発令された場合

- ① 授業中の場合は、直ちに授業が中断されます。教員の指示に基づき人文社会科学部指定避難場所に一時避難してください。勝手に帰宅してはいけません。
- ② 地震が発生した場合は、地震、津波および交通機関の状況等を確認し安全であると判断されない限りは引き続き安全な場所で待機してください。人文社会科学部緊急地震対策本部が安全と判断し、帰宅するよう指示した場合は、帰宅先を学務係職員に報告した後に帰宅してください。

(3) 大津波警報が発令された場合

教職員の指示に基づき、高台等の津波から安全な場所に避難してください。特に共通教育棟付近にいる場合は、状況に応じて避難場所を変更し、より安全な場所に避難してください。

〈自宅・アパート・寮などにいる場合〉

(1) 急に大規模な地震が発生した場合

津波の危険が想定される地域に居住している場合は、速やかに高台等に避難してください。普段から避難できる場所を確認しておくようにしてください。東海地震による津波は5分程度で到達します。着替え・化粧などは極力省略し、コート、財布、携帯電話程度を携行して速やかに避難してください。

すぐに津波がこない場合も、報道機関の情報などで安全を確認してから帰宅してください。津波は繰り返します。第2波、第3波の規模の方が大きいこともあります。

火災の危険もあります。周囲の状況をよく確認して逃げ遅れることの無いようにしてください。

(2) 東海地震注意情報、警戒宣言、大津波警報が発令された場合

速やかに火気を消して、あらかじめ決めていた避難場所に避難してください。報道機関の情報を注意し、安全が確認されてから帰宅するようにしてください。

みなさん、あらかじめ居住地区の避難場所を確認しておきましょう。

〈登下校中やアルバイトなどで出先にいる場合〉

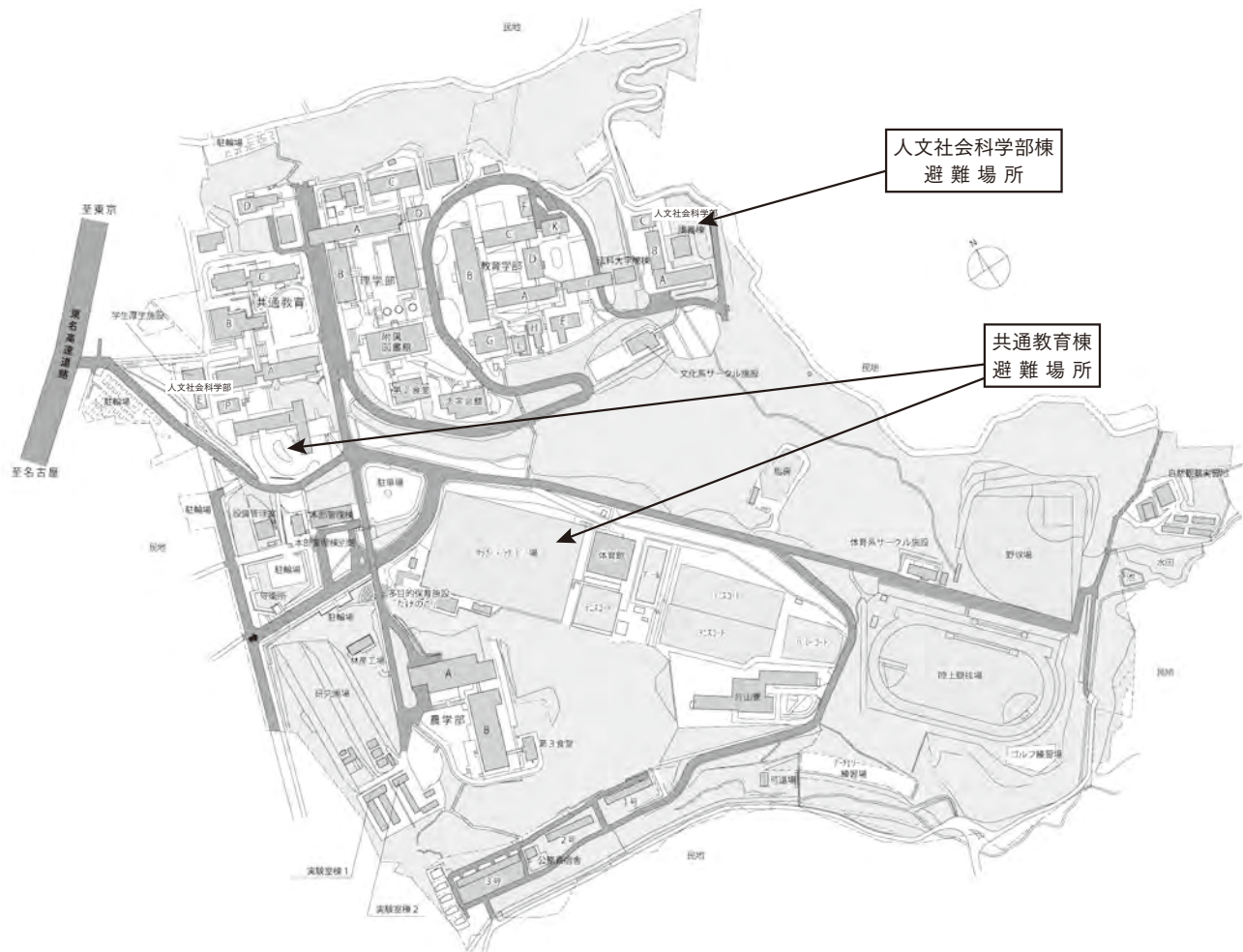
津波に危険性がある場所にいる場合は、速やかに近隣の高台や高層ビルの上層階に避難してください。標高が高いなど津波の危険性が無い場所にいる場合は、広場などのより安全な場所に避難してください。報道機関の情報などにより安全が確認されてから帰宅するようにしてください。

日常的に、どこにいたらどこに避難するのか、イメージトレーニングしておくように心がけましょう。

*** いずれの場合も、大学から安否確認のメールが来たときは、速やかに安否を登録してください。**

◎ 人文社会科学部棟受講学生避難場所案内

◎ 共通教育棟受講学生避難場所案内



V 人文社会科学部のあゆみ

静岡大学の創立 静岡大学が戦後の学制改革にもとづく新制大学の一つとして設立されたのは1949（昭和24）年6月1日であった。基盤となったのは旧制静岡高等学校、浜松工業専門学校、静岡第一師範学校、静岡第二師範学校（浜松市）、静岡青年師範学校（島田市）の5校であり、大学学部構成は文理・工・教育の3学部であった。その後1951（昭和26）年3月には、県立農科大学（磐田市）が国立に移管されて農学部となり、また1953（昭和28）年8月には、工業短期大学部（浜松市）、1955（昭和30）年7月には、法経短期大学部が併設されて、静岡大学は4学部、2短期大学部を有する総合大学に発展した。

旧制静岡高等学校 文理学部の母体は、旧制の静岡高等学校である。この旧制静岡高等学校は1922（大正11）年8月24日、官立の第22番目の高等学校として、当時の静岡市北郊安東村（現在の静岡市大岩本町29番1号）に静岡市の寄付した2万坪の土地を敷地として設立されたものである。以来同校は、大学昇格に伴う廃校に至るまで、26回、4,500余名の卒業生（26回は1年にて修了）を世に送った。

文理学部の組織 文理学部は旧制静岡高等学校の有形無形の伝統を受けついで設立され、人文科100名、理科甲類60名、同乙類40名の学制定員で発足した。人文科は哲学、史学、国文学、英文学、独文学、法學政治学、経済学の8専攻、理科甲類は数学、物理学、化学、生物学、地学の5専攻のほか、医学進学課程（20名）を含み、同乙類は工学部に進む学生の課程であった。医学進学課程は1953（昭和28）年4月に廃止され、その定員20名は理科専攻課程に繰入れられた。又、乙類は1959（昭和34）年4月に廃止された。

1955（昭和30）年人文科は、8専攻のうち初めの6専攻を文学科、残りの2専攻を法経学科へ改組し、1957（昭和32）年4月から志望別に入学させることになった。1958（昭和33）年4月人文科の学生定員が10名減の90名となった。

文理学部の改組 文理学部はこのような多くの専攻課程を擁して広範な研究と教育活動を行ってきたが、文理学部の組織と設備とは、それぞれの専門的学術の研究教育には不十分であり、地域社会の要望に応えるためには、是非ともこれを発展的に改組して、新しい学部編成しなおす必要があった。そこで数年をかけて文理学部改組の運動がつづけられた結果、1965（昭和40）年4月をもって、これを人文学部と理工学部に改組し、別に前期2年の教養課程教育のため教養部を設置することになったのである。

この間、文理学部は着々と教育の成果をあげ、1968（昭和43）年までに16回、約2,100名の卒業生を世に送ったのである。

人文学部の組織と大谷移転 人文学部は、発足当初、人文学科（哲学、日本史学、外国史学、国文学、英文学、独文学、仏文学の7専攻）60名、法経学科（法学、経済学の2専攻）100名であったが、その後学生定員は、しだいに増加し、それとともに教育研究体制も改善されてきた。

大学の大谷（片山）地区への移転にともない、人文学部の建物（現在の共通L棟）は1968（昭和43）年6月に完成、学部移転はその年の夏に行われ、9月より開講した。その後1981（昭和56）年4月に大谷キャンパス高台に鉄筋コンクリート6階の現校舎が竣工し、移転開講した。

専攻科の設置 1971（昭和46）年4月、人文学専攻科が設置された。

法経学科の改組 1978（昭和53）年4月、法経学科（法学専攻、経済学専攻）を改組して法学科及び経済学科とし、学生定員は各々110名となった。学士号は法経学科の社会科学士から、改組に伴い法学科の法学士、経済学科の経済学士に変更された。

1982（昭和57）年4月に経済学科に経済理論、財政金融の2大学科目が設置され、定員が130名となった。

1987（昭和62）年4月、経済学科の入学定員は142名（臨時増募12名を含む）、法学科の入学定員は140名（臨時増募30名を含む）となった。1992（平成4）年4月、経済学科の入学定員は157名（臨時増募12名を含む）となった。

1993（平成5）年4月に2大学科目が増設され、経済理論、財政金融、比較政策、経営情報の4大学科目となった。

人文学科の構成 1979（昭和54）年4月、人文学科に履修上の区分として系を置き、各系に、履修コースを設けた。これに伴い従来の哲学（心理学を含む）、日本史学（考古学）、東洋史学、西洋史学、国文学（中国文学を含む）、英文学、独文学、仏文学の8専攻はそれぞれ「哲学系」哲学・心理学、「史学系」日本史学・考古学、東洋史学、西洋史学、「文学系」国文学（中国文学を含む）、英米文学、独文学、仏文学の3

系列8履修コースとなった。

1982(昭57)年4月、社会学科の新設に伴い、人文学科の学生定員が80名となり、履修コースは日本史学(日本考古学を含む)、東洋史学、西洋史学、国文学(中国文学を含む)、英米文学、独文学、仏文学の7コースとなった。

1987(昭62)年4月、人文学科の入学定員は100名(臨時増募20名を含む)となった。

なお、1990(平2)年4月より国文学(中国文学を含む)コースが、日本文学コースと中国文学コースに分かれ8コースとなった。

1991(平3)年4月、人文学科の入学定員は、115名(臨時増募20名を含む)となり、比較言語文化コースが新しく設けられ9履修コースとなった。

社会学科の新設 1982(昭57)年4月、社会思想、社会学、人類考古学の3大学科目で構成する定員40名の社会学科が新設された。なお、1987(昭62)年4月より入学定員は50名(臨時増募10名を含む)となった。

1991(平3)年4月より入学定員は65名(臨時増募10名を含む)となった。

社会学科の改組 1992(平4)年4月、社会学科には、人間学、社会学、文化人類学、歴史学の4大学科目が設置された。学生定員は、95名(臨時増募20名を含む)となった。

法学科の改組 1988(昭63)年4月、法学科が改組され、公法、民事法、社会法、法政理論の4大学科目となった。入学定員は140名(臨時増募30名を含む)となった。

言語文化学科の構成 1992(平4)年4月、人文学科の史学系を社会学科に移し、文学系を言語文化学科に改組した。履修コースは、日本・アジア言語文化コース、欧米言語文化コース、比較言語文化コースの3コースを設けた。学生定員は85名(臨時増募10名を含む)となった。

大学院法学研究科の設置 1991(平3)年4月、修士課程大学院としての法学研究科(政策・経営法務専攻 入学定員6名)が設置された。

法学科及び経済学科夜間主コースの設置 1995(平7)年10月、法学科及び経済学科に夜間主コース(入学定員各40名)が設置された。

大学院人文社会科学研究科の設置 1997(平9)年4月、大学院法学研究科及び人文学専攻科を廃止して、人文学部の4学科全体の修士課程大学院として人文社会科学研究科(比較地域文化専攻 入学定員12名・法律経済専攻17名)が設置された。

こころの相談室の設置 2000(平成12)年5月、静岡大学の教育研究の施設として設置された。一般の方々を対象に子供の問題、心の問題、対人関係の問題について人文学部教員(臨床心理学専門)及び教育学部教員(臨床心理学、発達心理学専門)が対応する。

大学院人文社会科学研究科臨床人間科学専攻の設置 2003(平成15)年4月、大学院人文社会科学研究科比較地域文化専攻を改組して、新たに臨床人間科学専攻(入学定員11名)を設け、併せて比較地域文化専攻(入学定員10名)の研究指導分野の改組を行った。

法科大学院の設置に伴う法学科および大学院人文社会科学研究科の改組

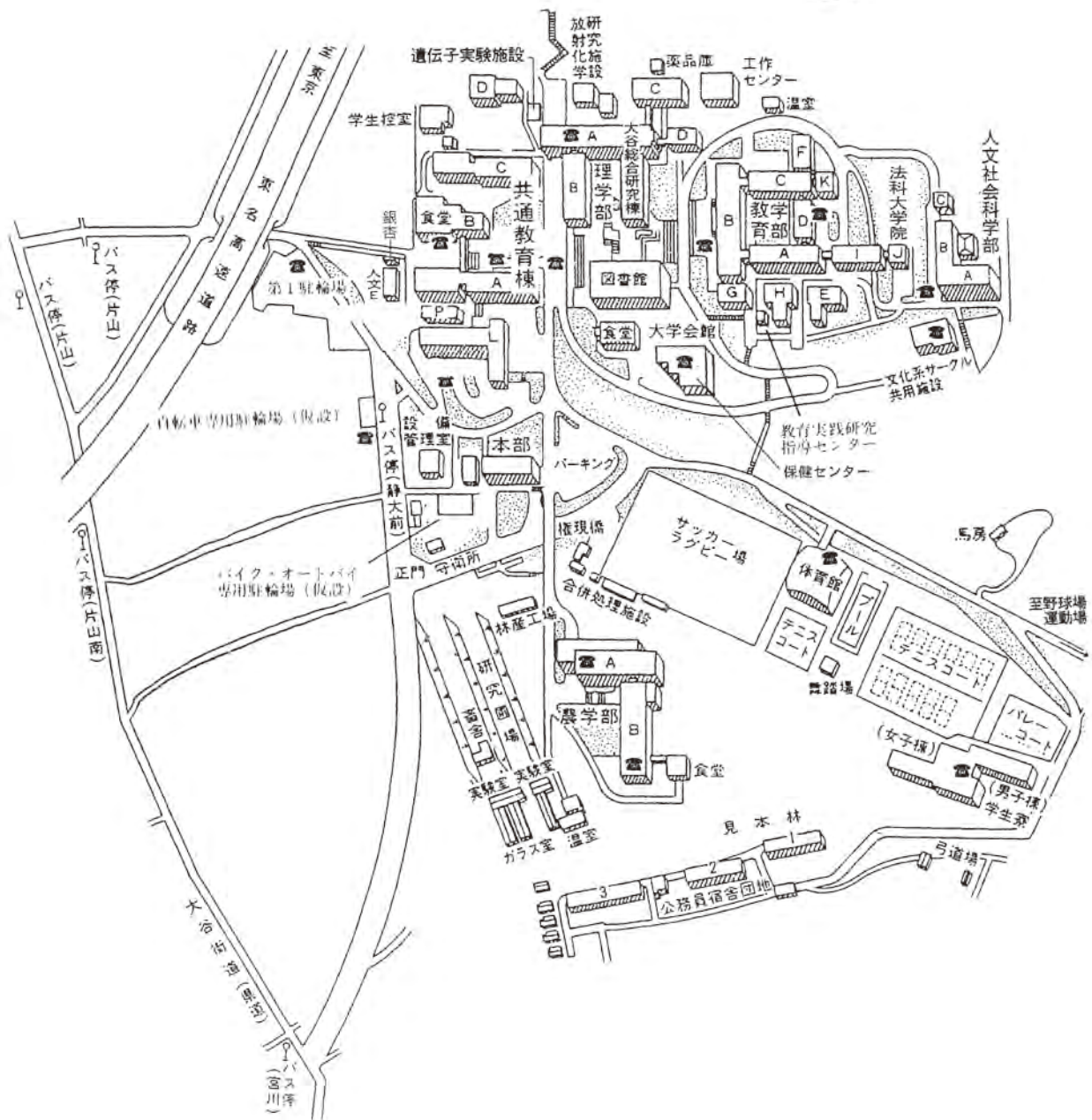
2005(平成17)年4月、大学院法務研究科(法科大学院)の設置に伴い、法学科の入学定員は昼80名、夜間主コース30名となり、大学院人文社会科学研究科法律経済専攻を改組して経済専攻(入学定員10名)とした。

VII 付 録

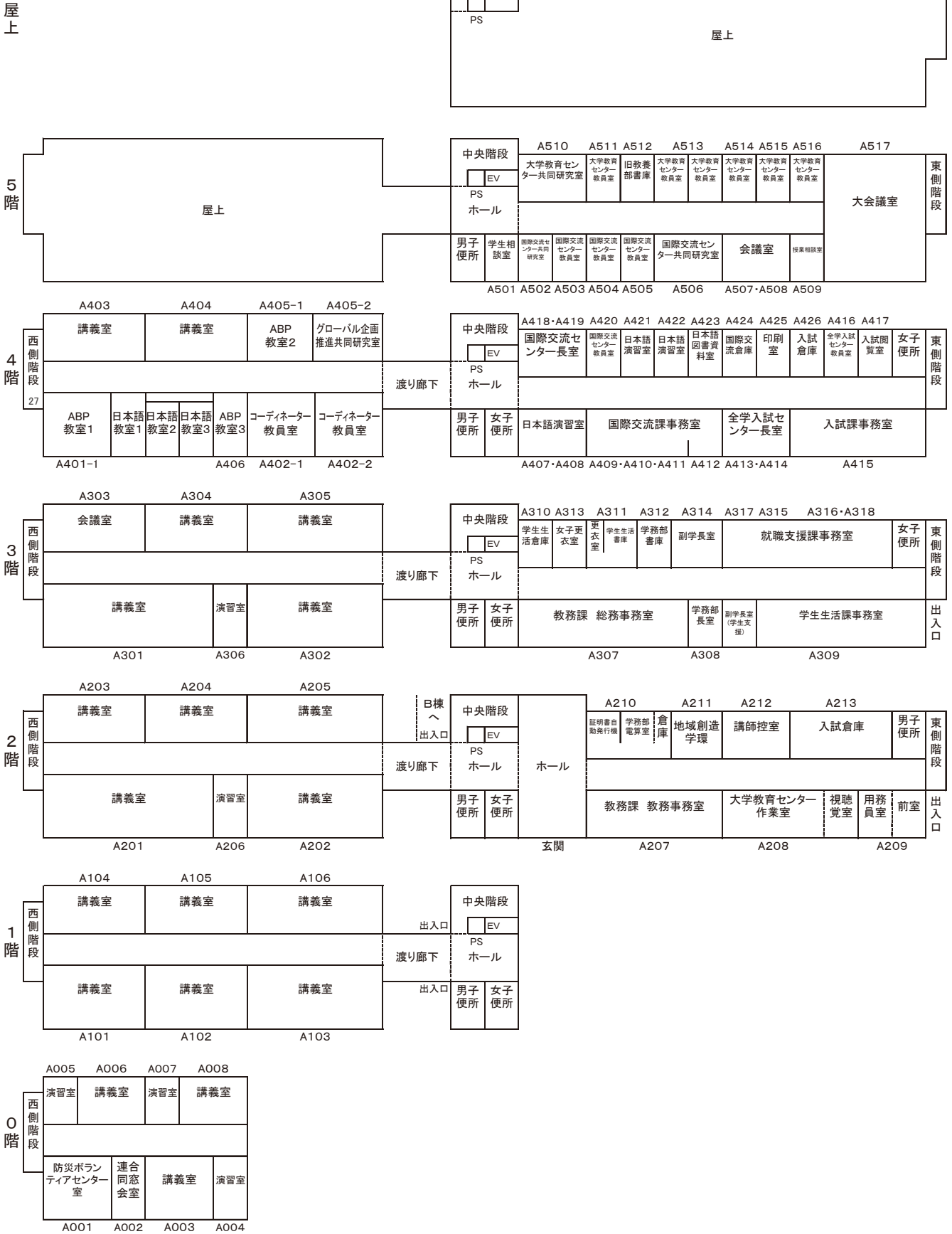
- 1 静岡地区建物配置図（静岡キャンパス）
- 2 人文社会科学部 A、B、C棟 平面図
- 3 共通教育 A、B、L、P棟、
人文社会科学部 E棟 平面図
法科大学院棟

静岡地区建物配置図（静岡キャンパス）

静岡大学静岡地区（静岡キャンパス）
〒422-8529 静岡市駿河区大谷 8 3 6
人文社会科学部 附属図書館
教育学部 本部
理学部 保健センター
農学部



共通教育 A 棟 平面図



共 通 教 育 B 棟 平 面 図

5
階



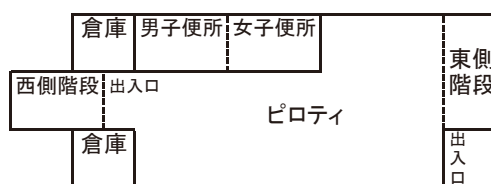
4
階



3
階

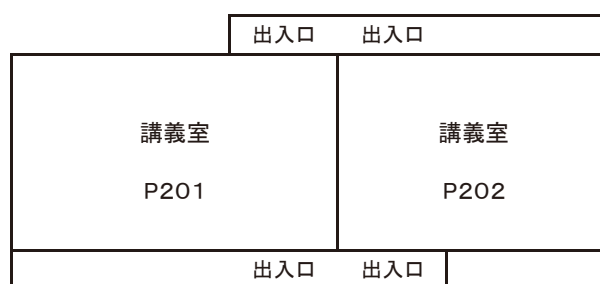


2
階



共 通 教 育 P 棟 平 面 図

2
階



1
階

